



平成23年 第8回定例会

会 議 録

(平成23年9月2日～9月30日)

枕 崎 市 議 会

平成 23 年
枕崎市議会第 8 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 29 日間（9 月 2 日～9 月 30 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
9 月 2 日（金）	本会議		前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第25号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算及び決算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第26号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告（日程第27号、28号） 14 散 会
9 月 3 日（土）	休 会			
9 月 4 日（日）	休 会			
9 月 5 日（月）	本会議		前 9：28	1 再 開 2 一般質問（5名） 3 散 会
9 月 6 日（火）	本会議		前 9：30	1 再 開 2 一般質問（5名） 3 散 会
9 月 7 日（水）	本会議		前 9：29	1 再 開 2 一般質問（1名） 3 散 会
		委員会	前 10：20	1 総務文教委員会
9 月 8 日（木）	休 会	委員会	前 9：25	1 産業厚生委員会
9 月 9 日（金）	休 会	委員会	前 9：28	1 予算及び決算特別委員会（補正）

9月10日(土)	休 会			
9月11日(日)	休 会			
9月12日(月)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月13日(火)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月14日(水)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月15日(木)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月16日(金)	休 会			
9月17日(土)	休 会			
9月18日(日)	休 会			
9月19日(月)	休 会			
9月20日(火)	休 会			
9月21日(水)	休 会			
9月22日(木)	休 会			
9月23日(金)	休 会			
9月24日(土)	休 会			
9月25日(日)	休 会			
9月26日(月)	休 会			
9月27日(火)	休 会	委員会	前 9:21	1 議会運営委員会
9月28日(水)	休 会			
9月29日(木)	休 会			

9月30日(金)	本会議		前 9:30	<ul style="list-style-type: none"> 1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第5号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第6号-第8号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号-第22号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第23号-第24号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 継続調査申し出について 15 閉 会
		委員会	前 8:54	<ul style="list-style-type: none"> 1 予算及び決算特別委員会

本 会 議 第 1 日

(平成23年9月2日)

平成23年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第1号）

平成23年9月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	45	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予算及 び決算 特別委
5	46	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	47	平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	48	平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	49	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
9	50	平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	51	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	52	枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
12	53	土地の処分について	総 文
13	54	市有財産の無償譲渡について	〃
14	55	訴えの提起について	産 厚
15	認1	平成22年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	予算及 び決算 特別委
16	認2	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
17	認3	平成22年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算	〃

18	認4	平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	予算及び決算特別委
19	認5	平成22年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
20	認6	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
21	認7	平成22年度枕崎市立病院事業決算	〃
22	認8	平成22年度枕崎市水道事業決算	〃
23	陳1	馬追川浄化に関する陳情	産 厚
24	陳2	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情	総 文
25	陳3	川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出を求める陳情	〃
26	56	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
27	報4	健全化判断比率について	
28	報5	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 今 門 求 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長
山 口 太 行政係主査

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長
石 場 博 和 行政係主任

午前 9 時30分 開議

○**依積田義信議長** 平成23年第 8 回定例会が本日招集されましたが、出席議員15人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第 1 号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、7 番禰占通男議員、10 番畠野宏之議員を指名いたします。

次に、日程第 2 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月30日までの29日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第 3 号諸般の報告をいたします。

監査委員から、6 月執行の平成22年度 5 月分、平成23年度 5 月分及び 7 月執行の 6 月分の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成23年第 5 回定例会以後の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第 4 号から第25号までの22件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算 6 件、条例 2 件、土地の処分について 1 件、市有財産の無償譲渡について 1 件、訴えの提起について 1 件、人事案件 1 件、決算 8 件及び報告事項 2 件の計22件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く19件について、説明を申し上げます。

まず、議案第45号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億5, 190万円を追加し、予算総額を103億4, 360万円にしようとするものです。

債務負担行為の補正は、臨空工業団地造成地取得事業の変更によるものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業債の追加及び臨時財政対策債の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、財政調整基金及び減債基金の積立、国民健康保険特別会計繰出金、プレミアム付き商品券発行事業補助、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧費、臨空工業団地取得事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていた

だきます。

次に、議案第46号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ410万9,000円を追加し、予算総額を42億0,565万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、償還金及び還付加算金並びに繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰入金の増及び国庫支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第47号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ356万2,000円を追加し、予算総額を2億8,188万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金の増額であります。

以上の財源として、諸収入及び繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第48号平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,885万6,000円を追加し、予算総額を21億2,171万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護給付費準備基金積立金、第1号被保険者保険料還付金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び介護給付費準備基金繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第49号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,431万3,000円を減額し、予算総額を8億0,802万4,000円にしようとするものです。

債務負担行為の補正は、終末処理場水処理設備工事の変更に伴うものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費等の増額、国庫補助内示額減額に伴う管路施設工事、終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定事業の減額などです。

以上の財源として、繰越金の増、国庫支出金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第50号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動等による給与費及び新病棟消耗品等購入費の増額並びに看護師委託料等の減額に伴い、医業費用を47万円追加し、平成22年度許可債借入額確定による企業債利息の減額に伴い、医業外費用を39万3,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、長寿社会づくりソフト事業費交付金事業に係る往診車等購入費の追加及び医療機器更新事業費の減額に伴い、収入を750万円減額するとともに、支出を1,350万円減額し、収入額が支出額に対し不足する3,521万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第51号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例措置等の延長及び市税に係る不申告等に関する過料の見直しを行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第52号枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

きましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を改めるほか、関係条例の条文整理をしようとするものです。

次の、議案第53号土地の処分について及び議案第54号市有財産の無償譲渡につきましては、互いに関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらは、平成21年4月に民営化した枕崎市養護老人ホーム妙見の里の土地及び建物について、土地については引受法人に処分し、また、建物については引受法人に無償譲渡するため、土地の処分については地方自治法第96条第1項第8号並びに枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、建物の無償譲渡については地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、それぞれ議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第55号訴えの提起について申し上げます。

本件につきましては、原告枕崎市が平成5年に県単農業農村整備事業塔切地区事業用地として買い受け、水路を設置した土地2筆の一部について、分筆及び登記が未了のうちに、水路部分を含めそれぞれ1筆全部について被告名義に移転登記がなされたことを受けて、市としては、これまで水路部分について分筆及び移転登記を求めてきたものの、被告はこれに応じないことから、被告に対し、これらの土地について、所有権移転登記手続をせよとの判決を求める訴えを提起したので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得ようとするものです。なお、認定事項第1号平成22年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成22年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成22年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第7号平成22年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第8号平成22年度枕崎市水道事業決算についても、それぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第8号平成22年度枕崎市水道事業決算については、利益剰余金処分計算書案もあわせて提出してございます。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○15番牧信利議員 議案第45号と55号にかかわる訴えの提起というのが第55号で、その予算が補正予算で出されております。桜山東町498番地、同499番地の1、これについて、今、市長も提案理由の説明で述べておられますが、平成5年7月5日に市が購入したと。しかし、枕崎市への分筆及び移転登記を求めるが、被告はこれに応じない。これが提案の理由です。

市民の個人を相手に、市が裁判を起こすというような、これは異例のことですね。しかも、この土地に関する登記については、平成5年7月5日に市が購入したにもかかわらず、_____氏が購入した平成11年まで、何らの登記手続もなされていない。これは、まさに行政の怠慢と言わなければならないと思います。なぜ、この長期化にわたって登記をしなかったのか、それをまず、明らかにしていただきたい。そして、この行政の怠慢について、市長はどのような認識を持っているのかと。いいことだと考えているのか。悪かったという気持ちがあるのか、これをはっきりお答えいただきたい。

それから、市長は、この当該係争の土地にかかわる現場について、現地を見たことがあるのかどうか。また、_____氏とこの問題で直接会って話したことがあるのか。

以上、この点をまずお尋ねします。

○依積田義信議長 農政課長。（「市長に尋ねているんですよ、市長に」と言う者あり）（「市

長が提案したんだから、市長に尋ねている」と言う者あり)

○神園征市長 平成11年まで登記が行われなかった、その経緯につきましては農政課長のほうが詳しいので、農政課長から後もって説明させます。

怠慢に対して、どう思うかということですが、これは行政としてはミスであったと、こう思っております。そのときに、すぐに登記ができればよかったです、農政課長からどういう理由で、それがすぐになされなかったかということについては説明があると思いますが、総体として申せば、当時行われておればよかったです、こう思っております。

現地を見たかということにつきましては、あります。____氏とは話をしたことはありません。

○真茅学農政課長 平成5年当時、分筆登記をしなかった理由、されなかった理由でございますけれども、桜山東町499番の1の登記名義人の相続人が実際の土地所有者と異なっていたため、登記承諾を得ることが困難であったこと。それから当時は各課で登記事務を行っており、耕地課においては登記事務に精通した職員がいなかったためであります。

なお、平成8年7月より機構改革により、登記事務の一本化がなされ、当時の都市整備課用地町名係で業務がなされるようになっております。

また、平成5年は未曾有の耕地災害が発生した年でありまして、その多忙さから登記事務が取り残されたことが理由の一つになっております。いかなる理由があれ、登記を怠ったのは市の責任でありますので、お詫びを申し上げたいと思います。

○15番牧信利議員 こんな簡単な問題をです、裁判にまでかける必要があるんですか。行政が怠慢ですよ。今、農政課長が言ったが、そういう登記手続に詳しくなかったと。しかし、____

氏はですよ、購入後直ちに登記をしているんですよ。一市民が、全くの素人がすぐできることを平成5年から11年まで放置したんですよ。これ、怠慢以外にないわけですよ。これに対して、これをやっておればこんなトラブルは起こらなかったわけですよ、市長。

つまり、行政がみずからやるべき業務をきちっとやらなかったということについては、きちんと謝るべきじゃないかと思うのです。

ですから、第1点は謝る気があるのかどうか。それを明確にさせていただきたいと思います。

第2点、一市民を相手に裁判を起こす。これは極めて重大な問題だし、行政としてはできるだけそういう行為は取らないというのが、私は普通の市政だと思うんですね。ところが、そういう点では、神園市長自身が過去においても、相手が大きなところ、こういうところは目をつぶってきたじゃないですか。平成16年12月以来、私は永江養豚の前、火之神住宅に通ずる道路の側溝の上に、永江養豚の事務所の前ですが、ここにコンテナが側溝の上に設置された。どういうことかと、ただしたことがあります。これは、平成15年9月、当局が修正をしてそのコンテナが市の施設である側溝の上に設置されたわけです。ところが、修正したからそれはもう、土地所有者のものとなっているわけですね。これに対して、市長は何と言ったか。この御質問をいただいて、初めてこれを知ったというのが事実です。決裁に当たって、具体的な説明は受けておりませんでしたと、こういうことですよ。みずから決裁しながら、その中身を知らなかったというのが、この永江養豚の前の道路側溝を市の所有から民間の所有に移した理由なんですよ。これは、地籍で明確に確定した後の作業ですから、地籍調査は、法律的に確定していながら、それを放置してみずからの決裁でこれを隣接土地所有者のものとして、市の施設を譲り渡しているわけですよ。相手が大きいから、全日本同和会の役員をするような人物だから、物一つ言わずに修正したんでしょ。今度は一市民、力のない市民だから、この簡単なものですら裁判を起こすという。これは、市が謝って、これまでの経過の市の責任を明らかにして、謝りをして、話をすれば簡単に済むことですがね。なぜ、それをしなかったのか。しかも、当事者は市長にも現場を見てほしいと、担当課長にも要請をしたが、それすら全く反応も示さなかったわけです。大きい相手が大物なら、無理な話も黙って相手の言うとおりになるが、力の弱い一市民だったら裁判を起こしてでもそう

いうことをやると。こういう市政でいいのか、その点についても市長にお尋ねをいたします。

市長は、東木材の不法投棄の件でも言いました。東木材のおがくず工場の補助金はストップすべきだと、不法投棄をしたんだから。ところが、それは1年前の話だと、こう言いました。今回の提訴にあたっての理由として、時効が来ていると、時効でやるんだと。1年前というのは刑事事件だったら、時効どころじゃないですよ。まさに、事件の対象として扱える。それすら、考慮に入れずに、補助金についての対応もしなかったじゃないですか。これと、今回の_____氏への訴えとはまさに力の弱い市民に対して、公権力を使って押しつぶそうかという、そういう姿じゃないのかと、こういうふうに思うので、その点について、なぜ、話し合いで解決を図ろうとしなかったのかと。なぜ、行政の怠慢を真正面から明らかにして、お詫びをして解決へのお願いをしなかったのか、この点を市長にお尋ねします。

○神園征市長 担当課のほうで、折衝の過程でお詫びは申し上げていると、お詫びは申し上げた、というふうに聞いております。

それから、一市民だからあるいは相手が大きいから差別をしているんじゃないか、区別をしているんじゃないかということですが、そういったことはございません。

○15番牧信利議員 実際にやっている事実はそうですよ。永江養豚だから黙って、相手の言いなりになって市のつくった側溝までやったんでしょ。理由はどんな理由か、なぜ、市の土地を隣接所有者である永江養豚の直接の所有者は今ちょっとわかりませんが、やったのか理由をこう書いていますよ。なぜ、私有地に修正したか。答弁ですよ。通常、市が蓋版を設置するときはフラットで設置するが、当該場所は斜めに蓋版が設置されているから、そういうこと、いわゆる私有地になります。側溝のふたが斜めにといたら、それは当然、隣の人のものだと言っているんですよ。そんなのがありますか。いっぱい、枕崎市内に側溝のふたが斜めにといたらいっぱいある。これは、市の土地じゃないんですか。そんな、でたらめな理由をつけて、永江養豚の土地に市の側溝である市有地をやったんですよ。しかも、その側溝は今も生きていて、水が流れているんですよ。永江養豚に借りをしながら、水を流しているじゃないですか。そんなひどいことをあなたは決裁をしたんですよ。そしたら、さっきも言いましたが、決裁に当たって具体的な説明を受けておりません。そんなのが、市長の責任でできるんですか。

今回は、当事者も現場に市長は来てくれと。現場を見ながら、話をしたいと課長に言っているのに、課長から聞きましたか、現場に来いというのは。そういうのに応じないじゃないですか。これはまさに、相手が小さければ力で押しつぶす。相手が大きければ、無理でも引き受ける。言いなりになる。そういう市政ですよ。そういうのは、改めたらどうですか。こんな簡単なのを、あんた、市が謝って、これは我々のミスでしたと謝って、そして解決すればいいわけですがね。そういう簡単な解決方法があるのに、それになぜ手をつけなくて、裁判を起こすんですか。市長、どうなんですか。

○神園征市長 決裁について申しますと、毎日山のごとく積まれてまいります。その中で、特に問題がありそうなものは、当該課長からあるいは当該の係からこうこういう問題が発生しておりますということは、説明を受けるのが通常です。そういったものについては、当然、こちらももっと詳しく聞いたり調べたりいたしますが、そうでない場合は問題ないのだろうということで、決裁を済ます場合が多いわけでありまして。

先ほども申し上げたように、相手によって態度を変えろとか、そういった気持ちはございません。

○依積田義信議長 次に、立石幸徳議員。（「15番」と言う者あり）3回です。（「重要問題だから、もう1回やらせてくださいよ」と言う者あり）立石議員。

○2番立石幸徳議員 私は、提案されております議案第45号並びに関連のあります議案第46号、そしてただいま質疑もございましたが、議案第55号につきまして幾つかお尋ねをしたいと思

ます。

答弁漏れのないようにですね、質疑回数は3回に限っておりますのでよろしくお願い致します。

まず、この補正予算の関係、後もって特別委員会に付託はされますが、二つの会計にまたがっておりますので、この国民健康保険会計への一般会計からは繰出金、国保から申しますと繰入金。が今回、国保財政の安定化支援事業といたしまして1,665万補正がなされております。これは、どのような事情で増額補正になったのかですね。この安定化支援事業の22年度以降の動きを見てみますと、23年度のこの当初予算は、出されているように約5,500万円なんですね。これは、対前年度、22年度に比べますとおおよそ630万円減額されたわけでありまして、決算も今回、決算書が出ておりますが、5,469万9,000円が22年度の決算でございますが、ここでなぜ、1,665万円増額補正になったのか、その事情を説明いただきたいと思っております。

それから議案55号、ただいま質疑もございましたけれども、もうちょっとははっきりとわからない部分がありますので、質疑をさせていただきます。まず、今回の訴訟といいましょうか、提起されているものは原告である本市の所有地と被告の所有地の境界、境を明確にするための境界確定訴訟であると、こういった理解でいいのかですね。

第2点目は、訴訟の経費として先ほども出ましたが、今度の一般会計補正（第4号）で弁護士費用17万5,000円が計上されております。しかしながら、この訴訟を今後やっていく上であるいはその、訴訟後ですね、結果によってどれほどの本市の経費が見積もられるのか、予想されるのかですね。そして、本市が勝訴したという場合にですね、こういったメリット、本市として受けるべき価値といいましょうか、利益はどこにあるのか。金額でそういったものを提示できるのかですね、要はその、費用をかけて裁判をして、どれほどのものが本市に返ってくるのか、その点を明確に説明いただきたいと思っております。

第3点目は、先ほどもちょっと出たんですが、本市が平成5年7月5日に当該地を購入しているんですが、そのとき分筆及び登記がなされなかった理由で、幾つか説明が先ほどございました。その1つに、相続人がはっきりしなかったという理由がありますが、今度の議案の説明資料にもありますように、時効取得の援用という法律用語が出てまいります。当然、市のほうは相続人がはっきりしなくても、もう時効取得の援用によって、それは名義変更はできるんじゃないですか。

最後に、今回の真正な登記名義の回復を証明できる、本市の根拠となる資料、これはどういったものがあるのか、説明をいただきたいと思っております。

○本田親行財政課長 議案第45号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）の国民健康保険特別会計繰出金について、お答えいたします。

国民健康保険特別会計繰出金のうち、財政安定化支援事業にかかわる分につきましては、これまで交付税措置された額を基本に繰り出しを行っております。平成23年度の当初予算につきましてもその額が交付税で決定されることから、平成23年度に交付税措置されました財政安定化支援事業分を予算計上しております。

今回の補正につきましては、今年度の国保税の改定を踏まえまして、平成23年度に限り、交付税措置された額を超えて、財政安定化支援事業の対象経費の額で繰り出しを行うこととしたことによる補正でございます。

なお、その額が交付税の算定で決定したことによって、今回補正をお願いするものであります。

○真茅学農政課長 今回の訴訟につきましては、市の購入した土地、現在あの水路になっているわけございまして、その部分と相手方の田んぼとの境界を分筆登記していただきたいということでございます。

それから、経費の問題でございますけれども、今回は着手料ということで15万7,000円程度、お願いしてあるわけですがけれども、その後また報酬として同額15万7,000円程度が必要ということございまして、あと、そのほかに実費として1万7,000円程度見込んでいただいております。

ます。

勝訴の場合のメリットということでございますけれども、金額がどうこうということより、あそこの水路につきましては東鹿籠地区一帯、農家の方々、この水利組合自体が柴立水利組合ということで、受益面積が19.5ヘクタール、組合員数、受益者が145戸ということでございまして、水が問題なく引けるようになればということで考えているところでございます。

平成5年購入時の関係で、時効取得にかかわることでございますけど、これは訴訟の中で、援用が認められるのかどうかというのは、決まってくることと思っております。あと、名義が異なる点でございますけれども、所有者と当時の名義人が全然こう、関係がない方の名義だったということで、その辺の取手が取れなかったということでございます。

○2番立石幸徳議員 お尋ねすればするほど、ますます混乱するようなわからない状況が出てくるんですけどね。まずその、交付税の関係から整理をさせていただきますが、今回の一般会計のほうには普通交付税の23年度確定額は計上していないんですよ。先ほどの財政課長の説明によりますと、この安定化支援事業分約1,600万が交付税で算定されたと認められたんで、今回補正していますということなんですけどね。例年、この夏場の時期に当該年度の普通交付税が確定をしまいでございます。それは幾らだったんですかね、本市の場合。

それと、1,600万ほどのものですね、どういったその算定費目といたしましうか、今回に限ってそういった大きな変化が出て、算定ということになったのか。その辺も明確にさせていただきたいと思っております。

それから、訴訟の関係。今、幾つかの経費を出されましたが、争いになっている土地は議案書に出ているように、面積だけ申し上げますと4.64平米と11平米。おおよそ、16平米の水路内の土地ですよ。これが勝訴をしても返ってくるということなんですけど、農政課長のほうで水利の便宜を図るという目的を言われました。ただ、今日に至るまで、水を使えることができなかったという事態があったんですか。支障なく、いろんな経緯はあったんでしょうけれども、本年に至っても田植えの時期、あるいはそういったときに水利用自体は図られたんじゃないかというふうにも私も見るんですけども、その点も明確にしてください。

それから、先ほどの質問者といいたしましうか、出されたその中でももうちょっと解決の方法というのがあったんじゃないかという質疑がありました。私自身もですね、市が訴えるほどのこういった裁判をするほどの問題なのかということはまだ納得がいかなんですよ。例えばその、境界を画定するのに5～6年前だったと思うんですけど、筆界特定制度ということで費用も非常に割安で期間も短くて、その当事者間の筆界を特定するという制度が発足して、かなりこれは利用が高まっております。そういったかたちで今までのこの当該地のいろんな関係資料を法務局に持ち込んでですよ、その筆界を画定してもらおうというそういった解決策は考えなかったのかどうか、その点もお答えいただきたいと思います。

○本田親行財政課長 普通交付税につきましては、平成13年度から普通交付税の一部を臨時財政対策債に振りかえられていることも踏まえまして、お答え申したいと思います。

平成23年度の普通交付税につきましては36億8,637万6,000円で、前年度に比べて、2,933万円の増となっております。臨時財政対策債の発行可能額につきましては4億1,196万8,000円で、前年度に比べ、1億0,643万9,000円の減、実質的な交付税であります臨時財政対策債と普通交付税を合わせた額につきましては40億9,834万4,000円で、前年度より7,710万9,000円の減となっております。

先ほど申しました財政安定化支援事業の関係ですけれども、これまでは申しましたように、財政安定化支援事業の経費に対する80%が普通交付税で措置されております。その80%部分を繰り入れを行ってございましたけれども、80%掛ける前の対象事業費で今年度の国保税の改定も踏まえまして、23年度に限り、繰り入れることとしたことにより、増額で対象経費そのものは昨

年と比べて大きな額の変化はないところでございます。

○真茅学農政課長 水路の利用の件でございますけれども、平成5年度に水路を設置して以降、22年度までは問題なく、水を引いていたわけでございます。ただ、本年3月、早期水稻の植えつけを前にしまして、相手方から水を流すなど。流すのであれば、占有料を支払ってくれと、そういう申し出があったところでございまして、占有料を支払うということは相手の所有を認めたこととなりますし、また、それでは本当の解決には至らないということで、解決方法の1つとして金銭で解決できないものだろうかということで、例えば、土地を売ってくれと言えば売ってくださいますかというふうに話したわけでございますけれども、相手方の答えは絶対売らないと、そういう状況であったところでございます。

それから、筆界特定制度については検討していないところでございます。

○2番立石幸徳議員 普通交付税の算定についてはですね、予算委員会できちっと明確な資料が出ないとなかなかお尋ねをする部分もちょっとこう、でき得ないものがありますけれども、ただその、対前年比との交付税確定を比較してですよ、さほどいいまいしょうか、2,900万と言いましたかね、普通交付税の算定の表がですね。この中の1,600万、約もう半分以上はこの国保の安定化支援事業に回すという、そういった状況、国保安定化財政支援事業に回せるような今度の普通交付税、確定であったのかということを確認させていただきたいんですよ。

それから、裁判の関係はですよ、おそらくというとな変な言い方になりますが、筆界特定制度を活用しますと、私は費用そのものも本当に徹々たるもので、そして過去の当該地の経緯を踏まえてすべてのいきさつが明らかになりますよ。そういったものをきちっとした証拠として出した上で、なおかつそれに両当事者が不服であれば訴訟という事態になるんでしょうけれども、そういった前段階の取り組みもしないでですね、いきなり訴訟ということが行政の取るべき対応かと考えるもんですから。今後の和解も含めて、このまま訴訟ということで突き進む前にですよ、もうちょっと検討の余地があるというふうに考えるんですが、この点については市長の見解を最後に聞いておきたいと思います。

○本田親行財政課長 今回の国民健康保険の財政安定化支援事業にかかわる繰り入れにつきましては、交付税総額の決定のいかんについて、行っているものではございませんで、国保税の税率改定のときにも当局のほうから説明したとおりに、被保険者の負担を考える場合、今年度に限り、財政安定化支援事業の部分を対象事業で繰り入れを行って、住民負担の軽減を行いたいということで副市長のほうからも説明したところでありまして、その額が1,600万程度になるという額もお示ししてございます。

今回、その額が交付税の算定上、正確に決定したことから補正を行うものです。6月になぜ、一般会計の補正で行わなかったかと言いますと、対象事業費が決定していなくて、9月の時点で補正を行いますということも申し上げていると思います。

○神園征市長 筆界特定制度については詳細を存じませんので、そういった方法を経たほうがいいのか、現在の訴えの提起のほうが早く解決するのか、その辺は弁護士のほうにも問い合わせをしてみたいと思います。

○俵積田義信議長 ほかにありませんか。

○10番畠野宏之議員 いろいろですね、説明やらいろいろ出てきたわけなんですけど、要は争いごとですからね、これね。そして、反別的にはある意味徹々たる土地ですよ。5坪ぐらいの土地ですからね。その中で、いわゆる訴訟まで裁判までして、いわゆる枕崎市のイメージというのがですよ、他市町にこういうのが伝わっていくわけですよ。やはり、高度なこれは政治判断の中ですよ、訴訟をするんだったらするで、慎重にやはり検討しなければならないことだろうと思うんですよ。それで、いろんな、ここまで来るにはいきさつもあったでしょうし、いろんな問題もあったと思いますよ。ま、東木材の件から尾を引いている私は事案だと思いますが、その中で、

今、農政課長のほうからいわゆる水利権が侵害されるという話もありました。

しかし、現実的にはですよ、水利権というのは侵害はされていない、現実的には。その実態の中で、このような状況が生まれてきたということですよ。いわゆる原告、被告でいうと、被告側のほうは市長、副市長とも協議をしたいという中でですよ、それも図られなかったと、実施をされなかったと。普通、こういう大きな、市民を相手に訴訟をするわけですから、やはり最善の注意というんでしょうかね、慎重な中に最低そままでして、もし、それで合意できなかったらそれはもう、いたし方のないことかも知れませんが、そういう準備、前段階も全然踏まずにですよ、なぜこのようなことになったのか。最終的に、どの状態ですよ、どの日程でこの決定というのがなされたのか。その決定的な理由は何なのか、それをお示しいただきたい。

○真茅学農政課長 最終的な決定がなされた日は8月8日でございます。（「その決定された市民目線から見た理由」と言う者あり）相手方と何回か、交渉、話し合いをしてきたわけでございますけれども、相手方の言い分が水を流すなど。流すんだったら、占用料を払えということでございました。

先ほども言いましたけれども、この件はどうしても、はっきり今回解決しなきゃいけないと。占用料ですと、後々問題が残っていくということで、1つの解決案として、金銭でのそういう解決はできないもんだらうかということで相談もしたんですけれども、もうそういうのには絶対対応しないという、そういう返答でございましたので、多くの受益者がいる中で、これがなかなか解決されないと、また結果として、ことしも水は引けたわけでございますけれども、来年の3月にまた同じように問題が生じてくると、そういうこと等がありまして、8月8日に最終的に決定をさせていただいたところでございます。

○10番 畠野宏之議員 もし、水をとめるということになると、水利権の侵害ですよ。土地云々の問題じゃないと思いますよ、それは。それと、先ほどもありましたけれどもね、市長、副市長に現場を見てほしいと、そして協議をしたいということで、されなかったということなんですけど、今なれば過去のことですからね、なぜされなかったんですかね。なぜ、されなかったんですかねという聞き方ですけども、こういう市民を相手に訴えをするんですから、それだけですよ、きちっとやっぱり、当局も真摯に対応していかないといけないと思うんです。そういうことも抜きにして、やるということだとこれは強権ですよ。その理由をお聞かせください。

○神園征市長 この問題が未登記であるということが判明してから、平成13年までは訴えの相手方に対して、分筆登記承諾の要請を行いまして、それについては承諾の約束までいただいたと。けれども、結局、約束は守ってもらえなかったと。その後もいろんな説明を聞きまして、先ほどから言うように、水利についての多くの受益者がいる。あるいは、枕崎市が買ったものであるという申請の登記者は枕崎市であるべきだと、それを確定させようということで決定したわけですけども、市長が出るまでもなく、担当課において誠心誠意これまでお願いもし、交渉も重ねてきたと思っておりますので、弁護士と相談の上で決定したわけでありませう。

○9番 沢口光広議員 今このお話を聞かしてもらったんですけど、枕崎市の言い分、_____さんの言い分もわかります。ただ、この土地というのは、わずかの土地かも知れませんが、枕崎市の市有地、財産です。この解決方法によっては、枕崎市民が今後どのように思うか、今後また同じようなトラブルが生じる場合があるかも知れません。だから、今後の1つの枕崎市の範例になっていく可能性があります。だから、私は枕崎市と____さんと今一度冷静に話し合って、和やかに調停の場を活用して、対処してもらいたいと思うんですけど、もう一度話し合う機会はないものではないでしょうか。

○真茅学農政課長 今回、訴訟の案件を出させていただいておりますけれども、また____さんとは話してみたいと思います。

○俵積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算及び決算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算及び決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算及び決算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算及び決算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、今門求議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、吉嶺周作議員、牧信利議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、中原重信議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第26号を議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** ただいま上程されました、議案第56号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員豊留伸一郎氏は、平成23年10月14日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから、採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第26号固定資産評価審査委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**依積田義信議長** ただいまの表決権を有する出席議員数は、14人であります。
念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**依積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**依積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**依積田義信議長** これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に、3番豊留榮子議員、5番清水和弘議員、6番茅野勲議員を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成14票。

以上のおおり、全員賛成であります。

よって、議案第56号は同意することに決定いたしました。

次に、日程第27号及び第28号について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 報告事項第4号健全化判断比率について及び報告事項第5号資金不足比率についての説明を申し上げます。

この2件は、平成22年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○**依積田義信議長** これから質疑を行います。

報告事項ですので、基本的な部分についてのみ、簡潔に願います。

ただいまの報告事項2件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時56分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成23年9月5日)

平成23年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第2号）

平成23年9月5日 午前9時28分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員 (21ページ～29ページ)
		禰 占 通 男 議員 (29ページ～38ページ)
		牧 信 利 議員 (38ページ～48ページ)
		豊 留 榮 子 議員 (48ページ～57ページ)
		沢 口 光 広 議員 (57ページ～67ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 今 門 求 議員

1 本日の書記次のとおり

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時28分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番禰占通男議員、3番牧信利議員、4番豊留榮子議員、5番沢口光広議員、6番城森史明議員、7番清水和弘議員、8番沖園強議員、9番吉松幸夫議員、10番新屋敷幸隆議員、11番中原重信議員の順に行います。

立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○**2番立石幸徳議員** 皆さん、おはようございます。

通告いたしました主題に基づき、一般質問をいたします。

ちょうど1カ月前の8月5日、1年に1回開催されます鹿児島県市町村政研修会におきまして、講師の同志社大学教授浜矩子氏は、「現在の世界経済は世界同時多発財政恐慌にある」と説明されました。

これまで20世紀を通じ、今日に至るまで世界をリードしてきた超大国アメリカの国家財政に陰りが見えており、米国の財政状況悪化と米国政府の意思決定力低下が暴露されました。そのため、歴史上初めてアメリカ国債の評価格下げという事態が発生したのであります。早速、アメリカ副大統領は、アメリカ国債を最も多く保有している中国に出向き、習近平副主席に「米国を信用してほしい。心配御無用」と頭を下げたのですが、中国側は米国の軍事費を削減すべきだとの強い申し入れを行ったところであります。

「アメリカ時代の終わり」という本を書きましたチャールズ教授は、「オバマは日本の首相でなくてよかった。今ごろはとっくに退陣の憂き目にあったはずだからね」と言ったのであります。一方、ヨーロッパにおきましても、数年前からのギリシャの財政危機がEU全体を揺るがしております。アイルランド、スペイン、そして最近では、イタリアに及ぶまで財政危機が及んでまいり、EU各国の経済は不安な要因に満ち満ちているのであります。

私たちの日本はようやく新内閣が発足し、1ドル75円という超円高の中で、国と地方を合わせた我が国の長期債務残高は限りなく1,000兆円に近づいてゆこうとしております。長期債務残高の対GDP比は約180%で、これは先進国中、最悪の指標となっており、日本の国債もまたまた評価格下げとなったところであります。

一国の財政力が、その国の国力の大きな礎となるのと同様、地方自治体におけるそれぞれの町の財政の力は、地域力を示す最も肝心、肝要な要素であります。本市におきましては、既に10数年前から財政健全化の取り組みがなされ、その間、財政非常事態宣言を出し、財政再建に取り組んでまいりました。しかしながら、財政が健全化し、立て直しができているとは思えない。むしろ、逆に悪化しているのではないかと危惧いたす面も存在しております。そういったことを踏まえまして、具体的な財政の質問項目に入らせていただきます。

平成18年6月に行政改革推進法が公布されまして、資産・債務改革を地方も国に準じて推進することが要請され、公会計の整備は資産・債務改革を推進するための不可欠なツールとして行革推進法第62条第2項で、政府は地方公共団体に対し、資産及び債務の実態把握と管理、並びに改革の方向性と改革を推進するための具体的な施策を策定することを要請し、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表、そのほかの財務書類の整理に関し必要な情報の提供、助言、その他の協力を行うものとする規定をしております。その後、地方公共団体が財務書類を作成するためには、なお具体的な作業手順等を明示することが必要であったため、平成18年7月に新地方公会計制度実務研究会が設置されまして、その報告書が平成19年10月に公表されました。また、総務省は地方行革新指針において、都道府県及び人口3万人以上の都市は平成21年度に、また、

町村及び人口3万人未満の都市は平成23年度に連結ベースの財務書類4表の整備に取り組むよう要請しております。

この点について、平成20年3月の本市の市議会での私の一般質問に対し、財政当局は平成23年度の秋、つまり本年度の秋ごろに平成22年度決算における4つの表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、そして純資産変動計算書を整備、情報開示すると位置づけられているとの説明、答弁でございました。この点についてどのような状況になっているのか。今度の9月定例会に情報提供はなされておりましたが、説明をいただきたいと思っております。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 大変グローバルな博学ぶりを開陳いただきました後に、我が国の財政、そして、本市の財政についてのお尋ねでございます。

地方公会計改革による本市の財務書類の整備につきましては、決算統計データを用いて作成することが認められている総務省方式改定モデルによって、一般会計並びに下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などの各特別会計及び病院事業会計、水道事業会計の企業会計までを連結した貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のいわゆる財務4表を本年3月に作成し、広報紙とホームページで公表を行ったところです。

なお、平成23年度におきましては、衛生管理組合や消防組合などの一部事務組合、広域連合、さらには土地開発公社や第3セクターまでを連結した連結財務書類4表を完成させ、公表を行う予定としています。

○本田親行財政課長 財務諸表4表の公表時期についてでございますが、国が平成23年度の秋までに財務諸表4表の作成・公表を要請したことにつきましては、新地方公会計制度実務研究会報告書を取りまとめるに当たって、9月議会終了時までの公表といった早めの対応が望ましいとしたことにあると考えております。財務諸表4表につきましては、ストック情報など法定の決算とは異なる視点から市の財政状況をあらわすものでありまして、財政健全化法における健全化判断比率等とあわせて、財政面から見た市全体の特徴や課題を整理するためには、決算審査に間に合うなど、できるだけ早い時期の対応が理想的であるとは考えております。

国が平成23年度の秋までに作成・公表を要請しております財務諸表4表につきましては、一部事務組合、広域連合、さらには第3セクターまでを連結した連結財務書類4表でありまして、まずは決算統計等の数値から一般会計、特別会計、企業会計のそれぞれの財務4表を作成するのにある程度の時間を要するのはもとより、連結での財務諸表の4表の策定前提として、一部事務組合や広域連合などの各団体においても決算統計等の数値から財務4表を作成し、提出を行うこと。

また、それぞれの法令に基づいて作成されている第3セクター等の財務諸表を新地方公会計制度における財務諸表4表に置きかえる連結作業など、9月議会の時期に作成・公表を行うことにつきましては、非常に難しい状況にあります。

連結財務諸表の作成につきましては、本年度が初年度ですので、できるだけ少しでも早い段階で公表ができるような方向で努めていきたいとは考えているところです。

また、県内各市の平成21年度決算に基づく財務諸表4表の公表時期等を見ましても、最も早い市で平成22年の12月、ほとんどの市が平成23年度以降となっている状況です。

また、公益財団法人日本生産性本部が全国の都道府県、市区町を対象として実施した平成20年度決算の財務諸表の公表状況等のアンケート調査を見ましても、同様な状況がうかがえるところです。

○2番立石幸徳議員 答弁の中で出されてきたものをそれぞれに整理をしましてですね、最終的に本市の財政再建なるものをどうやって取り組んでいくかということをお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、まず市長の答弁にありました平成21年分の財務書類4表、3カ月ほど前

の広報まくらざき6月号に少し掲載してございます。ただ、これは財務4表というよりも、従前からのバランスシートをですね、そのまま引き継いで出しているようなこの広報紙の掲載なんですね。しかも、今度の9月定例会に資料としていただきました22年度決算の報告説明書、その中に22年度の事業成果として財務書類4表を作成し、広報紙に掲載したというようなくだりがございます。報告書の49ページにですね。

ただ、細かいことを言う気はないんですが、22年度の事業評価をする場合に、23年度広報紙掲載のものをですね、22年度の評価というそういった位置づけが適切かどうかという、細かいことは一応省くにしましてもですよ。そして、この広報紙に掲載していること自体がですね、新地方公会計制度の意図する目的にはあまり寄与していないんじゃないかという、そういう感じを持ちます。

この公会計制度は、確かに作業的に財政課長が言ったように、いろいろと手続的に難しいとか、煩雑であるとかいうことはわかるんですが、既に平成18年度から総務省が指針を出し、22年度も本市の場合も378万円、今年度も472万5,000円ぐらいの予算計上をしてですよ、取り組んできているものが、本当に成果が出ているのかという気持ちになるんですね。もう少しこの財務書類なるものの意味合い、意義というものを財政当局でどういうふうにとらえているのかお尋ねをさせたのですが、財政課長が答弁されました総務省のですね、研究会の報告書、その中でも幾らか課長答弁でありました、おおむね8月末までの作成と検証を経て、9月議会終了時までの公表といった早期の対応が望ましい。

さらに、財務書類4表は現行の法定決算制度を変更するものではないため、一般会計と個別の会計、法人の決算等についての議会認定前に公表することを妨げない。ここまで総務省の報告書では書いてございます。

こういった総務省の報告書を見る限り、少なくとも今回の9月議会で公表すると、それはもう20年の3月議会で財政当局が本会議で明言をしているわけです。そういった取り組みがなぜ、なされないのか。他市の状況を言いましたけれどもね、それは、他市がこうだから本市もそれでもいいんだという話にはならないと思いますよ。自治体関係者向けの財務当局の年間スケジュール、こういったものをマニュアル化しております財務事務のハンドブック、こういった財務事務の年間スケジュールの中でも明確に各自治体毎年8月末を財務書類4表作成のスケジュールとして位置づけてございます。ですから、こういった総務省の報告書、あるいは自治体向けのハンドブック、そういうものを見る限り私は今定例会、9月議会に毎年度財務書類4表が出されないということはないと思うんですけど、改めてその辺の取り組み方について担当課にお尋ねをいたします。

○本田親行財政課長 御指摘の財務諸表4表につきましては、先ほども申しましたように、一部事務組合、広域連合等、さらには3セクまでを連結した財務諸表でございまして、実際問題として、一部事務組合が財務諸表4表を作成し、市に提出する部分、また、後期高齢者医療の広域連合の分等の財務諸表4表の提出が、それぞれの市町村に提出されるのが11月、12月というような時点になっている状況でございます。どうしても市だけの努力ではどうにもならない部分もございまして、県内各市の状況を申しましたけれども、その辺の事情もございまして、御理解いただきたいと思います。

○2番立石幸徳議員 私がこの財務書類4表の作成・公表時期にこだわるのはですね、次年度、翌年度の予算編成、さらには本市の健全なる財政運営のため、多くの労苦を要して策定した財務書類が、果たして、財政健全化のために役立っていくのかという、その視点からお尋ねをしているわけです。

平成20年3月議会での一般質問でも、このバランスシート作成について私が論議をしたのもですね、本市の場合は、平成12年度、平成13年3月末からのバランスシートをずっと作成してございます。残念ながら、バランスシートはつくっているんだけど、見事に財政は悪くなって

きている。何のためにバランスシートをつくるのかという論議をした記憶がございます。財務書類4表もまさしくそのとおりなんです。ただ諸表をつくって終わりじゃないわけです。この諸表を利用・活用してこそ、初めて多くの労苦を要した諸表の価値が出てくるわけなんです。ですから、今度の広報6月号に21年度決算のですね、バランスシートを1人当たりなんかで出しても、そんなに意味はないですよ、はっきり言わせて。全然ないとは申しませんが。事実ですね、このバランスシートの本市の推移を見ましても、この財務書類4表の1つにあります純資産の変動、これは本市の場合、平成13年3月末から平成19年3月末まで、実に純資産が30億2,000万円落ち込んでいるんですよ。そういえば、この純資産の変動という意味では、従前からの計算式によりますと、どの程度の変動を来しているんですか。

○本田親行財政課長 今回の新地方公会計制度の財務諸表の作成に当たりましては、これまで総務省方式で作成しておりました貸借対照表の資産評価と異なりまして、減価償却の年数を1年延ばすなど、具体的に申しますと、総務省モデルにおきましては、財産を取得した年度から減価償却を行う、そこに矛盾があること等から、次年度以降から減価償却を行うなど、取り扱いの違いはありますので、今、新会計モデルで、新地方公会計制度によって作成した財務諸表と13年から公表している財務諸表の純資産の相違については、一概には比較することは可能ではないところですが、御指摘のとおり資産については、平成18年度から19年度までの間に減少してきております。純資産が減少したことにつきましては、公債費負担適正化計画等によって普通建設事業の抑制を行ってきたことから、減価償却の額が資産形成を上回った、その辺が資産の目減りの要因となっていると思います。また一方、負債の部の増加にも要因があると考えているんですけども、地方債の欄には直接、臨時財政対策債の発行の関係で、直接資産形成の財源とならなかった臨時財政対策債についても、財源として地方債の分の負債の部に計上することによりまして、負債も大きくなっているような状況であります。

そのような矛盾があったことから、新公会計制度におきまして、それぞれの資産を評価し、固定資産台帳に基づいて作成することが要請されているところですが、うちが採用しているのは、総務省改定モデルでございますが、これまでと同様に決算統計の数字を使ってよろしいというようなどころがありまして、今後、いかにして固定資産台帳を整備して基準モデルのほうに移行できるかというのが課題であると考えております。

○2番立石幸徳議員 若干、答弁がすれ違っているんですけども、まず純資産の大きな30億あまりの19年3月時点のですね、その減少はいわゆる臨時財政対策債も全国的に起債、負債勘定ということになっていて、大きくなっていると。その論議はもう20年3月時点で済んでいるんですよ。それは、全国的にそういうかたちでやっているから、このバランスシートにしても、財務諸表にしても、ほかの都市と比べる意味合いがあるんですね、そういったものを、諸表をですよ、ほかの都市と比較、対照をしなければならないということで論議をしたつもりです。

全国一斉にそれは、臨時財政対策債は負債勘定になっているんですからね、本市だけがなっているんじゃないですね。行政は、これは一般論としてよく言われることですが、どうしても予算重点主義、予算を獲得しさえすれば、もうそれで終わりというような感じで、その後、1年間営々と取り組んだ行政執行の結果、決算をどう見るかということには、とかくですね、力が入らない。これは企業からいきますと、全く逆ですよ。民間企業は予算なんかというのは、まあ一応立てるんですが、そんなに考えません。むしろ企業にとって命は決算であります。ですから、そういった企業会計に行政もいろんなかたちで参考にしてほしいということが、この公会計整備の大きな目的なんです。

この公表時期をきちっと私、まだ明確に担当のほうの取り組みの気概といいたいでしょうか、聞かされてこないんですね。作業が難しい、いろんな煩雑であるということで、それはもう今度の広

報6月号に出ているように、前々年度の決算をですね、もう忘れたころに出しても、市民はそんなに關心ないですよ。民間であれば決算がありましたら、遅くとも数カ月のうちに決算発表はできる、そういった御時世ですよ。そのことが次なるステップに役立っていくわけですから、今度の22年度決算における財務諸表作成を年度末なんかで言ったら、年度末にはもう24年度予算はでき上がっています。全然、来年度、次年度の予算編成には財務諸表の決算は参考にならないと、こういうことになっていくんですか。

○**本田親行財政課長** 連結財務諸表につきましては、今年度初めて完成させるかたちになるんですけども、本年度につきましては、御指摘のとおり委託業務を行っておりまして、2月中旬ぐらいまでに完成して、分析をお願いしているところでございます。

24年度以降につきましては、システムも今年度導入するかたちですので、できるだけ早い段階で、その作成時期をですね、1日でも早くできるようなかたちで努めていきたいとは考えております。

○**2番立石幸徳議員** ぜひですね、この財務書類をつくるだけは何回も言うように目的じゃないですよ。つくった諸表をいかに財政健全化、財政改善のために生かすかというそれが主目的なんですから、そここのところを忘れないようにして取り組んでいただきたい。

本市の場合は、人口3万人以下ということで、ほかの都市とすると、もう2年おくれになっているんですね。これはもう、当時、私、論議をした記憶がございますが、何も総務省が23年度までと言ったからといって、それまでに合わす必要はないと。早ければ早いほどいいんじゃないかという論議をした記憶がございます。ぜひですね、そういった視点から、一番本市の財政実態をどう見るかという全くの基礎になる、もとなるデータですので、これだけは正確性もですけども、できるだけ早いうちに作成をしていただきたいと考えております。

次に、自治体財政を再建するための法律でございます。地方財政健全化法が2年前の平成21年4月1日から施行されました。それまでの自治体本体だけの財政状況を判断するのではなくて、公立病院や公社、第3セクターを含めた連結の決算を実施するというようになったわけなんですけど、まずこれも、最初に確認させていただきますが、この連結決算をする意味合いというものを財政当局ではどのように認識されているのか、お尋ねをいたします。

○**本田親行財政課長** 市民の皆様に対する行政サービスの提供につきましては、市の一般会計だけではなく、下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などの特別会計、病院事業会計、水道事業会計の企業会計、衛生管理組合や消防組合などの一部事務組合、さらには広域連合、土地開発公社や第3セクターといった多様な団体が担っているところでございます。したがって、今後の行政サービスの全体のあり方を考えていく際には、市や一部事務組合の地方公共団体とその関係団体を連結して、一つのサービスを実施する主体ととらえることが求められております。

連結財務諸表の策定目的につきましては、会計上の連結という手法を用いて、公的な資金によって形成された資産の状況、その財源とされた負債、純資産の状況、さらには、行政サービスに要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにし、一層の財務情報の透明性の向上を図って、市民の皆様への説明責任を果たしていくことがその目的であると考えております。

○**2番立石幸徳議員** 先ほどの地方財政健全化法が施行されてですね、この連結決算をする意味合いの中で、自治体の中でもいろんな影響が出てきているところがございます。それは、枕崎市におきましても、数カ月前から国民健康保険のいろんな赤字の取り組みで論議がございました。

そこで、この国保会計の赤字をですね、繰上充用というかたちで対応をいたしますと、この連結実質赤字比率にカウントされていくわけでありまして、連結決算ですのでね。特に財政の厳しいところ、具体的には、沖縄県の本部町、北海道の赤平市、あるいは北海道積丹町とこういったところは、もう既に国保会計の赤字を繰上充用するんじゃなくて、一般会計で丸ごとその赤字分を

見るという対応がなされております。これは地方財政健全化法のいろんな赤字比率を出してはいけないという取り組みからですね、なされているわけなんですね。ここらにも、今度の公会計整備のですね、いろんな影響が出てきて、いわゆる一般会計、特別会計といった垣根をどうするかたちで考えていくかという意味では、地方財政健全化法というものの法ができて、いろいろと整理をしなければならぬものはたくさん出てきていると思います。ですから、この点については指摘だけしておきますが、いずれにしましても自治体財政を立て直すということは、基本的には歳出面を削って歳入をふやすと、こういう取り組みがなされないといけないわけなんです。

そこで、特にこの歳出を削減するという点について本市の場合、事務事業等の見直しを初め、第二次の行財政改革集中プラン、ここで具体的な実施項目を掲げましてですね、財政改善に努めております。この改革プランの中で、平成22年度事務事業の見直しで3,682万、定員管理の適正化3,700万余り、職員給与等の適正化8,000万ぐらいですね。全体で財政効果額合計1億5,500万ぐらいですが、これはもう22年度終わりましたけど、この実績というのはまず、試算どおりの効果があったと、こういう確認をしていいのかどうか、お尋ねをいたします。

○永留秀一総務課長 行財政集中改革プランに記載してあります財政効果は、集中改革プランに掲げてあります74の実施項目のうち、効果額の算定が可能な項目について、見込み額の記載をしてあります。

平成22年度の効果額につきましては、平成22年度当初予算に算定された額を集計して記載しておりますが、平成22年度の決算では、22年度の当初予算で額の算定ができなかった項目もあります。特に、自主財源の確保などの項目については、記載をしている額よりふえているものがあります。具体的には、遊休地等の公有財産の処分、それから、ふるさと応援寄附、こういったものがふえておまして、決算でふえているのが1,793万3,000円ふえております。これをプランに掲げてある額、1億5,574万3,000円よりふえておりますので、ふえた額としましては1億7,367万6,000円に20年度決算では効果額が伸びているということになっております。

○2番立石幸徳議員 この集中改革プランの確認をさせていただいたのはですね、今、取り組んでいるのは、第二次のプランなんですけれども、もう第一次も終わったわけなんですね。第二次だけでも平成25年度までに7億8,000万ぐらいの効果額を見込んでいますね。こういうふうにして、第一次にしましても第二次にしても、効果額を見込んで取り組んできて、果たして、平成25年度末にですね、本市財政が立ち直ったと、よくなったと言えるのかどうかということをお尋ねしたいんです。でないと従前の議会ですと、例えば、職員給与にしても、この職員の皆さんがずっと本市の財政が厳しいということで、給与適正化という負い目に遭うのは大変だと。いつこれは解消されるのかという議員からの質問に、当局は答えられないですよ。事実そういうことでした。ですから、こういう取り組みがなされて、本当に、例えば、職員給与も条例に合ったかたちに戻すんだと、それがいつになるんだというものの、めどというのがあるのか。その点をお尋ねをいたします。

○永留秀一総務課長 議員が言われるように、集中改革プランを実施して、効果額が改革プランに掲げてありまして、この集中改革プランはこの計画どおりに実施されていくと、第一次でも計画どおり実施されていったわけなんですけれども、この効果額を生み出しても、やはり毎年ですね、財政的な厳しさというのは、変わらないと。いつになれば財政健全化がされて、いつになればよくなるということは、やはり今の時点で申し上げるのは難しいと考えております。

職員給与の削減の関係もなんですけど、やはり、こういった行財政改革のですね、努力を毎年一つ一つ積み重ねて、財政健全化を行っていくより方法がないと、今の時点では考えております。

○2番立石幸徳議員 一つ一つ積み上げるということは、もうおっしゃるとおりだと思うんですけどもね。ただ、いつになったらどうなるかわからないというんじや、これは責任ある行政の答弁じゃないと思うんですね。その辺を論議しても時間も少ないですので、決算委員会も控え

ておりますのでね、次の項目に入っていきますけれども。歳入面の件ですね、当初申し上げました平成18年6月公布の行革推進法、この中で総務省のほうから資産・債務管理について、具体的な通知がなされております。その内容はですね、財務書類の作成・活用を通じて、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、未利用、いまだ利用されていない財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性、それから具体的な施策、これを平成21年度内につくれという総務省の通知なんです、これに対応する本市の具体的な施策というのはでき上がっているものかどうか、担当課にお尋ねをいたします。

○福元新財政課参事 集中改革プランにおいて、自主財源の確保の観点から、利用計画のない市有地の売却を行っております。売却に当たっては、平成17年度に取りまとめを行い、また、その後の普通財産については、庁内において検討を行い、利用計画のない土地は公売しております。

また、平成21年度末において、新地方公会計制度における売却可能資産台帳では、約260カ所で約19ヘクタール、売却可能金額としては、約10億円となっております。なお、本市は現在、各課等において財産管理を行い、財政課で取りまとめを行っておりますが、御指摘の公的不動産の合理的な所有、利用のあり方については、売却に限らず市の施策の推進、維持管理費などを把握する上で、市全体の土地及び建物などの資産台帳の整備による管理が必要と考えているところ

です。他市等の例を見ますと、その整備に多額の費用を要しているようであり、今後、どのような内容で取りまとめを行ったほうがよいか、他市等を参考にして検討してまいりたいと思っております。

○2番立石幸徳議員 基本的な数値を教えてくださいましたので、あとは決算委員会で、時間の関係もありますのでね、掘り下げていきたいと思えます。

この財政の関係で最後に、これも決算委員会のメンバーで私、選任されておりますので、主な項目、と申しますのも、この将来負担比率と経常収支比率は本市は残念ながら、県下最悪の指標なんです。この数値をどう分析しているのかというのを本会議できちっと整理をさせていただきたいんです。将来負担比率につきましては、平成19年度が215.5という、数値を発表する時点から県内でも飛び抜けた悪い指標が本市の比率でございます。その後、平成20年が207、平成21年が192.9、そして今度の22年度が171.1と、比率そのものが下がってきております。この決算報告書にも幾つか下がった要因は書いてございますが、担当課のほうではどう整理されているのか。それから、経常収支比率もですね、先ほどからも紹介のあった臨財対策費を除いた場合に、平成19年度が100.1、20年、21年、そして、22年が95.6ということで、これも下がってはきております。

この指数自体は、表面的にはよくなってきているんですね。しかし、これはどういったことでこういうふう指数自体は表面上はよくなってきているというふう分析しているのかお尋ねをいたします。

○本田親行財政課長 まず、将来負担比率ですけども、将来負担比率につきましては、御指摘のとおり平成19年度、平成20年度は200%を超えてましたが、下水道事業特別会計や病院事業会計の地方債残高に対します負担見込み額、損失補償に伴う枕崎市漁業協同組合及びお魚センターの負債額の負担見込み額については、増となってきております。

しかしながら、一般会計の地方債残高や南薩地区衛生管理組合の地方債残高に対する負担見込み額の減、土地開発公社の負債額の減など、比率の改善の取り組みで将来負担額が減少するとともに、比率の算定に当たって、将来負担額から控除される充当可能財源等につきましても、財政調整基金の積み立て増などによりまして増加したこと、また、比率を求める算式の分母の基礎となります標準財政規模が増となったことで、平成22年度につきましては、171.1%と実質公債比率と同様に改善されてきております。

いずれにしても、非常に高い水準でありますので、将来にわたっても財政状況が厳しいことが推測される場所ですけれども、今後、将来負担額のさらなる縮減に向けた取り組みを継続して実施すると同時に、財政調整基金などの基金の充実を図っていく必要があると考えている場所です。

経常収支比率につきましても、経常経費充当一般財源のほうは減少をしてきておりますけれども、増加につきましては、人件費や物件費などは行革の取り組みで減少してきております。しかしながら、高齢化の進行や子育て施策の拡大など、扶助費が増加しているのを初め、公債費につきましても臨時財政対策債の償還増によって増加してきていることから、全体としては増加してきております。

一方、経常一般財源収入につきましても、市税が減収となる反面、普通交付税の見直しなどで経常経費充当一般財源の伸びを上回って増加してきておりますから、比率自体は改善してきている場所です。

しかしながら、財政状況の硬直化が懸念される80%を大きく上回っている状況が続いており、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応していくためには、今後とも市税を初めとする自主財源の確保と同時に、義務的経費を中心とした経常経費のさらなる削減に努めていかなければならないと考えております。

○2番石幸徳議員 課長が説明をされたのは、報告書に大半記載されておりますのでね、一番私がこの2つの比率を取り上げて分析の参考にするのが、この標準財政規模がふえたということですよ、分母になるですね。平成21年度で、これ1億8,000万ほど本市の標準財政規模ふえております。そして、今回の決算に当たっての22年度の標準財政規模1億9,200万ほどふえているわけです。当然、分母がふえてますから、分子部分のいろんな努力もあったんでしょうけれども、この面で指数自体は年次的にはよくなっていますけど、これも県下全域のほかの都市とのですね、比較をした場合に、本市がまた相変わらず最悪の位置づけになるのか、ここが肝心なところなんですね。

私は、一番最初に市長から国際的なグローバルな話からと言いましたけれども、地域の力というのは、やはり、財政力あって初めていろんな物事がうまく進むんだろと考えます。これからの広域の時代にあっては、特にですね、ほかの町とのいろんな連携、そういう中でも我が町の足元をどう見ているかというのは、当然ながらきちっと考えなきゃなりません。そういう中で、枕崎市が残念ながらですね、将来負担比率あるいは経常収支比率が、県下で最悪の位置づけで報道されますと、実に無念であります。地域の住民の士気にもかかわる。こういったものは、一刻も早くやはり打破するというような気概を持って、担当のほうは取り組んでいただきたい。

財政の質問が非常に長くなりましたけれども、最後にこの公会計改革のですね、図書を書いた方がこういうことを言っております。「財政とは数字に凝縮された住民の運命である」と。住民の運命であります。住民の意思決定に役立ち、財政健全化に実効ある公会計情報の整備が必要なんだというそういった気概でですね、ただその指標をつくって終わり、そういうことにならないようお願いをしておいて、次の公共施設の整備、時間の関係もありますので、2項目一緒に質問をさせていただきます。

まず、市役所の本庁舎、これが枕崎市史によりますと、現在の市役所庁舎はですね、昭和29年6月に建築を始めまして、昭和30年4月に完成をしてございます。30年5月6日から市役所の業務が始まっているようなんですが、実にでき上がってから56年になるんですかね、経過しまして、かなりの老朽化が目立っております。先般もこの議場も雨漏りがして、議席をかえなきゃならないというような非常に珍事と言いましょうか、おかしな現象もございました。そういう中で、本年3月の東日本大震災を踏まえて、防災業務の拠点になる本庁舎がですね、どのように位置づけているのか。そしてまた、この枕崎市役所の現在の問題点、こういったものをどうい

ふうに整理されているのかですね、お聞かせください。

それから、消防無線の件では、これは消防の広域化協議会の中でも幾らか論議はあったんですけども、その協議会がもう解散ということになりましてですね、この消防無線のデジタル化というのをまず法律の期限を見据えて、どういったスケジュールを立てているのか。この点をあわせてお尋ねをいたします。

○永留秀一総務課長 まず、本庁舎の整備についての考え方ですけれども、議員のお尋ねがありましたように、市役所の庁舎は災害対策の拠点であるというふうに思っておりますので、できるだけ早く新庁舎の建設に取り組むべきであるとの認識は持っているんですけども、財政状況の厳しさから、庁舎建設基金も思うように積み増しができない状況であります。当面は現在の庁舎の改修などを行いながら、新庁舎建設につきましても、引き続き建設に向けた検討を行っていきたいというふうに考えております。

それから、消防のデジタル化についてであります。消防の無線のデジタル化は、平成28年の5月から従来のアナログが使えないということでありまして、平成27年度までには整備を終えていかないとはいけないというふうに考えております。消防の広域化の協議がうまくいかなかったわけでありまして、どのような組み合わせになるにしても、平成24年度には消防のデジタル化の実施設計と、あと建設に、中継基地なんかの建設を行う。24年度か25年度にかけて建設を行う。平成26年度には消防無線の司令室などの整備を行っていくという、そういう年度の計画でいかないとはいけないというふうに消防のほうとは話をしているところであります。

○2番立石幸徳議員 市役所庁舎についてはですね、私はもうこれまでも数回、いろいろお尋ねをしているんですが、しばらく改修をしていくという答弁なんですけども、その改修ということでもつのかということですよ。万が一のときに災害拠点が今度の震災みたいにですよ、機能しないと非常におかしくなるんですよ。まずは検討をする、協議・検討の場、こういったものをつくる気があるのか。

それから、消防の無線についてはですね、目前に来ているような感じがするんですが、そういったしますと、この消防組合のいろんな構成というのは、本年度内にいずれにしましても、きちっとなると、こういうふうに理解していいんですかね。

○永留秀一総務課長 庁舎の建設の検討の場をつくる気はないのかということではありますが、庁舎建設プロジェクトをつくって検討した経過が過去にございまして、平成8年の3月にですね、その時点の報告もされております。ただ、その後、具体的にその計画どおりに基金の積み立てができなかったという経過もありまして、具体的な建設計画の検討というのはされておきませんが、先ほども申しましたように、検討は必ずしていかないとはいけないと思っておりますので、今後、十分考えていかないとはいけないと思っております。

それから、消防関係の組み合わせが今年度中にはっきりするのかというような質問でありますけれども、現在、4市の協議が物別れに終わってから、南さつま、南九州、指宿市の3市です。協議を進めているという情報も聞いております。ただ、それがどのようになるのかというのははっきりしませんので、今の時点で年度内にどうなるのかというのは、はっきり申し上げられない状況であります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 こんにちは。よろしくお願ひいたします。

国保については、税率の引き上げということがありました、これがなければ私もこの一般質問で取り上げることはなかったと思います。そういうことですから、よろしく願いいたします。

国民健康保険の税率の引き上げ、低所得者、年金生活者の高齢者は困り果てていることでしょう。国の借金943兆円とのこと。我々の市も負債約230億、借金で首は回らないし、多くの期待も望めない状況です。一人当たりの医療費約30万4,000円ということで、この医療費はどうやって賄っていくのか。医療費の抑制はどのようになされていくのかを伺いたい。よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 本市の国民健康保険につきましては、以前から医療費が高いとして国や県から指導を受けておりますが、これまでの医療費分析等によって生活習慣病に罹患している被保険者が他の保険者に比べて多いことがわかっています。

医療費を抑制するために、これまで県の補助金等を活用して、医療費適正化特別対策事業や保健事業を取り組んでまいりました。詳細な取り組みの中身につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○**今給黎和男健康課長** 本市国保の医療費抑制策について、特に健康教育の取り組みについて申し上げたいと思います。

これまでの取り組みとしましては、医療費適正化特別対策事業として受診者への訪問指導、高齢者学級出前講座、国保ふれあいサロン事業などを行ってまいりました。また、平成20年度からスタートしました特定健診、特定保健指導の推進策については、これまで加世田保健所と共同で各団体、健診関係者も集めまして、受診率向上に向けた意見交換会、各種団体への説明会、過去3年間未受診者への訪問勧奨事業、県の赤十字血液センターとの共同によります40歳未満の若年層の献血場面を活用した特定健診の啓発事業等を実施してまいったところであります。

○**7番 禰占通男議員** 保健事業として予算の冒頭にも書いてありますが、この医療費適正化特別対策事業によるレセプト点検、嘱託員2名による点検の充実・強化を行っているとはありますが、これは成果があったのでしょうか。

○**今給黎和男健康課長** レセプト点検等につきましては、嘱託員2名で通年でやっております。これは基本的に、請求上の間違いというか、誤算定の部分等につきましてはの再請求、再審査請求というかたちでやるわけですけれども、そういうことをやっております。

成果といいますと、そういうふうにして請求があったレセプトの中のを抽出しまして、国保連合会に再度審査をお願いして、これは間違いではないでしょうかということをお願いをするわけですけれども、その金額といたしましては、内容点検によるものが、これは返したレセプトの総体の金額なんですけれど、1,800万程度、前年度であります。大体、そのうちの実質的に減額になったりとかする部分というのが、ちょっとなかなかはっきりしない部分があるんですけれども、おおよそこれの1割、15%程度ということで、200万から300万程度は減額になってます。そのほかに、資格点検といたしまして、社会保険の方の部分、社会保険に移行された部分とか、そういうのの資格がなくなって、保険証を届け出がなくて、そのまま使っていた方の分とかいろいろありまして、総体的には、そういうのまで含めれば約1,900万程度、1,900万というか、さっき申し上げましたようにレセプト点検の返した分とか、総体で入れていきますと、やっぱり1,900万程度に近いぐらいの金額は出ていると思っております。

○**7番 禰占通男議員** レセプトというのは、作業が煩雑だとは思いますが、これは2名で十分対応できる人数ですか。

○**今給黎和男健康課長** レセプトの枚数というのが、被保険者の数が今、8,000人程度ですので、大体1万枚から、あと調剤、薬局の分まで合わせると1万2,000枚ぐらい毎月あります。これが1年半前から国保連合会という鹿児島にあります審査機関があるんですが、そこがコンピュータ

化をしまして、画面で今、審査するようになっております、すべて。それまでは、紙で送ってきたんですけども、それがなっていますので、そういうOA機器等も使いまして、縦覧点検といまして、その方の例えば、今9月ですので、7月の診療分、6月の診療分、5月の診療分という3つとか画面に全部出しまして、指導料とかそういうのが重複してないとか、そういう点検をやっておりまして、機械的な審査もありますので、100%十分とは言い切れませんが、そう支障はないものと考えております。

○7 番瀬占通男議員 このレセプトの点検も1回ではなくて、そのように画面でできるのであれば、2回、3回とやって、経費削減に取り組んでもらいたいと思います。そしてまた、レセプトの点検と同じように、この重複・頻回受診者というの、この医療費も相当なものだと思うんですが、これも訪問指導をやっているとありますが、こちらのほうも何名ぐらいで担当して、そして何名ぐらいの方が対象になったのか伺いたいです。

○今給黎和男健康課長 重複・頻回の指導についてですが、これは嘱託員2人でやっております。週に2日から3日の体制でやっていますけれども、対象者としましては、国保連合会のほうで年に2回データとしてそういう条件、数が多い人とか、かかっている病院の多い人等をピックアップしまして、それをこちらのほうで直接本人のお宅へ行って、いろいろ事情を聞いたり指導を行ったりしているわけですが、重複・頻回の対象の人員としましては、ちょっと私も今、手元にそこまで資料を持っていないんですが、総体の人の分の5%かそれぐらいの数、要するに4、500名の数以上はいると思っております。その方々になるべくこういうことで同じ病院で受けてくださいとか、そういう指導はしていますけれども、一方で、これはちょっと重複・頻回とちょっと矛盾する話ですが、患者さんのほうが医療機関の専門的な部分を非常に重視するというような傾向もありまして、なかなか指導がうまくいっていないというか、ちょっとという部分はあります。

○7 番瀬占通男議員 それから、特定健康診査の受診率が枕崎市は相当低いんじゃないかなと思うと。29%と低迷している状況ですが、一応これは助成金の減額対象の線引きのところ約60%となっているそうですが、この基準を達成しないと、助成金の削減ということになるかとは思いますが、この基準を引き上げる手だてとか対策は考えているのでしょうか。

○今給黎和男健康課長 今、議員のほうからありましたけれども、平成24年度の特定健診の実施率65%というのが、国が示している基準の率であります。先ほどもありましたように、大体今、30%から30%ちょっとぐらいの実施率に枕崎の場合はなっておりますので、今言われるようなペナルティの問題とかも発生する可能性が多分にあるわけです。

特定健診の受診率の向上に対する部分というのは、先ほども申し上げましたけれども、加世田保健所さんなんかと共同ですね、受診してもらうために、各種団体の健診担当者なんかとの意見交換会とか、それとか過去3年間未受診を、要するに受けてらっしゃらない方に、私どものほうで個別にチラシを持って個人宅に全員回ったということもやっております。それでもなかなか思うような受診率が上がってこない。

それと、実際の健診の現場におきましては、実質15日から17日ぐらいの日程でやるんですが、ちょうど5月、6月ごろなんですけれども、それで受けてもらえなかった方々には、ことしについては10月の月上旬に脱漏健診というのを2日ほど日程を組みまして、お願いをするといういろいろなことをやっておりますけれども、なかなか受診率が向上しないというような今の現状であります。

努力としては、今、申し上げましたように個別にお願いに回ったりとか、また追加の健診で日程の組んだりとかして、去年も追加健診で2日ほどやったんですが、400名の受診がその2日間だけでありました。以上です。

○7 番瀬占通男議員 年をとってくと今の健診に頼る部分が多いのですが、このメタボ検診と

か、そして枕崎の医療費が高額な透析患者が相当いるということも医療関係者の方から聞きました。そしてまた、枕崎は梗塞患者が多いことで、メタボとか透析患者を減らす努力とか、この梗塞患者を減らすというか、地域的なことと言われておりますが、この対策はどのように考えておられますか。

○今給黎和男健康課長 脳血管疾患の関係であります、脳卒中関係ですね、これが鹿児島県は全国でも高いし、その中でも枕崎が異常に高いということで、県のほうも今回、5年間のプロジェクトを組みまして、その対策に乗り出していこうということでもあります。

それで、県のほうからも本市の脳血管疾患の死亡率が男女ともに全国平均の1.6倍ということで、詳細な原因分析と対策等の実施に向けた県のモデル事業の実施団体に県内6団体あったんですけども、それに枕崎市も指定をされておりますので、今年度から始めまして、今年度はそういう要因分析とか疾病の状況を再度把握するとか、データ収集をいろいろ県とやりまして、24年度以降に実際的ないろんなことをやりましょうということで、今回、取り組んでいくという計画になっております。

○7番瀬占通男議員 梗塞患者については、枕崎も魚は新鮮でうまいところですが、私は直接聞いていないんですが、うちの女房が薬局の、薬局というか担当者と話して聞いたところによると、1人前の刺身の量というのが7切れぐらいなんだそうです。そしてまた、枕崎は刺身を食べるのに、しょうゆにどっぴりつけて食べると。これも原因があるのではないかと指摘しているそうですが、ここら辺の食生活の改善というか、ここら辺は市民に対しての周知とか、ここら辺は考えていませんか。

○今給黎和男健康課長 御指摘のとおり一般的に枕崎は糖尿病とかの血管障害、高血圧の方が非常に多いというデータはもう出ておりますので、今言われました塩分の関係ですね、につきましても、食生活改善推進員とかいろいろなチャンス、今月も17日の日にありますが、市民健康教室とか、そういう場所、いろんな場所でそういう市民に対する健康教育、あと出前講座ですね、うちの職員と管理栄養士等もおりますので、それとか、各公民館とか地区におきまして、栄養改善推進員の方々の御協力のもとで、そういう調理指導とか、そういうこともやっております。

それと、先ほどの脳血管障害の事業の一つの方法論として、ちょっと今のところ計画の段階なんですけど、小便をですね、朝調べると。朝起き抜けの小便を調べる機械があるんですけど、それが塩分濃度を非常にわかる機械とかあってですね、そういうかたちで、今まではみそ汁の塩分を測るとかいろいろあったんですけども、そういう事業なんかも今後取り組んでいって、どれぐらい自分が塩分をとっているのかというようなことなんかも自分で認識していただくような、そういう方策等、教育等、指導等もこれから考えていきたいというふうに考えております。

○神園征市長 健康につきましてはですね、医療費抑制というよりも、むしろ一人一人に健康な生活を送ってもらいたいと。そういう観点を基本に置かなければいけないと思ってまして、その結果が医療費の抑制につながっていくということでありたいと思っております。

6月の議会でも申し上げましたが、庁内に今、若手を中心に健康づくりのプロジェクトチームを立ち上げまして、もう1回目の会合もありましたし、これから月に何回か、1回かもしれないし、2回かもしれない、そういったかたちでですね、健康づくりについて食生活、あるいは運動、そういったものを含めてずっとやっていって、3月までには何らかの枕崎市としての健康づくりの指針を出してほしいということで始めたばかりであります。

そして、塩分のことにつきましては、議員も地場産業振興センターでの県の医師会、市の医師会との会合に出ておられたんでお聞きになったと思いますが、特に枕崎が塩分が高いということではないと。脳卒中で亡くなる人が非常に枕崎は高いんだけど、特に塩分が高いというわけではないというようなお話も県の医師会の方からありました。しからば、なぜ、そういった脳血管関係の疾患が多いのかといったことを含めましてですね、今後も医師会とも協議の場を設ける

ことになっておりますし、いろいろと御指導を仰ぎながらですね、その辺を探っていかなければならないと、こう思っております。

○7番 禰占通男議員 ありがとうございます。

次の高齢者の医療対策なんですけど、これもある医者で一応話をする機会を得まして、いろいろ2時間ぐらい指導を受けたという、そういう感じなんですけど、高齢者の医療というのは、もう自分もそうですが、若いときはほとんど病院の入り口も入ったことはなかったんですけど、だんだん年をとるとそうもいかなくなりまして、何が一番いいのかというところ、さっき市長も言いましたように、筋肉トレーニングが一番効果があるでしょうということ、これを実施すれば、この実施した結果も出ているということです。

そしてまた、これは寝たきり防止にもなるし、介護保険やら経費削減にもなるということなのですが、これについて、私の意見としてですね、私の家の近くにも健康センターがあります。そして、元気な人は風呂がありますから、毎日のように行っている方もおります。ただし、足腰があまり十分でない方、そしてまた家族が近くにおられない方がいるとは思いますが、こういう高齢者の方々が日々歩いて行ける範囲で、空家などを有効利用して、あまり経済的な負担が出ないようにして、この気軽にコミュニティができる高齢者の支援施設みたいなものを設けて、そこに気軽に自分が飲むお茶とか、食事ぐらいは持って行ってもらって、老人の方同士話す機会をもつ場所を確保するとか、そういう方法はお願ひできないでしょうかということなのですが、どうでしょうか。

○神園征市長 例えば、筋力トレーニングというのは、もう数年以上ずっと続けておまして、これをやる場所としては、公民館を利用させていただいているというのがあります。非常に好評でして、こういったものはずっと続けていかなければいけないと思っているんですけど、今、議員からおっしゃった民家を利用したというようなことについてはですね、今後、検討させていただきたいと思っております。

○7番 禰占通男議員 厳しい国保の財源ですが、今度、大幅な税率の引き上げになったわけですが、この国保の財源を今回と同様、また、23年度はどっか8,000万円の欠損ということで、8,000万円を補充するための税率の引き上げだったと思います。そしてまた、それを考えていく中で、24年度は大丈夫か、そして、25年度の返済を考えた場合、そこら辺の財源は大丈夫なのかということが頭をよぎります。それらについて、増税はまた欠損ということになると、今回と同じように大幅な増税になるのか。それとも、また他の手だてを考えているのか、そこら辺を伺いたいです。

○今給黎和男健康課長 お尋ねの24年度以降の税率のことですけれども、これは前、税率改正のとき、繰上充用のとき等も御説明申し上げておますが、その都度対応を考えて、年度ごとに考えていくということで、そういう基本的な考えであります。

○7番 禰占通男議員 年度ごとにいくということですが、次の質問にも当たりますが、この国保の財政の安定化のために、保険税収入以外の財源も必要ではないかと思っております。一応、一般会計からの繰り入れは、枕崎市はあまりよくないとか、この場でもあったと思っております。ですが、この国保の会計の収支を補てんするため、一般会計から繰り入れる例が従来よく見られると、議員になって初めて買った辞書というか、手引書にも書いてあるんですよ。そういった中で、一般会計からの繰り入れがほかのところやっていると、枕崎市だけやれないとか、そこら辺があまり納得がいかないんです。

そして、一番私が思うのは、この軽自動車税、これも使途の制限がない税です。それから、市町村たばこ税、これも同じだと思います。それと鉱産税、そして地方消費税、これは、地方消費税は地域福祉の充実のためにと項目もあるんですけど、ここら辺を全部とは言いませんが、もし値上げする場合には、ある額とかそこら辺を繰り入れて、そして、市民の負担を軽減する必要もあ

るのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○今給黎和男健康課長 お尋ねの件であります、一般会計からの繰り入れの関係、国保財政におきまして国保税は目的税であり、国民健康保険の主たる財源であります。国・県支出金、あと社会保険診療報酬支払基金からの交付金、保険基盤安定制度負担金などの法律に基づく一般会計からの繰入金を除く国保の財源は、目的税である保険税で賄うこととされているところであります。

また、厚生労働省は一般会計からの法定外の繰り入れ、先ほど申しました法定の繰り入れ以外のものを指しますが、これは、国保加入者以外の市民が国保運営にかかる費用を負担することとなるため、本来、望ましくない姿だというふうに指摘していることから、本市として、法定外繰り入れはすべきでないと基本的に考えております。

なお、ことし平成23年度におきましては、被保険者の税負担を考慮した上で、財政安定化支援事業について、交付税措置額を超えて算定額を繰り入れることといたしております。

○7番禰占通男議員 この前もB型肝炎訴訟の和解金のことがありましたが、8月2日の私の新聞には、この700億円の財源をどこに求めるのかということ、たばこ税です。国がたばこ税を使ってこの医療の不手際に和解金の財源として使うのに、小さい枕崎市である市町村が使ってはいけないということは、これはおかしいんですけどね。そこら辺をお願いしたいです。

○地頭所恵副市長 先ほど健康課長が御説明をいたしましたのは、何の税金を充てるということ自体ができないと、たばこ税であったりとか、鉱産税であったりとか、そういった税を充てること自体ができないと申し上げたものではございませんで、先ほど御説明をいたしましたように、基本的にはやはり、いろんな経費、国保に係る経費については、国・県の支出金等を除いた残りは、保険税で賄う。保険税は目的税として国保の財源を賄うための税金として徴収しているわけですから、それで賄うのが基本であって、それ以外の負担を一般会計からするということになる、国保以外の加入者の方々の負担につながるというようなことでできないと、好ましくないということで申し上げたところでございます。

ですから、何の税を充てる、充てないというお話ではなくて、それはもう一般会計から繰り出しをすれば、そういったさまざまな税収であったりとか、地方交付税であったりとか、そういう収入がなされた財源をもとに出されるわけですので、特定の税目について繰り出しをできないという意味でのお答えではございません。

○7番禰占通男議員 今後の医療関係者と行政の問題ですが、後発医薬品について、枕崎市の薬局が10軒ほどあります。そして、そこで薬剤師の方に話を聞いた中で、医師会、薬剤師会、行政の三者による連携ができればなど、その人の意見でした。またそれを聞いて、また私ももう一人一緒に行ったんですが、できる限りそういう場を設けてほしいと要望はすると約束をしてきました。この三者による頑張りが医療費の健全化につながったり、国保財政の安定化につながったり、また、国保財政が破綻すれば病院の経営も傾くのではと私は思っております。

こうした中で、先ほど高齢者支援施設などが、老人が結局、ちょこっと散歩がてら行ける程度のところでできたとして、ここに行政、医師、薬剤師、看護師等の方がいつもじゃないけど、たまにでも顔を出して、ここに来ている高齢者の方々と薬のことでもいいし、食事のことでもいいし、そういう話ができれば、また高齢者の方々も要望とか、そういうのがいろいろあると思うんですよ。そういった中で、国保、中身をちょこっとでも変えればと思いますが、こういったことは、三者についての連携というか、そういう活動はもっていませんか。

○今給黎和男健康課長 医師会さん等につきましては、個別的な事業、ワクチンのいろいろな、乳幼児からインフルエンザのワクチンとか、そういうワクチン等の接種事業とか、健康健診事業、母子健診ですね、などのおのおの個別の事業については、いろいろお話をし、打ち合わせをし、お願いをしながら事業を実施しているところであります。

薬剤師会さんとは、今回、今月17日に開かれます市民健康教室の共催団体となっておりますので、そういう部分で協議はやっているところであります。

先ほど来、市長のほうからもありましたが、先日、県の医師会との話し合いというんですかね、意見交換会というのが開催されましたけれども、その中で医師会から行政との意見交換会を要望するというような発言がありましたので、どのような対応が望ましいのか、市の医師会等と協議をしながら、その実施に向けて考えていきたいと考えております。

また、市民の健康づくり事業、これも先ほど市長が申し上げましたが、それと県の先ほどの脳卒中を初めとした生活習慣病対策モデル事業を推進していく計画でありますので、事業計画を策定し、推進するためにも、医師会、薬剤師会の協力は大きな力になると考えておりますので、今後、話し合い等の場をつくってまいりたいと考えております。特に、脳卒中対策等につきましては、専門的な立場からの御意見等を伺うことで、今後の対策に大いに活用できるのではないかと、いうふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 次の質問に移りたいと思います。

東日本大震災の現実をどう受けとめますかということですが、震災後5カ月が過ぎ、市民、行政、議員と平穏な日々を送っている。政府におきましても、新首相も決まり、日常の生活は変わるのか、期待できるのか。それにかえて、東日本の被災者の気持ちはとっております。

福島第一原発地域を除く被災地の32町村の居住地から、8月末で瓦れきの撤去が完了するとあり、私個人としても喜んでるところです。私も8月10日に行って、宮古市の先まで行ったんですが、雨が強くて引き返したんですが、本当に見るものも初めてで、びっくりしました。その中で、総務課長さんからも聞いたんですが、枕崎市も職員、消防職員、警察の方々々が被災地のために活動されたと聞きました。またその報告を受けたことと思います。そして、視察をしている中で宮古市のちょっと手前だったんですが、山田町というところで徒歩で小さいキャリーバッグを引っ張ってですね、その上にちょこっとしたダンボール箱を載せている方でしたが、会って、「どこから来たのか」と、そういうことで「鹿児島から来ました」と。そして開口一番、「戦争を知っているか」と聞かれました。だから、私よりは15歳以上だとは思いますが。学徒出陣とかそういう経験のある方だとは思いますが、その方が言われることには、戦争よりひどいと。

枕崎は、規模はどうあれ、こういう災害を被災した場合、市長はどのように考え、対策をとるのか伺いたいということです。よろしく願いいたします。

○神園征市長 東日本の大震災につきましては、連日テレビ等で報道されて、もうすべてと言っていいぐらいの国民が、あるいは市民があの実態は知っていることと思います。

しかし、いかんせん、ちょっと遠隔の地にありますので、我が身のこととして、それぞれが受けとめているかどうかとなりますと、ちょっとおぼつかないところもあるのかなと思っております。枕崎は台風の常襲地帯でありました。ありましたというのは、最近ほとんど台風が来ないので、そういった点でも、ちょっと災害に対する感覚というものが鈍っているのかもしれない。したがって、震災におきましてもですね、もちろん消防とかその他、そういう団体が一生懸命活躍していたわけですが、それでも追いつかない、そこをどうやって埋めたかという、自主防災組織等で埋めたというようなことも報道されております。

枕崎市の自主防災組織を組織しまして、組織率から言いますと78%ぐらいになっておりますが、その実態がどうだろうということになりますと、これまでも再三申し上げているとおり、果たして、それが自主防災組織として活動し得るのかとなりますと、その辺がまたおぼつかないところがあったりいたしますので、今後は自主防災組織の活動が、本当に目的にかなった活動ができるように関係のところで頑張っていかなければならないと思っておりますし、これまで枕崎としては想定をしなかったような、ああいった災害が起り得る可能性がいつでもあるんだということですね、市民の方々にも知っていただきたい。そのために努力を続けていかなければ

ならないと、こう思っております。

○7 番 禰 占 通 男 議 員 この被災地で一番の問題が、何かこの片づけに、片づけというか撤去、瓦れきの撤去ですね、私も息子がちょっとあっちにおったもんですから、その息子の嫁のお父さんと話す機会がありまして、阪神大震災のときは大手ゼネコンが区割りをして、写真を撮って、それでも大々的に瓦れきの撤去に取り組んだといひます。ところが、今度の東日本の場合は、それがなくて、各地元の建設業者、そういう方々をお願いしているということでした。その方も息子の嫁の父ですが、私が行く3日ぐらい前に先に行っておりまして、私が視察して帰ってくるのを待っていてくれて、そして一晩、一晩というか2日ぐらい、一応いろいろ話を私もしました。向こうからも聞きました。そういう経緯です。

それでまだ、私がまだ向こうにいる間の8月20日の東京読売新聞ですが、これが一番被災地で早かったと思いますが、釜石市は粉碎機と選別機を自治体で設置し、満杯状態の一次保管物を処理し、二次保管に移すという記事もありました。資金的なものでしょうが、ここはなるべく早く漁港の再開を願っていると思って、その記事を見ました。そして、きょう、総務の広報の人に私の撮ってきたくだらない写真かもわかりませんが、約89枚渡しております。市長さんも目を通しとってください。そして、テレビ放送、新聞には出ない一次保管の状況、1カ所だけでした。体育館ぐらいの高さまで積み上げて、そこにトラックシートで覆っている場面の写真が1枚だけあります。あれは今後、各自治体の対処もそのようになると思っております。

そして一つ、乗っていた車とか、車の事故車ですね、あれは上に積み上げるんじゃないで、もう一段で置けるようにずっと詰めて置いてあります。それも写真に出ていると思います。あまりテレビ報道なんかでは出ないですよ、これはね。

次にいきますのは、この東日本の震災でいろいろ見聞きしたニュースなんかを枕崎市は後世へどのように伝えていくのかということですが、さっき市長さんも言いましたように、枕崎市も過去に大きな枕崎台風やらルース台風がありました。東日本の事故に比べれば、比べようのないことだと思いますが、枕崎市も海岸線を持つ地域として東日本を教訓とすべきではないでしょうかと思ひます。

そしてまた、9月の25日に市も防災訓練の予定があります。総務課長さんともちょっと話す機会がありましたので、その中で聞いたのは、やっぱりその体験を取り上げていこうかということでしたが、それも大いに活用して、生かしていければと思ひます。

この中で震災があったのを、私は仕事をしておって、私も道具を使うとほとんど携帯も聞こえない、揺れも脚立とかああいうのに乗っているとわからないもんですから、この震災を知ったのは、もう仕事が終わって5時20分ごろ車に乗って、大きい道路に出るとき左右確認をしているとき知ったんですよ。この災害の一報をですね、我々枕崎市はどのように市民に報知したのか、それを伺えればと思ひます。

○永 留 秀 一 総 務 課 長 3月11日の東日本大震災の第一報が入ったのは、気象庁からの市の危機管理のほうに一報が入って、最初は、鹿児島県については、津波注意報の情報だったんですけども、その時点で警戒態勢に入っております。その後、津波警報に切りかわりまして、災害警戒本部を総務課のほうに立ち上げまして、海岸地帯にいる人たちへの広報が必要だということで、市の防災無線での海岸地帯からの避難と同時に、広報車も消防と協力をして走らせまして、海岸地帯にいる人たちにも避難の呼びかけを行っております。実際、釣りの人たちもいましてですね、避難を呼びかけて、そういった態勢をとったところでもあります。

それから、先ほど現地に行った職員の報告会について、議員のほうからもありましたけれども、枕崎市の職員8名をですね、石巻市に4月の11日から6月2日まで2人ずつ、4班に分けて派遣をいたしました。その中で現地の職員と一緒に罹災証明の発行でありますとか、災害弔慰金の申請なんかの仕事も一緒に行いまして、連日、土日も仕事だったんですが、仕事の合間を縫って

ですね、現地の被害の状況なども自分の目で見たり、写真を撮ったりして、調査も行ってきたところですよ。帰ってきてから市の職員に対する災害報告会は行ったんですけども、市民に対しての報告会もやはり機会をとらえてやる必要があるんじゃないかということで、今回、9月25日に災害訓練がありますので、その中で市の職員の代表がですね、現地の報告を行うと。

あと、消防防災ヘリの隊員もですね、現地で活動を行っておりますので、防災訓練のときには、その隊長なんですが、防災ヘリの隊長からの報告も行うということで考えております。

このようないろんな機会を通じてですね、現地に行った職員の報告などを通して、東日本大震災の被害の状況のすさまじさや、避難の心がまえなどを市民に対して周知していきたいと思っております。

○7番 禰占通男議員 今、課長さんからもありましたように、行った方々の実体験の史記なりをまとめて、市民の方々に市報なり、そういう紙面で職員の方が撮ってきた写真もあるでしょうし、そういうのも配布というか、市民の方の目にもとまるようにしてもらいたいと思います。そうすると、また防災に対しての意識も上がるのではないのでしょうか。

もう一つお伺いしたいのは、防災行政無線のことなんですが、この防災行政無線が防災のほうにほとんど使われなくて、それはいいとして、ほとんどが行政の連絡事項であると思っております。そして、8月1日だったと思いますが、私の50メートルぐらい近所がちょうど独居老人というか、子供さんは隣に住んでいらっしゃるが、そこが1軒火事になりまして、気候もよく、風もなく、本人はデイサービスに行っておりまして、けがもなく、本当に不幸中の幸いだと思っております。そしてその日に、私も友達のところに行って、その火事の話やりましたんですが、また年配の方がいらっしゃるしまして、「きょうの無線は何だったのか」「そういうので火事があったのよ」と言ったけど、あんなもんでわかるかねという、そういうこともあります。

以前は、片平山とここの消防の火の見やぐらがあったんですが、こことか、大型のサイレンがありましたよね。ああいうのも活用しないことには、漁協さんのもありますが、そういう活用も、活用というか復活をして、防災無線と連携してはどうかと私個人としては思っております。今の状態であれば行政だけの放送だと、子供のころ絵本なんかでもあります狼少年ということもあります。いつも聞きなれていると、またかと言って、ほとんど耳を傾けないと思います。そこら辺を実施に向かって考えてもらいたいと思います。どうでしょうか。

○神園征市長 確かにこの防災行政無線というのは聞こえません。私のうちにも聞こえないときが多いです。その実態はよくわかっておりますので、これは戸別受信機を持っているところは別としまして、ほかのところは、じゃあ、戸別受信機をつけられるかということ、これも財政的な問題もありまして、すぐにはまいりません。

災害なんかの場合にですね、火事の際のサイレンが今、変わっていますよね、昔と。短く何度か切ってやります。あれは聞こえるんですね。あれはほとんど聞こえると思います、市内。ですから、こういった災害が起こった場合の避難勧告とか避難命令とか、そういったものは、ああいったかたちでですね、サイレンを使って何とか知らせることはできないかと。そのときにどういものが使えるかということを検討してほしいということを今、私は言っております。防災無線では、ほんと役に立たないと思っております。議員がおっしゃるように、昔のああいったサイレンのほうがですね、よく聞こえますので、そういったことを今後、役所のほうで検討していかなければならないと思っております。

○7番 禰占通男議員 市長の答弁ありがとうございます。本当にそれを実行してもらいたいと思います。

最後になりますが、こういうニュースも耳に入れました。これは回答はいりませんが、津波が来たときですね、現地ですが、どっちへ避難しようかと学校関係者がもめている間に、津波が押し寄せ、流されて、山のほうへ流された児童だったと思います。それで、片手でものをつかむ、

片手で雪を掘って土をつかんで助かったという児童の聞き取り調査です。そしてまた、この聞き取り調査をした大人ですが、このメモを破棄したという事実があるそうです。一人一人の考えでしょうが、ここら辺も今の大人がもうちょっと考える必要があるのではないかと考えております。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○15番牧信利議員 こんにちは。日本共産党の牧信利です。市議団の一員として質問をいたします。

8月に総務文教委員会は所管事務調査を行いましたので、この調査に基づいて、まず教育問題についてお尋ねをいたします。

学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議は、その中間報告で学校施設設備について次のように報告をしています。「学校設備は、子どもたちにとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つである。また、住民にとってもコミュニティの拠点であるとともに、地域防災拠点としての役割を担っている。学校がこうした役割を果たしていくためには、日頃から学校施設が学習の場にふさわしい多様な機能を備え、子どもたちが安心して、快適に過ごすことができるように整備されなければならない」学校施設についての調査・研究している会議の中間報告です。

また、文部科学省は学校施設整備の基本方針で次のように述べています。「児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障害のある児童にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。また、児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である」このように述べています。

所管事務調査で、わずか1日で市内の小中学校全部を回るという大変な作業でしたから、1カ所で30分程度しか説明も受けない、そういう状況の調査でしたが、しかし、やはり調査というのはやるべきだなと思いました。

すぐその古い校舎があります。給食のコンテナホームのあるところですよ。外観を見ても、もう極めて古くて、市役所の隣にある学校としては、まさに市外の方々も訪れ、中心的な枕崎小学校がまことにみすばらしい。外からもそうでしたが、中に行ったらもっと大変でした。3年生の教室は、床を半分だけ張りかえる作業をやっていましたが、隣の教室を見ましたら、子供たちが毎日向き合う黒板の上の白い壁がもう白くない。テープの跡、傷、黒ずみ、いつこの壁はペンキを塗ったのかわからないような状態です。本当にびっくりしました。

このような教室で、学校で、子供たちを勉強させることに市長も教育長も何も思わないのかと、そのとき思いました。心の痛みを感じないのかと、強く思いました。小学校や中学校、人生の中で人間の人格形成に最も重要な時期です。この時期に教育環境の面でも子供たちの豊かな心を育てる、安心・安全の学校施設をつくる、このことにこそ行政は取り組むべきだと考えます。

市長、教育長は現在の枕崎市の小中学校について、学習環境は整備されているのか。安全な学校となっているのか。どのような認識を持って行政を進めているのか。まず、そこからお尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 学校施設の整備という面から申しますと、この整備及び管理は子供の命を守る、あるいは子供にけがをさせないことが基本であると考えております。そういう点からいきますと、万全とは言いません。何しろ老朽化が進んでおりまして、例えば、耐震補強工事が全部にいつているかといいますと、まだ行き渡っておりません。その辺は少しでも早く補強工事ができますように年次的に整備しますが、できるだけ早く完了できるように努力をしてまいりたいと思います。

また環境という点から言いましても、これもまた万全とは言えないと思っております。特別支援に必要な教室及び施設の整備とか、全小中学校の普通教室に扇風機を設置するなど、可能な限り学習環境の整備に取り組んでおりますが、今後ともそういった環境整備には十分尽くしていきたいと思っております。

○**山口英夫教育長** ただいま牧議員から御指摘のあった教室、枕崎小学校の4号棟の2階、普通教室ですが、昭和27年3月の完成ということで、非常に傷んでいる部分があるということを確認しておりますが、学校施設の整備、あるいは管理は、子供の命を守る、子供にけがをさせないことが基本であるというふうに考えております。今後とも、現在の校舎及び教室の一部改修等を行い、子供たちが気持ちよく利用できるような整備に努めてまいりたいと思っております。

○**15番牧信利議員** 教育委員会は現在の学校の施設状況、これらについては、きちんと集約されているのかどうか、これをお尋ねします。

○**三島洋台教委総務課長** 各学校から出されます施設及び設備の補修等にかかります当初予算の要求は、毎年10月に学校側から提出をされます。担当課、教育委員会職員及び建築技師とともに、10月中旬から下旬にかけてすべての学校の現地確認を実施しております。また、年間を通して施設の補修や器具等の修繕依頼等が出された場合におきましても、速やかに現地調査を行い、学校の現状把握に努めており、学校全体の要求を集約しております。

○**15番牧信利議員** 今回の所管事務調査で私は、調査日の1カ月ほど前に各学校からの当初予算に対する要求書を資料として提出するように求めました。しかし、これは拒否されました。所管事務調査の総括のとき、副市長はこの資料提出の拒否について、行政の推進に妨げになると、こういうようなことを言ったわけです。我々は、今、初めてこの資料が提出されていないというのがわかったんですが、以前は所管事務の調査のときには、すべて予算要求書として議員に配られて、一体、学校要求がどこまで実現をされているのかというのがわかるような資料として提出をされてきた。こういうのが提出されると、行政推進の妨げになるというのは、どういうことか。つまり、行政には口を出すなど、こういうことと同じである。我々は、市長自身も言っていますが、「市民との協働、まちづくりはそうではなくちやいかん」と言っているわけです。そしたら、議会にすら学校現場の実態を報告しないで隠している。

市長は、こういう神園市政の実態、これは正しいと思っているのか。副市長は、そういうことをしたらすべての問題で資料を出さなきゃいかん、そんなこと言っているんじゃない。総務文教委員会の所管事務で学校施設についての要望書を要求した。市長自身は、こういう現在の市政のやり方についてどう考えているのかお尋ねします。

○**神園征市長** 副市長がどういうふうにお答えしたかすべてを把握しているわけじゃありませんので、それがすべて正しいとか何とかは、私のほうから申し上げられませんが、そういった予算要求の資料等が全部出されるということになりますと、査定の過程におきましてですね、場合によっては行政側の予算編成等に支障の出る場合も、あるいはあるかなと思っております。

○**15番牧信利議員** こういう資料提出は当然、教育委員会が判断していくべき問題のものだと思うんですが、この教育委員会を越えて副市長がこの提出を拒否したというのは、どういう立場からそういうことをやるんですか。

市長、質問事項は届けてありますからね、事前にね。市長に答弁を求めているわけです。

○**神園征市長** 先ほども申し上げたように、副市長がどういう立場からとか、そういったことは

詳しく把握しておりませんが、一般会計予算の編成及び議案提出は市長の専属権限となっております。そういったことで、副市長も多分申し上げたんじゃないかなと、こう思っております。

○15番 牧信利議員 市長はいろんな議案の提案するとき、「議会の皆さんの御協力をお願いします」と言うじゃないですか。自分の都合のいいときだけ協力をお願いして、市民や子供のために役立つ協力は拒否するという、そういうことですよ。これは教育委員会を越えて、そういう判断をできると考えているんですか、市長。

○神園 征市長 副市長は副市長としての立場は分を守って言ったことだろうと思っております。

○15番 牧信利議員 あなたの立場でしょう。副市長も課長も答弁は市長の立場だと言っているじゃない、今までも。あなた自身の責任で職員は動いているわけですから。そういうのを副市長に転嫁しちゃいかんですよ。

それでは、今後についてですが、来年度からの所管事務調査ですが、従前行われたように各学校からの予算要求書について、所管事務調査に当たって、総務文教委員会に提出する、このことについて市長自身はどう考えますか。

○神園 征市長 今と同じようなかたちでやっていきたいと思っております。

○15番 牧信利議員 教育というのは、学校の先生、子供たち、父母、そして地域、みんなで取りかかってやるわけでしょ。行政のやるのがすべて万全じゃないわけですから。それをチェックするのは、議会の仕事ですよ。そういう議会のチェックを、言うなら拒否するようなね、そういう行政は改めてもらわないといかんと思いますね。

市長は、教育委員会というのは独立性を持っている、いろいろ法の改正をやって予算権も取り上げられたりして大変なんですけど、基本的には教育委員会は独立性というのが尊重されなければならない。これは文部科学省自身もそう言っているんですが、市長自身はどう考えていますか。

○神園 征市長 先ほど申し上げましたように、一般会計予算の編成及び議案提出は、市長の専属権限となっております。今回の資料提出につきましては、教育委員会が集約した学校予算を市長事務部局へ要求し、査定等の一連の手続を経たものであることは、最終的には私の判断によるものと認識いたします。

○15番 牧信利議員 今、大阪の橋下知事はですよ、何しようかという、維新の会というのを使って、いわゆる教育委員を市長が罷免できる。職員も勤務評定をして、評価が悪いのは解雇できる。そういうものを大阪市や堺市議会に提出するという動きをしているわけです。一般会計だからといって、教育の問題を今、市長が述べておられますが、それと同じような、橋下知事のやり方と同じようなことを枕崎でもやろうとしているわけですよ。それはまさに教育の中立性、教育行政の独立性、本来のあり方を拒否するということになるんですが、そういうことなんですか。確認します。

○神園 征市長 今の行政による査定とか、あるいは議案提出とか、それが教育委員会の分を侵す、独立性を侵す、そういったものであるとは思っておりません。

○15番 牧信利議員 教育委員会が資料提出をやると決めたら、それを抑えるのか、認めるのか、それはどうですか。

○神園 征市長 今、その仮定のことでは返答を申し上げるわけにはいきません。もし、そういった事態が生じた場合には、教育委員会と十分話し合いたいと思います。

○15番 牧信利議員 仮定のことじゃないですよ。今、現実に起こっている行政の事例ですよ。それと教育委員会に議会からそういう資料請求があったときには、教育委員会が出してもいいと言ったら出すと、こういうことでいいんですか、市長。

○神園 征市長 そのときに教育委員会と十分協議いたします。

○15番 牧信利議員 そのときじゃないですよ。行政の基本姿勢を今、ただしているんですよ。そのときになってからじゃないとわからんというのは、おかしいじゃないですか。なぜそれを今、

確約できないんですか。きちんとしてくださいよ。行政というのは流れがあるんですから、もうわかっていることだ、そのことは。以前は行っていたことです。特別に今、始まったことじゃない。きちんとした答弁をしてくださいよ。

○**神園征市長** 教育委員会からそういった話が出たときに、協議をいたします。

○**15番牧信利議員** あくまでも市長の判断で物事を進めようという、教育委員会の独立性を拒否するような、そういう立場だということを確認しておきます。次に行きます。

今、学校の環境づくりにおいては、予算がどうしても必要で、具体的にそこには、3点ほど挙げております。枕崎小学校の周囲の土手、急斜面で草刈りをするのは危ないと、こういう声が学校関係者からも寄せられています。これは、当然、市の責任として学校整備を行うべきだと思うんですが、この草刈りについて、どのような考えを持っておられるのか。市長、見解をお尋ねします。

○**神園征市長** 日常的には、学校職員が行っているようであります。これは、他校の様子は見ておりませんが、枕崎小学校については、現在、そのようにしているようであります。

おそらくどこでもそうだと思うんですが、PTAの協力等をいただいて実施しているんじゃないかと思います。かつては、私たちの小学校時代、中学校時代のことですが、子供たち自身もかま等を持って来て、できるところは草刈りをしておりました。残念ながら、今、それがなくなっております。PTA等の協力を得ながら実施している状況であると思っております。

○**15番牧信利議員** いや、肝心なことは答えてないですよ。では、教育委員会にお尋ねしますが、学校現場からはどういう声が上がっているのか、この草刈りについて。

○**三島洋台教委総務課長** 今、市長のほうでも答弁申し上げましたけれども、枕崎小学校に限らず、学校周辺の土手が非常に急斜面であるということで、枕崎小学校のほうからも非常に大変で危険であるということについての要望は聞いております。ただ、その理由といたしましては、以前は保護者も非常に多くて、お父さん方も相当たくさん来ていただいたということもあるようで、機材も非常に整った状態での作業を、愛校作業ということでやっていただいていたんだけど、現在、非常に機材そのものも少なくなってきたというようなこともありまして、私どもといたしましても、今後、優位な事業、補助事業等はないのか情報収集に努めながら、できるだけ補助事業等使いながらですね、教育委員会としても市で実施できる分については、努力をしておりますが、基本的には、従来の愛校作業等で対応いただければ、危険のない程度でお願いをしたいというふうに考えております。

○**15番牧信利議員** 学校側から危険だという要望が出されているわけでしょ。教育委員会は、それをやっぱり真正面から受けとめて、財政的な予算要求をすべきじゃないんですか。教育長、いかがですか。

○**山口英夫教育長** これまでもですね、もう慣例的に各学校愛校作業というかたちでやっていたてしておりますが、今、御意見があったとおり、かなり危ないようなところもあるということでございますので、そこら辺については、手だてを考えていきたいと思っております。

○**15番牧信利議員** 今、学校現場の状況、父母の状況も教育委員会のほうで報告を受けたんですが、市長自身は、そういう現在の昔と違う状況が、そういうもつとで、これらの草刈りについても市としても財政的な保証をすると、そういう立場に立つほうがいいんじゃないかと思うんですが、市長自身はどう思いますか。

○**神園征市長** 先ほど、教育委員会の総務課長のほうからも答弁がありましたけれども、保護者の数が随分減っていると。ですから、昔と同様にはいかないだろうということはわかります。ですが、それを全部、その愛校作業にかかわって市のほうでどっかに依頼して、その財源は全部市のほうでということにも一気にはまいらないだろうと思っております。その辺も検討をこの仮定においてですね、一体、仮に市のほうでそういったものを全部面倒を見るといったような場合に、

どの程度の金が必要になるのかどうかということもありますし、また、保護者の方々には、やっぱりできるだけいろんなかたちで学校のそういったことには協力をいただきたいと。それもPTAの目的の1つであろうと、こう思っております。

○15番 牧信利議員 いや、子供たちに作業経験をさせるとかというのは、別の場所のできるわけですよ。要するに、学校側が言うのは、けがをする心配があるというのを指摘して、草刈りの要望が出ているわけですよ。これを真っすぐ受けとめる必要があるんじゃないかと思うが、市長はなかなかそれをしようとしません。結局、皆さんが学校の整備については責任を持つわけですから、それをきちんとやっていただきたいと思います。解決するまでこれは今からやっていきますがね。

2番目、市役所の裏の出入り口のところが校門になっていますが、そのちょうど真向かいに2棟ほど校舎が建っています。その出入り口の階段がもう割れているわけですね。こういうのは直ちに補修して、子供たちの事故を防がなければいけない状況だと私は現場を見て思ったんですが、こういうことについて、教育委員会として補修計画はあるのかどうかお尋ねします。

○三島洋台教委総務課長 南側通用門、市役所のほうから入っていったところでございますけれども、右側の通常、学校で呼んでおります3号棟及び4号棟ともに老朽化が非常に進んでおります。御指摘の階段につきましては、ひび割れや部分的な側面が欠落した状態ではありますけれども、既に打診調査での不良箇所の撤去を終了しておりますが、ただ、ひびの部分これから非常に進んできたりとか、危ない状態であると、早急に改修工事を行いたいと思います。ただ、全面的な改修の計画はございませんので、今後の学校施設の部分改修時期に合わせまして、当該箇所の補修をしたいと考えております。

○15番 牧信利議員 既に危険が予測される箇所があるわけですから、それをそのうちしましよというようにことじゃいかんわけですよ。危険箇所は直ちに改善をするというのが学校の責任でもあり、教育委員会の責任でもあり、市の責任でもあるわけですよ。市長は現場を見られましたか。この出入り口の階段の現場。

○神園征市長 見ました。

○15番 牧信利議員 大体は実態がわかっていると思いますが、どうですか。放置していいものですか。

○神園征市長 御指摘の場所につきましては、課長からの答弁のとおり、既に撤去を完了していると。今後、またそれがひどくなるようであれば、そのときには、当該箇所の補修をしていくということで、課長からも説明を受けて、そのようにしてくれと、こう申しております。

○15番 牧信利議員 さっき文部省の方針とか研究会の中間報告とか読んででしょ。しかし、全然受けとめられていないわけですよ。馬耳東風と言うんです、そういうのをね。文部省ですらですよ、安全・安心というのをうたっているんですよ。ところが、現実の学校現場は、そういう危険箇所が実際あるわけですから、それにそのうちしましよじゃなくて、直ちに対処する。こういうのが行政の責任じゃないんですか。そういうのをほったらかしにしておくんですか、市長。

○神園征市長 問題のある箇所を全部見たわけではありませんが、これまでの私がPTAの一員として学校とかかわってきた経験等に照らしますと、全部、市に何もかもやってもらうということではなくて、学校の職員でできること、それからPTAで協力をもらえばできること、いろいろあるようではありますから、それはそのように対処していきたいと。どうしてもそういった学校の職員だけではできない、PTAだけではできないと、そういったものについては、行政として急ぐ必要があろうかと思っております。

○15番 牧信利議員 学校整備は学校でやって構わないでしょうが、予算をつけないかんですよ。PTAでやると、学校の施設整備を、補修をPTAがやるというのは、法的根拠を市長、示してください。

○**神園征市長** P T Aがやると決めつけたわけではありませんで、かつてはP T Aの会員の中に土木とか建築とか、そういった専門家もいて、そういった方々に何とか協力をお願いできないかといったようなことでやってもらった例も幾つも見ております。そういったことを言っているわけでありませぬ。

○**15番牧信利議員** 過去の話を行っているんじゃないですよ。現実には危険な箇所がある、それを行政としてどう責任持ってやるのかというのを聞いているんですよ。それすら答弁ができない、おかしいじゃないですか。子供たちが危険にさらされている、現実には。それを見て見ぬふりをする。それでいいんですか、市長として。

○**神園征市長** ですから、どうしても行政でないとできないといったものは、急ぐ必要があると、こう思っております。

○**15番牧信利議員** 大体、自分がやるべき仕事をやらないで、P T Aが考えてくれるだろうという、そもそもそこがおかしいわけです。時間がないから、次いきます。

今、校庭の砂ぼこり、これは台風もありましたが、非常に近所の方々からも声が出ております。この点での対策について教育委員会にお尋ねします。

○**三島洋台教委総務課長** 校庭の砂ぼこり対策についてでございますが、風の強い日や風向きによっては、校庭の砂ぼこりがひどい場合がございます。運動会とか、特に校庭を使用する行事の場合は、砂ぼこり対策といたしまして、スプリンクラーとか専用の水栓、40ミリを使用しておりますけれども、それでありませぬとか、一般の水道栓を使用して水まきを実施しております。

通常は水まきはほとんどしていない現状でありますけれども、ことしは市内小中学校で高木の伐採、樹木の伐採を行いましたので、隣接する民家への砂ぼこり等の影響が懸念されることから、各学校へ対策をお願いしているところであります。

○**15番牧信利議員** 水をまくというのは、これも金なんですね。水まき用の水道代、これ大体どれぐらいを考えているんですか。

○**三島洋台教委総務課長** 水まきの水道代ということでは予算化、小さな数字は出しておりませぬけれども、先ほど申し上げましたように、高木の伐採等をやりましたので、今回は特に水まきをお願いしていきなさいと。もし、通常予算で足りない場合には、また予算要求等をお願いしていきなさいということでございます。

○**15番牧信利議員** 次に行きます。国保の問題です。

今回、国保税が値上げされて、納税通知書と一緒にこのビラが送って来たんですね。このビラに「国保制度の趣旨である相互扶助をご理解いただき、ご協力をお願いします」こう書いてあります。国保制度が相互扶助だと、この法的根拠を教えてください。

○**今給黎和男健康課長** お尋ねの国保制度が相互扶助であるという法的な根拠ということですが、「法的根拠だけでいいです」と言う者あり）国民健康保険に当初規定されておりました相互共済の精神というのは、社会保障の根幹を成すものとして生き続けているものと思っております。税制改正のお知らせについても、そのような考えで作成し、配布をいたしたところであります。

○**15番牧信利議員** 質問にまともに答えてください。法的根拠はあるのかと聞いているんだから、ありますならある、ないならない、それだけのことでせよ。

○**今給黎和男健康課長** 昭和13年に（「いや、あるのかないのかというのを聞いているんですよ」と言う者あり）現在の昭和33年に全面改正されました国民健康保険法の中には、そういう表現はありません。

○**15番牧信利議員** 相互扶助というのはないと、これは明確です。国民健康保険法には、国保制度は社会保障と言っているわけですから。相互扶助制度じゃないんです。こういう法的根拠も何もないものを、このような文書でまくというのは一体何か。自分たちの国保税値上げをごまか

すための方便でしょ。市長、こういうごまかしの文言を入れた文書を市民に配る、納税者に配るというのはやめたらどうですか。

○**神園征市長** ごまかしとか何とかいうんじゃないで、過去のずっと健康保険制度を見てきたときに（「過去のこと言っていない。やめたらどうか、ないんだから、法的根拠は」と言う者あり）。

○**依積田義信議長** 答弁中です。

○**神園征市長** 現在は過去があって現在があるわけですから、そういった経緯を勘案した上で…（「そんな過去は何もない」と言う者あり）。

○**依積田義信議長** 牧議員、答弁中です。（「法に基づいた仕事をしてくださいよ」と言う者あり）

○**神園征市長** ですから、その国民健康保険制度の精神というものは、そういったものがあるだろうと、こういう認識のもとでやったわけでありまして。法的根拠とか何とか、そういったことまでは考えていなかったんじゃないかと思えます。

○**15番 牧信利議員** 税金を上げるときの理由として、相互扶助制度だと言っているんですよ。そんなことも考えていないなんちゅうのは、とんでもないことですがね。ごまかしの文書を納税者に配っているんですがね。国保制度は社会保障って書いてあるんだから、法律に。だから、やめたらどうかと、今後。このような欺瞞的な文書を納税者に送りつけるのはやめたらどうですかと聞いているんです。市長、どうですか。

○**神園征市長** 今後については、考えさせていただきたいと思えます。

○**15番 牧信利議員** 大体、法的根拠もないもので、市民を納得させようというとんでもない話であります。

では、次にお尋ねします。

国保税、大幅な値上げになりました。それで、福祉課長にお尋ねしますが、生活保護の40歳代夫婦で子供2人、小学校、中学校、こういう家庭の場合の生活保護費の支給額は、年間幾らですか。

○**白澤芳輝福祉課長** 小中学生、子ども手当が支給されますので、その子ども手当以外に収入がないと仮定したときの生活保護世帯の扶助額ですが、225万7,780円となります。

○**15番 牧信利議員** 市長、200万の所得の人が払う国保税は38万7,700円でしょ、年間で。その上に国民年金の保険料が入るわけですから、74万8,180円、年金と国保税で取られるわけですよ。所得の37.4%ですよ。4割近くをこの国保と年金でとられるんですよ。生活保護は最低生活費として定められているわけ、225万。つまり、これよりはるかに生活レベルは低いというのが国保世帯の実態ですよ。だから、こういうものについて国保税は高いのかどうかと前も論議をしましたが、こういう今の国保世帯の実態について、市長はどう考えていますか。

○**神園征市長** 国保税の課税所得200万円、これを給与収入に換算するとどのくらいになるかと、税務課のほうで計算してもらいましたら、358万5,715円となると。これに子供2人分の子ども手当31万2,000円を加算すると、389万7,715円となって、これがこの世帯の年間収入総額という計算が出てまいりました。

この200万円の生活状況についてですけれども、この所得はあくまで国保税の課税計算上の所得が200万円ということでありまして、実際の収入とは全く異なりますし、あるいは、事業者か給与所得者かといった条件等によっても異なってきますので、その生活状況について一概に言えません。

○**15番 牧信利議員** 市長は自分の言っていることの重大性をわかっかって言っているんですか。そうすると農業者や事業者は税金をごまかしているというのと同じですよ。税務署にちゃんと申告をして、200万世帯と定められた世帯で計算しているんですよ、これは。あたかも所得をごまかし、税金をごまかしているかのような言い分になるんですが、それでいいんですか、市長。

○**神園征市長** そういったことを意味しているわけではございません。先ほど申し上げたとおり、税務課のほうで計算してもらいましたら、こういうふうになるという報告を受けましたので、一概に言えないと、こう申し上げたまでであります。

○**15番 牧信利議員** 一概に言えないというのは、ごまかしているというのと同じじゃないですか。そんなのは平気で言うんだ、この公式の議会の場で。（「担当がちゃんと、まず答弁せんね」と言う者あり）何ですか。（「いや」と言う者あり）担当に聞いているんじゃない。市長に聞いているんです。200万の標準世帯というのは、法律上ですよ、きちっと税の申告をするレベルで計算されている世帯ですよ。市長の答弁は、あたかもごまかしをしているかのような、そういうにおわせて答弁をしているわけです。けしからん話である。そういうことでは、市民の生活の実感というのはわからんじゃないですか。法律に基づいて申告して、税金というのは払うわけですから。それを無視したような答弁を市長はやっている。極めて大問題ですよ、これは。

先ほども禰占議員のほうから、一般会計の繰り入れ問題が出ましたね。お尋ねしますが、全国ですよ、法定外、法定外の繰り入れをやっている自治体、その額、それはわかっていますか。

○**山口英雄税務課長** 先ほどの（「いや、先ほどの質問に答弁は求めています」と言う者あり）答弁漏れがございまして（「ちょっと待って、議長、質問に答えさせてください。先ほどの話はもう済んでいるんです」と言う者あり）。

○**依積田義信議長** 牧議員、答弁中ですから。（「何も関係ない。わずかな時間で質問やってるんだから、座ってくださいよ」と言う者あり）答弁してください。（「議長、きちんと質問者に答弁させにやいかんですよ」と言う者あり）だれに答弁させるんですか。（「何で税務課長が今、出てくるの。必要ない。そういう質問してないんだから、私は」と言う者あり）税務課長が答弁すると言っています。（「いやいやいや、なぜ、質問者が要望もしないのに勝手に答弁させるんですか。議事の運営はおかしいんじゃないですか」と言う者あり）税務課長に答弁していただきます、税務課長に。（「そんなひどい話があるか」と言う者あり）

○**山口英雄税務課長** 先ほど市長から答弁申し上げましたけれども、その国保世帯の所得につきましては給与所得、あるいはいろいろな事業をやっている方とか、いろいろそれぞれパターンが違います。ですから、いろいろな収入形態がございまして、一概には言えないということで、市長が先ほど御説明申し上げたところでございます。

それから、先ほどモデル世帯と生活保護世帯と比較した御質問でございましたけれども、国保税課税所得200万円のモデル世帯の場合の可処分所得を計算しますと、303万1,735円となりますので、御了解のほどお願いします。（「今さっきの質問の答弁」と言う者あり）

○**今給黎和男健康課長** 全国的な法定外繰り入れの関係であります。20年度の国の報告ということでありますが、20年度で法定外繰り入れをした保険者は1,223団体、全体の約7割であります。

○**15番 牧信利議員** つまり、副市長は午前中の質問に一般会計からの繰り入れについては、いろいろ言いわけしましたが、全国の自治体1,223の自治体の70%ですよ、法定外の繰り入れをしているんですよ。これが当たり前なんですよ。なぜかという、国保財政は大変だから。金額で言えば20年度で3,668億ですよ、全国で。1人当たりで1万円繰り入れをしているんですよ、法定外繰り入れを。全国民の被保険者に対して。これはあたかも繰り入れをすることは間違いかのように言っているが、全国ではそうなっている。だから、こういう点を考えたら、当然、今日の生活の中で懸命に生活をされている人々の国保税を下げるために、こういう繰り入れをやるべきじゃないですか。

今、枕崎市の財政調整基金は幾らですか。今度補正も出ましたが、それを合わせて幾らになりますか。

○**本田親行財政課長** 22年度末で7億8,205万円、23年度の財政運営に2億1,300万円程度を繰

り入れておりますので、現在の23年度見込み残高としましては、5億7,000万円程度でございます。

○15番 牧信利議員 金はあります。やる気があるかどうかです。市長、市民の暮らしを守るために国保税の引き下げを考えませんか。

○神園 征市長 現在、考えておりません。

○15番 牧信利議員 住民に対する市長の考え方はよくわかりました。命を奪うような制度ですよ、これは。今後も引き続き、また取り組んでいきます。

次に、市立病院の関係についてですが、新しい病棟ができて、大変皆さんも喜んでおられるのですが、玄関への車の乗り入れがなかなか不便だと、改善をしてほしいという声があります。それと、今後の病院駐車場はどういうふうになるのか、この点をお尋ねします。

○園田 勝美市立病院事務長 まず、第1点目の乗り入れの関係でございますけれども、これにつきましては、現在、敷地の北側のほうに全体計画で約4割に相当する二期工事の施工中でございますので、入り口周辺が非常に手狭で不便をおかけしておりますけれども、全体の整備が終了いたします本年度末には、車のUターン場所も確保する計画になっております。それまでの間につきましては、駐車場整理員による誘導等で事故防止には努めていきたいと思っております。

さらに、2点目でございますが、病院の駐車場につきましては、現在、体の不自由な方を含めまして5台分しか玄関前に整備できていないところでございますけれども、全体の整備が終了いたしますと、約30台程度の駐車スペースを確保するというところで予定をいたしております。

○15番 牧信利議員 よろしくお願ひします。

次に原発問題です。

これはもう以前もお尋ねしましたが、川内原発3号機の増設、これはもうやらせ問題が全国的に行われて、原発の建設にはいわゆる裏があったと、こういうことははっきりしてきているわけですね。社員を動員して、シンポジウムや集会の中での雰囲気をつくっている。こういうことで川内原発3号機も増設ということになっているわけです。今、県議会でもこの問題取り上げているようですが、こういういわゆる詐欺まがいの公聴会などを開く、それをもとにして原発推進をやってきたやり方、これは改めさせるべきだと思うんですね。そういう点で3号機の増設を市長自身やめさせるように取り組む考えはないのか、お尋ねをいたします。

○神園 征市長 6月議会におきまして、九電に対して3号機の増設については、増設凍結を含め安全性確保を最優先として対応することを申し入れたことを説明いたしました。また、県の市長会におきましても、原子力発電所の安全対策を高めるための緊急決議を行って、現在、稼働中の川内原発1、2号機については、安全対策の見直し及び抜本的な防災対策を講じること、3号機増設については、それらの措置が講じられることを前提に対応することということを九電に要請した、その説明も前、申し上げたとおりです。以上であります。

○15番 牧信利議員 その当時と情勢が変わってきているんですね。やらせをやっているわけですよ。そういう裏工作をし、うそをついて原発推進を進めてきたという、こういう川内原発3号機ですよ。これについて、当然、そのような誤ったやり方で増設決定をしたというのは間違いですから、やめなさいというのが当然だと思うんですが、市長自身はこのやらせ問題以降の原発問題について、3号機増設取りやめという立場に立つのかどうか、これをお尋ねします。

○神園 征市長 やらせ事件につきましては、決して感心したことはありませんが、私の立場として九電に対する要望は、先ほど申し上げたとおりで、とにかく安全性確保を最優先として対応してほしいと、そういうことに変わりはありません。

○15番 牧信利議員 こんなやらせという重大問題が起きても、それに明確な態度を示すことができないというのは、非常に残念なことですね。それで、川内原発周辺でも、南日本新聞の報道でも何度かセシウムの測定がなされているんですが、市として放射能線量の測定をしたことがあ

るのかどうか。したことがあるとすれば、それはどういうものか。

それから、放射線量を測定する機械を市にも備えて、市民の要望にこたえる、そういう考えはないのか。この2点についてお尋ねします。

○永留秀一総務課長 放射線量測定器については、枕崎市は所持しておりませんが、枕崎消防署に2台配置がなされておりました。原発事故の後、消防署のほうで定期的に放射線量を測定し、そのデータを市も提供を受けております。そのデータによりますと、異常値は検出されておられません。今後についても、消防署のほうに測定をお願いして、データの提供を受けたいと考えております。

○15番牧信利議員 この放射線量測定器ですが、消防に2台あるということですね。これは、広域の事務組合では何台あるんですか。

○永留秀一総務課長 枕崎消防署に2台というのは聞いておりますが、南薩地区消防組合で何台かというのは把握しておりません。

○15番牧信利議員 それを市民が借り受けて測定をすとか、そういう利用はできるんですか。

○永留秀一総務課長 この放射線測定器は、救急車を購入するときに救急車のさまざまな機器とセットで購入しておりますので、市民に貸し出すというのは無理じゃないかと思えます。

○15番牧信利議員 市民に直接責任を負うのは市ですよ。その市が、やはり測定器を備えて、やはり定期的に測定をする、市民の要望があったときは貸し出しをする。なぜかという、もう牛肉にですよ、放射能が入っていたというのは、鹿児島県でも何カ所も出てるわけですよ。みんな心配してますよ、それ。そういう市民の、やはり気持ちにこたえて、市にも購入する考えはないのかどうかですよ。測定器というのは幾らですか。

○永留秀一総務課長 消防署の購入している測定器は、定価が20万程度のもので聞いておりますが、市民に貸し出すというのはできないにしても、市が要望して測定をするというのは可能だということですので、そのようなかたちで消防署と連携をして、活用をしていきたいというふうを考えております。

○15番牧信利議員 それじゃあ、その消防署が測定した測定値、これは市にはデータが提供されているということですが、これ市民に広くデータの公開をする、ホームページで公開をする、市報でも公開をする、そういう考えはないんですか。

○永留秀一総務課長 もともとの出もとが消防のデータでありますので、そのようなことについては、市民への公開については、消防のほうとちょっと協議をしてみたいと思えます。

○15番牧信利議員 やはり、枕崎に放射能がどれくらい来ているのかというのは、重大な関心事ですから、ぜひ、データ公開を取り組んでほしいと。

次に、道路整備です。時間がなくなりましたので、まとめて言います。

広域農道のコスモス交差点から野村電機間について、田代自動車のそばの交差点付近に雨が降ると市道への流入があつて大変だと。

2番目には、野村電機付近の路面沈下による水たまり、この補修をしてほしいと。

3番目には、花渡川沿い道路、穴ぼこはもう早速補修をしていただいておりますが、ランニングコースにもなっていますので、全体的な補修計画はどうなるのか。

以上、3点お尋ねします。

○依積田清文建設課長 3つありましたが、前の2つにつきましては、3月議会でも答弁しておりますが、まず1番目の田代自動車側の交差点付近ということですが、この付近につきましては、付近が宅地化されており、また側溝の勾配がないために大雨時において側溝があふれた経緯があるようでございます。このため、この付近の排水方法についてもう少し、今、検討しておりますが、流入方向など現地の状況を踏まえながら、もう少し研究してまいりたいと思っております。

それから、2点目の野村電機前についてですが、これにつきましても、この地帯が水田を埋め

立てて施工されておりますので、長年の大型車通行等により御指摘のように路面の沈下が見られます。また道路の縦断勾配がとれないために、路面の排水がよくない状態であります。

これらを解消するために、測量を実施し、現在、舗装・補修により解消を行うのか、また新たに排水路を設けるべきか検討中であります。

それから3点目、花渡川沿いの市道岩崎山下線になりますが、これについては、7月に特に路面の悪い箇所の舗装を行いました。今後とも市道部分については調査を行い、不良箇所があった場合には、その都度補修を行ってまいります。

○**依積田義信議長** 牧議員、時間がありません。

○**15番牧信利議員** いや、ちゃんと26秒残ってます。

野田内閣がスタートしました。増税と大連立、原発推進、国民にはますます大きな痛みを押しつけようとしています。我が党はこの民主党政権と真正面から戦って、市民の命、国民の命と暮らしを守るため頑張ることを決意を述べて、質問を終わります。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時21分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、**豊留榮子議員**。

[**豊留榮子議員 登壇**]

○**3番豊留榮子議員** 皆さんお疲れさまです。

昨日、紀伊半島に上陸した台風12号による被害の状況が、時が経つにつれて拡大されています。被害に遭われた方々へ御冥福とお見舞いを申し上げます。また、半年近くが経とうとしている3.11東日本大震災のつめ跡もいまだいやされぬのに、7月30日には、新潟、福島両県で局地的に1時間に90ミリ近くの猛烈な雨が降り、土砂災害、河川のはんらんにより大きな被害を出したばかりでした。

このように日本国中が悲鳴を上げているときに、民主党は政権を維持するために菅首相から野田首相へと交代しました。野田政権は、消費税の大増税や原発推進などを国民にますます押しつけてくることでしょうか。日本国中が暗く、重く沈んだ状態に置かれているのではないのでしょうか。そういう中で私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守るために、一般質問をしてまいります。

まず、地域経済の活性化対策についてですが、この住宅リフォーム助成制度は、住民の快適な住まいを確保するということと、地元業者が請け負うことによって、住宅関連を中心に地域経済への波及効果が非常に大きいということで、全国の自治体で急速に助成制度の実施が広がっています。これは、全国建設労働組合の調べによりますと、昨年の4月時点で32都道府県、156自治体であったのが、ことしの6月時点では、42都道府県、382自治体へと約2.4倍に広がり、実に1,747自治体のうち、21.9%が創設されているといえます。

6月議会でも市当局も住宅リフォーム助成制度は、地域経済の活性化に大きな効果があると答弁をされました。検討もされていることと思います。また、地域の活性化に役立つには、これは市民が利用しやすい制度にしていくことが大切ではないかと考えます。

そこで、対象工事を広くした制度の実現はできないものかということで、今、先進地では、住宅の改造、また浴室、キッチン、トイレ、外壁、床、壁、ふすま、畳の張りかえ、バリアフリー改装、耐震工事など、幅広い工事を助成の対象にしているようです。

本市の住宅のリフォーム助成制度も、住民の要望にこたえる利用しやすい制度にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

[**神園征市長 登壇**]

○**神園征市長** 現在、他の市あたりの状況を把握している状況でございますが、対象工事については、多くの工種が該当するほうが事業効果も大きいと考えております。ただし、ほかの補助制度との兼ね合いも考慮しなければならないと思っております。（「これだけですか」と言う者あり）

○**3番豊留榮子議員** ちょっと何か気が抜けちゃったんですけど、もっと具体的に6月議会では検討するということでしたので、もっと具体的に事が進んでいるんじゃないのかなと思ったんですが、市長のお考えはその程度だということなんですか。他市を見比べているというところで、具体的には、何も検討されていないということなんですか。

○**神園征市長** 行政への要望事項とかやらなければならないことというのは、多種多様にわたっておりまして、熱意がなくなったりとか、そういうことではございません。（「声が小さい」と言う者あり）行政に対する要望とか、やらなければならないことは多岐にわたっておりまして、このことをもう忘れたわけではありませんし、熱意が冷めたわけでもありません。現在、担当課のほうでやっております。担当課のほうも、いろいろとある中でやっております。どの程度のことをやっているかは、担当課長から答弁させます。

○**依積田清文建設課長** 今、市長からもありましたが、住宅リフォーム等促進補助建設については、建設課のほうでいろいろ調べて、他市の状況等を把握している状況でございます。

その中で、趣旨等につきましても、地域経済の活性化とか快適な住環境の整備、それら空き家の解消等も含めまして行っていこうと。それから、補助条件等につきましても、持ち家とかですね、後で出てくると思いますが、対象事業費とか補助回数、それらについても検討しております。施工業者等の選定については、条件として市内業者の場合とかというふうに行っていこうと。

対象工事は今、言われましたけど、住宅に関する増改築、修繕または補修、バリアフリー等もすべて対象としたほうがいいのではないかと考えています。ただし、ほかの補助事業等の関連もありますので、例えば、合併浄化槽とか、そういうところがほかの補助事業と一緒にならないようなというふうに考えております。

それから、対象にならない工事といたしましては、住宅用品、備品等の購入、これなんかは対象とならないと。それから、自動車車庫のみであったり、門扉等だけであったりというのは、対象とはどうかというふうに考えておりまして、そこら辺のところを今、検討している状況でございます。

○**3番豊留榮子議員** いろいろ検討されているということで安心しましたけれども、この助成額についてなんですけれども、工事の助成については、工事費の10%、または15%として、その限度額が30万円というふうにしてるところがあるようですが、本市の助成はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○**依積田清文建設課長** 今、先ほども申しましたが、今、それらにつきましても、補助制度を実施しているほかの市町村の状況を踏まえながらですね、補助制度本来の目的が達成できるような方向で、検討してまいりたいと思っております。

○**3番豊留榮子議員** そしてまた、これは利用しやすい制度でないと、なかなか発展していかないと思うんですが、これ住民の皆さんが気軽に利用しやすい制度にするためには、助成の額を低くするということが求められているんじゃないかなと思います。

これ私、南九州市の制度のことを書きましたが、この制度はちょっと住宅リフォームとは違うんじゃないかという指摘がありましたので、省きますが、地域活性化の目的から見ても、住民が気軽に利用できるように、5万円とか10万円などの工事も対象にすべきではないかなと考えるんですが、この点はどうでしょうか。

○**依積田清文建設課長** これは、最低対象工事費の設定につきましても、最低補助金や補助率と関連すると考えております。先ほどから申しておりますが、これらについても、今、検討してお

りますので、今後、さらに検討を重ねてまいりたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 全国的には、広がりを見せていますけれども、県内ではどこか先進地がありますでしょうか。

○依積田清文建設課長 県内におきましては、いろんな、こういう似たようなかたちというのがございまして、それは定住促進事業というのが主であります。住宅リフォーム助成制度に限ってというのであれば、私の調査では曾於市がそれに該当するのではないかと思っております。西之表市もそれと似たようなのがあるんですが、これも促進事業なのか、ちょっと明らかではありません。

それから、ちなみに曾於市におきましては、助成額が15万円というふうになっております。そして、補助率は10%となっております。

そして、先般、新聞等でも報道されておりますが、鹿児島市が今、この検討に入っているというところでございます。

○3番豊留榮子議員 本市でも近い将来、これが実現できるようにぜひ、検討を重ねていただきたいと思うんですが、またこの工事の申し込みですが、ほかの自治体の様子を新聞、インターネットなどで調べてみますと、申し込みが殺到するんだそうですね。ですから、これ、ぜひ工事申し込みを1年に1度ではなくて、何期かに分けて住民の皆さんが利用できるように、申し込みができるようにすべきだと考えますが、この点はどうでしょうか。

○依積田清文建設課長 この申し込みの方法とか回数とか、何期に分けてかの申し込みとかというふうな御質問でございしますが、それらにつきましても、今、検討している状況でございします。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、今、混迷している世の中で、私、この住宅リフォーム助成制度のこの制度が、だんだん、だんだん広がるにつけて、何かすごく明るい希望が見出せたなという気がしてたんですね。ぜひ、早期に実現できるように、そして、地域経済が活性化できるように、御努力をお願いしたいと思います。

次に、高齢者や障害者の方の足の確保についてということで、これも6月議会で巡回バス、乗り合いタクシーの取り組みについての方向が示されましたが、その後の取り組みがどのようになっているのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 巡回バス、それから乗り合いタクシーの取り組みにつきましては、6月議会終了後、担当課におきまして路線案の策定等を含みまして、本市の基本方針案の策定作業を進めているところでございます。

これまで担当課のほうでは、3案ほど策定して、検討をしましてまいりました。この3案の検討をした中で、利用者の利便を中心に配慮した案では、バス・タクシー事業者への影響が大きすぎる傾向が出てまいります。また、バス・タクシー事業者への影響を考慮いたしますと、利用者の利便が低下をするという傾向が見られるようであります。さらに、巡回バスのみという運行案につきましては、本市の財政負担額の算定は比較的容易なんですけれども、乗り合いタクシー、こちらの運行につきましては、利用者数が全く把握できないという状況から、財政負担額の算定が困難になるという場面が出てまいります。

路線案等の検討作業につきましては、利用者利便の確保、また、既存のバス・タクシー事業者への影響の測定、それと、市財政負担の算定等、当初予想しました事務作業よりはるかに困難な作業となっております。

以上のような要因から、6月議会で答弁をいたしました7月末を目途として庁内検討を終えたいということで答弁申し上げましたけれども、いまだ庁内検討が終了していない現状ではございます。今後、作業のおくれを取り戻せるよう、努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 今、庁内で3案路線が検討されたということなんですけれども、それ、具

体的にはお示し願えないでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** この3案につきましては、全路線をいわゆる巡回バスで行った場合にどうなるのか。それと、もう1案が巡回バスと乗り合いタクシーを併用した案でどうなるのか。それと、すべて乗り合いタクシーでした場合にどうなるのか、というこの3パターンについて検討を行っております。担当課のほうでは、さまざまな案をいろんなパターンを組み合わせながら検討しておりますが、なかなか利用者の利便を落とさずに、また、バス・タクシー事業者への影響が大きくなるまいと、これを両立させる案を作成するのに苦勞をしているという状況でございます。

○**3番豊留榮子議員** 例えば、この巡回バスの場合は、当局が考えているのは無料ということでしょうか。乗り合いバスじゃなくて、乗り合いタクシーの場合だと、どのくらいの負担とか、大体検討されてるのでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** ただいま、利用料金のお尋ねだと思うんですけども、まだ利用料金の具体的な数値につきましては、検討をしておりません。この後、具体的な素案ができました後に、利用者、それから交通事業者、陸運当局、それから警察当局等交えた協議会を設立させますので、その中で利用者の御意見等を伺いながら、利用料等につきましても検討がされていくというふうに考えております。

○**3番豊留榮子議員** ぜひ、またこの巡回バスと乗り合いタクシーですが、これは市内周辺部だけではなくて、市街地でも交通弱者、買い物弱者への配慮が必要だと考えますが、市街地での取り組みがどのようになっているのかお尋ねいたします。

○**神園信二企画調整課長** 市街地での用事先として希望が多いのが買い物、それから病院、それと金融機関、これらへの希望が多いようです。この用事を効率よく済ませるため、市街地での移動方法の検討というのは必要であるというふうには考えております。また、市街地内にも足が御不自由で用事先に出かけられないというお年寄りの方が多いというふうに思われます。これらへの対応策として、どのような方法があるのか、今回の巡回バス、乗り合いタクシーの計画に含んで検討をするのか、それとも、また別の計画として検討したほうがよいのか、これにつきましては、また担当課のほうで十分検討してみたいと考えております。

○**3番豊留榮子議員** ぜひ、早期に実現できるように御努力をお願いしたいと思います。今、高齢者のひとり暮らしというのは、本当に大変ふえております。病院に行くのにも、本当に先ほど言われました買い物に行くのにも、タクシーを利用してという方がたくさんおられます。また、ヘルパーさんを利用して、買い物を頼んだりとか、そういう手段もあるんですけども、御自分の足で行きたい、病院であるとか、買い物であるとか、自分で行きたいという希望もありますので、ぜひ、このところを早く検討されて、よろしくお願いたします。

次に、津波の対策についてです。

災害情報の全市民への伝達について、巨大な津波が東北地方や関東地方を襲い、広い地域に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災。これまでの津波防災のあり方を見直す必要性を問いかけてきました。東日本大震災から何を学ぶのか、今後起こり得る津波にどう備えるのか、被災地の視察をするなど津波対策の見直しが各地で今、始まっています。

6月議会で防災無線が聞きとれないという声があるということで質問したところですが、風向き、場所によって聞きとれないことが、これは総務文教委員会の所管事務調査で明らかになったところです。災害時にすべての市民へ情報を伝えるための方策の具体化を急いで取り組む必要があると考えますが、本市の取り組み状況はいかがでしょう。

○**永留秀一総務課長** 現在の防災行政無線は平成11年4月から運用されておまして、市内の住宅地を中心に屋外スピーカー44台を設置して放送しております。コミュニティ助成事業などで市内の28の公民館が各家庭に屋内受信機を設置しておまして、平成18年度からは、市の防

災行政無線とつないで、市からの情報を家の中で聞くことができるようにもなっております。しかし、市街地などでは、屋内受信機がないために、屋内にいたり、風の向きによっては聞こえづらい場合があります。これの解決策としましては、各家庭への屋内受信機の設置、あるいは屋外スピーカーを増設する方法が考えられますが、多額の経費が必要でありますので、防災対策全体をどのように取り組んでいったらいいかという検討を行いまして、その中で年次的な整備計画を作成して対応していかねばならないというふうに考えております。

現在できることとしまして、緊急的な災害の際には、防災行政無線の放送に加えまして、市役所だけでなく、消防署、それから消防団などと連携をしまして、広報車によって市民に情報の提供を行っていくということで対応していきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 これは、9月1日の赤旗新聞なんですが、9月1日、防災の日ということで特集がありましたので、ちょっと御紹介したいと思えます。高知県の四万十市でも津波対策の見直しを始めているそうです。最後の清流と呼ばれている四万十川の河口がある高知県四万十市、人口3万6,000人、台風の被害が多い地域のため、洪水対策として四万十川の堤防を整備してきたといえます。中心市街地が四万十川と支流の後川に挟まれた地盤の弱い地域にあり、地震対策は揺れへの対策が中心だったといえます。高知県の想定では、四万十市で起こり得る津波の高さは、最大5.5メートルとされています。津波による浸水域は、海や河口に近い地域までで、中心地、市街地に及ぶことはないと考えられていました。浸水が想定される地域では、避難場所、避難経路を指定し、2カ所に海拔12メートルと15メートルの津波避難タワーをつくったときは、住民から歓迎されたといえます。

ところが、東日本大震災によって東北地方が想定を大きく超える高さの津波に襲われ、甚大な被害が出たことで、市は津波対策の見直しの必要を強く感じたといえます。今、試験的に始めているのは、市内各所の高さの調査です。河口から10キロ以内の道路や建物にその地点の高さを表示して、住民が高台へ避難する手がかりにしてもらおう考えです。正式に調査結果が決まれば、本格的に調査、表示を始めるといえます。また、現在の避難路の安全性を検証し、同じ地域から高台へ避難するための複数の経路を確保していく考えだといえます。

四万十市でも3月の地震の際の防災無線放送が聞き取りにくかったという声が寄せられていたそうです。6月議会で共産党の市議が防災無線以外にも市民に災害情報を伝える手段を用意することを提案したところ、市は携帯電話に防災情報メールを送信するサービスを8月から開始したそうです。携帯に防災情報メールのサービス、これはいいと思えますが、どうでしょうか。

○永留秀一総務課長 携帯へのメールサービスの話は情報として聞いてはいるんですが、枕崎市がそれができるかという技術的な問題もありますので、県のほうとも相談をして、どういった携帯サービスが使えるかどうかというのを調べて、対応をしていきたいと思えます。

○3番豊留榮子議員 この四万十市では、6月議会で提案して、もう即8月に開始したというんです。もうスピードでされてますので、ぜひ、スピードを持って検討してください。

また、避難場所の設定ですが、まだ行われていませんが、急いで設定をして、市民に知らせるべきだと考えますが、これはいかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 現在の災害時の避難場所の指定については、枕崎市においては台風あるいは大雨などの想定で第一避難場所7カ所、第二避難場所11カ所を指定しているんですけども、津波に対しては、現在の防災計画に具体的な指定をしておりません。今後ですね、市内の海岸に近い地域や河川沿いの地域ごとに津波の際の避難場所を指定するように、防災計画の見直しの検討を現在、行っております。

津波被害が想定される地域の方々の意見も聞きながら、それぞれの地域ごとに避難場所の指定を行っていききたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 それと避難経路についてなんですが、現在、この配布されました防災マッ

ブには書かれておりません。この避難経路の設定と道路への避難経路案内板ですね、四万十市でも早速立てられたようですが、この案内板が必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 避難経路と案内板につきましては、各地域に避難場所を設定してですね、その避難場所にその地域からどのようにして逃げるかという避難経路を地域と相談して決めて、その上で地域ごとにそれぞれマップをつくっていききたいというふうに考えております。

案内板についても、今、議員が言われたように、他市で設置してある例がありますので、そこらを調査して、避難場所を指定する際にですね、検討していききたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、よろしくお願いしておきます。

そして、現在配布されました防災マップですが、この重要な地図が1,000世帯、全世帯の1割の世帯に配布されていないということが、総務文教委員会の所管事務調査の総括において、牧議員の質問で明らかになりました。この防災マップは、市民の命や財産を守るためにつくられているものです。これを公民館に入っている、いないで配布を怠るといえるのはどういうことなのかと首をかしげてしまいました。

そして、これは私のところに8月の末に届いた市民からの投書ですが、その方は「公民館は地域の自主的な組織であるのに、市の下部組織ぐらいに勘違いしているのではないのでしょうか。未加入者には市役所やコンビニに置いて、それで済ませるとは。いかにも官僚的な行為です。こんなことでは市民は救われません。何を考えているのか、言語道断です。神園市長は選挙公約として、職員による地域連絡員制度をつくり、市当局と市民との間を密接につないでいくと述べていたはずですが。これは的を得たことだと思っていました。ところが、そのようなことは具体化されず、しかも、担当課長はことを知っていたのでしょうか。各地域に職員がいるはずですが。仮にいても、近隣に住む職員が担当して、地域と市役所を緊密にして、公民館に未加入の人がどれくらいいるか把握して、対応していくべきです。官僚的な態度を一刻も早く改めるべきです」と、このような市民からの積極的な提案について、具体的な取り組みを行うべきだと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○神園征市長 確かに、未加入者の把握というものも必要でしょう。同時に未加入者に公民館に加入するように議員の皆さんも地域の指導者です。ぜひ、そういったこともお願いしたいと思います。（「答弁になっとらんですよ。きちんと答弁せんね。」という者あり）

○永留秀一総務課長 マップの配布のことについてはありますが、市民の生命、安全にかかわることについては、全世帯に行き渡るような配布方法を今後、考えていきたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 市長、よろしいでしょうか。今後、具体的に未加入者の方にもこのマップが届くように配慮するという今、御答弁いただきました。このお手紙をくださったこの方は、多分、神園市長の希望の持てる政策ですね、神園市長が出されたときに、立たれたときに、多分、この方1票市長に投じていると思います。いや、笑い事じゃありません、本当に。ぜひ、市民の夢を壊すようなことはやめてください。ぜひ、これ具体化してください。

海岸線地域の住民の状況調査ですね、それを行って、それに基づいた避難計画をつくるべきだと考えますが、具体化はいつごろになりますでしょうか。

○永留秀一総務課長 海岸地域だけでなく、災害時の避難弱者といますか、その方々については、災害時要援護者避難支援プランというのを市が策定しております、その避難弱者につきましては、それぞれの個人ごとに個別プランをつくっていきこうということで、地域の公民館、あるいは民生委員の方々と協力をしながら進めているところであります。現在は24公民館で102名の登録でありますけれども、これを順次、各地域にお願いをして、ふやしていきたいというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、おひとり暮らしでありますとか、体の不自由な方の把握をよろしく

お願いいたします。

そして、現在、避難訓練ですが、立神本町で行うということでもありますけれど、いつ起こるか分からない地震や津波に対応するためには、すべての海岸地域での避難訓練を早くに実施するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 今回の防災訓練は、津波からの避難訓練をメインとして行うということをして市内で今、どうかたちでやろうか進めてきたわけですがけれども、その中でも全市的に一斉にやらないといけないんじゃないかという話も出たんですけれども、今回については、立神校区です、モデル的に避難訓練を行いまして、その中で具体的に田中地区と田畑地区の方々が避難勧告の防災無線が鳴ったら、自宅からですね、今回の防災訓練の避難場所である立神小学校まで実際に避難していただくということを考えております。避難した後で、避難にかかった時間がありますとか、あるいは避難経路でありますとか、あるいは家族の中で避難弱者がいるとか、そういったアンケートをですね、それぞれからとりまして、今後の対策に役立てたいというふうに思っております。これをもとにして、今後、全市的に各地域で避難場所を設定して、一斉に全市で避難訓練ができるようなかたちで検討していきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、今回の訓練を教訓にして、やはり、海岸地帯の皆さんはみんなそれぞれ不安を抱えていると思うんですね、今度のこの集中豪雨でありますとか、台風のすごい被害を見てますと、もう海辺、川辺の方、本当に心配なことだと思います。津波にかかわらず、ここは最近台風も本当に寄りなくていいんですけれども、そういうこともありますので、ぜひ、この避難訓練、海岸地域の方すべてに行き渡るように訓練をお願いしたいと思います。これは、実施できますでしょうか。今回、これが済んでからということですがけれども。

○永留秀一総務課長 今後、どのようなかたちでできるか検討していきたいと思っております。いつになるかというのは、ちょっと今のところは、はっきり申し上げられません。

○3番豊留榮子議員 また次の質問ですが、この災害時の食糧ですとか、物資の備蓄がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 災害時の食糧の調達につきましては、市の防災計画で市内の食糧調達先の商店を指定しておりまして、災害発生後、直ちにそれらの商店から調達するという計画であります。現在のところ、市のほうで備蓄は行っておりません。

災害救助法が適用されるような大規模災害のときには、県の赤十字に要請を行って、支援物資の調達が行える態勢になっているところであります。

○3番豊留榮子議員 私なんかがよくわかりませんが、それで大丈夫なんだろうね。よく検討されて、よろしくお願いいたします。

次に、環境整備についてですが、これは、総合グラウンドのテニスコート横の駐車場の白線が消えているということなんです。これは、以前も質問したかと思うんですが、また要望がありましたので、整備が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○久保等保健体育課長 総合グラウンドテニスコート横の駐車場の整備についてでございますが、御指摘のとおり、現在、駐車場の白線が消えている状況でありますので、利用者が気持ちよく利用していただくために、また、利用者の安全確保等を考慮して、今後、関係各課と協議しながら、駐車場の整備を進めてまいりたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 市民運動会ももう近づいておりますし、その前にぜひ、整備してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○久保等保健体育課長 御指摘のとおり、市民運動会も10月に控えておりますので、塩浜運動公園すべての状況を把握しながら、市民運動会に市民の方々が安全に駐車できるように進めていきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、よろしく願いしておきます。

次に、これは市営プール付近から花渡川堤防を北へ国道270号線を渡って、湯穴入り口付近までのランニングコース、これ多分、先ほどの牧さんが言われた場所と同じなのかなと思うんですが、このランニングコースにですね、設置された立て看板が朽ちて、支柱だけが無残な形で残っていると。それが最近になって、残された支柱に距離が書かれた札がつけられているんですが、草を刈り、もう少しきちんとした整備ができないものかという御相談がありましたので、いかがでしょうか。

○久保等保健体育課長 本市ランニングコースの距離表示板については、老朽化が進み、危険な状況でありましたので、撤去し、先日、新たに自作の距離表示板を作成し、設置したところであります。

御指摘のランニングコースとしての道路の整備につきましては、利用者の安全確保と健康づくりとして有効活用していただくために、関係各課と十分連携を図るとともに、草刈りや道路の整備を含めた長期的な環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 この距離が書かれた札が、その支柱に針金でくくりつけられたかたちで、ちょっと格好悪いなというかたちでつけられているんですね。あれをもうちょっと、きちんとした形にすることはできないでしょうか。

○久保等保健体育課長 先ほども申し上げたとおり、自作で作成しまして、設置しておりますので、もう一度、距離表示板のほうを確認しながら、安全に設置していきたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

次に、国道225号線ですが、これ樹木が伐採されて、峯尾峠が明るくなり、見通しもよくなった。ところが、今まで隠れていた看板も目につくようになったということで、この「枕崎市平和都市宣言」の看板にはカズラが絡みつき、何も見えない状態になっているというので、改善をお願いします。

○永留秀一総務課長 御指摘の平和都市宣言の看板につきましては、既にカズラを除去しまして、現在は看板がきれいに見える状況になっております。

○3番豊留榮子議員 ありがとうございます。この平和都市宣言の看板ですが、看板自体がもう古く、私はちょっと隠れた状態で見えなかったんですが、この字自体がもう古くなっているんじゃないかなと思うんですね。残された最後の1枚でしょうか。3枚ほど立てたような気がするんですが、これを書きかえるという考えはないでしょうか。塗りかえるとか。

○永留秀一総務課長 少し薄くなっているようですが、まだ見える状況にありますので、もうちょっと検討させていただきたいと思います。

○3番豊留榮子議員 住民の方が言われるんですね。市の看板ですとか、何か見苦しいと言うんですね。字が薄くなったりして、個人の店だとぱっと書きかえてね、あんな見苦しいものは立てておかないというふうな、どこの場所でしたか、そんな指摘をされたことがあったんですが、やっぱり、常時、市の立てられた看板ですとか、案内板などは見て回って、色がはげてきたら書きかえるとか、そういう手段をとってほしいと思うんですが、巡回とかはされているんでしょうか。

○永留秀一総務課長 看板はそれぞれの各課の所管ということになるものですから、それぞれの課で状態を確認したり、そういったことをしているわけですけれども、この平和都市宣言については、ちょっと長年、我々もうっかりしておりまして、カズラが絡みついた状態になっておりました。今後は気をつけていきたいと思います。

○3番豊留榮子議員 次に、ヤンバルトサカヤズデなんですが、この駆除についてですが、ことしの大雪で少しは減ったように見えましたけれども、最近、また活発に動き出しています。人海戦術での山際作戦の効果がどうであったのか。また、どのようにして行われているのか、お尋ねいたします。

○俵積田寿博市民生活課長 今年度4月よりふるさと雇用再生特別基金事業の住みよい環境づく

り事業におきまして、ヤンバルトサカヤスデの駆除対策を民間事業者へ委託しまして、現在、4名の作業員によりまして、ヤンバルトサカヤスデの発生状況調査や駆除を実施しているところでございます。また、公民館や地域住民による駆除に対して公民館への薬剤の無償配布も同時に行っております。

ことしの4月から7月末現在で、公民館館長及び住民の要請により、住居周辺や山際発生状況の調査、周辺の草刈り、薬剤散布等を実施しまして、市内20地区でヤンバルトサカヤスデの発生を確認しております。そのうち53件の駆除を実施しており、また、14公民館へ薬剤の無償配布を実施しております。

異常発生している地区におきましては、現在、板敷、山崎、木場の3地区でございしますが、ことしの特徴といたしましては、日本在来のヤスデの異常発生が6月に下山、松崎、木原、宝寿庵の一部で見られまして、これらに対しましても薬剤駆除をしてきたところでございます。

今までの効果といたしましては、昨年まで異常発生した地域が減少しているように見受けられます。

今後、これから先の10月から11月にかけては、成虫の集団移動による異常発生等が予測されますので、これらにつきましても、地域と一体となりまして、ヤンバルトサカヤスデの蔓延防止対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○3番豊留榮子議員 また、この山際もそうなんですけど、湿気の多い側溝ですね、これヤスデの好む場所であります。もう朝早くからヤスデ退治に余念がないところなんですけど、個人の努力にも限界がありまして、この山際同様に側溝のふたを開けて駆除ができないものかという相談なんですけど、いかがでしょうか。

○天達章吾市民生活課参事 ふたをかぶせてある道路側溝や暗渠は、昼間でも暗く、湿気の多い箇所などヤンバルトサカヤスデの生息しやすい場所となっております。道路側溝等は生息状況の調査や駆除が難しい面もありますが、今後、これらの区域も含めてヤンバルトサカヤスデ駆除対策を実施していきたいと思っております。具体的には、グレーチングがありまして、そこから薬剤を入れることができるわけですが、その辺を開けるなりしてですね、駆除していきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 大変な仕事ですけれども、ひとつよろしく願いしておきます。

次に、道路の整備についてお伺いします。

瀬戸公園前の県道の改良工事ですが、今後の計画がどのようになっているのか、再度お聞きします。6月議会で市当局も残された区間は早急に改良が必要と認識しているもので、本市の県道改良の重要区間として県への積極的な要望を行っていくということでした。これは何年も取り組んでいることなんですけど、なぜ、進展しないのか、お尋ねいたします。

○依積田清文建設課長 この区間につきましては、6月議会でも答弁いたしましたけど、今言われましたとおり、市といたしましても残された区間は早急に改良が必要であると認識しております。そのため、ことしも管内の首長が出席する事業連絡会議でも、未改良区間の危険性を訴えて、改良の必要性を強く要望いたしました。今後も県への積極的な要望を行っていきたく思っています。

○3番豊留榮子議員 県は、大体何て言っているんでしょうか。なぜ、危険箇所なのに改良できないのか。県は何て言っているんでしょう。

○依積田清文建設課長 県が具体的にどういう理由でできないというのは、回答はもらっていないところですが、過去の、これも6月議会等で言いましたけど、過去に半島基幹農道の構造物が入り口、瀬戸公園の西側のほうにありますけど、補助金適化法等の関係があったこともございました。それらによって、前のときの計画がなくなったという経緯もございました。それから、改良するということは、どうしても用地が必要になるわけですから、その用地の関係というものも若干あるのかと思いますが、先ほども言いましたが、今後とも県にはまた要望していきたいと思っ

ます。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、危険箇所でありますので、よろしく願いしておきます。また、これ6月議会だったと思うんですが、路面上に、瀬戸公園前ですね、「スピード出すな」という表示はその後、どうなりましたでしょうか。

○永留秀一総務課長 県のほうに要望をしていこうということで、建設課のほうと話をしております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

瀬戸公園も本当に今、桜の時期ですとか、人が多いですし、お年寄りの方も見えたりしますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、総合グラウンド横の花渡川沿いの道路の中央線が消えています。商工会議所から国道226号線の信号までの白線は残っていますが、安全に通行できるように白線を引くべきと考えますが、いかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 御指摘の市道深浦新花渡橋線は、商工会議所の前を除きまして国道226号から小川橋の間は、道路構造令上、基本的には中心線を設けることができないようになっております。

○3番豊留榮子議員 道路幅が狭いということなんでしょうか。すると、例えば、両サイドによく白線が引いてある道路がありますよね。歩行者を守るためなのか、車にしても何か白線があると、「あ、ここまでね」とわかるんですが、あそこ何となく暗い、ちょっとわかりにくいような道路のような気がするんですが、あそこを通るとき、例えば、中央線が引けないなら、両サイドに白線が引けたらいいんじゃないかなと思うんですが、それはどうでしょうか。

○依積田清文建設課長 この区間につきましては、幅員も一定以上ないということもございしますが、運動会やそれぞれのスポーツのときに駐車スペースとして利用することも多くございしますので、そういうところからラインを引いてしまいますと、どうしてもそこを路肩として認めるのかという、いろんな問題がございまして、今の実態とか、総合的な通行車両の台数とかというところから考えて、そういうふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 道路上というのは、いろいろ難しいんですね。私たちにはわからないことがたくさんあります。

次に、県営住宅前なんですが、向かい側は枕崎市弓道場がありまして、その駐車場前の道路ですね、大きなへこみがあるんです。これ通学のバイクや大型トラックの交通量が多くて危険でありますので、早急な手当が必要と思いますが、これはいかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 御指摘のように、この道路につきましては、全体的に地盤が悪いために、道路の路盤が不安定で、時折、部分的な沈下が見られることがあります。ことしも7月に部分的な補修を行ったところもありますが、今後とも、路面状態を注意して見守り、異常が見られた場合、早急に補修を行ってまいりたいと思っています。

○3番豊留榮子議員 今までも、前にもこのような質問をしたかと思うんですけど、地盤的な関係で地盤沈下がひどいということですので、大変かと思いますが、見回りをよろしく願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時26分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9番 沢口光広議員 こんにちは。沢口光広です。

本日最後の質問ですけど、あと1時間ですのでよろしくお願ひいたします。

私は、この4月24日、市議会議員選挙に当選してから、はや4カ月が経過しました。この4カ月の間、薩摩半島のいろんな行政機関や民間企業等を視察・調査等行ってまいりましたが、夢・希望にあふれた枕崎にするためには、いろんなことを改善・見直し等図っていく必要があることがわかりました。しかし、改善・見直し等は皆が力を合わせて取り組んでいかなければ、私一人では夢・希望にあふれた活力ある枕崎まちづくりはできません。正直言って、今の枕崎にはいろんな施設や設備をつくるようなゆとりあるお金はありません。しかし、知恵と汗、この知恵と汗は幾らでも出すことができます。本日、この議場におられる皆様方が枕崎市の現状を、そして、自分の行っている仕事を今一度冷静に見つめ直して、より高きを求めていけば、この枕崎市は相当よくなっていくのではなかろうかと思うきょうこのごろです。特に、枕崎市役所職員の皆様には、業務実績を昨年よりことし、ことしより来年というふうに、さらに実績を積み上げていっていただければと期待しております。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、私、沢口光広は、枕崎市の繁栄・発展のために、政策の一つ一つを是々非々できっちりと採決、採択等をしていき、責任感と使命感を堅持して取り組んでいくつもりでおりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本題である一般質問を通告書に基づいて行ってまいります。

枕崎には、港まつりや平和祈念慰霊祭などの式典、年間を通じて大きな行事、イベント等が何回かあるかと思ひます。新聞やテレビを見ると、ほかの市町村では親善大使、例えば、クイーンレディとかPRレディが愛きょうある笑顔で花束贈呈したり、テープカット等をしている光景をよく目にします。これは、祭りなどのイベントをソフトな面で大いに盛り上げる大事なセレモニーの一つだと思ひます。私の知る限り、枕崎で親善大使の光景を目にしたことがありません。

市長にお伺ひいたしますが、枕崎には親善大使はいないのですか。親善大使がないのであれば、親善大使制度は必要であると思ひませんか。市長の御見解をお伺ひいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 現在、本市は親善大使なるものは置いておりませんが、枕崎商工会議所や枕崎水産加工業協同組合で枕崎大使、枕崎かつお節大使を委嘱しております。商工会議所の枕崎大使は、平成2年から現在までに117名に委嘱しており、任期中の方が12名おられるようです。加工組合は平成20年11月から枕崎かつお節大使を3個人と1団体に委嘱しているとのこと。

枕崎港まつりのコンパニオンにつきましては、前夜祭が行われるようになりました昭和55年度からミス枕崎3人を、青年会議所や商工会議所青年部が主体となって、まつり実行委員会が主催して港まつりコンパニオンとして鮮やかレディ、爽やかレディ、華やかレディの3名を選考し、港まつりのPRやイベントを盛り上げる役割を担っていただいております。

ただ、最近では、コンパニオンの募集を行っても、応募者がほとんどいなくなったという状況でありまして、現在、そのコンパニオンの募集も行っておりませんが、これは、会社等を休んでイベントに参加することが難しいことであるとか、大勢の前でPRや活動することが恥ずかしいといったような理由で応募者もいなくなったんだと伺っております。そういうことから、平成15年度をもってコンパニオン募集事業を終了いたしております。

○9番 沢口光広議員 お聞きしますけど、この近辺の市町村で親善大使のいない市町村が多いのか、少ないのか、ちょっと知っているのであれば、教えていただけませんか。

○南田敏朗水産商工課長 最近の調査でありますと、19市ございまして、そのうち18市がアンケートというかありまして、実際、そのうちいないところが5市でございまして。あとにつきましては、何らかのかたちで、すみません……、6市がなくて、あとは何らかのかたちでいるようございまして。

○9 番沢口光広議員 私はこの親善大使制度、また、枕崎大使、かつお節大使、それから観光大使、そこら辺とちょっと趣旨が違うかと思うんですけど、今後ですね、余計な発言かも知りませんが、やっぱり、親善大使制度、これは和やかさ、爽やかさ、そしてやっぱり、その場を盛り上げるといえるか、どうしても必要だと思うんですけど。今後ですね、商工会議所青年部等とぜひとも話し合っ、前向きに検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、ふるさと納税について質問いたします。

○依積田義信議長 市長。沢口議員、答弁します。

○神園征市長 議員がおっしゃるようになりますね、テープカットなんかも、私なんかやるより、女性にこやかにやったほうが和やかになるんでしょうけれども、現在の私の考えでは、市として親善大使をつくらうと、そういうことには消極的であります。というのは、今までやって、平成15年からもう参加者も応募者もないというようなこともありますし、そして、日当とか衣装代とか、そういったものもかさみます。現在、市のほうではですね、例えば、企業誘致に行きたいとか、あるいは重要なことで出張したいとか、そういった場合にもですね、その出張旅費すら非常に捻出するのに苦労するといったような状況であります。そういったことも含めましてですね、親善大使を市で置くというのは消極的でありまして、商工会議所なり水産加工組合なり、そういった方々に頑張ってもらいたいと、こういうふうに思っております。

○9 番沢口光広議員 市長の現在のその気持ちはわかりました。ただし、将来、指宿とか霧島とか観光のあれはテレビ、新聞等で写っているんですけど、私、市長を抜きにして親善大使にテープカットをさせなさいという意味じゃないです。市長も県議会議員とかそういう中で、親善大使が間に入って、そういう意味です。そしてこれ、今、急に答えが出る問題じゃないかと思えますけど、枕崎の有識者のいろんな人の意見を聞いて、今後、検討していただきたいなと思っておりますので、今すぐ答えを出さない、イエスかノーという答えは現時点で要求しておりませんので、いろんな人の意見を聞いていただきたいなと思えます。

続いて、ふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税制度には、県外にお住まいの方々から応援寄附金をちょうだいしております。ふるさと枕崎市を思う気持ちが込められた制度であり、大変ありがたいことであります。先日、NHKニュースで昨年まではふるさと納税者が多かったが、ことしは7月末現在、昨年の半分にも満たないと、大幅減少しているというニュース報道がありました。

本市の昨年のふるさと納税の総額は幾らであったのか。また、ふるさと納税の金はどのような面に使われているのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 平成22年度中に本市に寄せられました枕崎市ふるさと応援寄附金、こちらのほうは10人から合計147万円が寄せられております。また、県のかごしま応援寄附金のうち本市あてで寄せられました分が、10人から19万6,200円。同じくかごしま応援寄附金の本市按分分が7万6,265円でありまして、総計で174万2,465円となっております。

このふるさと納税のお金はどのように使われているのかというお尋ねでございます。寄せられました応援寄附金は、枕崎市ふるさと応援寄附条例というものがございまして、こちらに基づきまして、条例第2条に規定されました事業の区分ごとに施行規則に定める寄附台帳によって管理をされております。平成20年度から22年度までの寄附総額872万9,554円、こちらが基金として積み立てられておりました。このうち、平成23年度当初予算におきまして、このうちの609万円を取り崩して使わせていただいております。その内訳は、老人福祉センターのテレビ及びチューナーの買いかえに9万円、市内の小中学校の図書購入に小学校、中学校、各100万円ずつの計200万円、それと、アートストリート事業に400万円が充当されておるところであります。

○9 番沢口光広議員 先日、鹿児島県のいろんな市議会だより、10市ぐらいの市議会だよりが手元に入っておりますね、見させてもらったら、出水市のほうではですね、枕崎の3倍以上のふるさ

と納税と言うんですか、応援寄附金が集まっているわけなんです。そして、昨年現在、1,390万円の寄附金の基金の残高があるんだと。この枕崎でも寄附された方に、何かお礼とか連絡とかされているんですか。お尋ねします。

○**神園信二企画調整課長** ふるさと応援寄附金をいただいた方には、お礼状、それからまた、季節になりますと、地域の特産品のPR等を同封いたしまして、ふるさとからのお便りと、応援をいただきましてありがとうございますというお礼状等も出しております。

○**9番沢口光広議員** ことしの10月、東京枕崎会の総会、11月に近畿枕崎会の総会があるということの間接的に聞いております。今後、枕崎出身者等にさらなるふるさと納税をPRしていく必要があるのではなからうかと思えます。簡単に言えば、ふるさと納税の振込用紙を持って行って、枕崎の近況報告を行って、こうして枕崎はコミュニティバスを運行させるよと、こうこうして財政は困っているけど、ふるさとに対する寄附をお願いしますと積極的にPRする、そのような考えはありませんでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** ふるさと応援寄附制度のPRにつきましては、それぞれの枕崎会が開催される際に、当然、市長が行かれておりますので、市長がふるさとの近況というのは、御報告を申し上げるわけでございますが、各会場でこのふるさと応援寄附制度もお願いをいたしますというお話もしていただいておりますし、PR用のチラシも配布をいたしまして、寄附金のお願いを申し上げております。また、各枕崎会を通じて配布されている広報まくらざきのほうには、各年度の寄附の状況、それと、基金の状況等を掲載して報告を行っているところであります。

○**神園征市長** あわせましてですね、40歳会とか50歳会とかいろんな同窓会が開かれますよね。そのとき枕崎に帰って来て、もし呼ばれた場合にはですね、必ずその場でその話をするようにしております。

○**9番沢口光広議員** どうもありがとうございます。

今後ともこのふるさと納税、都会に住んでいる枕崎出身者は、私も44年都会におったんですけど、毎日のごとく一日1度か2度は、ふるさと枕崎のことを思ってですね、電車に乗るときとか、布団で寝るときとか、都会に住んでいる人はやっぱり枕崎のことを一日1回は思ってくれますので、また今後、ふるさと納税、みんなで積極的にPRしていただきたいと思えます。

続いて、お魚センターの最近の経営状態について質問いたします。

私はこの6月以降、お魚センターで努めて食事をしたり、買い物をするように心がけています。従業員の皆様も一生懸命働いており、お客さんが相当ふえているような気がするのですが、昨年と比較して、経営状態はよくなっているのか、それとも、悪くなっているのか、お尋ねいたします。

○**下山忠志水産商工課参事** 第3セクターに関する質疑につきましては、これまでの議会においても毎年6月議会で報告いたしまして、質疑をいただいているところであります。第3セクターに対して一般質問及びその答弁については、会議規則上、一定の制約があるようでございますので、可能な範囲で答弁をさせていただきます。

本年度のこれまでの4月から7月の状況につきましては、昨年と比較いたしまして、収入では商品売り上げが少々伸びておりますものの、テナント料等の減収によりまして、少なくなっております。一方、支出におきまして、4月から取り組んでまいりました経費節減や原価の減少により、前年より少なくなっておりますが、依然として厳しい状況にあると把握いたしております。

○**9番沢口光広議員** 今後の経営方針は、どのようにしていこうと考えているのかお尋ねします。

○**下山忠志水産商工課参事** 今後の経営改善につきましてはですが、これまで、現在、各部門において見直しをいたしておりますが、経営改善委員会や販売促進委員会、並びに取締役会の意見を聞きながら、今後、さらに経費節減を進めるとともに、収入の増に向けては、お魚センターでしか体験できない観光メニューのPRとメニューの充実を図りながら、旅行代理店やレンタカー会

社、ホテルへのPRなど、積極的な営業活動を進めるとともに、空きテナント利用の募集についても、引き続き、進めていくというふうに把握いたしております。

○9 番沢口光広議員 今後、空きテナントがあるということですが、この空きテナント対策、これをまたみんなで、一人で悩まないで、みんなで対策を考えていってもらいたいと思います。なお、経営方針の3点として、私個人の考えをお話したいと思います。

1点目、私は和歌山市内の黒潮市場、枕崎で言えばお魚センターみたいなどころに行ったことがあるんですが、観光バスなどがたくさん来る時間帯、マグロの解体ショーをやっております。観光客にすごい人気がありまして、枕崎もねじり鉢巻きにはっぴを着て、威勢のある声でカツオの解体ショーでもやれば、買い物客は少しでもふえて、「枕崎は元気だな」、「さすが枕崎は港町で活気があるな」と皆さん思われるのではないかと思います。

2点目、この11月、兵庫県姫路市で一年に1回の御当地グルメ祭典、全国B-1グランプリが開催されるはずですが、これはもう全国の海の幸、山の幸、簡単に言ったら、鹿児島で言えば、串木野とか阿久根とか、B-1グランプリ、優勝したいということで関係者一同、地域のグルメというんですかね、まちおこしのために一生懸命取り組んでおります。枕崎も水産商工課が中心となり、料理関係者と相談したりして、この角煮とか、せんじとかありますけど、ちょっと一工夫して、チャレンジしていただきたいと思います。

これで全国でトップ10、ベスト3になればですね、1億からの経済効果があるということを知っております。おそらくことしも、11月、12月になったら、何県何々市がB-1グランプリとったよとテレビ報道等されるはずですが、枕崎も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それと3点目、枕崎は稚内市と7月12日に友好都市を結んだということですが、お魚センターで北海道物産展を売り出したということですが、北の海の松葉ガニ、ウニ、イクラ、たくさんあるかと思っております。この冬は鍋料理、松葉ガニやズワイガニ等をですね、原価並みで安くで仕入れて、黒字経営に持っていくのも一つの方法であるかと思っておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

続いて、コミュニティバスの試験運行について質問します。

現代社会において、交通機関があるかないかは、郊外に住む交通弱者にとっては、生活していく上において極めて大切な問題であります。先ほどの豊留議員と質問が一部ダブるかもしれませんが、現在、コミュニティのバス、この試験運行に向けて、どのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 コミュニティ交通の取り組みにつきましては、先ほども申しあげましたとおり、担当課のほうで3案ほどを策定し、検討をしてくれているという状況でございます。なお、3案の検討結果としましては、利用者利便を中心に配慮しますと、バス・タクシー事業者への影響が大きすぎる。バス・タクシー事業者への影響を考慮いたしますと、利用者利便が低下をしていくという傾向がございます。

担当課のほうでは、利用者利便の確保、それから、既存のバス・事業タクシー事業者への影響の測定、さらには、市財政負担の算定、これらの作業を行いながら、路線案、方針案の検討を行っておりますけれども、当初予想した事務作業より、はるかに困難な作業となっております。以上のような要因から、7月末を目途としたいという庁内検討がまだ終わっていないという状況でございます。今後、その作業のおくれを取り戻せるよう、一層、努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○9 番沢口光広議員 この試験運行、これはバス・タクシー会社との協議・検討が一番難しいかと思っております。バス会社、タクシー会社は既得権というのか、自分らの売り上げが減るし、状況によれば今後、何回も協議・検討等を行っていく必要があるかと思うんですけど、また、市長、副市長も積極的な根回し、バス会社、自動車会社に対する、企画調整課、この半年ほど大変でしょ

うけど、頑張っていたきたいと思います。

ところで、このバス・タクシー業者との協議検討というんですか、スムーズにいつているんですか。今後、もっと詰めていく予定なんですか。

○神園信二企画調整課長 バス・タクシー事業者にとりましては、コミュニティ交通の運行形態、運行路線、利用者の範囲との定め方によっては、その業界へ多大な影響を与えるということで、担当課としましてもバス事業者、タクシー事業者の意見は内々で聞いてはいるところですけども、ほかにも利用者の利便性の確保、それから、陸運当局を入れて連絡協議会、これらの協議を持ちたいと考えておりますけれども、ここで検討されるコミュニティ交通計画というものに対しまして、既存のバスまたはタクシー事業者の合意がなければ、なかなか次の陸運当局からの許認可手続に進めないというふうなことになっております。

このように、バス・タクシー事業者との協議は大きなかぎを握ることになりますが、粘り強く、また慎重に今後、協議・検討に当たっていききたいというふうに考えております。

○9 番沢口光広議員 このようなことがあったらいけないんですけど、コミュニティバスを走らせることにより、大幅赤字にならないければよいのですが、年間幾らぐらいの赤字になるのかなど見積もり等をされているのか。それから、国や県からの補助金はどれぐらいもらえるのか。そのようなことはどう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○神園信二企画調整課長 県内のコミュニティ交通の財政の負担としまして、県内で一番大きいのが鹿児島市、薩摩川内市あたりでございまして、年間予算1億2,000万程度の負担をされているようにございます。また、本市のすぐお隣、南さつま市、南九州市のほうでは、南さつま市が年間で3,200万円の負担、南九州市のほうで3,900万円程度の負担ということになっておるようでございます。そのほか、それぞれコミュニティ交通を抱えているところは、それなりの財政負担が発生しているという状況でございます。

補助金の関係でございまして、コミュニティ交通に係る国・県の補助金につきましては、さまざまな交付要件があるということですので、運行計画を策定します協議会の中に、担当となります陸運当局も加わっていただき、交付要件を備えた運行計画になるよう御指導をいただきたいというふうに考えております。運行計画を協議する協議会の結論が、国・県の補助金の交付を受けられるものとなるように努力はしたいというふうに考えているところであります。

○9 番沢口光広議員 私の親しい友人から「沢口、お前が余計なことを言うから、お前は枕崎にこのバスを走らせて、赤字にさせるつもりか」と言われてですね、ああそうかと、そういう考えもあるのかと。少々、現時点では赤字になってでも、やっぱり5年後、10年後、20年後のまちづくり、これを我々はやっぱり考えて、行動する必要があるかと思っておりますので。

それと、バス利用者の条件、これはどのような人がバスを利用できるのか。簡単に言ったら高齢者、高齢者とは何歳を指すのか。ちょっとそこら辺を教えてくださいませんか。

○神園信二企画調整課長 本市でコミュニティ交通の検討を開始したのは、市街地に出て買い物、病院、それから金融機関等への日常の最低限の用事を済ませたいという希望を持っているにもかかわらず、市街地まで行く交通手段を持たないため不便を来している、または、足が不自由で遠くまで歩けないというふうな方への対策として検討が始まったものでございます。このため、協議会における利用者の範囲の検討では、そういったお年寄りの方、また、身体障害者の方々の利用の検討が中心になるものというふうに考えておりますけれども、利用者代表の御意見、また、バス・タクシー事業者の御意見を調整しながら、利用者の範囲を検討したいというふうに考えております。

○9 番沢口光広議員 私、枕崎市の年齢別人口統計表を見たところですね、現時点で60歳以上が約9,300人、65歳以上が約7,400人、70歳以上が約5,800人おります。そして、私が一番心配するのが、空気バスというのか、空バスになる、もったいない。大分県の玖珠町というところで

はですね、小学生でもバスに乗車ができるということなんですけど、やっぱり小学校低学年まではですね、1年生、2年生ぐらいまではもう空バスにしないためにも、また、遠距離に住んでいる子供たち、この前も言いましたけど、冬場寒いとき、雪が降る、雨が降る、4キロも6キロも小学1年生が傘を差して歩く姿を見たら、かわいそうというか、そのような意味で空バスにしないためにも、今言った枕崎の年齢別人口統計表、それから小学校低学年の人数、そこら辺を検討して、今後のこの試験運行に検討していただきたいと思います。

○神園信二企画調整課長 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、利用者利便をまず中心に考えますと、既存のバス会社、タクシー会社さんへの影響が大きくなるということでもございまして、利用者範囲を広くしますと、既存のお客様をコミュニティバスが奪ってしまうというふうなケースが考えられます。そうなってまいりますと、今、なかなか採算が難しい状況で走らせている既存のバス路線の廃止というものも打ち出されるのではないかというふうな心配も担当課のほうではしておりますので、利用範囲につきましてはですね、その辺また協議会の中で利用者の声と、それとバス・タクシーの運行会社の声と調整しながら、どこで一致点を見出されるのか、十分協議をしてみたいと思っております。

○9番沢口光広議員 今後、バス路線、停留所、利用できる年齢、バス料金等を決めていくかと思われるんですけど、この乗車人員、先ほど言ったように大幅赤字になりはせんか。これは数学で言ったら微分、積分、連立方程式以上に難しい問題だと思いますけど、今後、どのような計画というんですか、協議・検討をしていくんか知らんけど、この弾力的な見直しを図る余地は残しておいたほうがいいかと思うんですけど、一たん決まったら、この弾力的な見直し等はできないもんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 弾力的な見直しということでもございますが、陸運当局への運行免許の申請の関係で、それらのところはずっと決まったかたちで申請をしないことには、免許が下りてこない。こういう条件でお願いをいたしますということになりますので、その辺につきましては、議員が言われる弾力的というのがどの程度なのかちょっと推察しかねますけれども、随時変えていくというふうにはなかなかならない。そのたびにまた協議をしまして、利用者代表、それから、交通事業者代表、陸運の当局、これらを交えた協議会等を開催して、許可条件を変えていくという手続をとらざるを得ないというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 弾力的な見直しというのは、簡単に言ったら運行を始めた、そのような中、いろんな矛盾が、このような矛盾が生じて、これはもう無駄やぞと、早急に変更せんといかんぞということとかですね。それから、予定変更しなければならないような問題というか支障、そういうのは、これやってみないことにはわからんですけど、そういう問題が生じるかと思うんですけど、よろしくをお願いします。

再確認の意味でお聞きしますけど、試験運行はいつごろに始めて、いつごろまで行う予定でいるのか。現時点の考えを教えてくださいませんか。

○神園信二企画調整課長 試験運行の開始につきましては、協議会の協議・検討に要する時間に大きく左右をされることとなりますが、24年度中には開始できるように運びたいというふうに考えております。

また、いつまで行うかということでもございますが、試験運行開始後、手直しを行う部分がどのくらい出てくるのかにかかりますので、現段階でいつごろまでというふうなお答えはできないところでございます。

○9番沢口光広議員 このコミュニティバスの試験運行、これを今後、我々枕崎市民の生活のあり方を左右する一大事業と言っても過言ではありません。担当される企画調整課長を初めですね、もう皆さん試験運行まで本当に心身ともにストレスが感じられるかと思っておりますけど、もう一つの課で悩むことなく、もう悩み事は市長とか副市長とか、このまた議会の場でですね、もうプロジ

ェクトをつくる必要があるぞとか、一人で悩まないでいただきたい。枕崎市民の大半の皆さんが期待しておりますので、ぜひとも頑張ってくださいなと思っております。

続いて、学校教育関係について質問します。

8月17日、総務文教委員は枕崎市内のすべての小学校と中学校の所管事務調査に行ってきました。学校回りしながら、今日の日本の経済、文化、治安等が世界に誇れる日本になったのは、学校教育や生徒指導等が極めて充実していたからだと感じました。教育委員会に質問しますが、本市の小中学生の体力、すなわち身長、体重や運動能力は全国・県平均と比べて上回っているのか、それとも下回っているのか、お尋ねいたします。

○久保等保健体育課長 本市児童・生徒の体格、運動能力の現状であります。平成22年度の小学校5年生と中学校2年生の記録を全国・県平均と比較してみますと、全国・県平均を上回っているのは、体格では小学校5年男子の身長、体重、中学校2年女子の身長、体重であります。

また、運動能力につきましては、全国・県平均よりも優れている種目が反復横跳び（敏捷性）、シャトルラン（全身持久力）、やや優れている種目が握力（筋力）、50メートル走（走力、スピード）、立ち幅跳び（瞬発力）、ボール投げ（投力、巧緻性）で、やや劣る種目が上体起こし（筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）であります。

○9番沢口光広議員 今、ちょっと私もメモしようと思ったけど、ちょっと早口でメモできなかったんですけど、こういうのもですね、また何かの折に市民に文書で枕崎のこういう体力ですか、運動能力、こういうのをやっぱり報告、文書でまたよろしく願いいたします。

次、本市の小中学生の学力、国語、数学、英語、社会、理科、これは全国・県平均と比較して、上回っているのか、それとも下回っているのか、お尋ねします。

○日高孝学校教育課長 本市の学力の状況についてのお尋ねでございますが、本市の学力の状況を県や全国と比較できる調査は、小学校6年生、中学校3年生の国語と算数を対象に実施する全国学力・学習状況調査と小学校5年生の4教科、中学校1、2年生の5教科を対象として実施いたします。県「基礎・基本」定着度調査がございます。22年度の本市の小中学校の全国学力・学習状況調査では、小学校は国語、算数ともに主に知識、技能の定着を調査するA問題で、県・全国平均を上回っております。主に活用力を調査するB問題では、県平均並みであり、全国平均では、若干、下回っております。また、県「基礎・基本」定着度調査では、小学校が国語、社会で若干、県平均を下回り、算数、理科では上回っております。中学校では、1年生の社会が若干、県平均を下回っておりますが、あとの4教科についてはすべて1年生も2年生も上回っております。

本年度は東日本大震災のために、全国学力・学習状況調査は中止となっているところでございます。以上でございます。

○9番沢口光広議員 どうもありがとうございます。

今、国語、数学等のこと等をお聞きしましたが、もちろん、音楽、美術、書道、芸術ですね、それから図工、これらの科目も生涯教育の一環として大事なことはわかっておりますので、御了承ください。

そして、枕崎市の教育委員会として、このように取り組んでいるんだという、重点的に取り組んでいるんだという事例等があれば、ありませんか。あるのであれば教えていただけませんかでしょうか。

○日高孝学校教育課長 教育委員会といたしましては、今のような調査の状況等を勘案し、また、経年変化等を見ながら、各学校の実態に応じて、各学校の取り組みを重点化するように指導しておりますが、一つには、義務教育9カ年のスパンで学力向上、あるいは生徒指導等を中心に研究を目指しております小中一貫教育の推進や、ことし10月12日に研究公開をいたします枕崎中学校の南薩地区学力向上研究協力校としての取り組み、また、立神小学校が2月7日に市の学力向

上研究協力校として研究公開をする取り組みなどを全面的に支援しながら、全市的な学力向上を目指しているところでございます。以上でございます。

○9 番沢口光広議員 どうもありがとうございます。

自分たちの人生を振り返ったとき、小学校、中学校時代の先生との人間関係、友達との人間関係、その触れ合いというものが不思議なもので、大人になった現在でもつきまとうから、不思議だなと思っております。

学校教育は、教育委員会が中心となって学校、家庭、地域社会と一体となり、枕崎の子供たちを健康で明るく、常識ある社会人に成長するように教育していただきたいと思います。なお、できれば、日本を代表するようなスポーツ選手、文化人の発掘とか育成に努めていただければ幸いです。よろしくをお願いします。

続いて、給食センターについて質問します。

立派な給食センターが完成しオープンしましたが、施設・設備等の概要を簡単に説明していただけないでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 新しい学校給食センターは、下水道区域の深浦地区に8月1日新築移転いたしました。敷地面積2,725平方メートルで、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,104平方メートル、1日の処理能力2,000食、総事業費は5億3,923万8,000円となっています。

施設・設備の概要及び特徴ですが、学校給食衛生管理基準を遵守した完全ドライシステムを採用し、調理室内の温湿度管理が自動化されています。さらに、汚染区域と非汚染区域が明確に区分されるなど、衛生管理面に配慮した施設となっています。

設備面では、新たに炊飯設備やアレルギー対応設備、消毒保管機能付きの給食コンテナ等を導入しています。食器類につきましては、安全で軽量のペン樹脂製の食器4種類や、保温機能の優れた食缶が導入されています。

また、給食センターの概要につきましては、広報まくらざき9月号で詳しく掲載される予定であります。

○9 番沢口光広議員 給食費は一人月額幾らですか。また、小中学生のカロリーはそれぞれ幾らでしょうか。お尋ねします。

○今給黎龍浪給食センター所長 学校給食費につきましては、平成21年度より小学校で月額3,800円、中学校で4,500円となっています。

続きまして、小中学生のカロリーはそれぞれ幾らかという御質問でございますが、これにつきましては、文部科学省の学校給食実施基準によりまして、学校給食の児童または生徒一人当たり、1回当たりの学校給食摂取基準が定められています。それによりまして、小学校で660キロカロリー、中学校で850キロカロリーとなっております。

○9 番沢口光広議員 私の持論はですね、健康のバロメーターは睡眠と食欲だと思っております。中学生の体育系というか運動部、相撲、柔道、野球とか水泳とかありますけど、この食欲旺盛な時期の中学生、御飯のおかわりなどはできるのでしょうか。また、摂取カロリー、こころ辺の運動部の摂取カロリー等は把握されているのかお尋ねします。

○今給黎龍浪給食センター所長 中学生の給食でおかわりができるかとの御質問でございますが、一人当たりの給食摂取基準が定められておりますので、原則、できないということになっております。

スポーツをしているからということではなくて、平均的な数値で文部科学省が定めておりますので、運動する人が幾らというデータは持ち合わせていないし、おそらくないんじゃないかと思っております。

○9 番沢口光広議員 私もこれ中学校、高校のころあれだけど、やっぱり食べたい人には、腹いっぱい食べさせていただきたいなど。一度、カロリーもだけど、やっぱり量の満足度というもの

大事かと思うんですけど、今一度、そういうスポーツ選手のカロリーとか量ですかね、今一度、研究、工夫していただきたいなと思っております。

それと、学級担任は小学生もそうですけど、中学校の学級担任なんか昼食時間、教室で生徒たちと一緒に食事を行っているのかお尋ねします。

○今給黎龍浪給食センター所長 給食の時間に中学校では学級担任と一緒に給食を食べているかとの御質問でございますが、小学校、中学校、いずれもですね、学級担任が児童・生徒と一緒に給食を食べて、食育とかそういった指導も行いながら、一緒に給食をとっております。

○9番沢口光広議員 その話を聞いて安心しました。小学生、中学生の体力とか運動能力、これはやっぱり学校給食と密接な関係があるかと思えます。小学生、中学生のころは、子供たちが心身ともに成長する一番大事なときでありますので、正しい食習慣を身につけさせていただきたいと思えます。そして、ちょっと気になっているのが、こうして新しい給食センターができて、私も非常に喜んでいるところですけど、今後、経営方針でですね、横やりを入れられたり、後ろ指を指されないように、健全経営に努めていってもらえればと思っております。よろしく願いいたします。

最後に、医療・保険関係について質問いたします。

8月8日、地場センターにおいて鹿児島県医師会と枕崎市医師会との懇談会があり、私も同会議に出席しました。枕崎医師会長の話によれば、今の枕崎市の医師は、年齢65歳以上が39.3%、65歳以上のお医者さんが39.3%であります。これが5年、10年後には、お医者さんも皆高齢となり、後継者も少なくなり、医師不足となり、将来の枕崎市医療業務に強く不安を感じているようなことを説明されておりました。医者の方からこの地域医療の現状、問題点を発表されましたが、そのような中、医師会長の話では、行政と枕崎医師会との会議は6年間開催されていなかったということで、私自身驚いた次第なんですけど、行政と枕崎医師会との連絡会議は年1回行うべきではないかと思うんですけど、現実はどうなのかお尋ねいたします。

○今給黎和男健康課長 お尋ねの医師会との連絡会議の件でございますが、今、議員がおっしゃりますように、そういう全般的な部分での話し合いというのは行われてはおりません。先ほども申し上げましたように、個別のいろんな事業についての医師会との話し合い、協議等はなされてきているわけですが、これまでそういうかたちの全般的な話し合いというか、協議というか、そういう会は開催されていない状態であります。

○9番沢口光広議員 時間もないから、ちょっと早口で言いますけど、医師会とのこの連絡会議、一年に1回か2回は行うようお願いしたいなど。そして、そのような中ですね、この行政と医師会、薬局、消防の救急隊、それから保健所、これはやっぱり、相関関係というのか、緊密な関係にありますので、合同連絡会議、実務担当者でも構わないかと思うんですけど、やっぱり年1回ぐらいは開催していただきたいなど。その理由はですね、枕崎市民1人当たりの医療費が高いと。そのような中、だから、ことしは国民健康保険税も上がりました。これが今後、ジェネリック後発薬品、これを使ったら広島県のほうでは、私の聞き間違いでなければ1億円、1億円の金ができただとということで、きょう牧議員とかほかの禰占議員がおっしゃったように、ジェネリック後発薬品を使えば、枕崎市も相当お金が浮くというか、そのような意味でも医師会とか薬局、保健所、こういう連絡会議は行ってもらいたいと思えます。

そして、ことし12月、ドクターヘリも運用されるということですので、救急隊、医師会とのそういう会議も必要でしょうし、そのような意味で会議をお願いいたします。

続いて、市民に生活習慣病の予防、健康体操、心肺蘇生法及びAED電気ショック操作要領等の指導は計画的に行われているのかお尋ねします。

○今給黎和男健康課長 生活習慣病の予防関係につきましては、平成20年度から始まりました特定健診、特定保健指導等の関係でいろいろやっております。そして、健康体操等は介護関係分

の事業、筋トレのサロンとかそういう会等、公民館単位で毎年やっていて、かなりの方々が参加されています。そして、あと心肺蘇生法及びAEDの操作要領の指導等につきましては、先ほど来、何回か言っていますけれども、9月の17日の市民健康教室の中でも、これは救急医療の関係がありますので、会が始まってからずっと30数年間、心肺蘇生法の講習を市民会館のほうで参加者を募ってコンテスト形式でやっております。また、AEDの設置場所等につきましては、現在、枕崎市内では40カ所が設置されているということでもあります。

○9 番沢口光広議員 この保健関係の保健課の仕事ですか、健康は、人の命はやっぱり極めて大切な問題であります。枕崎医師会、救急隊、保健所との常に緊密な連携を保ち、枕崎の保健業務に全力を尽くしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○俵積田義信議長 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時26分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成23年9月6日)

平成23年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第3号）

平成23年9月6日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	城森史明 議員 (70ページ～78ページ)
		清水和弘 議員 (78ページ～86ページ)
		沖園 強 議員 (86ページ～95ページ)
		吉松幸夫 議員 (95ページ～101ページ)
		新屋敷 幸隆 議員 (101ページ～109ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 今 門 求 議員

1 本日の書記次のとおり

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

橋之口 寛 書記
宮 崎 元 氣 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前 9 時 30 分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○**8 番城森史明議員** 皆様、おはようございます。2 日目のトップバッターとして質問をさせていただきます。

さて、本年 3 月 11 日の東日本大震災により発生した福島原発の事故により、日本のエネルギー政策は大きく方向転換することを余儀なくされております。地球温暖化対策のために二酸化炭素を発生しない原発を中心に推進しようとしたわけですが、安全性に対する信頼が崩れた現在、再生エネルギー推進のために、今回、再生可能エネルギー特別措置法が定められたものと理解しています。これは、再生可能エネルギーによりつくられた電力を、固定価格で電力会社が全量買い取ることを義務づけております。これにより、この分野における経済活動が一気に活発化するものと考えられます。

ソフトバンクの孫社長の提唱するメガソーラーの設置の件については、47 都道府県の中で、35 都道府県が名乗りを上げています。鹿児島は京セラが地元ということでも名乗りを上げておりません。隣の宮崎県はメガソーラーを数カ所設置して、九州で最も積極的に動いております。地方にとって、このエネルギー分野は非常に有望な分野ではないかと思えます。特に、枕崎市は太陽とカツオの町であり、日照時間も全国平均を上回ります。そして、桜島の灰も降りません。県内においては、これは大きな武器、強みとなります。広くて安い土地を提供すれば、売電を目的とした企業誘致が可能と考えます。

さて、質問ですが、再生エネルギー特別措置法と今後の展開について、市長の御見解をお尋ねしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 再生可能エネルギー特別措置法、これが先ほど国会で議決をされたわけですが、この再生可能エネルギー特別措置法については、温室効果ガスを排出しない太陽光発電などの普及には、新たな一歩となるという意味で大きな意義があると思っております。

しかし、新聞等が指摘しているとおおり、電力の買い取り価格の問題とか、あるいは電力会社の買い取り拒否の特約条項の問題などありまして、法令の運用次第では、市民の期待に沿えない可能性も含んでいる。その評価については、今後の推移を見守りたいと思っております。

また、議員が今言われたソフトバンクグループの孫正義氏が私財 10 億円を拠出し、自然エネルギー財団を設立するとともに、同グループを事務局として全国の都道府県及び政令指定都市等に呼びかけて自然エネルギー協議会を組織したことは承知いたしておりますが、御存じのように鹿児島県はこの協議会に加入しておりません。これについては、県の判断されることでありますので、私から言及することは避けたいと思っております。

○**8 番城森史明議員** 市長がおっしゃられたように、これは今、スタートしたばかりで、問題点は非常にあると思えます。しかしながらですね、やはり、これは絶対その方向性としては間違いではないわけですから、やはり、今すぐというのじゃなくてですね、将来のために今、何をすべきか。それをやっぱり考えて準備すべきではないでしょうか。

次に、移らせていただきます。本市は、再生可能エネルギーに対する取り組みをどうするのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○**神園征市長** 再生可能エネルギーといってもさまざまあるわけですが、過去、風力発電の話が我が市に打診されたことがあります。これにつきましては、市としても積極的に取り組みたいと

いうことでいろいろな経緯があったのですが、残念ながら九電との契約の順番が、くじが外れたというようなことで断念したいきさつがあります。

太陽光発電、例えば今回、友好交流都市となりました稚内市には巨大なメガソーラーが設置されておりまして、あれを見て、ああいことだなど、うらやましいなと思ったわけでありまして、メガソーラー設置につきましては、広大な土地、それから莫大な初期投資が必要となります。これは、企業なり何なりが経費は持つというようなことになるんでしょうが、市としましてもですね、これにはできる限り、前向きに取り組んでいきたいと、こう思っております。

○8番城森史明議員 県の新エネルギー導入基本方針と導入目標というのがあります。その中で、新エネルギー導入の基本方針というのがありまして、その中には地域特性を生かした新エネルギーの導入促進をします。2番目に、新エネルギー等の優先的な利用に努め、温室効果ガスを抑制します。3番目に、県民、事業者、行政が一体となった新エネルギーの導入を促進します。4番目に、新エネルギーに関する理解や意識の向上に努めます。5番目に、新エネルギー関連企業の育成により、地域振興を推進します。5項目あります。導入目標は決まっています、太陽光発電に関してはですね、2009年度実績で9.5倍、2009年度導入実績が6万2,093キロワット。2020年度目標が59万2,000キロワットです。

風力発電に関してはですね、2009年比1.5倍。それと中小規模水力発電に関しましては、1.9倍。このようにですね、太陽光に県がいかに太陽光を重視して取り組んでいるというのがわかるんじゃないでしょうか。

それとですね、きょうの新聞にも載っていましたが、県の補正予算の中に県民や民間事業者が太陽光発電設備を導入する際の経費助成費1億5,286万円というのが盛り込まれているというわけで、これを見る限り、県が太陽光発電に関してやりなさいと言っていることが明白ではないかと思っております。

そういうことで、3番目の質問になりますけれども、さっきと重複するかもしれませんが、太陽光発電におけるメガソーラーの設置についての見解をもう1回お願いします。

○神園征市長 太陽光発電については、以前から関心を持っておりまして、私ごとになりますが、私の家の屋根にも設置しているわけでありまして。実は、震災前の話ですけれども、ある企業から枕崎にそういったものはどうだといったような打診があったことがありまして、ただ極めてその漠然たる話でありましてですね、具体的にどういうふうな、どのくらいの土地を、どのくらいの発電量をといったようなものもありませんし、あるいは土地をどのあたりとか、そういったものも全くございませんで、1回その後問い合わせをして、企業側のほうから、また具体的な何らかの新たな説明があるのを待っているところです。

○8番城森史明議員 九州内において今、どのくらいのメガソーラーがあるかというデータがあります。大牟田発電所が3,000キロワット、トステム有明工場が3,750キロワット、そして宮崎メガソーラー国富メガソーラーがですね、1,000キロワットプラス2,000キロワット。北九州市における太陽光発電所が1,000キロワット。それと熊本の再春館製薬所、これが1,775キロワット。都農第一、第二発電所が1,050キロワットです。そういうことで、大体買い取り価格もですね、太陽光は47円ぐらいじゃないかということで、今、そういう案があるそうです。そういうことで、それが非常に売電として利益を出せるということであればですね、今後ですね、非常にその企業誘致をすることによって、まあそういうイメージ的な向上も含めて、そういう、まあ確かに雇用は非常に少ないということをお聞きします。しかしながら、やっぱりそういうイメージアップ及び売電による利益が考えられるわけですから、ぜひですね、積極的に誘致を考えていただきたいと思えます。

これに関連して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

枕崎空港について、現在の使用状況についてお尋ねしたいと思います。

○神園信二企画調整課長 枕崎空港の現在の使用状況についてのお問い合わせでございます。現在、枕崎空港では、定期便の運航はされておられません。主に、枕崎空港を使用しておりますのは、県の防災ヘリコプターでございます。これのほかに枕崎グライダークラブの皆さんが連休中を中心に、年15回から20回程度、飛行会を開催して利用したり、海上保安庁のヘリコプター等の訓練飛行で使用をしている状況でございます。また、このほか民間のヘリコプター操縦士の訓練で、2社が枕崎空港を利用しておりますが、1回飛来しますと、1カ月程度常駐して使用することになります。

格納庫の状況でございますが、大阪航空の格納庫に民間の固定翼機が2機、防災センター格納庫に県の防災ヘリが1機、市が所有する格納庫に市が所有しております回転翼機が1機、それと九州大学が所有しております固定翼機が1機、民間の所有しております固定翼機が1機、それと同じく、民間の所有しております回転翼機が1機、合計で7機が格納されております。

なお、枕崎空港の着陸状況でございますが、平成22年度の着陸回数が865回、うち防災ヘリは207回、外来機が658回という状況でございます。

○8番城森史明議員 この658回というこの外来機は、特にどのようなものがありますか。

○神園信二企画調整課長 先ほど答弁いたしました、集中して時期を定めて使いますのが、枕崎グライダークラブの皆さんの利用。それから、特に会社等は限定されませんで、それぞれお仕事の都合で枕崎、鹿児島方面に飛ばれる方、また、離島へ飛ばれる方ということで民間の飛行機ということになります。

○8番城森史明議員 その民間の利用ですけれども、使用料収入という意味ではどれぐらいの額に上がりますか。

○神園信二企画調整課長 平成22年度の着陸料でございますが、着陸料収入は8万8,000円。停留料という料金も、6時間以上枕崎の飛行場に停留する場合は、停留料という収入が発生いたしますが、これが年間で2万円というふうな状況であります。

○8番城森史明議員 2番目の、枕崎空港の今後の方向性と活用策について、どう考えておられますか。

○神園征市長 枕崎空港につきましてはですね、私が初めて市長に就任したときに、360度あらゆる角度から見直しをするというようなことを議会でも表明いたしまして、その後、刑務所誘致をしたけれども、決勝戦までは残ったが、残念ながら決勝戦で落とされたといった経緯は御存じかと思いますが、その360度あらゆる角度から見直しをしたいと。これという活性化策が見つかりましたらですね、それに向かって努力をしたいという考えには今も違いありません。

○8番城森史明議員 それに対して、具体的な策としては全くないということでしょうか。今の時点ですすね。

○神園征市長 今のところ、これといった活性化策は出ていないところであります。

○8番城森史明議員 先ほどの質問に関連してですけど、空港に関してはですね、約22万平米の土地があります。その中で実際、今、空港に使っているのが11万平米でありまして、残り11万平米が周辺の市有地となっている公園とかテニスコートとかですね。そういう意味でこれは1つの可能性として、そういうメガソーラーの設置を考えた場合にですね、11万平米でどれぐらいの電力量ができるかと言いますと、約3,500キロワットになります。これは現時点では、九州で最も大きな電力量、約1,200世帯に供給できる、まあ枕崎が1万世帯強ですから、それに関してはあれなんですけども、そういうことで空港以外のところをですね、考えた場合にはそれだけの発電量ができるという計算になると思います。

まあそういう意味で、風力発電みたいにはですね、ヘリの運航には影響は与えないと思いますので、非常に低いわけですから。そういう意味で可能性として、そういう面をぜひ検討していただけたらと思います。

再生可能エネルギーについては、今、スタートしたばかりで、本当に海のものとも山のものとも全くわかりません。これが成功するか、成功しないかもわかりません。しかし、方向性としては、絶対その方向に向いているわけですから、今の段階です、できることを準備しまして、そういうニーズに即、こたえられる体制を今からつくっておくべきではないかと思えます。

では、再生可能エネルギーに関しては質問を終わりました、次の質問に移らせていただきます。

次は、お魚センター関係です。個人的な見解を言わせていただければですね、お魚センターに関してはですね、今の状況はですね、最悪の状況ではないかと考えております。なぜかと言うと、以前、いただきました枕崎お魚センター概要というのを見ればですね、平成16年からの入場者数と観光バスの台数、そして売上高、当期利益というデータがあります。

平成16年の入場者数は、66万5,000人でした。それが今、どうなっているかという、平成21年度に45万6,000人、平成22年度は40万人を切っていますね、37万4,000人です。観光バスに関しても、平成19年が1,974台で最高を記録しています。それから一気に平成20年に1,295台、平成21年は1,125台、平成22年は852台です。それと売上高に関しては、平成16年から2億1,750万、平成17年が2億0,745万、平成18年に2億を切っていますね、1億9,594万、そして現在は、平成22年度は1億6,000万です。そして利益のほうもですね、ここ5年間で赤字を3カ年記録しています。特に、この前の6月決算でもありましたように、平成22年度はですね、最大の赤字額を計上して997万円という赤字を計上しています。

そういう意味で、本当に私も市政にかかわる一員としてですね、これは非常に強い責任と絶対改善しなきゃいけないというのを強く感じております。将来、やはり市が52%の出資をやっているわけですから、その将来の負債というものは基本的には出資比率で分配するというのでしようけども、市の負担として損失補償もされていますしですね、2億円の。そういうことで、この市の財政に大きくのしかかってくるのが予想されます。

そういう意味で、質問をいたしたいと思えます。ことしの収支状況は、どうなっているでしょうか。

○下山忠志水産商工課参事 きのうの一般質問でも答弁いたしました、第三セクターに対しての一般質問及び答弁につきましては、会議規則上、一定の制限があるようでございますので、可能な範囲で答弁させていただきます。

平成23年4月から6月の3カ月間の状況につきましては、収入は商品売上が22年度よりも伸びているものの、20年、21年と比較すると低く、テナント料等につきましては、過去3年よりも減収。一方、支出では、20年、21年と比較すると減少し、22年と比較すると増加しており、厳しい結果と把握いたしております。また、7月から9月の予測につきましては、営業外収益が過去3年より増加するものの、テナント料減少等によりまして減少。支出では、営業外経費を除き、営業経費も売上原価も減少し、3カ月損益では過去3年と比較いたしますと、好転する見通しと推測いたしておりますが、依然として厳しい状況であると把握いたしております。

○8番城森史明議員 それと、7月からでしょうか、稚内コーナーということで、稚内の物産品が展示されておりますけれども、その売上動向及びお魚センター全体に対する波及効果というものはどうなっているのでしょうか。

○下山忠志水産商工課参事 稚内コーナーは、7月1日に設置いたしまして2カ月を経過いたしました、ある程度の効果はあらわれているようでございまして、枕崎の製品を買いに来られたお客様が稚内製品を陳列していることに驚かれまして、北の製品と南の製品を比べるようにしてあわせて買って行かれるなど、北南の商品ぞろいがよい効果を生んでいると把握いたしております。売り上げにつきましては、稚内コーナーを設置する前と設置した後では、設置する前の売上高は前年より下回っているものの、7月から設置した後は前年より上回っているようでございます。

○8番城森史明議員　そういう意味で、稚内コーナーの物産品を売ることによって顕著な効果というのは出ていないように感じます。そしてですね、山形屋でですね、いつも北海道物産展、これは皆さん御存じだと思いますけれども、北海道物産展というのが毎年開かれています。その中でその物産展というのは全国一なんですね、物産展の中で。山形屋の北海道物産展というのは、全国一の売り上げを記録しております。それはどういうことかということ、鹿児島に関してはですね、そういう北海道製品に対するニーズがすごくあるんじゃないかと判断できるものと思います。そういう意味で、今度ちょうど秋冬で北海道の物がおいしい時期になるんですね、ぜひ、大々的にお魚センターで稚内物産展を開いていただいでですね、そうすることによって主は南薩地区の、もしくは鹿児島市内の人を呼べる絶好のチャンスじゃないかと思えます。そういう意味で、それを稚内と協定を結んだそのメリットを最大限に生かすチャンスだと思いますので、ぜひこれはやっけていただいで、お願いしたいと思えます。

来年から借入金1億9,000万の返済が行われる予定になっていると思えます。この返済スケジュールについて、どうなっているのかということをお伺いしたいと思えます。

○下山忠志水産商工課参事　返済計画につきましては、平成22年11月15日より平成24年11月15日までは毎月利息のみの返済で、24年11月15日より毎月元金を含めた返済計画でございまして、返済のための基金を積んでいるわけではございませんで、毎月の利益の中から返済することといたしております、24年11月の元利償還が始まるまで償還分の利益を得よう営業体制を整えていかなければならないと把握いたしているところでございます。

○8番城森史明議員　さっきの売上状況からしますと、私の試算では大体2億以上は絶対売り上げを上げなければ、常に利益を黒字にして、しかも、その借入金返済に回すためには、最低1,000万以上の黒字をベースとして、そういう経営が必要と思うんですけれども、そういう状況についてはどう思われますか。

○下山忠志水産商工課参事　5番目の質問と重複するところがございましてけれども、これからの経営のためにきのうも答弁いたしました、今後さらなる経費節減を進めるとともに、収入増が肝心でございますので、お魚センターでしか体験できない観光メニューのPR、あるいは掘り起こしとメニューの充実を図りながら、旅行代理店やレンタカー会社、ホテルへの積極的なPRなど営業活動を進めるとともに、空きテナントの利用の募集についても、積極的に引き続き進めていくというふうな把握をいたしております。

○8番城森史明議員　今ですね、要はお魚センターに関してはですね、非常に追い風が吹いているものと思っております。というのがですね、非常に今、物産館ブームなんですね。例えば、旅行に行ってもドライブに行っても必ずその土地の物産館に立ち寄っているはずで。例えば、おいどん市場に行ってもですね、すごいんですよ、お客さんの数がですね。今度、農協関係で加世田の川畑に新規物産館がオープンします。これは加世田漁協の魚と農産物をまじえて、当然レストランも入ります。そういうことで、コンビニには負けませんが、要は、新規出店もどんどん今ですね、行われている状況です。そういう意味でですね、やはり、本当に今を逃したらチャンスはないと思えます。このブームが落ち着いたら、物産館ブームというのがですね、本当に今がピークだと思うので、本当に建て直しに関しては、全力を尽くして、全力を尽くしてじゃなくて、市民一丸となってやらなきゃいけないと思えます。

そういうのを含めて市長、ことしお魚センターで幾ら買い物を買いましたか。

○神園征市長　額までは覚えておりませんが、月に何回かは必ず、お魚センターに行って買い物をしておりますし、また家内にもそのように言っておりますので、家内も私の知らない間にお魚センターからいろいろと買い物をしていようです。

○8番城森史明議員　そういう意味で、市長もされているということなので、やはり、市民一丸となってですね、そういう気持ちでやらなきゃいけないと思えます。私も今、今度できた鮮魚コ

一ナーからですね、5,000円以上はしたと思うんですけど、そういうことでやっておりますので、そういうことで。今後、健全運営に関してですね、市長はどういうふうに把握しておりますか。

○**神園征市長** 非常に微妙な立場でしてね、今、ここにいるのは市長としているわけでありまして、お魚センターに行きますと代表取締役社長ということで、先ほど参事のほうから答弁があったようなですね、販売促進委員会とか経営改善委員会とか、そういったものを大いに生かしながら経営改善に取り組んでいかなければならないと。ここで具体的にですね、こういうふうに取り組むと、具体的なことについての言及は控えさせていただきたいと思います。

○**8番城森史明議員** 市長の立場上、答えられないということなので、そういう細かい数値的なものは質問はできませんけれども、とにかくやっぱり、これらの数からいきますと、やはり、売上げを2億に持っていかないと、あと5,000万ぐらいふやさないと、そういう健全経営はいけないんじゃないかと推測されます。そして、お魚センターということはですね、枕崎ではやっぱり、観光の核だと思うんです。観光にとってですね。特に近くにあります明治蔵、薩摩酒造の明治蔵ですね、これとお魚センターというのは、やはり、枕崎観光の核であり目玉であり、そういう意味では薩摩酒造においてはですね、つい先日、展望タワーというのが完成しております。そういう意味でですね、要は観光の2本柱ですから。そして努力することによって絶対できないことではないことだと思いますので、全力でですね、そして市民にも協力を呼びかけてお魚センターを健全経営できるようにお願いしたいと思います。

3番目の質問に移らせていただきます。3番目は農業関係ですけれども、耕作放棄地の問題です。現在地区ごとにおける、現状の耕作放棄地の筆数及び面積はどうなっているでしょうか。

○**瀬戸口修農委事務局長** 耕作放棄地の把握につきましては、毎年8月から9月にかけて農委委員と、それから集落推進員並びに市の技連会の会員の協力も得まして、市内全域について調査をいたしております。お尋ねの地区ごとの箇所数と面積につきましては、23年度分については、今現在、調査中でございますので、22年度の結果についてお答えを申し上げます。

東鹿籠地区が1,491筆の88.03ヘクタール、それから西鹿籠地区が721筆の43.35ヘクタール、それから立神地区が886筆の55.93ヘクタール、それから枕崎地区が665筆の27.04ヘクタール、それから別府地区が405筆の24.10ヘクタール、それから金山地区が482筆の21.83ヘクタールとなっております。なお、この調査結果は、平成20年度から開始しておりますが、20年度との比較についてもお尋ねでございましたけれども、この調査結果については20年度につきましては地区ごとの集計がされておられませんので、市全体の結果について申し上げます。枕崎市全体では、平成20年度が3,943筆の227.10ヘクタール。それから22年度が先ほどの合計で4,650筆の260.28ヘクタールとなっております。箇所数で707筆の増、それから面積で33.18ヘクタールの増となっております。以上です。

○**8番城森史明議員** 全体耕作地に対するパーセンテージは、わかりませんか。

○**瀬戸口修農委事務局長** 耕作放棄地の全体に対する割合でございますが、枕崎全体でしかわかりませんが、12.0%というふうになっています。

○**8番城森史明議員** これからしますと、やはり桜山地区が断トツにというか、88.03ヘクタールということで、特に東が多いということで、私も桜山の地元の出身なんですけれども、非常に大きな問題じゃないかと思っております。これはやはり、農業だけの問題じゃなくて、これは枕崎のほかの産業における同様な問題があるのではないのでしょうか。

次の質問に移らせていただきます。年代ごとの農家数はどうなっているのでしょうか。

○**真茅学農政課長** 年代ごとの農家数ということで、市内全体につきまして2010年の農林業センサスの基幹的農業従事者数で申し上げますと、基幹的農業従事者数というのは、農業の仕事を主にやっている方々の数ということでございますけど、それで申し上げますと、15歳から29歳

が19人、30歳から39歳が50人、40歳から49歳が73人、50歳から59歳が176人、60歳から69歳が253人、70歳から73歳が258人、80歳以上が76人の計で905人となっております。

○8番城森史明議員 それで60歳以上の比率は何%になるでしょうか。

○真茅学農政課長 64.9%になるようでございます。

○8番城森史明議員 この数値からしてもですね、やはりあと5年後、10年後、20年後を考えた場合には、想像もできないような状態になるのではないかと思います。6月議会で今門議員が新規就農者に関する質問がありました。5年間でお茶が11名、花卉が1名、サツマイモが4名、畜産が4名、合計20名です。まあそういうことで、非常に新規就農者が少ない現状と、高齢者の農業に支えられた枕崎の農業の状態ということがわかるのではないのでしょうか。

しかしながらですね、今の農業の状態はですね、それなりに非常にいい状態ではないかと私自身は思っております。なぜかというとはですね、枕崎は大体、お茶、花卉、畜産をするような大規模農家、サツマイモですね、大規模農家と、特に、別府地区を主体とした大規模農家。それと桜山地区はどうかというと小規模農家。畑作、米をつくっている人たちが多くということで、そういうふうに分けられると思いますけれども、平成15年の焼酎ブームですね、地元の薩摩酒造には非常に感謝しなければならないと思いますけれども、この平成15年の焼酎ブームでカンショの需要が著しく増加してですね、そして、カンショ経営農家がふえたわけです。その影響で耕作放棄地もすごく減少しました。そういう意味で、焼酎業界に関してはですね、農業者の収入がふえた、耕作放棄地が減少したということで、すごく感謝しなきゃいけないと思っております。

それともう1つは、産直ブームというのが、さっき言った物産館のですね、産直ブームというのがあります。これによってですね、要は今まで捨てていた、従来は商品価値のなかった規格外の商品がですね、売れ先が見つかったわけです。そういう意味で、かつ、地産地消の安心・安全な商品として消費者の支持を受けているわけですよ。そういう意味で、特に高齢者、60歳代、70歳代の農家の人たちの収入がふえたわけです。そういう意味で、非常に活性化してですね、生産者の意欲も高まっており、そのブームというか、それがついている現状で非常にそういう意味ではいい状況だと思っております。そういうことで、次の質問としてそういう意味でこの農業をですね、やっぱり、いかに活性化していくかということを考えていただきたいと思います。そういう意味で、そういう農家の環境をよくするために、農地・水保全管理支払交付金及び中山間地域等直接支払制度と、もう1つは戸別補償制度というのが、その農家の環境をよくする意味で国の制度があるわけですが、その状況について説明をお願いしたいと思います。

○真茅学農政課長 農地・水環境保全向上対策につきましては、平成19年度から平成23年度まで実施されるものでありますが、本事業は、過疎化、高齢化、混住化等が進む農村部の農地や農業用水路等の地域資源を守るため、集落などの活動組織と協定を締結し、地域の草刈りや水路の泥上げなどの維持管理活動を支援するものであります。

事業内容については、共同活動支援と営農活動支援があり、共同活動支援は地域住民を含めた活動組織により、農地や農業用施設の保全活動に対し、補助金を交付する事業であります。営農活動支援は、化学肥料と農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に取り組む地域に対して、補助金を交付する事業であります。

それから、農地・水保全管理支払交付金につきましては、平成23年度から平成27年度まで実施される事業でありまして、農地・水環境保全向上対策の共同活動支援に加えて新たに水路、農道等の長寿命化対策のため、補修・更新を行う向上活動支援が追加となっております。なお、この農地・水保全管理支払交付金につきましては、農地・水環境保全向上対策の共同活動支援を実施していることが条件であったため、本市は実施できなかったところであります。

次に、中山間地域等直接支払制度につきましては、中山間地域等の農業生産条件が不利なこと

に加え、担い手の減少や高齢化の進行により、耕作放棄地の増加や農地の持つ多面的機能の低下が心配される中で、農業生産性の維持や多面的機能の確保を図ることを目的に、平成12年度より始まった制度でありまして、現在本市では、八窪地区と野平地区の2地区を取り組んでいるところであります。

それから、農業者戸別所得補償制度につきましては、昨年から水田をモデル的に始まった事業でございまして、水田の基準部分として反当2万円だったと記憶しておりますけれども、経営面積のうち例えば30アール米をつくっておりますと、そのうちから10アール差し引いて残りの20アール分に交付金が支給されるということで、ちょっと記憶にございませんけれども、10アール2万円だったと思いますけど、あわせて地域の推進作物等をつくって……、そこに麦、大豆等を植えていけば、また、それに加算される制度でございまして。それに加えまして本年度から、畑作ということで、麦、大豆、そば、そういうのが追加されたところとございまして、本市については、水田地域ではそれなりの事業の取り組みがなされておりますけれども、畑作においては麦、大豆、そば等、そういう作物がほとんど作付されていない関係から取り組みがなされていない状況でございまして。

○8番城森史明議員 農地・水保全管理交付金制度なんですけれども、残念ながら、枕崎はゼロであります。指宿では20件で2,000万円、南さつまでは29件で6,300万円、南九州では31件で5,600万円という交付金がされていまして、残念ながら、枕崎はゼロなんですけれども、これが行われなかった理由というのは何でしょうか。

○真茅学農政課長 地域の農道とか水路とか、そういう維持管理作業につきましては、地域住民に原則的にお願いしているところとございまして、農村集落数多くある中で、この農地・水環境保全向上対策を取り組める地域と取り組めない地域が出てくると不平等が生じるんじゃないかという、そういう当時の考え方があったようでございます。

○8番城森史明議員 中山間地域の交付金にしてもですね、指宿は8件、南さつまは35件、南九州は16件あるわけです。そういう意味では非常に、枕崎はさっき言われたように2件ですけれども、そういう意味では行政の役割は何かということ考えた場合にですね、やはりこういうのを広くPRすることによって、農業環境をよくするということがあるわけですから、この件についてはですね、結果を言ってもしょうがないし、今後ですね、広くPRしてもらってですね、この制度は今回の国会で継続されるのか、しないのかという決定があります。もし、継続された場合にはですね、広く枕崎市内にPRしてですね、ぜひこの制度を活用して農業環境のですね、改善に努めてもらいたいと思います。

最後に、耕作放棄地のための今後の対策について、お伺いしたいと思います。

○瀬戸口修農委事務局長 農業委員会では先ほども答弁したとおり、毎年1回耕作放棄地の調査を行っているわけとございますが、耕作放棄地になりますと周囲の影響もございまして、地域の農業委員というのがございまして、その人たちの農地のパトロール情報を得ながら、耕作放棄地の発生防止に努めているところとございます。また、調査につきましては、農地の基本台帳並びに地図情報システムに入力をいたしまして、調査結果を担い手農家のほうに情報提供することによりまして、利用権設定もしくは売買等を行いまして、耕作放棄地の発生防止並びに解消に努めているところとございます。

また、今後につきましては、農地法の30条3項の規定によりまして、耕作放棄地所有者へ意向調査を実施いたしまして、さらなる農地の有効利用に努めてまいりたいと思っております。

○真茅学農政課長 耕作放棄地の減少対策としまして、引き続き補助事業を活用した高性能機械などの導入による省力化等に努めるとともに、生産者の直売組織の運営にも協力していきたいと考えております。

また、水田地域において、特に高齢化が進み、耕作放棄地がふえることが心配されるところでありますので、共同で水田を管理する仕組みづくり、いわゆる集落営農等の取り組みも進めてまいりたいと思っております。

○8番城森史明議員 やはり、耕作放棄地をなくすかということは、やはりいかに農業を活性化させるかということだと思います。そういう意味でさっき話しましたように、やはり新規就農者ですね、勤めることと……、それとやっぱり耕作地が荒れますとですね、実際見に行ってみますと市道の草払いなんかもですね、非常にやんかぶっているわけです。つくっているところはいいんですけれども、耕作放棄地になっているところの市道の草払いをしませんので、非常に交通の妨げになったり、そういう面もあります。それとぜひ、農業の活性化をやっていただいて耕作放棄地の減少、それとこれは市にお願いすることですけども、例えばお魚センターにより農産物を置けるようなことを早急に進めてもらうことや、給食センターにもですね、地産地消ということで地元の農産物を使うということですので、その幅を広げてどんどん農業の活性化に対してやっていただいてですね、耕作放棄地を減少してもらいたいと思います。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○5番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。私も市議会議員となって、早いもので4カ月を過ぎてしまいました。この間、市内の行政機関や民間企業等を視察・調査してまいりました。枕崎市の市民が住みやすい環境、夢・希望の持てる枕崎市にするために改善すべきところが多数あることに気づきました。枕崎市には、行政の気づいていない原石がすごくあるように感じました。しかし、改善するには私1人の力ではできません。

今回、第95代日本の首相になられた野田首相も、国民のために汗を流しましょう。財源なくして成長なしと表明されています。当局も一生懸命、財政削減をしているようですが、ここにおられる議員や職員一同は、もう一度自分に与えられた仕事を見つめ直し、責任感と使命感を堅持し、枕崎市発展のために是々非々で政策の一つ一つを採決・採択し、皆さんが汗して頑張れば、この枕崎市は相当よくなるものと思うので、よろしく願います。

では、質問通告書に基づき質問しますので、的確でわかりやすい答弁をお願いいたします。

まず、6月議会で、枕崎市の活性化について質問しました。このとき私の、経営コンサルタントを招き、市民・行政が一体となりプロジェクトチームを立ち上げる考えはないのかとの質問に対し、市長の回答は、各団体長で組織される総合開発協議会及び公募した市民から構成する委員会を設置し、意見の反映を図っている。また、係長以下で、市職員の少ない人間でプロジェクトチームをつくり、立派な報告書が上がったとの回答がありました。どのような報告書が上がったのか、お伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 第5次総合振興計画後期基本計画の策定作業の中で、市職員地域活性化検討委員会を開催し、46人の若手の職員に今後のまちづくりの進め方をテーマに討議をしてもらいました。そして、これをまとめたものを提言してもらっております。検討が基本計画の各項目に分かれて行われたため、提言はやや総科的な提言となっているようであります。

振興計画後期基本計画の策定に当たっては、市民の皆さんから寄せられた意見・要望はもちろんのこと、この提言内容を含め、基本計画に生かされるよう各課に配付して策定の参考にしても

らっております。

○5番清水和弘議員 報告書はどれくらい上がったか申されませんでしたけど、大体のことでいいけど、どれくらい上がってきたのか。その振興計画の中でもいいですけど、わかりませんか。

○神園信二企画調整課長 御検討いただきました検討分野につきましては6分野。振興計画の後期基本計画、大きな柱が6分野に分かれておりますけれども、それをまたそれぞれの項目ごとに小さく分けまして、4分野から5分野程度に分かれて御検討をいただいております。合計28分野にわたって検討をいただいたということでございます。28分野にわたりまして、それぞれグループで一致を見た意見が各分野において4項目から5項目提言をされているところでございます。

○5番清水和弘議員 次に、企業誘致プロジェクトチーム設置についてお尋ねします。

枕崎市の人口減少は、2035年には、1万6,595人。生産年齢の人口は8,207人と予測されています。このようなことを考慮すれば、市内の環境改善や企業を誘致し、人口減少に歯どめをかけることを優先課題にすべきと考えます。

そこで、企業誘致のためのプロジェクトチームを設置し、積極的に企業誘致を図るべきと考えるが、当局の考えをお伺いいたします。また、枕崎市ではいろいろな企業誘致に対する優遇措置を講じていると思いますが、どのような優遇措置があるのかお示しし、そしてまた、枕崎市の地形的関係からどのような企業が枕崎市には適していると判断しているのか、当局の考えをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 企業誘致につきましては、本市の雇用先の増加のほか、本市経済の拡大、税収の増加、本市の活性化に大きな効果をもたらすものというふうに考えております。ひいては、本市の人口減少の歯どめにも資するものというふうに考えておるところでございます。

本市の企業誘致業務は、市長のトップセールスを筆頭に、基本的には企画調整課で担当をさせていただいております。さらに、企業誘致の動きがあった場合は土地開発公社の技師を初め、農政課、建設課、水道課の技師が必要に応じて技術的なアドバイスに当たりますとともに、市民生活課、税務課の職員も細かい調査業務に当たるなど、一たび情報がもたらされた場合は、庁内を挙げての体制で臨んでいるところでございます。

現在、企業誘致に関する情報収集につきましては、既に、本市に進出しました企業から情報をいただいたり、また鹿児島県の産業立地課の皆様、それと鹿児島県の東京事務所、大阪事務所との情報交換、さらには会社四季報からの情報収集、ネット情報の検索等によって行っております。なお、今議会に提案しております補正予算案には、企業誘致関連旅費の追加計上をお願いしておりますので、これをお認めいただければ、より機動力を持った体制となるものというふうに考えております。それと優遇措置についてのお問い合わせでございますが、優遇措置につきましては、本市に立地協定を結んで進出いただいた企業につきましては、設備投資額の100分の2、2,000万円。これは投資額10億未満のものでございます。10億以上の設備投資を行っていただいた企業には、投資資本の、設備投資の100分の2、4,000万円を限度に補助金ということでお支払いをする準備をしております。そのほかには、操業開始時の従業員1人につきまして30万円という助成措置を持っているところであります。

それと、本市に適する業種は何かということのお尋ねでございますが、それぞれ本市におきましては水産加工業が盛んでございますので、そういうものの誘致が多くなっておりますが、ほかに本市の特徴、立地の条件を生かした業種があれば、またそちらのほうにつきましても、この水産業、水産加工業にこだわらずに誘致に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○神園征市長 プロジェクトチームという言葉が出ました。そして本市の誘致活動について、大したことをやっていないんじゃないかという御懸念があるように感じられました。企業誘致活動

というのは水面下の動きがありまして、表でここに向かってやってるよとこういうことは言えないわけでありまして、私は、企業誘致についてはもっと力を入れなきゃいかんと思っていますし、現に補助金等その他要綱等についてもですね、少しでもいいからほかの市を上回るようなものに全部見直せということも去年から言っております。作業を進めております。ですから、どっか企業との具体的な話ができましたら、その必要に応じて企画調整課の職員だけではなくて、必要とする分野についてそれぞれの職員を動員しましてですね、いわばこれはプロジェクトチームと呼んでもいいかと思うんですが、そういうかたちで怠りなくやっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○5番清水和弘議員 私の考えるところはですね、枕崎は海岸沿いに沿っているわけですね。これは12キロぐらいあるということですけど。これで結局、空気中に塩分を含んでいないのか、こういう企業に対してはどうなんでしょうか、誘致する場合。

○神園信二企画調整課長 本市の特徴としましては、非常に潮風が強いところをいろんな御相談いただく企業につきましては、御心配をされる傾向が強うございます。特に、I C産業等につきましては、空気中の塩分濃度のデータはないかというふうな御相談までいただくような状況でございますので、なかなかI C産業等、空気中の浮遊物に塩分が混ざった場合というのを御心配される企業にはなかなか難しい立地なのかなというふうには考えてはおります。

○5番清水和弘議員 私は、この枕崎市の活性化、企業誘致のために広報のPR活動が足りないように思うんです。そこで、この広報関係の……、財政事情もありましようけど、もう1人ぐらいふやして、今やっているのは撮影と取材を1人でやっているわけですね。これをやっぱり2人ぐらいにするほうが、もっといろんな情報活動ができるんじゃないかと思います。その点、よろしくお願ひしときます。

次に、福島県矢祭町への職員研修についてお尋ねいたします。福島県矢祭町の場合、平成20年度実質公債比率を1年間で4%改善しています。枕崎市の場合も、平成21年度に比べ22年度はコンマの7ポイント改善され、17.8%になっています。実質公債比率については、18%になると、地方債制度の許可団体とみなされ、公債費負担化計画の策定が義務づけられているようです。そこで、もう一段の行政コスト削減のためには、矢祭町を参考にすべき点があると思います。研修のために職員を矢祭町に派遣する考えはないのか、市長にお伺ひいたします。

○神園征市長 矢祭町につきましては、全国的に市町村合併の話があるときに、いやが応でも注目されました。合併しない宣言を初めてやった町でありまして、そのころから注目をしております。矢祭町の行革の取り組みには、ずっと前から関心を寄せておりまして、直接、平成17年にですね、自立するまちづくりという矢祭町の行財政改革の資料も送ってもらって、それも当時の係の担当課のほうに渡しておりますので、それは、今でも市役所に残っていると思います。

矢祭町の方々とは、偶然、議員の方々との接点がございまして、私が浪人中に一人旅をしているときにですね、朝、ホテルの朝食をとっておりましたら、隣でいろいろと話をしている集団が矢祭町の議員の方々でございました。それを聞きながら、これだから矢祭町は頑張れるんだなと、そういった印象を強く持ったのを覚えています。職員の派遣につきましては、今さっき申しましたように資料等もありますし、そういったものの研究からまず始めたいと思います。

○5番清水和弘議員 私、最近市の職員が自分たちの手で便所掃除をしているということを聞きまして、これは福島県の矢祭町の町長は自分から、町長みずから進んでやったということを知っておりまして、びっくりしました。枕崎市も少しは変わったんだなと思っております。なおかつ、またそれ以上に枕崎も財政が苦しい状態でありますから、この職員の派遣を前向きに検討するようお願いしておきます。

次に、三島村ヨットレースについて、お尋ねします。7月30日開催された三島村ヨットレースについては、今後の枕崎市活性化を考慮し、市民代表である全市議会議員が出席し、多くの市

民が歓迎している旨を示すセレモニーなどをすべきだったと考えます。

三島村ヨットレースでの経済効果について調査したところ、枕崎市内のホテルに宿泊した人が関係者を含め四十数名。お魚センターで夕食をしていただいた人数は八十数名いたと聞いております。私は、7月24日、枕崎市役所に聞いたところ、経済効果がわからないとの返事でした。枕崎市では、これまでヨットレースなどはなく、子供たちにとってもすばらしいことと思います。私が調査した結果を見れば、経済効果はあったと考えます。今後、三島村とよい交流を続けるためにも、このレースは続けるべきと考えますが、当局の考えをお聞かせください。

○神園征市長 三島村からヨットレースの出発地点をですね、枕崎港沖にしたいというお話をいただいたのは、実は昨年からであります。ところが、昨年は口蹄疫で枕崎の港まつりもやるかどうかといったようなことが論議になりましたけれども、三島村のほうでヨットレースは中止という、中止すると、口蹄疫の影響を考えて中止するという話がありまして、残念ながら去年はできなかったわけですね。ことしのヨットレースにつきましては、相談があったのは7月1日が最初です。この7月1日以降、三島村に対しまして、再三にわたって枕崎港にすべてのヨットが入港していただきたいこと。本市の歓迎の意をお伝えしたいので、参加者が一堂に集まる機会を設定していただきたいとお願いして期待をしておりました。ところが、開催の約1週間前になっても三島村からは、枕崎港に入港するヨットの数は数艇であると。確定するのは当日にならないと難しいといったような話もありましたし、参加者が集まる機会の設定につきましては連絡がありませんでした。お魚センターの予約も入ったんですが、一体何人がお魚センターでお食事をしていただけるのか、そういった数を把握できないといった状態がほんの2、3日前まで続いておりました。私も直接、企画課のほうに、ちゃんと連絡を取れとうるさいほど言ったんですけども。水産商工課にもそのとおりでしたけれども、そういう状況で歓迎セレモニーを開催するのはあきらめざるを得ないと。また、当日のお魚センターの食事も、決まった時間に集まるんじゃないで、それぞればらばらに食事をとられたはずです。来年度は、そういった皆さんが一堂に集まっていたら、枕崎市としても歓迎の意を表したい。ですから、その旨を含んで計画をいただけませんか、既に、三島村にはあの時点をお願いしてあります。

○5番清水和弘議員 ありがとうございます。枕崎市の今後の活性化を考えると、グローバル社会の中では1市では活性化はできないと思うんですよ。だから、その点も考えてよろしく願います。

次に、枕崎市の河川、施設の汚水、悪臭対策についてお尋ねします。枕崎市の市民が住みやすい環境、また企業誘致を有利にするためには、枕崎市の悪臭や河川浄化対策も必要と考えられます。現在、一部の団体が清流を取り戻す会などを立ち上げ、悪臭や汚水対策に懸命に励んでおられます。枕崎市には2つの団体が湾岸や一部の河川でEM菌による環境対策活動をしているようですが、この2つの団体がなぜ協力して活動できないのか残念でなりません。今後は、先駆者を中心に当局も協力し合って活動することをお願いしときます。

私は、河川の悪臭、汚水の要因の1つである市内かつおぶし生産業者に対し、工場より排出されたカスケードタンクに投入。タンクの中にEM菌を投入後、サーキュレーティングポンプにより循環することにより、効果的な汚水及び悪臭対策はできるものと考えます。現在、EM菌で環境改善に携わっている市内の方々などの意見を求め、枕崎市の悪臭・汚水対策を積極的にすべきと考えます。

また、汚水生産量については、国の基準が一企業の汚水生産量が50トンという規制のため、これを盾に取り、枕崎市の水産業者は、汚水問題については解決していません。静岡県焼津市では、1日に汚水生産量20トンという条例をつくったと聞いております。でも、これでも引っかかるころは少ないそうです。そこで私は、枕崎市が汚水生産量を1日平均で10トン以下の水産業者が多いと考え、汚水、悪臭対策について行政で厳しい規則を定めて指導すべきと考えます。

東京湾や三河湾、大阪の淀川、これなどはヘドロが減少し、藻がふえ、小魚がふえ、貝類が見られるようになったとの報告もあります。河川がきれいになり、悪臭が消えると観光客からの声として枕崎市は魚の臭いにおいでまいるぞという声があります。私のこのシステムを成功させると、かつおぶし製造業者においては、汚水・悪臭対策費用が、下水道方式や合併浄化槽方式に比べ、コストが安くて済むと考えますが、このシステムについて当局の考えをお伺いいたします。

○依積田寿博市民生活課長 平成22年度に実施しました河川の水質結果におきまして、牧園川下流、棧敷川、馬追川河口については、河川の代表的汚濁の指標であります生物化学的酸素要求量のBODでございますけれども、それにつきましては、44ミリグラムパーリットルから730ミリグラムパーリットルでありました。枕崎市の河川をきれいにする条例により、定めている河川水質保全目標値の基準値でございますが、それが10ミリグラムパーリットルでありまして、これをはるかに超過しておりまして、著しい川の汚濁が見られ、周辺地域住民から水質の悪化や悪臭等の苦情が寄せられておりまして、河川の浄化対策が叫ばれているところでございます。

EM菌を利用しました河川浄化プロジェクトといたしましては、環境教育の一環といたしまして市内の小中学校が、また、沿岸漁港の浄化に対しまして海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会、並びに市民団体の協力を得ながら、河川や海域へのEM団子の投入やEM活性液を放流しております。

水産加工場の排水対策といたしましては、公共下水道区域内におきましては、公共下水道への接続の推進・お願いや、また下水道区域外の工場廃水処理につきましては、環境月間でありましたことしの6月から7月にかけて工場廃水対策がとられていない牧園川、棧敷川、馬追川流域の15カ所及び市街地の7カ所の水産加工場を枕崎市民の環境を守る条例に基づきまして、立入指導を行っております。

また、同流域の4カ所の畜産施設に対しましても、家畜ふん尿の適正な処理と悪臭防止について、簡易測定器により臭気測定と汚水処理等の立入指導を行っております。

水質汚濁防止法の排水基準が適用されない1日の排水量50トン未満の事業所における河川・海域等の公共用水への排出される事業用排水につきましては、PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、油分について枕崎市の河川をきれいにする条例で排水目標値が決められておりますので、今後、加世田保健所等の関係機関と連携いたしまして、水質汚濁防止法等の関係法令や条例等に基づき、事業場の排水対策の指導を進めてまいりたいと考えております。

また、御指摘のEM菌を利用した水産加工場の排水処理施設につきましては、一時処理的な施設としての機能を有するものと思われましても、同施設の浄化処理能力及び悪臭防止の効果等を見極めながら、今後研究してまいりたいと思っております。

○5番清水和弘議員 今、この私の考えているシステムについては、鹿児島大学や琉球大学の先生に問い合わせ指導を仰っているところでございますので、ぜひ前向きに検討してくださるようお願いしておきます。

次に、健康保険税問題についてお尋ねします。

私は、6月議会では嫌々ながら増税に賛成しました。国民健康保険税の財源不足は、今後も続くのではないかと心配し、7月に入り、私は医療費を抑制することにより国民健康保険税の抑制につながると考え、枕崎市医師会や市内ほとんどの薬局と医療関係者と医療費抑制についてどのように考えているか聞いて回りました。当局側は、これまでにどのような医療費抑制対策をしてこられたのか、お伺いします。

○今給黎和男健康課長 国民健康保険関係の医療費抑制対策についてでございますが、これはきのうも御説明申し上げましたけれども、基本的には医療費適正化の対策事業として、いろいろな事業をやっております。レセプト点検とか、きのうも申し上げましたけれども、訪問指導関係、医療費通知、後発品の希望カードの配布等、いろいろやっております。最近になりましたは、い

ろんな適正化からの対策をやっているんですが、その中のメインになっているのが特定健診、特定保健指導の受診率の向上というのが一番の大きな課題となっておりますけれども、このことについてききのう申し上げましたように、いろいろな対策、未受診者に対して3カ年以上受けていない方に個別にお願いに回ったりとかですね、そういう対策をとって受診率の向上等に努めているところであります。

○5番清水和弘議員 今回の回答で、レセプトの点検をしているという回答もありましたが、ただ市町村においては、二重にレセプトを点検しているところもありますので、その点もよろしくお願いします。

次に、ジェネリック薬品使用率についてお聞きします。ジェネリック薬品使用により、1年間で広島県呉市では1億円、宮崎市では8,000万以上の医療費を節約できたと報告があります。医療費抑制のためには、ジェネリック薬品を使用すべきと考えるが、最近の枕崎市のジェネリックの使用率は何%ぐらいなのか、当局にお尋ねします。

○今給黎和男健康課長 本市の後発医薬品の使用率については、私ども手元にデータはありませんので県のほうにもちょっと問い合わせてみましたけれども、鹿児島県全体としても把握ができていない状況であるということでありませう。

平成21年度の9月の全国ベースで、厚労省がサンプル調査等をして出た使用率というのが、数量シェアで20.2%ということで報告がなされているところであります。現実的に議員がおっしゃるように、私どもの感覚的な問題としてはジェネリック医薬品、薬なんですけど、これについてはこれよりもかなり調剤薬局さん等が枕崎市結構ほとんどなっていますので、使用率はかなりこれよりは高くなっているとは思いますが、データの的に把握できていないと。

ただし、ことし23年度の事業として国保連合会のほうで今、議員のほうからもありました広島県呉市がやっております差額通知ですね、Aという薬をBというジェネリック医薬品にかえればこれだけの差額が出ますよとか、そういう通知のシステムが国保連合会のほうで今年度できるということになっておりますので、私どもとしましても23年度中にはそういう差額通知というのを出したり、それは出されるようになった段階で、枕崎市内の、先ほどもお尋ねのジェネリックの使用のパーセンテージとかというの、ある程度把握できてくると思っています。

○5番清水和弘議員 6月議会が終わってから健康保険税の増税があった後、私が市内の各薬局、病院等を回ってジェネリックの使用について調べてまいりました。当局は、わからないというのは納得できません。ジェネリック使用率については、枕崎市の病院では100%近いジェネリック薬品を使用している病院もありました。ジェネリック薬品の使用率は、小規模の病院のほうが高く、大きな病院になるほど使用率は悪くなっています。これは雇用された医者が患者からの訴訟問題を恐れる余り責任の問題等もあり、ジェネリック薬品を使用したがるという医療機関の声もありました。

また、病気の種類にもよるが、最低使用率は10%の病院もありました。枕崎市内の平均使用率は、市内薬局を調査した結果、25~30%になっております。この数値は、厚生省が目標としている30%でありますから、枕崎市のジェネリック薬品に取り組む姿勢は合格と私は言えるんじゃないかと思いますが、欧米でのジェネリック使用率目標は100%を目指しているんです。

また、長期服用の薬ほどジェネリック薬品との価格差が大きく、メリットが大きいと思います。そのようなことは、当局も御存じだと思います。そこで、医療費を抑制することにより、国民健康保険税を抑制できると考えますので、市民に対し、これまで以上にジェネリック薬品を強力的に進めていただくよう要請しておきます。また、市民からも言われました。おまえが1人でジェネリックカードを配ったってそんなに普及しないよと。行政はどうしてるんかという声もありました。

次に、医師会との意見交換についてお尋ねします。市内薬局の一部の薬剤師からの声として、

行政と薬剤師会と意見交換する場があれば助かるとの意見もありました。そして、8月8日の鹿児島県医師会と枕崎市医師会の懇談会の場でも、行政との意見交換の場を設けてほしいとの声が、枕崎市医師会会長のほうからあったように思います。枕崎市には、3師会があると聞いています。社会福祉や緊急医療のためにも意見交換をすべきと考えるが、3師会と意見交換をしたことがあるのでしょうか。また、今後はこの意見交換の場を設ける考えはないのか、当局の考えをお聞きいたします。

○今給黎和男健康課長 お尋ねの枕崎市内の3師会、医師会、歯科衛生師会、薬剤師会でありませけれども、そことの行政との話し合いというか、という件でございますが、これは昨日も御答弁申し上げましたけれども、現実にも今までそういうかたちの会は開いておりませんでしたので、今回、そういう意見要望等もありますので、いろんなかたちのものを考えて話し合いを持てたらというふうに考えています。きのうも申し上げましたけれども、今度の県のモデル事業であります脳卒中対策とか、そういうものの1つの話し合いというか、知恵をいただくというかたちの、そういうかたちのものからスタートしていくか今のところそういうふうに考えておりますけれども、今後そういう話し合いの場を持っていきたいと考えております。

○神園征市長 持っていきたくて考えておりますじゃなくて、やりましょうということは医師会の会長に伝えてあります。（「ありがとうございます」と言う者あり）

○5番清水和弘議員 医療機関と行政が、互いによい関係にあり続けることは、枕崎市民の社会福祉問題や医療費抑制についても役立つと考えております。ほかの市町村では、毎月1回ぐらいの割合で意見交換会をしているところもあると聞いておりますので、ぜひ意見交換会をするようお願いしておきます。

次に、枕崎市は一人当たりの医療費は30万円以上と、県内でも医療費はワースト10に入っていることなど、40歳以上の方の基本健診状況では受診者数は5,468人中、1,728人となっていました。最近では、さらに減少しているとのこと。医師会に医療費抑制対策として最も効果のあるものはどういうことかと尋ねました。医師の話では枕崎市は生活習慣病が多いので、食生活もあるが長期療養に対する医療費が増大するので、まず市民が健康体操を継続して実施することが最大の医療費抑制につながると聞きました。当局は健康体操など実施しているようですが、今まで以上に、積極的に市民が継続してできる体操など実施できるよう要望しておきます。

そこで、当局は今後、健康保険税を増税する場合には計画的に十分な医療費対策をした後、増税幅が小さいうちに処置し、市民に急激な負担をかけないように、急激で大きな負担をかけないように考慮してくださるようお願いいたします。そこで、人の病気発生は予測不可能と思いますが、これまでの療養給付状況や資料などから判断し、今後の国民健康保険税負担額はどのように推移すると判断するのかお尋ねいたします。

○今給黎和男健康課長 健康保険税の関係でございますが、今回23年ぶりに国保税の改定をお願いしたわけでありまして。その間、保険税の引き上げをせずに運営をしまいたったわけでございますが、これからも医療費の、先ほども申し上げました健康づくりの事業等を進めて医療費の抑制に努めながら、一方では国保税の収納確保のための収納率向上特別対策事業等に取り組みまして、負担の公平性の確保に努めていながら事業運営を進めていきたいと思っております。今後は、23年度の国保税引き上げによります決算の状況等を見ながら、平成23年度以降の医療費の動向について、検討を進めながら運営をしまいたいと思っております。

○5番清水和弘議員 私は今回、健康保険税の増税につながったのは、国保財政安定化支援事業繰入状況表を見た場合、平成20年から21、22、この3年間はこれまでに比べ、繰り出し対象経費算定額は半分くらいに減っております。これはどういうことだったのか、通告書にはないけど説明できないのでしょうか。

○今給黎和男健康課長 今、お尋ねの財政安定化支援事業の繰入金金額が減少していた時期と

いうことでありますが、その時期はちょうど国民健康保険税の税率値上げを昭和の終わりのころ、平成の頭のころまでやりまして、経営的に割といい状態になっていたということと、一般会計からの状況等が悪くて繰入金を……（「これ違う。回答が違う」と言う者あり）失礼しました。支援金のここ数年間の金額の落ち込みの関係だということですね。申しわけありません。それは、支援事業の算定項目というのが3項目ありまして、国の支援金の総額は1,000億円で変わってはいないんですが、従来、枕崎市は医療費が高いということの部分で支援金の計算がなされておりました。その分でたくさんもらっていたと。それが18年以降につきましては、税負担能力のところにウエイトがかかりまして、その関係で枕崎市は税負担能力が高いというようなかたちの現象がありますので、その関係で支援金の算定額が落ち込んできたということでもあります。

○5番清水和弘議員 今回の回答には納得しないので、予算委員会でも追及したいと思います。

次に、深浦サッカーグラウンド整備について6月議会でも質問しましたが、再度お尋ねいたします。6月議会が終了した後、私も吹上サッカーグラウンドを見学に行きまして、驚きました。ああいうようなすばらしい状況は望みません。サッカー関係者の話を総合すると、深浦グラウンド整備は、現在、表面がでこぼこのためにけが人が発生し、また競技をしているときボールの跳ね具合が悪いため、選手間での評判が悪いとのことでした。また、我々の所管事務調査において調査した結果、グラウンドの状態はひどいということを確認しました。そこで、関係者の話として、枕崎市も財政が苦しいということで、行政のほうでグラウンド表面をグレーダーにより平らにしてくれたら、その後、自分たちが芝の種をまくので、許可してほしいとの声でした。このとき芝が発芽して成長するまでの間、6カ月間ぐらいグラウンドの使用を禁止してくれることをお願いしたいのだが、当局のほうはどのように考えるかということでした。意見を聞かせください。

○久保等保健体育課長 深浦グラウンドの整備についてでございますが、協力体制をいただけるということでございますけれども、現在のグラウンドの面積を生かした整備を推進していくのか、それとも土地の拡張等を視野に入れた整備を進めていくのかなど、本市サッカー協会を初め、その他の団体や関係機関等と十分に連携を図るとともに、さらに土地の有効活用を図るため、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

深浦グラウンドの芝生化についてでございますけれども、先ほども申し上げたとおり、この深浦グラウンドは多目的グラウンドとなっている関係で、サッカー協会を初め、グラウンドゴルフ協会、その他ソフトボール協会等と連携しながら、今後、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○5番清水和弘議員 それから、サッカーグラウンド横の車の駐車場対策についてお尋ねします。車の駐車について周辺の方から、路上駐車について苦情がくるので、できれば道路わきの川にふたをして車を駐車できるようにしてもらいたいと関係者からの声があります。当局の考えをお尋ねいたします。

○久保等保健体育課長 深浦グラウンドの周囲の駐車場につきましてでございますが、現在、深浦グラウンドを利用される方々の駐車場につきましては、近くに駐車スペースがない状態でありますので、教育委員会の敷地内を駐車場として活用していただいているところであります。今後は、旧給食センター跡地を利用することなどを視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

○5番清水和弘議員 そうしたら、道路わきの川のふたというのは、考えていないということですよ。

○久保等保健体育課長 今現在、駐車場につきましては、道路わきにとめているという状況等もございますので、利用者のほうに周知するとともに、乗り合わせで来ていただく等、利用者の方々にお話しして、教育委員会内の御利用を推進していきたいと考えております。

○5番清水和弘議員 あの道路は狭いということもあって、関係者の方から、非常に車が通った場合に危ないということがあります。できるだけこの駐車場についても、検討して下さることをお願いしておきます。

それから、グラウンド拡張についてお尋ねいたします。6月議会で質問したときは、補助金のこともあるということでした。現在、選手が競技前にアップする面積が少ないなど、選手が競技前にアップする程度のグラウンド拡張はできないか、そういうことを関係者の方が申しております。そして、関係者の話ですと、そんなにすばらしいグラウンドはいらないんだと。市対抗試合や青少年が試合できる程度のグラウンド整備でいいから、お願いしたいとのことであります。この土地拡張問題について、どれくらいの買収状況なのかお伺いいたします。

○久保等保健体育課長 深浦グラウンドの周囲の土地購入状況等についてでございますが、深浦グラウンドの整備につきましては、本市の財政は非常に厳しい状況にあることから、TOTOの事業や財団法人日本宝くじ協会の事業を活用すること等を前提に検討しているところであります。また、この事業を活用するに当たっては、整備に必要な土地を確保すること等が条件であることから、現在、深浦グラウンド周囲の土地について、所有者を対象に調査を実施している段階であります。

○5番清水和弘議員 枕崎市には現在、Jリーガーが2名おります。この2人は、毎年正月休みに子供のサッカー教室をしているそうです。このことも市民に広く伝えるべきと考えますが、当局の考えを伺います。

○久保等保健体育課長 今、議員が上げたJリーガーが2人いるということ、私も聞いております。年初めの、サッカー協会が実施しております「けり初め」というイベントに来ているようですが、その広報につきましてもサッカー協会と連携しながら進めていきたいと考えています。

○5番清水和弘議員 次に、神園川河口堆積物問題についてお尋ねいたします。

現在、神園川河口は堆積物が多く、遊漁船の方から夜間は転覆などの危険があると。そういうことで、この内港のほうの堆積物のドレージングをしていただけないかという問い合わせがきました。当局の考えをお伺いします。

○南田敏郎水産商工課長 神園川河口から南側の水深1.5メートルの物揚場岸壁付近の海底につきましては、今、議員から御指摘がありましたとおり土砂が堆積しておりまして、干潮時には海底が露出するほど堆積が進んでおります。係船柱もありますが、係船、係留ができない状況にもなっていることから、私どもとしましては、平成20年9月に21年度の事業分の要望としてしゅんせつの要望をしたところでございますが、まだ実現されていないために、23年度分等にも要望を続けているところでございます。

これまで現地調査は実施をされているところですが、まだ、しゅんせつ工事までは至っていないところでございますので、今後とも、実現に向けて要望を続けてまいりたいということで考えております。

○5番清水和弘議員 以前、県側に要請したとのことですが、枕崎市以外でも県のほうも財政が非常に厳しい状況だとは思いますが、しかし、市民の安全・生命を第一に考えると再度、県側に要請することが必要かと思えます。これを再度、県側をお願いするよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後1時10分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○12番沖園強議員 皆さん、こんにちは。大変昼食後、睡魔に駆られる時間帯ですが、おつき合いのほどお願い申し上げます。

さて、枕崎市史における衛生行政の変遷は、県は明治23年、各市町村に衛生組合の結成を勧奨し、明治28年4月、衛生組合規則を制定して組合の設立を義務的なものとして、市では30戸ないし50戸で組合を組織し、常時、井戸・下水・ちりだめ、畜舎などの構造改善、飲料水の適否の調査など、衛生思想の啓発に努め、必要な予防対策を講ずるものと規定いたしました。

我が枕崎においても、各集落においても、各集落に組合が組織されたが、明治30年の規約の改正により、枕崎、東鹿籠、西鹿籠、別府の大字ごとに衛生組合が設立された。その衛生組合は昭和23年、占領軍の命により全国的に解散となり、かわりに衛生班が設置され、衛生業務に当たることになったが、昭和24年の制度改正により廃止となり、市の衛生課に業務が移管され、昭和35年4月、自治公民館をもって衛生自治体となし、集落内の衛生保持に自主活動をするようになった。市には、その連合体である衛生自治体連合会が結成され、国・県を通じる組織となり、現在に至っていると紹介されています。

明治時代から今日まで、営々と引き継がれてきた衛生自治。その衛生自治の根っこ、根幹はまさしく自治組織による自治意識にあるところでございます。しかし近年、公民館未加入者がふえてきている。自治意識の欠如が目立ち、決められている必要最低限の自治組織のルールさえ守られない。行政の広報紙の配達もままならない現実。権利だけを主張し、義務を果たさない市民がふえてきている。ましてや、公然と公民館未加入がまかり通る現実、無駄な行政コストの増嵩を招き、社会秩序の崩壊につながる大きな課題となっております。

市長は、新年度の施策の主なものとして、第5次総合進行計画の基本構想の6つの柱の第1点目に「安全で潤いのあるきれいなまちづくり」を掲げ、その一環としてごみの分別の徹底、ごみの量の削減を図ると報告いたしました。その取り組みの1つであるごみの分別の徹底、ごみの量の削減については、いまだに分別に対する住民の意識が徹底されず、ルールが守られていない現状にあります。その原因には、ごみステーションを利用する公民館未加入者の問題や、ルールに対する意識が希薄な方々の諸問題などがあり、各自治組織の役員の皆さんの悩みの種になっているのが実態といえます。そこで、高齢者やルールに対する意識が希薄な方々への意識高揚の啓発活動は、行政としてどう取り組んでいくべきか。また、農村部に比べて市街地のごみステーションの数が多すぎて、犬、猫やカラスの対策がとられていないために、環境衛生面において好ましくない現状をどのようにとらえておられるのか、まずもって市長に御見解をお聞きいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ごみの分別やごみの資源化、減量化の重要性の意識を深めるためには、行政、住民が共通の認識を持ち、地域住民と行政が共同して取り組まなければなし得ないものと考えます。そのためには、地域における適正な資源物やごみの分別、出し方によって、より一層のごみの減量化や資源化の推進を図ることが重要と認識しております。その取り組みとして、市衛自連や各公民館等と協力・連携し、ごみの分別や資源化を推進しているところです。

本市への転入者に対しても、窓口で転入手続時にごみの収集日やごみの分別に関するパンフレット等を配布し、日常生活に支障を来さないように努めているところです。

ごみステーションについては、現在、市内全域で412カ所あり、そのうち枕崎校区が244カ所で約6割を占めています。市街地においては、ごみステーション設置場所の確保が困難なため、道路の一部を利用している状況であり、燃えるごみ等においては、御指摘のとおり、生ごみ等が周囲に散乱している箇所もあり、環境衛生上、好ましくない状況も見受けられるため、今後各公民館と地域住民等を交えて協議し、ごみステーションを空き地等、適正な場所への選定、あるいは統合等について検討してまいりたいと思います。

○12番沖園強議員 一通り、いつもそのような答弁になろうかと思うんですけど、ごみ行政に

ついてはどうしても避けて通れない課題といたしますか、問題。よく衛自連等でもそういった問題が議題として上がってくるんですけど、なぜ公民館未加入者がいるのかと。そしてまた、なぜそれぞれの公民館で取り組みが違うのかと。

ただいま412カ所、そのうち市街地が6割244カ所という御答弁だったんですけど、農村部ではある程度取り組みが充実しているといえますか、ごみステーションを自前で設置して、当然、今まで市の助成等もあったんですけど、そういった取り組みをやっていると。しかし、市街地においてはほとんど何十メートル置きにごみステーションがあると。あの光景を見たときに、これは何らかの手だてが必要だなというのは、私1人だけではないと思うんですよね。ただ、そこに行政の守備範囲はどこまでかということもあろうかと思えます。そしてまた、行政がその果たすべき役割は何であるのかと。行政の守備範囲は限られている。ただ、そこに行政が今ある現実を見つめて果たすべき役割は何であるかということに尽きると思うんですけど。

そこで、次の点をただした上で通告したことについてお尋ねしてまいります、先日もちよこっと出たんですけど、公民館未加入者の実態調査をやったことがあるのかと。例えば、今まで公民館未加入者は、全世帯数から公文書等の配布の世帯数を引いた数であるというような御答弁があったんですけど、そういう調査を詳しくやったことがあるのかと。そしてまた集合住宅、集合住宅があるんですが、そういったところの公民館未加入の状況はどうであるのかと。そしてまた、集合住宅における独身世帯の方々はどういった状況であるのかと。さらに、その集合住宅の管理者等との指導連携はどうなっているのか、その辺のところはどうなのか、基本的なところでございますので、聞いておきます。

○依積田寿博市民生活課長 ただいま御質問のありました公民館未加入世帯の実態調査につきましては、調査を行っておりませんが、公民館の加入世帯については、平成23年4月1日現在の全世帯数が1万1,057世帯、市の広報配布世帯数が9,502戸で率にいたしまして、86%となっております。本市においては、転入時に転入する地域の公民館名や公民館長の氏名及び連絡先等を記入した自治公民館加入に係るパンフレットを配布し、加入促進を行っているところでございます。また、転入や転居等があった場合にも、月ごとに関係します自治公民館長へ情報提供し、地域でも公民館加入をお願いしているところであります。

マンション及びアパート等の集合住宅における未加入者の実態調査につきましても実施していませんけれども、集合住宅がある公民館からごみ出しについて、収集日が守られていない、資源ごみ等が分別されていないなどの理由により、ごみ集積所に放置されたごみがいっぱいあるとの苦情や相談が寄せられておまして、ごみ分別等のチラシ配布や戸別訪問等による指導を行っているところでございます。集合住宅等における独身世帯数についても把握はしていませんが、マンションやアパート等の管理者及び不動産業者等に対しまして、ごみ集積場の管理やごみ出し等について地域住民との連携協力を行うことや公民館への加入をお願いしているところでございます。今後も引き続き、ごみ集積場を管理運営している公民館等と連携・協力を図り、ごみの分別やごみの出し方について指導してまいりたいと考えているところでございます。

○12番沖園強議員 一番引っかかる場所なんですけど、衛自連等の理事会等でその辺のところは出てくるんですけど、地域において郊外の集合住宅がある地域においては、今、課長が答弁されたような状況であると。なかなか決まりを守ってくれないと。そうすると、その管理者にどういった指導をしていくかということになっていくんですけど、例えば公営住宅、市営住宅等におきましては、ちゃんとごみステーションを設置していますよね。全部が全部かわからんですけど、やっていると思うんですよ。やはりですね、その集合住宅の状況がどうであるかということをやちゃんと把握してですよ、民間の集合住宅においても、そういうごみステーション、公民館に入らないのであればごみステーションを設置させるとか、そうでもしない限り、なかなか改善はいかないというふうに思っております。

とかく、その辺のところの苦情というものが、例えば、集落が設置したごみステーションにそういった集合住宅なりに未加入者が放置した場合に、あるいは決まりを守らなかった場合に、行政のほうに苦情が垂れ込んでくると。それは、行政の守備範囲を逸脱したものではなからうかなと私は思っているんですけど。そういった社会意識といいますか、そういった問題意識の欠如といいますか、そこが一番問題だと思うんですよね。例えば、自分のところを申し上げて申しわけないんですけど、私の集落に教頭住宅もございます。そうすると、年間に最低5日ぐらいの奉仕作業等がございます。私の集落では、転入者も教頭住宅の教頭先生も作業に出て来れなかった場合は、必ず日当分の罰金をいただきます。そして奉仕作業、男1日5,000円を7,000円に上げて女性を3,000円を5,000円に上げたところ、出席率が非常によくになりました。それが、自治意識だと思うんですよね。

最初は非常に抵抗があった。しかしその中で、この地域においてはそういった決まり事があるのかということを理解してもらった。それが地域づくりだと、私は思っております。まず、公民館に入ってもらおうと。そういった自治意識を持っていただくと。そして、行政の守備範囲というものを理解してもらおうと。そこを理解してもらえるようにやるのが、行政の仕事であると。そのためにはまずもって、そういった集合住宅の実態とか、そういったものを把握しなければいけないと、私はこう思います。

それと、この点について、もう一点指摘をしておきますが、私は用地町名変更で公民館の区域、線引きをですね、市長、あいまいにしているんですよ、枕崎の場合。そこが一番問題だと思うんですよ。何かの役回りがくると、ある市街地に近い公民館では、その公民館から出て行く住民がいると。住所だけです。そういう実態があるから決まりを守れない。やはり、この辺で1回自治組織の見直し、そしてまた、用地町名変更で非常にあいまいになったその線引きをはっきりさせるべきではなからうかなということを指摘しておいて、次の質問に入らせていただきます。

通告にございますように、現在、市の委託業者によって、市が委託している業者によって回収した資源ごみを売却しているわけなんですけど、その中にペットボトル等は中間処理等の委託料がいます。その他にそういった中間処理の委託料、そういった逆有償の支出はどういったのがあるか、お伺いしておきます。

○依積田寿博市民生活課長 ただいまの御質問ですが、資源ごみの品目によって売却金や再資源化に係る中間処理手数料につきましては品目によって異なっておりますけれども、資源ごみの中で再商品化義務の生じるビン類、ペットボトル、廃プラスチック類につきましては、選別・圧縮梱包等の中間処理業務が必要となっております。

内鍋清掃センターの平成22年度の実績で申しますと、資源ごみ等の中間処理業務委託料は約1,450万円、資源ごみの売却金が約4,100万円で、差し引き売却によります収入が約2,650万円と多くなっておりまして、内鍋清掃センターの経常経費に充てられているところでございます。

○12番沖園強議員 私も、衛生管理組合の事務組合の決算状況をちょっと調査したことがございます。今、言われたような状況かと思うんです。リサイクル協会に対する委託料や、そしてまた、再資源化した売却代や、それにまた、リサイクル協会から還元されるものがあるんですけど、抛出金ですかね。そういったものを含めると、今の益金が出てくると。2,650万ですか、そういうふうになっているんですけど、一見して資源ごみ回収における費用に対して経費の回収がなされていると、益金が出ていると、こう見て取れるんですけど、平成21年度実績を私、調査したことがございますので申しますが、ペットボトルの単一品目だけを見ますと、中間処理業者への中間処理の委託料が530万です、衛生管理組合自体で。売却代金は62万と。530万の委託料に対して62万の売却代金、これは大幅な赤字と。これはペットボトルの場合、リサイクル協会から指定法人ルートを通じて先ほど言いました抛出金の還元があるんですけど、それを加算しても92万円の売却代金であると。21年の場合ですよ。そして、438万のペットボトルの部門では赤

字であったと、こういうことだと思うんですけど、このようにペットボトルのようにですね、資源ごみの分別にかかる収集コスト、収集コストですね、それにペットボトルの中間処理の委託料と資源ごみを売却した場合の換金化との関係を考えてみると、現在の収集体制に若干疑問を覚えています。私自身は疑問を感じていると。そういった私が感じているこの疑問、資源ごみの収集コストや中間処理料と売却した換金化との関係は、どう考えておられるのかということなんですが、お答えいただきたいと思います。

○依積田寿博市民生活課長 内鍋清掃センターで共同処理されております資源ごみにしましては、各構成市、枕崎市、坊津町、知覧町によって収集コストはそれぞれ違っているんですけども、ペットボトルにおいて内鍋清掃センターに搬入されてからの処理手数料と売却金の関係につきまして、平成22年度実績で申しますと、中間処理委託料が約400万円、容器リサイクル協会からの拠出金、要するに売却なんですけど、それが約280万円となっております。それに、収集コストをあわせて、中間処理手数料等の支出が、資源ごみの売却による収入が上回っている状況でございます。

しかし、一般廃棄物の処理及び商品化につきましては、市に対してその義務が課せられていることや、資源ごみの中でもビン、ペットボトル、その他廃プラスチック等につきましては、再資源化のために中間処理業務が必要であること。また、指定法人ルートによりますリサイクル業者への資源ごみの引き渡し、リサイクルの効率化を図ることとなっている観点から、指定法人ルート以外の独自ルートへ引き渡すにしても中間処理業務委託が発生しますし、同様に支出が伴ってくる点や、指定法人ルートと比べて社会情勢の変動の影響を受けやすいため、リサイクルの効率化が危惧され、市の責任が果たせないなどのことが考えられると思っております。

○12番沖園強議員 平成22年から、指定法人を通さないと処理ができなくなったということですよ。今、御答弁があったように22年度実績でペットボトルでいきますと、指定ルートで委託料が400万に、リサイクル協会からの拠出金が280万で120万の赤字となったと。21年度までは、中間処理事業者のほうで独自ルートで売却しようとしたときには438万円の赤字であったという実績が出ているんですけど、ここで言えることは私非常に気になるんですけど、今まで営利事業として営んでいる中間処理事業者ですよ。委託料をもらって回収した資源ごみのペットボトルから、さらに益金を生むためにですよ、独自ルートで売却していたと。早く言えば、横流しですよ。そういうことが言えるんじゃないかなと思うんですけど。そしてまた、リサイクル協会、独立法人なんですけど、その指定ルートでやっても赤字であると。そして、これに加えて、過去構成している市で収集のための委託料を負担しているということですよ、それに加えてですよ。

例えば決算書で、一般会計の決算書を見ればわかるんですけど、平成21年度の資源ごみの収集量は、733トンでありました。それで委託料が571万7,000円と。22年度は726トンで委託料は566万2,000円であるという決算になっているんですけど、委託料は払っていると、資源ごみを収集するのに。570万何がしかの委託料を払っていると。しかし、その中に中間処理事業者の中にですよ、委託事業とは、市のごみステーションに出された資源ごみとは別に、無料で、無償でといますか、ダンボールや古新聞、空き缶などを無料で収集している事業者がいると。ここが問題なんですよね。どうも解せない。中間処理事業者にとっては、メリットがあるものを無料で収集していると思われるが、その実態は把握しているんですか。

○天達章吾市民生活課参事 古新聞については、新聞社において再資源化を図る目的で新聞社から委託された業者が、各家庭から古新聞を無料回収していると伺っております。また、お年寄りの方から古新聞が重くて集積場まで運べないなどの要望が新聞社にあり、古新聞の自主回収を図っているとのことです。一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市の責務となっており、家庭から出されたごみは市が民間事業者へ委託して収集・運搬を行い、管理組合に共同処理をお願いしています。

事業者において、事業活動に伴う廃棄物は事業者の責務で適正に処理するように定められております。事業者においては、事業系の一般ごみとあわせて、ダンボールや空き缶等の資源ごみの処理を委託しており、その中で資源ごみに係る部分については無料で収集し、選別や圧縮等の中間処理をした後、独自ルートで資源化を図っているということでございます。

○12番沖園強議員 今の御答弁が、まさしく実態だと思うんですよ。別段、新聞社から委託されなくてもやっていると思いますよ、これは。現に私のところには、ダンボールを電話一本で取りに来ますから、事業系じゃなくても。ここが問題なんですよ。なんでこんなことを言いますかという、なかなか決まりを守れない。ペットボトルのラベルをはがず、キャップを外さず、その決まりが守れない。市の責務、一般ごみの場合は市の責務で収集しなければいけないと言いますが、事業者の責任で処理をしている事業者がいるということですよ。それと同じ南薩衛生管理組合の中です、構成自治体の中で旧加世田市、これ、ペットボトルのラベルがついたまま回収していると。ごみステーションに出たペットボトルをですよ、なぜ、そのように市によって取り組みが違ってくるのか、お答えいただきたいと思います。

○天達章吾市民生活課参事 中間処理業者の中には、ダンボールや空き缶、ペットボトル等の選別機や圧縮機等を設置しており、ラベルやキャップ式のペットボトルを事業所から収集している中間処理業者もあります。広域再編により、平成19年4月から現在の南薩地区衛生管理組合が発足しましたが、ごみの分別や出し方においては、再編前の旧衛生管理組合の指導方法がそのまま現在に続いている状況となっております。旧枕崎地区衛生管理組合の構成市では、ペットボトルにおいて、キャップとラベルをはがすようになっています。旧薩南衛生管理組合と川辺清掃センターの構成市では、キャップは外しますが、ラベルはついたまま収集しているようでございます。キャップとラベルをはがしている市は、県内では11市で枕崎市ほか阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、（「いいです、いいです」と言う者あり）垂水市、曾於市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、伊佐市でございます。キャップだけをはがして、（「いいです、もう」と言う者あり）

○12番沖園強議員 要するに何を言いたいかといいますと、同じ構成団体でそういった違いがあると。そうすると今、答弁があったように、ラベルをはがさなくても中間処理事業者の中には、そういった粉砕して機械で分別できる装置を持っていると。まさしく南さつま市の場合は、その機械を持っている業者が収集していると、そこに違いが出てきているんですよ。その違いがあることがまずい。同じ構成団体の中で違いがあるのを見逃しているのがまずい。これ市長、早速見直すべきだと私は思っているんですけど、いかがでしょうか。

○神園征市長 他市との関係がありますので、今後、検討をしてみたいと思います。

○12番沖園強議員 市の一般会計の収集業者への委託料とも絡んでくるんですけど、これ処理事業者にそういったものを処理させるように収集を委託していけばですね、おそらく私は安くで委託契約を結ぶんじゃないかなと。検討するんじゃないかと。既に団体ごとによって違うんだから、それは見直さんないかん。そして、今の1社体制の契約状況であるからこういう事態になると、そういう契約関係も見直すべきであると私はそう思うが、契約関係で副市長、御答弁をお願いします。

○地頭所恵副市長 本市のごみ収集の業務につきましては、燃えるごみ、燃えないごみと資源ごみまで含めて一括して委託をしているところでございまして、現在、市内の業者に随意契約というかたちでしているところでございます。その理由としましては、そういう一括した業務につきましては、市内に同じような業務を履行できる業者が見当たらないこと。それから、その業者が平成7年度から受託をしております、これまで業務を確実に履行してきたという実績があることというような理由によりまして、随意契約で契約をしているところでございます。

今、御指摘のございました契約方法の見直しにつきましては、どういった方で収集体制を見

直すかという問題、それから、そういう収集体制を見直した場合に、それに対応するだけの収集能力を有する業者が、ほかにどのような業者があるのかというような問題、それから今、収集運搬だけを委託しておりますが、収集の運搬とそれから中間処理まで委託をするというかたちになりましたら、廃棄物処理法に基づきます一般廃棄物処理施設の設置許可、それから一般廃棄物処理業の許可を得て処理施設を設置している事業者が本市にはないというような状況、課題もございますので、県内の自治体の状況等も調査をしながらですね、どのような委託の形態、それから委託先の選定方法が好ましいのか、検討をしてみたいと考えております。

○12番沖園強議員 隣の南さつま市では、個人事業者といっても等しいような事業者を含めて3社でやっていると思うんですよ。それも地区割りで随契だと。そこにも問題があるという課題が上がっているみたいなんですけど、やろうと思えばできると思うんですよ。まず、その随意契約の問題は課題として残してもよろしいんでしょうけど、そのラベルだけは見直さんないかん。同じ組合の中で今の実態というのは、私は好ましくないと思っております。

最後にこの問題で、平成18年に確認されて来年3月で耐用年数となる内鍋清掃センターの焼却場の延命化と今後の建設計画の協議はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

○依積田寿博市民生活課長 内鍋清掃センターの延命化につきましては、平成24年度から25年度にかけて、延命工事を行い、平成36年度からは川辺清掃センターを統合した新しい広域処理施設で運営する方針でありまして、このことにつきましては、南薩衛生管理組合の構成市の首長会議で協議済みであります。新施設につきましては、平成26年度ごろより選定委員会を設置しまして、新しい施設の建設場所等の選定について今後、構成市において調整・協議を行う予定となっております。

さらに、旧内鍋清掃センターにつきましては、老朽化が進んでおりまして煙突等が倒壊するおそれ等もあるために、平成24年度に解体する予定となっております。

○12番沖園強議員 場所等の選定が26年ということでございますので、なるべく早く計画等ができますようお願いしておきます。

次の問題に移らせていただきます。質問事項で教育行政についてということで通告してございますが、先般の総務文教委員会で若干お尋ねいたしましたので、ここでは小学校の向う5年間の児童数の推移をまずお答えいただきたいと思っております。

○日高孝学校教育課長 お答えをいたします。本年4月始業式時の本市の児童生徒数は、小学校1,163人、中学校637人の1,800人でございます。9月1日現在では、5人減の1,795人となっております。これは、始業式時点では昨年度より15人少なくなっております。今後の児童・生徒数の推移についてですが、来年度が48人減の1,752人、2年後が100人減の1,700人、3年後が191人減の1,609人、4年後が210人減の1,590人、5年後、平成28年度が254人減の1,546人となる見込みでございます。ただし、これはあくまでも見込み数でございます。今後の転出入の状況等によっては変わってくるものと考えられます。以上でございます。

○12番沖園強議員 私、素人で専門的なことはわからないんですけど、金山小学校に限って本日は論議してまいりたいと思うんですけど、アンケートの件については、この後、吉松議員が通告してございますので、省きたいと思っておりますが、金山小学校の児童数、現在、全校児童24名。5年後、平成28年の見込みが11名という見込みになっているかと思うんですよね。それを、新1年生が入学するのがどういう状況になっているかといいますと、本年度が1名、来年以降2名、3名、3名、2名と。そして、28年はゼロというふうになって、今の見込みではですよ、いくかと思うんですけど。

私は、地域の議員として本日はお尋ねいたしますけど、今、金山校区でどういったことが議論され、問題になっているかということでお尋ねするんですけど、先般の総務文教委員会ではアンケートはとったと。小中学校の保護者を対象にしてアンケートをとったということだったですよ

ね。そして、その後、金山小学校区の保護者の考え、意向というものはそこに絞って調査すれば、大体分析できるんじゃないかなと。私は、そうじゃないと思うんです。児童を持つ親御さんが、保護者が、学校を通じて、ましてや、学校の担任を通じてですよ、アンケートをとって本音が出てくるはずがない。

私、金山小学校のPTA会長をずっと以前したことがあるんですけど、先生方も体験されていると思うんですけど、ちょうど長期課題の問題のときでございました。そのとき、管理者と一般教職員との板ばさみになって非常に苦労した覚えがございます。そして地域では、その問題で二分されました。保護者が二分されました。ましてはこの学校を存続するか、あるいは統廃合するか。このデリケートな問題になれば、それ以上だと思うんですよ。それは、いろんな意見があると思う。それを学校を通じて、担任を通じて、たったそれだけのアンケートでは地域住民の意向は反映されないと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 議員の御質問のように、地域のほうにはさまざまな御意見があるということも承知をいたしております。ただ、今、始めました市全体としてどのような望ましい学校づくりのあり方が適切であるかということについての審議会を始めたところでございます。それには、まず、子供と面と向かい合っている保護者の考え方、意見、それを一番の参考にしていこうという審議会の方向でございましたので、全市的なアンケートを実施したところでございます。そこでのアンケートの集約の仕方には、金山小学校の保護者の分だけの集約、あるいは、結果の分析ができますので、まず、そこを手がかりにして、そして、市全体の考え方等々勘案しながら、ここで審議会の答申が出ましたら、それを受けまして教育委員会として、これかの学校のあり方等を作成いたしまして、それを地域に説明していく中で地域の、まあ、議員がおっしゃいましたその本音というような部分、そういったものも集約していけたらと現時点では考えているところでございます。ですので、今、審議会の審議が進行中でございますので、その審議の中でそのような地域の意向等をどのように集約していくかと、そのことも話題にはしていこうと思っておりますが、まずは、子供にとってどのような学校の姿が望ましいのかと、そういう点を中心に審議を進めていこうと思っております。

○12番沖園強議員 子供にとって、どういった環境が望ましいのかということが一番肝要だとは思いますが、私もそれは理解します。ただ、そこには地域住民としては、やはりある程度、一定規模の学校で競争力を持たして、そういった環境で育ててほしいという気持ちもあります。我々、幼いころは、よく陣取り合戦をやりました。その中で培われて今があると思っておりますよ。

さて、この間の総務文教委員会での報告では、小小連携とって2学期と3学期だったですかね、2日間ずつ。単学年にすれば1回ずつですよ。それでは小小連携とは私は言えないと思っております。そういった環境で学んでほしいと。

これは時間の都合で、一応そういった地域の熱望といいますか、そういった気持ちがございますので、ぜひですね、本音が語られるような、そういった機会をつくっていただければと、教育長、お願い申し上げます。

次に、防災関係についての避難ビル、看板の設置等は、昨日、豊留議員と重複いたしておりますので省きますが、総務課長、「検討中」「検討します」これでは私は市民の安心・安全を早くスピード感を持って政策に取り組んでいただかないとなかなか払拭できない。むしろ、不安を増長していくようなこととなりますので、早目に看板の設置等も取り組んでいただきたいということを申し上げて、一点だけ質問・指摘をしておきますが、先般の委員会では難聴区解消策として、個別受信機を貸与した場合、電池交換を市が行っていると、そのようなお答えでございました。

そしてそのとき私、自前でエリアトークを設置している公民館と比較して、公平な行政運営はどうあるべきかということを指摘いたしました。明快な御答弁はいただけていないんですけど、

その電池交換をだれがやるべきかということになっていくんじゃないかと思います。そしてまた、そのとき、エリアトークを全世帯に、個別受信機を設置した場合は2億以上の予算が必要であるということも示されました。そしてまた、先日は市長のほうで、緊急の場合はやりくりの中で伝達方法はサイレンを含めて検討し直さないといかんと。検討する余地があるというようなことで、そのような予算、そしてまた行政サービスの公平、そういった部分から考えた場合に、個別受信機の電池交換。これ、防災無線を取り組むときから、最初からの課題だったんですよ。

つい最近、桜馬場地区でエリアトークの電波が通じないと。それを調査してもらったら、電池切れであったと。電池に不具合があったというようなことだったんですけど、最初から防災無線に取り組むときに、高齢者やそういった方々が生じてくるから、個別受信機を全戸設置するのはちょっと検討の余地があるということだったと思うんですけど、先ほど申しました予算の関係、そして、緊急の場合のサイレン吹鳴とか、そういった伝達方法を含めてですね、どのような検討の余地があるのか、お答えいただきたいと思います。

○永留修一総務課長 防災無線の難聴地区といいますか、聞こえない世帯の解消のためには、やはり今、設置されていない世帯への個別受信機の設置が必要だと、そういう基本的な考えは持っているわけですが、議員からもありましたように非常に大きな経費が必要ですので、今後の防災対策全般の中で考えていかないといけないというふうに思っております。

それから、今までの公民館で設置してある個別受信機と、今後、市のほうで設置するというふうになるとしたら貸与というようなかたちになるかと思うんですが、この不公平感があるんじゃないかというような御指摘もあるんですけども、公民館で設置した無線につきましては、公民館放送をするのを目的として行っておりまして、それに機械を新たに設置することで市の防災無線も聞けるようになるということで、市のほうで今後考えていく世帯への防災無線の個別受信機については、市の防災無線しか聞けないということで、性格が異なってくるんじゃないかということで考えているところであります。

それから電池の交換については、非常に考えないといけないところなんですけれども、今までの考え方は電池の管理が悪いと電池切れだけじゃなくて液漏れをしてですね、その無線機自体の故障につながるという考え方で、市のほうで交換をしていたと。市が配布をしてある無線機が200台弱あるんですが、それについては市のほうで交換をしていたということがありますが、公以外ですね、個人の受信機については、今後、管理の仕方を徹底するようにお願いをする中で、電池の交換はそれぞれをお願いをしていこうということで考えております。

○12番沖園強議員 当然ですよ、それは。公平感から各自で管理してもらわないと不公平感を生みますよ。

時間がございませんので、まとめてあとお伺いします。財政問題です。平成13年度に始まった臨時対策債は、21年度まですべての地方公共団体が対象となる人口基礎方式でございました。22年度から基準財政需要額に人口基礎方式の臨時対策債を充当した基準財政収入額が不足した地方団体に対しては、人口基礎方式に加えて財源不足分を発行できる財源不足額基礎方式との合算制度となりました。その発行可能額については、全国の発行可能総額と地方交付税の総額から算出され、発行については地方の裁量権にゆだねられていると。

このことは、地方交付税制度における国の財源不足を地方に臨時財政対策債として肩がわりさせて、国は後年度においてその元利償還に対して交付税措置を行うという、国が空手形を切っている状態にあることを意味していると思います。つけて加えて、平成23年度末の国と地方の長期債務の残高は、実に894兆円に達する見込みで、GDPの185%に当たると。震災の復興や日本国債の格下げなど、一段と厳しい国、地方を取り巻く財政事情が危惧されているんですけど、そのような中で、本市の10年間の臨時財債の発行額は、33億7,000万に上っております。果たして、後年度における交付税措置が、100%確信できるのかと一抹の不安を抱いておりますので、現在、

臨財債を発行可能額の満額の発行を余儀なくされている現状の枕崎市の財政事情において、臨財債に対する当局の見解はいかなものかということをお伺いします。

それと、国の地方交付税特別会計の財政事情によって、これまでも国は減収補填債とか、減税補填債とか、辺地対策債またあるいは、災害復旧債など後年度の交付税を約束する措置をとってきたわけですが、これらに対する後年度の措置率の状況はどうなっていくのか、お伺いしておきたいと思います。

それと、集中改革プランにおいての電子自治体の推進を目指している点は、どのような取り組みになっているのか、お伺いしておきます。

○**本田親行財政課長** 御指摘がございましたとおり、本市の財政状況につきましては、経常収支比率も示しておりますとおり、臨時財政対策債発行可能額の満額の借り入れを行って、初めて何とか義務的経費を初めとする経常的な支出が賄えているところでございます。借り入れを前提とした財政運営を余儀なくされていますことが、後年度への負担の先送りであり、また、財政の硬直化を招いている要因であることは十分認識しているところでありますが、財政の現状等を踏まえますと、今後におきましても臨時財政対策債発行可能額の満額の借り入れを行っていかざるを得ないものと考えております。

それぞれの地方債に対する元利償還金の交付税措置率についてですが、減収補填債が75%、減税補填債が100%、辺地対策事業債が80%、補助災害復旧事業債が95%、単独災害復旧事業債がその半分の47.5%となっております。なお、それらの地方債の借り入れ時に定められた交付税措置率の見直しを話された経緯はございません。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時10分 休憩

午後 2 時20分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○**11番吉松幸夫議員** 皆さん、こんにちは。吉松幸夫でございます。

6月の定例会に引き続きまして、今回も通告のとおり質問させていただきます。その前に、前回の質問のときに申し上げました実吉国盛さんが、宮城県石巻を訪れたときの感想と現地の方のお手紙いただいておりますので、ここで紹介させていただきます。

私は、現地に行って被災された方々とお話をしてきました。被災地の様子は、皆様、テレビ報道などで御存じでしょうから、ここではそこで出た話をいたします。

問題は、避難物資のことでした。避難所には、時とともに物資が行き渡っていきますが、同じ被災者にもかかわらず、家が残っている者には何も配給がなされないそうです。6カ月たとうとしておりますが、今でもその現状は変わらないという話をいただいております。ただ、家が残ったからと言っても、ガス、電気、水道のライフラインは完全に停止しているのに、この差別は信じられません。彼らからは事あるごとく「一番話がわかんねえのが役所の人間だ」と、こぼしておったそうです。

本市におかれましては、このようなことがないように、等しく市民に対応していただくことを願います。また、感謝の手紙をいただいておりますので、披露させていただきます。

枕崎の仲間の皆さん、こんにちは。石巻の鈴木文人です。このたびは、石巻のために枕崎の藤波会様、富士福祉会、長塩光子様、本当にありがとうございます。枕崎の皆様の心、石巻を代表して鈴木文人が責任を持って受け取りました。

3月11日の大津波によってすべてが変わってしまい、この世の終わりかと思ったほどの災害でした。私も、実家や仲間の半数を一気に失い、夢と現実の境がなくなり、4カ月過ぎた今でも

信じられません。今の石巻の現状は、家も家族も失い、どうすることもできない人たちのほとんどが今の生活についていけず、支払いの問題で自らの命を絶つ人がふえ、正直なところ、石巻の現状は厳しいです。こんな状況なのにもかかわらず、利益を優先する国や行政は何もしてくれず、全国の皆さんから、義援金なども無駄な工事や利益目的の無駄な復興計画に使われるばかりで信じられない状況です。

こんな中で、今回の枕崎の皆様の中には本当に助けられました。皆さんの心は、絶対に無駄にいたしません。自分も仲間たちも、これからいろいろな思いを背負って生きていかなければならない中で、このような心ある枕崎の仲間の皆さんとのつながりがすべてです。今回の震災を経験した者として、人とつながることで支えられ、励まされ、それが頑張る力になる。本当、それ以外ありません。いつか必ず、枕崎の皆さんに御礼をしに行きます。心ある枕崎の皆さんと会える日を楽しみにしております、という感謝をいただきました。

被災地の方々は、今でも苦しんでおります。1日も早い復興を願っております。私も10月には石巻に行く予定をしております。災害に当たっては、行政には責任は少ないかもしれませんが、復興ということに当たっては絶対に責任があります。今、何が必要なかを調べてまいります。それでは質問に入ります。

第5次枕崎市総合振興計画の基本計画の中にあります、生活環境についてお尋ねいたします。第1章に、安全で潤いのあるきれいなまちづくりの中で、快適な住まいづくりの推進を掲げておりますが、快適な住まいとは、どういうものと考えているか、市長のお考えをお聞きいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 住宅政策につきましては、用途地域に基づいた適正な土地利用による快適な住環境を推進していきたいと思っております。

快適な住宅とは、どういう住宅かと。まず、安全であること、潤いのあること、その他、さまざまな条件がありますので、一概には申し上げにくいですが、人によって快適だと感じる部分もまた違いますので、最大公約数のそういった快適と、そういったことを目指していければと思っております。住環境をとにかく、快適にするということでもあります。

○11番吉松幸夫議員 安全な住環境を提供するというところで、この計画案が10年計画の後期に入りますが、何とか市長の考えどおり、安全な快適な住まいづくりを27年までにめどをつけて進めていただきたいというふうに考えております。

次に、多様なニーズに対応した快適な住まいづくりの中に、良質な住宅の整備の中、公営住宅建設事業の推進とありますが、進捗状況はどうでしょうか。

○依積田清文建設課長 市営住宅につきましては、来年度、公営住宅長寿命化計画の策定を計画しております。その中で、現在管理しているすべての団地の状況に応じて、将来的な計画を作成する予定になっております。

○11番吉松幸夫議員 計画どおりに速やかに進んでいただいて、住宅の安全を守っていただきたいというふうに思います。

次に移りますが、まちなか居住の誘導とありますが、これこそ市長のおっしゃられるところのコンパクトシティの根幹にかかわるところではないかと思っておりますが、まちなか誘導ということに対して、具体的な対策はとっていらっしゃいますか。

○神園信二企画調整課長 まちなか居住の誘導の具体策としましては、まず、空き地・空き家情報のホームページ掲載を手がかりに進めるべく、春先から地元の不動産業者の皆さんのところへ伺いまして趣旨等を説明してきましたが、なかなか難しい状況がありまして、前に進んでおりません。

このほか、現在市街地の空き地・空き家取得等に対する助成の検討など進めておりますが、今後とも引き続き努力を重ねたいと考えております。

○11番吉松幸夫議員 そのようなかたちですね、行政が不動産業者等に積極的に働きかけていただくということは本当に心強いと感じます。これからもどんどんその政策を進めて、まちなかに人がふえるような動きをしていただきたいというふうに思います。

続きまして、少子化と高齢化社会に対応した多様なタイプの住宅供給とありますが、どのような内容でしょうか。

○依積田清文建設課長 現在の公営住宅の中でも建設年度が比較的新しい公営住宅におきましては、出入り口等に手すりを設置し、室内も段差解消を行うなど、高齢者への対応を考慮したタイプがございます。また、浴槽室においても浴槽を埋めこみ式にし、高齢者等が利用しやすい住宅を保有しております。

○11番吉松幸夫議員 新しいタイプの住宅には、そういうことですが、古いタイプの住宅に関しても、リフォーム等その他で対応していくということはあるんですか。

○依積田清文建設課長 先ほど申しました公営化の長寿命化計画、この中等においてそれらについての対応は検討していくということになります。

○11番吉松幸夫議員 そうなった場合には、行政の財源にかかる負担というのもある程度出てこようかと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○依積田清文建設課長 古い住宅のリフォームとか改修、そういう対応をするわけですので、当然そういう負担は出てくると思っております。

○11番吉松幸夫議員 負担はかなりかかるでしょうが、市民の安全のためによいものを、なるべくコストがかからない状態で作っていただく計画を進めていただきたいというふうに思います。

次に、収入基準の緩和された住宅の建設というところがありますが、これはどういうことでしょうか。

○依積田清文建設課長 市営住宅の入居申し込みには幾つかの条件がありますが、収入基準も申し込み条件の1つとなっております。申し込み世帯合計の所得額が月額15万8,000円以下でないと入居申し込みができません。そのため、基準額を超えた方が入居できる公営住宅として、特定公共賃貸住宅があります。現在、若葉2戸、遠見番6戸、金山2戸、計10戸を保有しております。

○11番吉松幸夫議員 なるべくですね、多くの必要とする方々が住めるような住宅をこれからも提供してもらいたいと希望しております。

次に、公的融資制度というのがあるようですが、こちらの情報提供とどのような情報提供をしておりますか。

○依積田清文建設課長 公的融資制度等に関する情報提供についてですが、これにつきましては、国等から新しい施策等についてポスター・パンフレットなどが依頼された場合に、そういうもので周知いたしております。

○11番吉松幸夫議員 そのパンフレットとか置いている場所は、どちらになりますか。

○依積田清文建設課長 市の市民ホールとか、そういうところに置いてあります。

○11番吉松幸夫議員 市民ホールと市民が集えるところにあるということですが、等しくですね、市民会館とかを使うのが全体の何%かわかりませんが、なるべく広報紙など、そういう限りなく、全市民が見れるような広報をしていただきたいというふうに希望いたします。

あと、これに関しては不動産業者とか、その辺にも情報提供はしているのでしょうか。

○依積田清文建設課長 これらの制度につきましては、国・県等がテレビや新聞等で大々的に発表いたしますので、それらで大分優位な周知の方法がされていると思っております。

○11番吉松幸夫議員 先ほど朝もありました、清水議員のジェネリック薬品の広報と同じようにですね、広報しているつもりでもなかなか市民には行き渡っていない現状もあろうかと思いま

すので、もっと情報を提供していただくよう希望して、この質問は終了いたします。

続きまして、地域にふさわしい緑空間の整備とありますが、枕崎にふさわしい緑空間とかどんなものと考えておりますか。

○**依積田清文建設課長** 緑空間については、市民がゆとりや潤いを感じる場所として公園等の整備を行っておりますが、枕崎の自然環境に適した緑化の推進が重要であると考えております。

○**11番吉松幸夫議員** 枕崎にもいろんな公園があるようですが、それぞれの公園の特色を生かしているということでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 今、言われましたように、例えば、台場公園では塩害が強うございますので、それに合わせた植栽を行っていると。それで、高台のほうにまいりますと、瀬戸公園などにおきますと、桜が育つというところで桜の公園といたしていると、そういうような施策でございます。

○**11番吉松幸夫議員** 土地を生かした空間づくりということで、枕崎のここへ行けばこういうのが見れるという特色のある公園づくり、空間づくりをしていただいて、市民が穏やかに暮らせる空間をつくってくれることを希望いたします。

次にまいります、きれいな水環境の整備についてですが、市の上水道施設の改良整備とあるんですが、その進捗状況はどうなっておりますか。

○**迫野豪水道課長** 本年度につきましては、総合振興計画実施計画2期の最終年度でございます。計画半ばではございますけれども、この3カ年間に限って申しますと、89.0%の進捗率でございます。今現在、市民に対しまして安心・安全で、さらに制限なく水を提供できております。この状態を継続・維持することが、最大の業務目的であると考えております。引き続き、良質な水の安定的な供給を目指しまして、後期実施計画の確実な推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○**11番吉松幸夫議員** 人が生きていく上でですね、一番重要なものが水であります。先般の東北震災でもですね、水がないということで先ほども私、感謝状を述べましたが、つい先だっても福祉会のほうから、また大量の水が送られていったそうです。水は非常に大事なものですので、くれぐれも市民の生活を守るためにこの水環境をですね、守っていただきたいというふうに思います。

次に、地域水道の施設整備の状況はどうなっておりますでしょうか。

○**依積田寿博市民生活課長** 本市における簡易水道等の施設につきましては、5カ所でありまして、そのほかといたしまして地域水道組合が11カ所となっております。平成23年度3月31日現在における簡易水道等の使用人口につきましては、3,307人となっております。簡易水道等の計画取水量でございますけれども、組合全体をあわせた計画取水量につきましては1日3,800トンとなっております。使用水量は全体で1日2,300トンでありまして、使用水量としましては足りております。

また、簡易水道組合等が管理する水道施設につきましては、施設の老朽化や落雷等による機器の故障を含め、水道施設に支障が生じた場合、清純な飲料水と生活用水確保のために枕崎地区簡易水道施設整備事業補助金交付要綱等に基づきまして、簡易水道組合に対しまして補助を行い、日常生活に支障を来さないよう、各地区水道組合と連携を図り、生活環境の整備に取り組んでいるところでございます。

○**11番吉松幸夫議員** 機械等の耐用年数もですね、まだまだ余裕があるようですが、機械は信用できない故障するものでありますので、常に点検整備をこれまで以上にさせていただいて、安全な水の確保に努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、暮らしの水環境を支えるところであります下水道の整備についてですが、公共下水道の件は後で聞くといたしまして、先に合併処理浄化槽設置事業の推進とありますが、現状は

どのようになっているのでしょうか。また、合併浄化槽と単独浄化槽の違いの説明をお願いいたします。

○天達章吾市民生活課参事 河川及び海域等の公共用水域の水質汚濁の原因として、家庭から排出される台所、洗面所、風呂、トイレなどの生活排水が大きな要因の1つとなっております。小型合併処理浄化槽はし尿と生活排水を同時に処理し、下水道と同等の処理性能を有する生活排水処理施設として整備普及が図られてきております。

一般家庭における一人当たりの汚水濃度BOD200ミリグラムパーリットルを10分の1以下の20ミリグラムパーリットル以下に減少して放出できます。これまで、し尿だけを処理する単独処理浄化槽は、公共用水域に排出されるBODの負荷が大きいことから平成13年4月1日から廃止となっております。平成22年度末の全人口2万3,813人に対して、全体の汚水処理人口普及率は1万6,200人の68%となっております。内訳は、下水道整備率が1万3,411人で56.3%。合併処理浄化槽人口普及率が2,789人で、11.7%となっております。また、世帯数で申しますと、公共下水道区域外の世帯数が4,679世帯のうち、合併処理浄化槽が1,212世帯。単独処理浄化槽が2,546世帯、くみ取りが921世帯となっており、今後、単独処理浄化槽からの切りかえを含めた合併処理浄化槽設置の推進に取り組んでまいりたいと思います。

小型合併処理浄化槽の補助金について、平成10年4月1日より交付要綱に基づき、設置に要する費用のうち、1基当たり5人槽が33万2,000円、6～7人槽が41万4,000円、8～10人槽が54万8,000円、平成22年度より既存の単独処理浄化槽撤去に9万円の補助を行っております。この補助額は、国の循環型社会形成推進交付事業として、国・県・市がそれぞれ負担しているところでございます。小型合併浄化槽の設置に対する普及啓発につきましては、広報紙による市民への周知や市のホームページにも掲載するなど推進を図っております。公共下水道区域外における水産加工場の数は19工場であり、汚水処理施設を設置し、工場排水を浄化してから放出する工場は12工場であり、汚水処理施設設置済みは63.2%であります。

○11番吉松幸夫議員 かなり単独浄化槽から合併浄化槽へかえるのに非常に負担がかかるということですが、この補助金のこともあるんでしょうが、生活環境を守るためには合併浄化槽にしなければならないというような取り組みでですね、先ほどからの情報提供と同じように、やりすぎるぐらいの情報を皆さんに提供していただきたいというふうに思います。私の質問の前に水産加工場の率まで言っていただきまして、質問の手間が省けてありがとうございました。

次に、この最後のほうなんです、水産加工業者がまだ下水道に加入率が今わかりましたが、これを100%に持っていくにはどうしたらいいかという策はございますか。

○茶屋盛忠下水道課長 下水道区域内におきまして、今現在、操業をしている工場数が47工場でございます。接続工場が30件ということで、接続率は63.8%という数字でございますが、今現在、未接続工場につきましては、加工組合の接続推進委員会、それから水産商工課とうちの下水道課と3者で情報交換しながら推進をしているところでございます。なんせ、相手方に資金を出して接続をしてもらわなければならないんですが、やはりその地域の環境等、そういうものをですね、下水道のそういう事業の内容を理解していただきながら、戸別訪問をしながら、接続についての推進を図っているところでございます。

○依積田寿博市民生活課長 公共下水道区域外におきましては、特定指定施設等の排水の水質検査等を実施しながら汚水状況、その結果に基づきまして排水処理施設の立入指導とか、そういう処理施設をつくっていただくような、そういう指導等を行いながら排水の適正な処置を指導しているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 この振興計画がですね、平成27年度という大目標がありますので、なるべく27年度にいいかたちでまとまりますように、皆さん、この推進をしていただきたいというふうに希望して、次の質問にまいります。

先ほど、沖園強議員からもバトンタッチされたんですが、アンケートの話は、この後お聞きいたしますけれども、6月議会でもちょっと話しました小中一貫教育につきまして、今年度は立神地区で行われているということでございますが、中間でしょうか、今現在の状況はどういうことになっているか、わかりましたらお願いします。

○日高孝学校教育課長 小中一貫教育に係る立神校区での取り組みについてでございますけれども、小中一貫教育につきましては、ここ数年来、全市的に取り組んでいる施策でございます。本年度からは、2年間立神校区で研究を進めております。立神校区では、これまでこの1学期中に7月に小中合同の推進委員会、あるいは全体研修会を実施いたしまして、2年間の取り組みの研究次第や全体構想、方向性について話し合ったところでございます。現時点では、表現力の育成を小中共通のキーワードとして、学習時の積極的な発表・表現力や、日常的なあいさつ運動などを小中一体となって取り組むような方向で進めていきたいという報告を受けております。

○11番吉松幸夫議員 過去、別府地区、桜山地区、非常にいい成果が出ているということで、今年度の立神地区での一貫教育の結果もですね、過去3地区以上の結果が出るように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、小中一貫教育とは少し外れるんですが、望ましい学校づくり委員会が発足し、アンケート調査が実施されたということですが、今、集計結果は出たのでしょうか。

○日高孝学校教育課長 直接、小中一貫教育にかかわるアンケートではございませんけれども、望ましい学校づくり審議会では、全市的な今後の学校づくりの方向を模索するために、7月中旬に全市の幼稚園、保育園、小学校の保護者に対してアンケートを実施いたしました。現在そのアンケートを集計し、分析しているところでございますので、今後、第3回望ましい学校づくり審議会を9月の29日に予定しておりますが、実施いたしまして、アンケートの結果等を参考に市としての望ましい学校のあり方について審議を深めてまいりたいと考えております。

○11番吉松幸夫議員 先ほど沖園議員からもありましたが、今回このアンケート調査ですね、全地区別に集計をするということもしているのでしょうか。

○日高孝学校教育課長 これにつきましては、幼稚園、保育園、小学校、中学校別の集計ができますので、そのようなデータの出し方として審議委員会のほうにも、あるいは全体的なまとめとしても提示し、そして協議をしていただくという方向を考えております。

○11番吉松幸夫議員 こちらもですね、結果をもって望ましい学校づくりに大いなる礎になればいいかと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、都市整備についてお聞きしたいと思います。6月議会のときにですね、日之出町、宮前地区の踏み切り改良について質問をさせていただいた際、早急に調査するというお答えでしたが、その後どうなったのでしょうか。

○依積田清文建設課長 今、申しましたように、6月議会でJRからできるだけ早く改修を行うとの回答をもらっていると答弁いたしておりましたが、材料がそろいましたので、9月末までには施工するということでもあります。

○11番吉松幸夫議員 長年、日之出、宮前、あの踏切がですね、非常に通りづらかったところを早急に直していただくよう対応していただきまして、まことにありがとうございます。9月末ということで、10月、11月でしょうか、その辺の開通は楽しみにしております。

次に、市街地の道路及び……、通告のほうで私の書き間違いがあったのですが、側溝の整備についてですが、市の中心においてかなり老朽化が進み、破損している場所があるようです。改良計画がありますか。

○依積田清文建設課長 市街地の道路及び側溝につきましては、老朽箇所から現場の危険度、重要性を考慮して順次改修を行っているところであります。また、緊急性を要する箇所については、発見次第、逐次、対応しております。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。側溝、道路、市民が使うところですので、市長もおっしゃるとおり、安全なまちづくりというところで早急に対応していただきたいというふうに思います。

最後になりますが、桜木町にある交差点においてなんですが、少し変則的な交差点がありまして、接触事故などが多く発生していると聞いているんですが、その事実はありますか。

○永留秀一総務課長 お尋ねの交差点について警察署に問い合わせましたところ、交通事故については平成19年と21年にそれぞれ1件あったということであります。

○11番吉松幸夫議員 警察届けの事故としては、その2件ということでしょうか、届けられないような事故もあるのかというふうに想像させられます。小さな筋でも合ってればですね、交通量の多い線ですので、重点的にお考えいただきたいと思います。私もよく通るところですが、やはり、少し注意をして通らなければならない場所ではないかなと思っておりますので、できるならば信号機設置などを要望したいと考えておりますが、どうでしょうか。

○永留秀一総務課長 信号機の設置につきましても警察署のほうと相談をしたわけなんですけど、ここの交差点につきましても事故の件数、それから交差点や道路の条件、それやら交通量、そういったのを総合的に判断した上で設置することになりますけれども、ここの歌留多前交差点につきましても、事故件数また交通量がさほど、ほかの信号をつけてある箇所比べて多くないんじゃないかということから難しそうだというようなことでありました。ただ、要望はしていきたいと思っております。信号機の設置ができないとすれば、どのような対策をとっていけばいいのかということも、警察署やら関係機関団体とも協議していきたいというふうに思っております。

○11番吉松幸夫議員 安心安全なまちづくりのためにですね、危険箇所を1つでも減らしていただくように要望いたします。

まだまだ時間はあったんですが、質問の前にお答えをいただき、えらいはしょっていただきまして、私の時間が余りすぎたんですが、我々は市民の側に立って一般質問をいたしております。市民が聞けないこと、素朴な疑問をこの場で質問させていただいておりますので、前回同様、丁寧な答弁に感謝し、私の質問をこれで終了いたします。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時3分 休憩

午後3時14分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

○16番新屋敷幸隆議員 皆さん、おはようございます。質問も2日目の最後となりまして、元気を出して、朝一番のつもりで質問を行いたいと思っております。

けさのテレビニュースを見ていましたところ、台風12号がもたらした被害は惨たんたるもので、紀伊半島を中心に現在死者37名、行方不明者が55人あり、山は崩れ、家は流され、道路、橋は寸断され、そのつめ跡は生々しく、特にショックだったのは和歌山県那智勝浦町の町長の家が流され、奥様と長女が亡くなり、長女の方はその日が結納の日であったそうでございます。町長は、町役場で災害対策の指揮をとっており、難を逃れましたが、テレビのインタビューに答える町長は妻と娘を亡くした親としての悲しみの中に、これから町長として災害復旧の指揮をとらなければならないということを毅然とした対応をしておりました。本当に心が痛むシーンでありました。台風12号の犠牲者に対し、心から御冥福をお祈りいたしたいと思っております。

また、ニュースは同時に、なでしこジャパンの連戦連勝を伝えており、今、日本列島は悲喜こもごもの様子を呈しているようでございます。

では、本市の観光について質問に入ります。なお、1と2を合わせて質問をいたしたいと思

ます。3月に開業した九州新幹線はゴールデンウィーク期間中の利用状況において、鹿児島中央・熊本間は19万7,000人が利用し、前年度と比べると1.8倍の大幅増となり、指宿枕崎線の観光特急「指宿のたまて箱」号は、連日満席であったとの結果が出ており、鹿児島市や指宿市においては、新幹線開業の波及効果を受け、経済、商業面においてさまざまな恩恵を受けているところがございます。しかし、指宿枕崎線の終着駅、枕崎はどのような新幹線効果があったのかというと、どうも目立ったものはなかったのではないのでしょうか。

去る5月16日に指宿市において、平成23年度指宿枕崎線輸送強化促進期成会の総会があり、それに参加しましたが、その中でJR九州関係者の話があり、指宿枕崎線においては鹿児島中央駅からの客はほとんどが指宿駅で降り、山川・枕崎間においての利用はかなり厳しいものがあるとのことでした。我が市では、観光案内所がオープンし、最北端稚内駅から鉄道で3,150キロ続く最南端の終着駅として、市民のボランティアの方々が枕崎駅のイメージアップを図るために、さまざまな活動をして新たな観光資源にしようと頑張っています。

そこで、枕崎の観光資源、スポットを考えているとき、最南端の終着駅や火之神公園、立神岩とあることはありますが、どうもいまいち押しが弱い。先ほど述べましたが、JR九州による「たまて箱号」は浦島太郎、竜宮城の伝説、神話にのっとり、それをメディアがうまく利用し、大きな経済効果を上げています。最近では、長崎鼻に竜宮神社まで建立され、新たな観光スポットとなっているようです。それと、指宿市においては、皆さん御存じのように池田湖のイッシーもあります。だれも見た人はいないのに、それをミステリー化して大きなイッシー像をつくり、大ウナギとともに何十年も多くの観光客を引き寄せています。

そこで、新たな枕崎の観光資源、スポット開拓のために、枕崎に伝わる伝説や神話をもとに、枕崎市の誇るかつおぶし、焼酎を柱とした食文化を抱き合わせた観光再生、枕崎独特の新しい観光の展開はできないのだろうか。くしくも先日、この議会において、観光ガイドブックが配られました。皆さん、持っていますでしょうか。その中にですね、海幸彦、山幸彦の神話が載っており、山幸彦が兄海幸彦の釣り針を探しに出かけ、鹿籠の海岸に着き、着いたところを火之神の名にしたとの記述があります。まさしく願ってもない神話が枕崎にあったわけです。このことについては、市民の方々も既に存じ上げて、この私の質問をですね、ぜひ取り上げてくれとの依頼もありました。

前置きが長くなりましたが、市長にお尋ねします。枕崎市は、面積こそ小さいが、でもその中には歴史、伝説、伝統、食文化等多くが凝縮されています。九州新幹線開通を機に、いま一度考えを新たに、海幸彦、山幸彦の神話を生かした枕崎の観光資源を開拓したらと思いますが、いかがでしょうか。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今、議員が述べられた指宿のたまて箱とか、その効果とか、あるいは枕崎の海幸、山幸伝説につきましては、私は既に6月議会でも申し上げておまして、こういったものを生かして、もっと観光開発に積極的に当たらなければならないと言っております。海幸、山幸の物語につきましては、もうこういったことを知らない世代もいるんですけども、もう一回枕崎市民にも思い出していただくことが大事だと思っております、いろんな会合とか何とかありますと、そこで取り上げたりして、まず枕崎市民に知ってもらおうと、こういう試みをやっているところであります。

そして、指宿枕崎線も特急列車をできれば枕崎まで来てほしいけれども、現実的にそれは無理だとJRのほうも言っておりますので、それならばトロッコ列車を工夫できないかと。それならば、可能性もないではないですねといったようなこともやり取りもしております。これも、すぐというわけにはいきませんが、やはり枕崎市民がそういったことにも熱心になっていただくことで、JRを動かす場合もあろうかと思っておりますので、そういったこともお願いしたいと思

います。

海幸、山幸については、火之神公園にも看板が設置されておりました。ところが、看板がもうさびておりましたので、そのことを申し上げましたら、すぐに議員の方で動いてくださった方がおられまして、新しい看板につくり直すといったことの機運も起こっているようであります。海幸、山幸の時代に、山幸が釣り針を捜しに出て、その釣り針を捜しに行くときに乗った船というのが、無無勝間といまして目無籠という籠で、最初に着いた海岸が火之神海岸であったと。こういう伝説もあるわけですし、その目無籠とはどんなものかとそういったのも、ネットでそれを引っ張り出しまして、ベトナムあたりで今でも使われているといったような情報も聞きましたので、それを何とかできないかといったようなこともベトナムによくいらっしゃる方にも話をしました。ところが、ベトナムも経済成長が著しくて、もうほとんど目無籠という、それこそ神代の昔に使っていた船はもう見なくなっているといったようなこともあります。どっかに残っているかも知れんから、それをベトナムに、夜、船が枕崎に来るといったようなことがあれば、その船に積んできてもらえないとか、そういった話もしているところでありまして、いろいろとそんな取り組みもして、ほかにも伝説とか神話とかそういったものを掘り起こしながらですね、要するに何か物だけで人を呼ぶという時代じゃないと思います。観光というのは、やっぱり物語だと思います。ストーリー性をつくり上げていく努力が必要だと思っておりますので、議員が提案のとおり、頑張ってまいりたいと思っております。

○16番新屋敷幸隆議員 これは、質問ではないんですけど、市民のですね、有志の方々とこのことについていろんな話をしましたが、いろんな提起がされております。紹介しますと、火之神公園に神社を建立し、山幸彦、海幸彦を祭り、山幸彦のかわりに釣り針を観光客、参拝者に奉納させることと、また、幸せを釣るまたは彼氏を釣る、彼女を釣るということで、ま、そういうことでご利益があるような神社にしてもどうなのかということもあります。

また、あるいはもう1つはですね、もう1つの発想といたしまして立神、「たっがん」ですよ。地名から、がんを断つ神社にしてもいいんじゃないのか、そういう祈願する神社ですよ。そういうことも出てきております。とにかくですね、山幸彦、海幸彦の神話はですね、私はやっぱり浦島太郎、竜宮伝説にもですね、かなりやっぱり信憑性があると思っております。物理的に浦島太郎がですね、乙姫さまに連れられて海の中に潜れるわけがありません。そういうところからすれば、もう少しこう、現実性が私はあると思っております。

穎娃町の釜蓋神社も今、参拝者が多いですが、確か穎娃の釜蓋神社よりももっと興味ある、おもしろいものができるんじゃないのかなと思っております。

また、神社を建立するということですが、市としてはですね、宗教上の建物にはタッチできませんので、もし市民の間から建設・建立の話があったときにはですね、ぜひ御協力をお願いしておきます。

そういうことで、観光についてですね、とにかく手をこまねいては何にも前進しません。私は常々ですね、枕崎は東シナ海のメインステージだと思っております。日本一のかつおぶしの製造を初め、他市にないものをいっぱい持っていますが、観光資源に神話や食文化を抱き合わせることによって、幾らでも膨らむと思っておりますが、もう一遍市長にお尋ねしますけど、総体的にこういう枕崎の食材と神話と抱き合わせる観光の見解をお尋ねしたいと思います。

○神園征市長 大いにその物語を広げてですね、こういう言い方をしますと、ちょっと誤解も招くかも知れませんが、観光というのはいかにうまくうそをついて人を楽しませるかという一面があるということですからね。それがすべてだと言っていないので、よろしくお願ひしたいんですが、そう思っております。

今、議員がおっしゃったいろいろな市民の考え、それから食文化という点でもですね、私は食に携わる方々にですね、海幸御膳、山幸御膳といったようなものは開発できないのかとか、そう

いった話もしております。お魚センターあたりでも、そういったのを考えたらどうだといったようなことも言うております。大いに、皆さんが夢のあるね、楽しい物語を一緒になってつくっていただければありがたいと思っております。

○16番新屋敷幸隆議員 今、市長がそういう話をされたんですけど、30年くらい前だったですかね、青年会議所で高名な社会学者を招いてですね、火之神公園に連れていきましたところ、いわゆる観光資源、スポットについて話をしたんですけど、火之神公園にですね、大きな岩を置いて、そこに昔、源義経が座ったということですね、うそでもいいから大々的に宣伝をなさいということですね、ま、その方によると、日本全国の名所旧跡の半分はそういううそっぱちだということですね、大いに自信を得たわけですけど。ま、そういうこともあったということをお紹介しておきます。

次の質問に移ります。ことし、市内にあるプール、キャンプ場、観光案内所等の利用はどうだったのか。また、前年比と比べると、どういう利用者が何人おったのか、今後の観光行政に関係しますので、お尋ねをしておきます。

○南田敏朗水産商工課長 市内の各観光施設の利用者状況でございますが、火之神キャンプ場につきましては、平成23年度が153名となっております、平成21年度が246名、平成22年度が148名で、最終的に8月末では平成22年度に比べて9名ほどふえているところでございます。

それから、火之神プールの利用者につきましては、平成23年度が8月末現在で7,868名となっております、平成21年度が9,047名、平成22年度が9,070名で、1,200名ほど減少しているところでございます。これにつきましては、ちょうど港まつりやお盆の実際に利用客の多い時期に、ことしは台風があったり、雨天になったりということから、減少したものと考えております。

また、駅前観光案内所への利用者につきましては、平成23年度の8月末現在で8,878名でございます。平成21年度が12月26日から約3カ月で5,138名、22年度が1万9,508名でございますので、年度途中でございますので、比較はちょっとできないかと思っております。

以上でございます。あ、すみません、あのう先ほど答弁の中で、火之神公園キャンプ場の利用者につきましては、23年度を153と申し上げましたけれども、正しくは157でございますので、お詫びして訂正いたします。

○16番新屋敷幸隆議員 どうもありがとうございました。それでは、次の質問に入りたいと思います。

三島村との交流についてですが、本市と三島村を結ぶフェリーみしまの試験運航が平成20年に始まり、現在、実証運航が実施されております。先日は、市民の有志の方々と1泊2日の日程で硫黄島へ行ってきました。何度行っても、見飽きない雄大な自然、人々の温かさの中、漁業体験をし、村民の方々と交流会をし、意見交換会をしてみたいと思います。

離島として抱える問題は数多くあるが、一番は医療問題であり、枕崎市との定期航路が実施されれば三島と最も近い枕崎の病院を利用したいとのことの要望でありました。また、子供たちの人的交流や島に必要な食料を含めた物資の購入、島でとれる農産物、水産物の枕崎を通しての販路拡大等々、島の人々の定期航路にける期待は並々ならぬものを感じました。

また、先に私の観光資源ということで質問をしましたが、本市にとっては竹島、硫黄島、黒島の三島はかけがえのないもう1つの観光資源だと思っております。定期航路は枕崎市を中間あるいは起点として、お互いにいろいろな利用が考えられると思います。本市としては、大いに交流を図り、航路に力を注いでいいのではないのでしょうか。そういうことで、質問をいたします。

○神園信二企画調整課長 三島村と本市の間には黒島流れなど歴史的に深いかかわりがございまして、三島村との交流というものは維持していくべきであるというふうに認識をしております。ただいま御質問のございましたフェリーみしまの実証運航でございますが、これは本年度で終了いたしまして、三島村としては24年度以降は本格運航ということで目指しているところですが、

この3年間の実証運航の成果といたしまして、三島村枕崎間の運航収支比率が平成22年度分で18.3%と非常に低い収支比率となっております。

平成22年度12回の実証運航がされておりますけれども、12回の運航で約1,000万円に上る運航赤字ということで計上しております。本格運航になりました後の赤字となりますと、数千万円に上るのではないかとこのように予想されております。本年5月の実証運航の協議会におきまして、三島村村長は本格運航となった後は大きな赤字が予想されるが、三島村だけで負担するのは難しいので、鹿児島県、枕崎市の両者には進んで負担をお願いしたいと発言しております。本格運航の際は本市に対して運航赤字の負担を求めるものと思われております。いろいろ人と物の交流というところが出てまいるわけですが、現状の本市と三島村との人、物の流れの状況を見たとき、これらの負担を行っても本格運航を支持するのかどうかということにつきましては、市民の皆さんの意見を十分にお聞きしまして、その上で慎重な検討を行うべきというふうに考えております。なお、この本格運航に向けての取り組み、本格運航の件とそれと歴史を踏まえた三島村との交流につきましては別の件だととらえておりますので、今後も三島村との交流は図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○16番新屋敷幸隆議員 ただいま平成24年度の運航の話がされましたが、今、鹿児島市または枕崎市に対してですね、予算を負担してもらいたいということで。そう仮になった場合にですね、できるのか、そういう用意できるのかですね、その辺を難しい話ですけど、お尋ねしたいと思います。

○神園信二企画調整課長 鹿児島市・三島村間の運航につきましては、これは生活路線ということで国・県の補助が入りますけれども、これを延長しました後の三島村と枕崎の間につきましては、国・県の補助金というのは全く適用をされません。で、先ほど申し上げました運航赤字の額が予想されるわけですが、これを鹿児島県と枕崎市で負担をしてもらえないかと。三島村も負担をするけれども、大きくはこの二者でもかぶってほしくないかというお話でございます。

これをどの程度、負担を求めてくるのかというのは今後、三島村からまた素案等示される時期があるかと思っております。そのような御意向を伺ってから、また判断はされるものというふうに考えております。

○16番新屋敷幸隆議員 今回のですね、三島行きフェリーには別府中学校のおやじの会のグループも乗船しておりましたが、一泊二日の研修が行われ、地元の子供たちとの交流会、釣り、登山等、子供も親も雄大な自然のもと十分に楽しんできたそうでございます。

前にも議会で質問したと思うのですが、以前、枕崎市の中学校では硫黄島で自然教室が実施されておりましたが、ぜひ復活してもらいたいと思っております。これは、要望にかえておきます。よろしく申し上げます。

次に、稚内との交流について質問をいたします。去る7月12日に最北端の稚内市より、市長以下、市議会、商工会議所等の代表が最南端の枕崎市へ友好都市構築のために来訪いたしました。その趣旨といたしまして、両市は豊かな資源に恵まれた海に面し、古くから水産業が盛んで、港を中心に栄えてきた町であり、終着駅の物理的特性や自然・食・文化等を生かしながら交流を進めたい。産業、商業、人的交流等、両市を通じて推進したいとありました。

既に、お魚センターには稚内コーナーが設置されており、今後具体的にどのような交流が始まるのか。また鉄道で3,150キロ、鉄道利用運賃が片道5万2,170円かかりますが、厳しい財政難の折、どう克服するのか、その辺をお尋ねしたいと思っております。

○神園信二企画調整課長 7月12日に稚内市と本市の間で、友好交流都市盟約締結に向けた交流促進の文書署名ができたということで、大変有意義なことと考えております。今後、両市は友好交流都市盟約締結の本調印に向けた交流を図っていくことになっておりますが、稚内市長もお帰りになられてからの稚内市議会で発言をしておりますとおり、青少年交流というものは今後の

大きな課題の一つであると考えてはおりますが、まずは経済・産業面での民間レベルでの交流の促進を中心に展開をしていく必要があるかと思っているところでございます。

○16番新屋敷幸隆議員 次の質問に入りたいと思います。

次は、防災訓練の質問ですけど、9月1日は東日本大震災後、初の防災の日でありましたが、未曾有の津波による大災害はいまだに復興も進まず、原発問題も含め、日本国民は総じてその恐怖は脳裏から離れることはありません。全国的に津波を想定した防災の意識は強く、あらゆる自治体では津波想定訓練を大々的に実施されており、枕崎市でも9月25日に津波を想定した防災訓練が予定されておりますが、市民の関心は強く、多くの各機関、団体、自主防災組織等が参加すると思いますが、まず情報伝達、避難誘導、避難所開設等、具体的にどのような訓練をするのか、お尋ねをいたします。

○永留秀一総務課長 昨年までの本市の防災訓練は、土砂災害を想定した訓練内容でありましたが、ことしの防災訓練は津波被害を想定して、立神校区で住民避難行動に重点を置いた訓練とする計画であります。

具体的な訓練内容ですが、情報伝達につきましては緊急地震速報、大津波警報、避難指示を防災行政無線で放送するとともに、市や消防団、消防署の広報車等で避難呼びかけの広報を行います。避難誘導については、大津波警報後の避難指示と同時に、それぞれ訓練に参加する住民の自宅から、今回の訓練の避難場所である立神小学校まで避難してもらい、避難にかかった時間や避難経路などについてのアンケートも行う考えであります。

また、災害時要援護者等につきましても、参加できる方は支援者、地域の自主防災組織及び消防団の協力を得て、避難訓練に参加する計画です。避難所開設につきましては、避難所担当職員が避難所管理運営マニュアルに沿って運営をする訓練を行います。さらに、市内の自主防災組織を対象とした応急救急訓練も行う予定です。

また、訓練の後半には東日本大震災の被災地に派遣された市職員と消防防災ヘリ隊員による体験談を話してもらい、災害の現地での状況と津波に対する心構えなどを研修したいというふうに考えております。

○16番新屋敷幸隆議員 津波を想定した訓練はですね、大変市民の関心も強く、私は大変重要な訓練になるのではないかと考えております。そこでですね、立神地区で行われるんですけど、地区の住民の方々もですが、市全体のいわゆる市民への呼びかけ、周知はどうしているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○永留秀一総務課長 市民に対しての周知、それから参加要請につきましては、公民館及び自主防災組織につきましては直接参加の呼びかけを行って、名簿提出もお願いをしているところです。市民の方々には広報紙、お知らせ版、防災行政無線で周知したいというふうに考えております。

○16番新屋敷幸隆議員 訓練にはですね、私も毎年参加しているんですが、どうしてもですね、最初から終わりまでですね、訓練にこう、全体的にまとまりがないような気がするわけですよね。何か、間延びしているような訓練じゃないのかなと考えております。一つですね、参加者全員がですね、一丸となり一極集中型のですね、訓練とならないものか、その手だてはないものか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○永留秀一総務課長 確かに議員が言われるように、今までの防災訓練では参加者が時間をもてあますようなところも見受けられるところでありましたが、今回の防災訓練はそこら辺の工夫もしようということで、訓練の前半では地域住民には実際に避難をしてもらい、自主防災組織には応急救急訓練を行い、消防団は住民の避難誘導を行うなど、それぞれの役割に応じた訓練を行い、参加者が間延びしないようにしたいというふうに考えております。

また、訓練の後半では、参加者全員が立小の体育館に集まりまして、東日本大震災の被災地に派遣された市職員と消防防災ヘリ隊員による体験談を聞いてもらう予定でありますので、参加者

の一体感が出てくるんじゃないかというふうに思っております。

○16番新屋敷幸隆議員 今回のですね、防災訓練は立神地区で実施されるわけですが、特に塩屋地区はですね、海岸に長く沿った集落であり、海拔も低いところでもあります。そういった状況の下、もし津波が襲ってきたら真っ先に被害を受けることが想定されます。

塩屋地区ではですね、以前この議会に対し、緊急車両が進入できない狭い道路の拡張、拡幅の陳情がありました。今の道路の状態では津波にかかわらず、火災等のあらゆる災害に対して防災活動、避難誘導等特に要援護者の避難は非常に困難なものと推定されます。確かに、道路の拡幅工事は予算的に金がかかりますが、しかし市民の大事な生命、財産を守るためには道路整備が先決ではないかと思えます。今、東日本震災の復興が始まっていますが、それに関連して国、県の対策補助はないのか、お尋ねします。また、枕崎市の対策はないのか、お尋ねをしたいと思います。

○依積田清文建設課長 塩屋地区の市道2路線につきまして、今、仰せのとおり、道路改良の陳情があるところでありますが、2路線の市道の拡幅ということで以前、事業費を上げたことがありましたが、多額に及ぶということで当面は緊急車両の高規格救急車の通行ができるための局部的な改良について、事業を検討しているところであります。

○16番新屋敷幸隆議員 災害はいつやってくるかわかりません。そのためにですね、日々いわゆる注意を怠らずにですね、我々議会もまた当局のほうもですね、道路を初めいろんなものですね、気を使っていたきたい、配っていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。国保の健診についてですが、これはあの、先の質問もありましたが、もう一回お尋ねをしておきたいと思えます。

今回の国保の赤字の原因は、国から指定を受けている当市のワースト高医療費に一部あるのではないのでしょうか。その赤字解消や削減を図るとき、市民おのおのが健康に留意し、病気にならない前に予防するところにあると思えます。平成23年度国民健康保険特定健康診査が行われましたが、国保の赤字や市民の健康管理や病気予防にとって重要な診査であると思えますが、健康診査、複合診査において、各会場何人の市民が健診を受けたのか、また最近の受診率はどうなったのかをお尋ねしたいと思います。

○今給黎和男健康課長 特定健診の受診状況につきましては、平成20年度が対象者5,764名に対し1,202名の受診率20.9%でありました。21年度が24.5%、22年度が同じく対象者5,927名に対し1,726名が受診し、受診率29.1%でありました。23年度、今年度の受診状況につきましては、同じく対象者5,797名に対し、8月末現在で集団検診の受診者は1,182名、個別検診が136名、人間ドッグ56名の1,374名受診しております。現時点では23.7%ですが、あと今後、脱漏健診を10月に2日ほど予定してありますし、あと人間ドッグの結果等の部分がありますので、受診率は前年度を上回ると私どもは予想はしております。

また、複合健診の関係ですが、複合健診の受診率につきましては胃がん、子宮がん、大腸がん、乳がん、腹部超音波検診等を特定健診と同じ会場で実施しておりますが、20年度におきまして意向調査の申込者数が3万0,015人に対し6,534人、21年度が同じく申込者2万7,619名に対し6,051名、22年度が申込者数2万9,782名に対し6,788名受診しております。23年度におきましては、現時点で、胃がん、肺がん、腹部超音波検診が申込者1万2,969名に対し3,279名が受診をしている状況であります。

○16番新屋敷幸隆議員 平成24年度ですね、特定健診の受診率により、平成25年度の後期高齢者医療制度への支援金の額が増減されるということですが、内容はどういうことなのか。また、支援金の増を考慮すれば、受診率をアップさせなければいけないと思えますが、その対策は何か考えているのでしょうか。

○今給黎和男健康課長 平成20年4月に施行されました高齢者の医療の確保に関する法律によ

り、生活習慣病の予防と重症化防止のために内臓脂肪症候群に着目した特定健診、特定保健指導が始まりました。この法律に基づき、平成24年度の特定健診の受診率等が3項目の国の参酌基準、一番目が特定健診の受診率が65%、特定保健指導実施率が45%、メタボリックシンドローム該当者及びその予備軍の減少率が10%を、この3つを達成するかどうかで先ほどありました後期高齢者医療制度への支援金の額が最大で10%の加算、減算されるという制度となっております。本市におきましては、平成23年度の後期高齢者支援金の額が3億5,000万円ですので、最大で7,000万ぐらいの影響があるのではないかと見込んでおります。

その対策についてでございますが、これは昨日来、いろいろ特定健診の受診率向上のための活動等をやっているということで御説明申し上げてありますが、これまでも加世田保健所との共同での各種団体の健診関係者への受診率向上に向けた意見交換会とか各種団体への説明とか、過去3年間未受診者の方への受診勧奨とかいろいろなことを実施してまいっておりますが、本年度の取り組みといたしましては、脱漏健診を2日間またことしも実施しますけれども、現在、生活習慣病等で治療中の方のデータを国保連合会を通じまして、医療機関から情報提供を受けまして、それをデータをいただければ、そのデータでその方が受診したと、受診されたと見なすということができるようになっておりますので、そういうものを活用しながら受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

○16番新屋敷幸隆議員 それでは、最後の質問をいたしたいと思えます。

堆肥センターについて、質問をいたします。堆肥センターについては、以前、現地に調査に行ったり、川辺の堆肥センターを調査に行ったりして、議会でも議論し審査を重ねてきましたが、今現在の状況はどうなっているのか。悪臭対策においては、何らかの改善、進展があったのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○真茅学農政課長 堆肥センターを含む荒ノ口畜産団地につきましては、ことし4月19日から22日に簡易臭気測定器による測定を行い、その後、6月13日に臭気測定結果の報告と臭気軽減対策について、関係畜産農家と検討会を実施しております。その結果、畜産農家には悪臭に対するの自覚をしてもらい、悪臭軽減対策にこれまで以上に全員が取り組むことと、微生物資材による臭気対策を実施することを確認したところであります。

また、養鶏農家では本年度中に細霧装置を導入することや養豚農家では施設の密閉化を進めることになりました。農政課では、近隣市で取り組まれている微生物資材を製造し、関係畜産農家へ7月より配布し、実証試験を行っているところであります。堆肥センターにつきましては、スクラバー脱臭施設の修繕を5月27日に完了し、附帯する循環式水槽へ消臭剤を投入し、水と消臭剤によるシャワーリングで脱臭を行っております。さらに、堆肥製造に当たっても発酵菌と消臭剤を使用し、施設内にも消臭剤を細霧するなど、臭気軽減対策を実施しており、臭気が軽減されているところであります。また、7月13日には農協みずから臭気測定を実施し、すべての項目で基準値以内との測定結果が出ております。

今後につきましては、10月に微生物消臭剤、これはえひめA Iという資材でございますけれども、開発した人を本市に招き、製造方法や活用方法などの研修会を行い、また、合わせて堆肥センターを含めました荒ノ口地区の臭気測定を実施し、微生物資材の検証を行いたいと思っております。そして、堆肥センターを含め、市内の畜産に起因する臭気の軽減に努めてまいりたいと思っております。

○16番新屋敷幸隆議員 悪臭問題はですね、そこに住む住民の方々また堆肥を出す農家の方、またそれを取り締まる方、本当に頭の痛い話だと思っております。また、早急に解決できる問題ではないと思えます。そういうことで、日々研さんを積みですね、前、議会でも申しましたとおりですね、産学協働とかいろいろ相談するところには研究所もありますから、そういうところとですね、ぜひ切磋琢磨してですね、徐々に悪臭をなくすようお願いいたしまして、私の質問を終

りたいと思います。どうもありがとうございました。

○**俵積田義信議長** 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時1分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成23年6月7日)

平成23年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第4号）

平成23年9月7日 午前9時29分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 中原重信 議員（112ページ～116ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 今 門 求 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので御了承願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

中原重信議員。

[中原重信議員 登壇]

○**13番中原重信議員** 皆様、おはようございます。

本定例会最後の質問者となりました。最後ですので、重複する質問等も多々あると思いますが、最後までお付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思います。

東日本大震災、福島原発の傷が冷めやまない中、発生しました台風12号による紀伊半島豪雨で罹災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、1日でも早い復興を心から願って一般質問をさせていただきます。

私たちの住む枕崎は、古くは明治の岩起しの風、近くには戦後の枕崎台風、ルース台風など一昨日、市長答弁からありましたように、枕崎は台風銀座と称されるほどの台風の多い常襲地帯でありました。家屋を吹き飛ばされ、高波で流出し、あるいは家族を失うなどの災害に見舞われ、そのたびに先代の方々は互いに助け合い、復興へ向けて忍苦の道を歩いて今日の枕崎を築いてまいりました。

私の住む中原集落でも、昭和60年9月28日午後1時30分、1時間降雨69ミリの突然の豪雨とともに竜巻が発生し、住宅半壊5棟、一部損壊25棟、非住宅全壊6棟、半壊7棟、一部損壊27棟と160戸余りの小さな集落において、実に30世帯80人の被害者が出ました。また、仕事に出かけていた人が、竜巻の影響でかわらが飛んできて頭を直撃し、死亡したという事案も発生しております。私たちの集落は、その復興に向けて集落を挙げて取り組んできた集落民の結束力、きずなは今でもはっきりと脳裏に刻まれております。

そして、そういう力があつたこそ、今の自治会活動もあると思っております。そして、そのきずなはお茶の産地化を目指す集落、中原茶産地の今日があるとの思いは頑張ろう日本、頑張ろう東北と重なるものがあり、改めて一日も早い復興を願うところであります。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。まず初めに、東日本大震災から学ぶべき教訓として、市長が今一番考えていることは何か、お尋ねします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 東日本大震災から学ぶべき教訓として一番考えていることは何かということですが、あの震災の津波災害のすさまじさを見ますときに、まず第一に避難ということを考えなければならないと思っております。それぞれが安全な場所に、少しでも早く避難することが最も重要であると考えております。

次に、避難をした後の避難場所における生活物資の確保であります。水、食料、毛布など生きるために必要な生活物資をどのようにして確保するかが重要であると思っております。

さらに、地域での防災に対する多様力を普段からうんと強めておく必要があると思っております。今回の東日本大震災では、道路の寸断や電話の不通などで行政、消防などの防災機関の活動が制限され、地域の消防団や自主防災組織などの地域住民による避難、救助活動が被害の拡大を防いだと評価されています。防災のためには、まず、みずからを助ける自助、ともに助け合う共助、そして公による救助、つまり公助による防災対策の推進が必要であると思っておりますので、消防団の充実強化と同時に、地域の住民同士で安否確認や避難誘導などを行えるような自主防災組織の結成や、日ごろの訓練などの活性化を図っていかねばならないと考えております。

これは質問にはなかったことですが、今月の20日にですね、国土交通省と大規模災害時における応援に関する協定書に調印することになっておりますので、報告をしておきたいと思

います。

○13番中原重信議員 ぜひですね、今、市長が申しましたように、そういう教訓を生かして今後の防災対策に反映していただきますように、お願いしたいと思います。

また、自然の力は想定をはるかに超えることも念頭において、そういう計画については、そのようなことについても留意しながら、計画していただきたいと思っております。

次に、東北・東日本大震災並みの災害が発生した場合、被害を受ける地域、学校はどのように把握しているのかをお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 東日本大震災による津波の高さは、地形によって30メートル以上の高さにも達したところもあります。気象庁の津波の観測地点での最大波は相馬の7.3メートルであったとのことでもあります。本市に、東日本大震災規模の地震、津波が来た場合の被害を受ける地域ですが、津波の高さの想定は難しいところでもありますけれども、海岸沿いの地域それから花渡川、中洲川沿いの地域に被害を受けるおそれが高いと考えております。

また、学校では、標高の低い枕崎中学校、枕崎高校が津波の被害を受けるおそれが高いというふうに考えられるところであります。

○13番中原重信議員 今、答弁がありましたように、そういう広範囲にわたって被害を受けるわけですので、どうか避難場所、避難経路等については一昨日答弁がありましたように、今後検討していくということですので、なるべく早めにそういうのもつくっていただきたいと思っております。

また、海拔をあらわす表示も合わせてお願いしたいと思います。ただ、しかし、あまり急いでは市民の安心・安全も損なわれますので、それについては十分、地域の声も聞きながら、避難場所、避難経路等については設定していただきますように、要望しておきます。

次に、小・中学校における防災教育についてお尋ねいたします。

東日本大震災で、児童・生徒全員が助かった岩手県の釜石市の小・中学校。全校生徒108人中74人が死亡、不明の犠牲者を出した宮城県石巻市立大川小学校との分岐点は、定期的に生存するための避難訓練を実施していたか、いなかったのかと思っております。全員が助かった小学校、中学校は普段から防災意識を高める指導していた群馬大学の教授は、「想定を信じるな」「最善を尽くせ」「率先避難者になれ」と指導していたそうであります。

また、東北三陸地方に伝わる津波てんでんこは、明治、昭和の大津波で多くの家系が途絶えた歴史から、とにかくお前だけは助かれという親から子への命の教育であると言われております。

本市もこの教訓を学び、生かすための防災訓練、防災教育をすべきと考えるがどうか。

○日高孝学校教育課長 小・中学校での地震、津波に対する防災教育についての御質問でございますけれども、市内すべての9小・中学校では毎年計画的に防災教育に取り組んできたところでございます。

このたびの大震災後、校長講話や全校朝会など、多い学校ではこれまでに10回ほどの指導を継続しております。さらに、地震、津波等に対応した避難訓練もすべての学校で1時間程度行われており、避難経路の確認や実際の避難訓練等を実施しております。

また、募金活動等にも全小・中学校で取り組み、支援物資の仕分け作業に参加した中学校もございます。また、市で8月に作成いたしました防災マップを全小・中学校全学級に配布いたしまして、指導の場を第2回目の出校日か2学期始業式の日を設定するよう通知指導して、全小・中学校でマップを活用した指導がなされたところでございます。

各学校では、今後も地震から津波避難までの一連の災害に対応した訓練や生命尊重の精神、お互いに助け合い、思いやりをはぐくむ教育に取り組んでいく計画でございます。以上でございます。

○神園征市長 防災教育、これ一般市民に対する防災の意識づけといいますか、そういった点ですね、私あの、避難勧告とか避難命令の場合には防災無線では、到底役に立たないということ

を初日のこの場で申し上げたと思いますが、サイレン吹鳴とか、ああいった火災のときのサイレンとか、ああいったものがすべてに聞こえるはずだとうり申し上げました。何か違った音色のそういったものはできないかということを検討させましたが、現在のシステムではあの火災のサイレン以外の吹鳴は難しいということでありまして、火災のときのサイレンの吹鳴の長さ等で、火災かあるいは避難勧告か避難命令かという区別をするようになっていくということでありまして、火災の場合には吹鳴が5秒、休止3秒、これを6回鳴らしております。避難命令とか勧告とか、これは吹鳴を7秒、休止3秒、これを3回ということになっているようでありまして。普段、この避難勧告とか避難命令というのが我が市ではあまり出たことがありませんので、こういった時間の違いによって、火災か避難勧告か命令か、わからない市民がほとんどではないかと思っておりますので、そのことを近々、市の広報で住民の方々にもお知らせをし、そして今度の防災訓練の日にもですね、立神地区はもちろん鳴らしますが、その他のところでも聞こえるように防災訓練だということを知っていただいた上で、そういった吹鳴7秒、休止3秒という避難勧告、避難命令これを流すということにいたします。ですから、市民の方々にもそういうサイレンの長さで中身が違ふんだということをごさる方の方からも教えていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○13番中原重信議員 市長が言いましたように、そういうことも広く市民のほうに伝えていただきたいと思っております。

先ほど防災マップの件が出ましたが、全員が助かった小・中学校では、行政がつくった防災マップの津波到達予想のエリアの外だったそうでありまして。マップを見た子供たちが、子供たちを見て安心する姿を見て、まず教授は、自然の力は想像を超えるということを最初に教えたそうでありまして。そして、いろんな訓練も行ってありますが、やはり自分自身で考えて行動をするということが大切ではないかと思っておりますので、今後はそれらも含めて学校の訓練等については、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、入ります。

市長は、施政方針で災害に強い事業の一環として、自主防災組織の育成、充実を言っておられます。まず、どのように充実しているのか、また、現在の組織率はどのようにになっているのかをお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 自主防災組織を結成の働きかけ、充実をさせる取り組みにつきましては、特に枕崎校区の結成率が低いものですから、枕崎校区の公民館長さんの集まりがある機会をとらえて、何回も結成のお願いをいたしております。その働きかけもあつたせいもありまして、本年枕崎校区におきまして3つの自主防災組織が新たに結成をされたところであります。

現在の市の自主防災組織は9月1日現在で、76公民館中54公民館の結成となっております、人口のカバー率で言えば78.17%となっております。活動の活発化、それから働きかけにつきましては、各自主防災組織に対しまして、年に最低1回は公民館などの年間計画の中に訓練とか講習とか入れてほしいと。その場合には、市役所あるいは消防署のほうでお手伝いをしていきたいというふうにお願ひをしているところであります。

○13番中原重信議員 南九州市では5月にこの自主防災組織が100%になったそうでありまして。ただ、組織率が上がっても、その機能が十二分に発揮できなければ何にもなりませんので、先ほど答弁がありましたように、そういう定期的に訓練を行うようにもっと強く働きかけていただきたいと思っております。

そして、8月末に鹿児島で南日本新聞の記者が現地取材した報告会がありました。避難所でもやはり、そういう自主防災組織、自治会活動が盛んなところは避難所での運営もスムーズに行っているという報告がなされております。できれば、今、枕崎校区が少ない、低いということで、やはり被害は枕崎校区も一番多いんじゃないかと思っております。どうか、そこら辺も十分認

識して、早く働きかけをよろしくお願ひしたいと思います。

できれば私は、全体的じゃなくて、校区ごと、地域ごとに地域防災の日を設けて、地域は地域で守るというのも大切なことではないかと思っております。9月25日に全体的な防災訓練があるわけですが、先日の新屋敷議員からありましたように、集まっても時間の無駄がたくさんあるようですので、今後はそういう地域防災の日を設けて、地域ごとにそれぞれ被害状況も違うわけですので、私としては地域でそういうのを設けて、地域は地域で守るというのも大切なことではないかと思っております。先ほど出ましたように、この訓練等についても消防署、消防団が一体となって取り組むように要望しておきます。

次に、入ります。これも、市長は施政方針で述べられておりますように、女子消防隊の育成、充実を図るということであります。どのように充実を図っているのか、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 枕崎市女性消防隊は平成22年2月に結成されまして、今年10月の全国消防操法大会に向けて、現在、規律訓練あるいは操法訓練を重ねているところであります。ことしの1月には、本市の消防出初式にも参加し、操法訓練の指導を行いました。10月に行われる市民運動会にも参加して、市民の方々に全国大会への出場報告を行うことになっております。

今後におきましても、市の出初式や市民運動会への参加を通じて、市民への防火、防災の啓発活動を行うよう、育成を行っていききたいというふうに考えております。

○13番中原重信議員 これもですね、全国でもそういう女子消防隊における役割は大変重要となってきたようであります。今、隊員は12名で活動しているわけですが、聞きますと、大変厳しい中での活動だそうであります。さっき言いましたように、10月の全国大会に向けての練習も最後の追い込みに入っているようであります。

今後は、そういういろんな面で活用するならば、もっともっと行政も隊員たちが活動しやすい環境整備にも努めていただけますように、お願ひしたいと思います。現在の活動は、隊長であります俵積田隊長のリーダーシップの下に、活動がなされております。また、充実するのであれば、常備消防団との密接な連携をし、市民の安心、安全に寄与できるように、そういうことも環境整備もお願ひして要望しておきます。

次に、入ります。通告では、茶業振興としてありますが、お茶振興法でありますので、訂正させていただきます。ことしの4月、国においてお茶振興法が全会一致で可決されました。

まず、その目的は何なのか、お尋ねいたします。

○真茅学農政課長 お茶の振興に関する法律ということで、第1条に、この法律はお茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的に生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることにかんがみ、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とすると記されているところでありまして、茶業及びお茶の文化の振興を目的としているところでございます。

○13番中原重信議員 今、答弁がありましたように、法律では生産者の経営安定のための生産基盤整備、茶木の植かえ支援など、また、消費拡大や新用途への利用情報の提供、研究開発が開発の促進などを上げております。

そこで、本市の茶業にどのように生かしていくのか、お尋ねいたします。また、わかっておれば、茶木の植かえ事業もあるそうですので、わかっておればそこも答弁していただきたいと思ひます。

○真茅学農政課長 この法律の第4条では、国及び地方公共団体はお茶の生産者の経営の安定を

図るため、茶園にかかわる農業生産の基盤整備、茶樹の改植の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする定められていることから、国においては今後、この法律に基づいていろいろな施策が講じられてくるものと思いますが、市としましては国から打ち出される施策につきまして茶農家や農協などの関係者と協議しながら、本市へ導入可能なものについては積極的に導入してまいりたいと思います。

なお、国においては、今、議員からありましたとおり、平成23年度より茶の改植事業を新たにスタートしました。この事業につきましては、改植に係る費用に対する補助ということで、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんが、確か3カ年分について初年度に補助するという事業だったというふうに思っております。で、この事業につきましても、本年度から本市への導入を図ってまいりたいと思っております。

また、降灰事業への取り組み、また現在、推進しておりますISOやGAPの取り組みなどにつきましても推進し、枕崎茶の振興に生かしていきたいと考えております。

○13番中原重信議員 3カ年において改植事業あるわけですが、なかなかそういう情報不足で生産農家は大変困っている向きもありますので、情報を正確に把握して畑の測量の問題とか、いろいろそういうのはっきりしない面もたくさんあるようですので、情報を早く収集してまた関係団体、生産農家にも早く知らしていただきますように、要望しておきます。

先ほど答弁がありましたように、茶業が地域産業としての重要な地位を占めております。今後、行政、生産者、団体の三者一体となって取り組みができるよう、要望しておきます。決して、行政だけしろというわけではありませんので、生産者も茶の団体も一緒になって茶業発展のために取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、別府小学校の防球ネットの件であります。ボールが外に出て、大変危険だという学校関係者また地域住民からの声が寄せられております。あそこは、白沢のほうに冷蔵庫がありまして、大型トラック等も大変多く、交通量も大変多いところでもあります。設置について、どのような検討がなされているのか、お伺いいたします。

○三島洋台教委総務課長 御指摘のように、別府小学校の西側、県道に面しております、車の往来も多く、ボールが道路に飛び出す危険性が高い場所です。野球やサッカーなど種目によって、道路に飛び出す高さや範囲が異なっておりますけれども、防球ネットの設置につきましては予算の問題もありますけれども、設置場所、構造等につきまして、建築担当を含めて検討をいたしました。

来年度に向け、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○13番中原重信議員 一日でも早く、そういう設置できるよう前向きな検討をお願いしたいと思います。先ほども申しましたように、大変交通量も多いところでもあります。学校関係者はもとより、地域住民の方も大変心配しておりますので、児童が安心して学校生活を送れるよう要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○依積田義信議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって、散会いたします。

午前10時3分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成23年9月30日)

平成23年枕崎市議会第8回定例会

議事日程（第5号）

平成23年9月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	5 1	枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	5 3	土地の処分について	〃
3	5 4	市有財産の無償譲渡について	〃
4	陳 2	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情	〃
5	陳 3	川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出を求める陳情	〃
6	5 2	枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
7	5 5	訴えの提起について	〃
8	陳 1	馬追川浄化に関する陳情	〃
9	4 5	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予算及 び決算 特別委
1 0	4 6	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
1 1	4 7	平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
1 2	4 8	平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
1 3	4 9	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
1 4	5 0	平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
1 5	認 1	平成22年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	〃
1 6	認 2	平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
1 7	認 3	平成22年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算	〃

18	認4	平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	予算及び決算特別委
19	認5	平成22年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
20	認6	平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
21	認7	平成22年度枕崎市立病院事業決算	〃
22	認8	平成22年度枕崎市水道事業決算	〃
23	57	地方財政の充実・強化を求める意見書	
24	58	川内原発増設計画の中止などを求める意見書	
25		継続調査申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 今 門 求 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時30分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第5号までの5件を一括議題といたします。

総務文教副委員長に報告を求めます。

[沖園強総務文教副委員長 登壇]

○**沖園強総務文教副委員長** おはようございます。委員長欠席のため、かわって副委員長の私が報告いたします。

ただいま議題となりました日程第1号から第5号までの5件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

委員会は、日程第2号土地の処分及び日程第3号市有財産の無償譲渡について現地調査を行い、日程番号の順に審査を行いました。

まず、日程第1号枕崎市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例措置等の延長及び市税に係る不申告等に関する過料の見直しを行うほか、国から示された条例に合わせて本市条文の全面的な整備をするものでありますが、市民税の納税管理人に係る不申告のほか、市民税の不申告、退職所得の不申告、固定資産税に係る納税管理人等に係る不申告、軽自動車税に係る不申告等、鉱産税の納税管理人に係る不申告、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の額を、それぞれ3万円以下から10万円以下に引き上げるなど、過料に関する規定の整備をするものであります。

また、寄附金税額控除制度においては、税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、平成24年度分の住民税から適用されるとのことであります。

なお、今回の改正に伴い、肉用牛の売却による事業所得に係る特例における免税対象の売却頭数が2,000頭以内から1,500頭以内に、交雑種の売却による免税対象額が1頭当たり100万円未満から80万円未満にと改められ、適用期間が平成27年度まで3年間延長されるものであります。

また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用が平成25年12月31日まで2年間延長され、さらに非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例措置の施行日が平成25年1月1日から平成27年1月1日へと2年間延長されたものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号土地の処分については、平成21年4月に民営化した枕崎市養護老人ホーム妙見の里の土地を引受法人、社会福祉法人明星福祉会に売却するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

今回、建物の償還期間が完了したために土地を処分するものでありますが、今後10年間、養護老人ホーム及び老人デイサービス事業の用に供するように特約事項を設け、平成23年8月22日に処分面積6,876.43平方メートル、処分価格4,476万6,588円として、仮土地売買契約の締結を行ったとのことであります。

委員から土地の評価についてただしたところ、公有地の売却に当たっては、本来建物を解体し、更地にして処分価格を算定することが通例であり、原則、固定資産評価額や実勢価格で算定したものの、国の補助を受けた建物を解体すると補助金の返還が生じるため解体できないことや、建物が老朽化し建物自体の価値が見出せない中で、引受法人が2億5,600万円に上る改修工事を行っていること等を考慮して、土地の評価額から建物の解体費用を控除して、処分価格を算定したとのことであります。

なお、土地の評価1平方メートル当たり1万1,600円で算定した7,976万6,588円から解体費用

の3,500万円を差し引いて算定した額を処分価格として提案したとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号市有財産の無償譲渡について申し上げます。

平成21年4月に民営化した枕崎市養護老人ホーム妙見の里の建物を引受法人に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

今回、建物の償還期間が完了したことにより、社会福祉法人明星福社会に建物を無償譲渡するものであります。日程第2号土地の処分同様、今後10年間、養護老人ホーム及び老人デイサービス事業の用に供するように特約事項を設け、平成23年8月22日に床面積2,438.88平方メートル、約738坪と附属建物機械室など、4棟の仮建物無償譲渡契約の締結を行ったとのことであります。

なお、公有財産の建物の場合は固定資産税の評価額として算定されていないが、譲渡された後は固定資産税の対象評価額として算定されるとのことであり、耐用年数と減価償却資産の関係での評価は約2億9,800万円の数値が示され、妙見の里民営化推進検討会の平成19年当時の試算からすると、約2億2,800万円程度の評価額になるとのことであります。

また、民営化へ移管するに当たっての厚生労働省、九州厚生局の指導・方針は、無償譲渡が基本であり、有償譲渡は原則認められないことになっており、有償譲渡した場合は補助金の返還が発生するとの見解が示されました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、震災復興費による地方財政への影響を懸念して、地方財政の充実・強化を願って2012年度の地方財政計画・地方交付税総額の確保を求めて、枕崎市桜木町185番地1の上野稔さんから提出されたものです。

委員から平成24年度予算に対する政府方針についてただしたところ、財務省の概算要求方針では、法令で定められた義務的経費や人件費を除く政策経費については、平成23年度予算比で一律10%削減を要請する厳しい内容になっているが、国の中期財政フレームによる扶助費等の社会保障費については、23年度並みの確保がなされるとの見解が示されました。

本件については、全会一致で、原案のとおり採択すべきものと決定し、意見書については、総務文教委員会の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

次に、日程第5号川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出を求める陳情については、同じく枕崎市桜木町185番地1の上野稔さんから、福島第一原発の事故を踏まえて、川内原発第3号機の増設計画の中止などを求めて提出されたものです。

委員会の審査では、陳情者の願意は理解できるものの、陳情項目において九州電力の電力供給力や企業等海外進出について、報道情報や政府見解との齟齬が指摘され、陳情項目ごとに採決することに決定いたしました。

採決の結果、全会一致で第1項目、第2項目、第4項目は採択すべきもの、第3項目は不採択とすべきものと決定し、意見書については総務文教委員会の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○**7番 禰占通男議員** この日程第2号の土地の処分について、この土地には裏山に登る北西側に登山道がありまして、看板が出ております、今現在も。この土地を、もし無償で全域譲渡したとして、人が侵入できないということになるのではないかと私は思っております。その辺をどうお

考えでしょうか。

○12番沖園強議員 議員御指摘のとおり、現地調査の時点でもそのことが確認されまして、委員会でも若干その意見が出されたところでございますが、とりわけ、それに深入って議論はなかったところでございます。

○7番禰占通男議員 我々は、未来のことには予測はつかないわけです。もし、ここを何かあって、今あまり登らないという行政側の説明もありましたが、もし何かに使うと言ってきたら明星会にいちいち断って使わないといけないことになるんじゃないですか。そしてまた、ここには登山道があること自体が、ひょっとすると里道が隠れているかもしれませんよ。そこら辺の確認はどうなっているんでしょうか。

○12番沖園強議員 議員、傍聴しておられておわかりだったかと思いますが、特段、その点について審査はなされなかったところでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

立石幸徳議員。

○2番立石幸徳議員 私は、陳情第3号川内原発増設計画の中止などを求める意見書の提出を求める陳情について、陳情の第1番目、第2番目、そして第4番目の項目については採択すべきであるとの立場から、第3番目の陳情項目は不採択にすべきであるとの立場から、討論を行いたいと思います。

本陳情の趣旨にありますように、原発の安全神話は福島原発事故により完全に崩壊いたしました。最近出版されております物理学者山本義隆氏の図書の中に、次のような記述がございます。原子力というエネルギーは、人間に許された限界を超えている。一たび暴走を始めたならば、人間によるコントロールを回復させることがほとんど絶望的なまでに大きい。チェルノブイリにしても、福島にしても大きな原発事故の終息には、人間の一世代の活動期間を超える時間を要する。

その跡地は、何世代にもわたって人間の立ち入りを拒む。廃棄物が数万年にわたって管理を要するというのは、どう考えても人間の処理能力を超えている。福島原発の重大事故は、自然に対し人間が上位であるという科学技術万能の幻想を打ち砕いた。東北地方を襲った大津波に対しても、最も有効な対抗手段がともかく高いところに逃げろという先人の教えは、自然に対する恐れ of 感覚をもう一度取り戻すための教訓である。自然には、まず起こることのない核分裂の連鎖反応を人為的に出現させ、プルトニウムのような猛毒物質を人間の手でつくり出すようなことは、本来人間のキャパシティを超えることであり、許されるべきことではないことを思い知るべきであるというものであります。

実に、示唆に富む内容であります。既に、陳情項目第1番目にある川内原発3号機などの新しい原発の増設は困難であるとの政府見解も出され、鹿児島県知事も同様の見解を表明されておりますが、私たち枕崎市議会としても出力159万キロワットという我が国原発の最大規模原発増設は中止すべきであるとの意見書を提出すべきであると考えます。陳情項目の第2番目におきましても、関係自治体、そして住民の理解、住民の了解なしに既存の原発再稼働をしてはならないと考えます。

そして陳情項目第4番目におけるモニタリングポストの増設などは、県議会9月議会の補正予算において、既に対応策が出されていますが、枕崎市議会としても防災体制の強化の意志を示すべきであると考えます。採択をすべきであります。

しかしながら、陳情項目第3番目におきましては、九州電力の全部の原発を停止しても供給力が十分であると陳情者は言われております。この点については、九電のすべての原発が停止すると

来年1月の供給力は1,353万キロワットで、冬場の最大需要想定1,420万キロワットを下回るという報道がございます。

さらに、現在アジア諸国におきましては、我が国が超円高の為替状況にあり、かつ日本の電力事情を見越して安い電力料金を売り物に、日本企業の海外シフトを促してきているのは事実でございますので、不採択とすべきであります。以上で討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第1号から第5号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号、第53号及び第54号は、原案のとおり可決。陳情第2号は、採択。陳情第3号は、一部採択と決定いたしました。

次に、日程第6号から第8号までの3件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[茅野勲産業厚生委員長 登壇]

○**茅野勲産業厚生委員長** ただいま議題となりました日程第6号から日程第8号までの3件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本委員会は、日程第8号馬追川浄化に関する陳情について、審査を深めるために、現地を調査いたしました。

まず、日程6号枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

災害見舞金支給条例については、遺族の範囲、順位等について災害弔慰金に準じて、その規定で流用していることから、これまでの災害見舞金支給条例には既に兄弟・姉妹についても、遺族の範囲に加えてありましたが、今回の条例改正により、この部分が不要でなくなったために、今回、その部分を整理するものであるとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第7号訴えの提起について、申し上げます。

枕崎市が県単農業農村整備事業塔切地区事業用地として、平成5年7月5日に桜山東町498番の土地の一部、4.64平方メートル及び桜山東町499番1の土地の一部、11平方メートルを買い受け、同月27日までに引き渡しを受け、水路を設置したものであるが、分筆登記が未了のうちに残地が今回の相手方に譲渡され、それぞれ一筆全部が相手方の名義に登記されたところであります。

主な経緯につきましては、配付されました資料のとおりであります。当時、分筆登記がなぜなされてこなかったのか、ただしましたところ、当該土地の登記人名義が異なっていたこと、市担当課に登記精通者がいなかったこと、当時、未曾有の災害が発生したことなどが主な理由であります。当局としてはいかなる理由があつたとしても、分筆登記を怠ったことは行政の責任であるという釈明がありました。

また、今回、本意ではないが、訴えざるを得ない理由は、先ほども述べたとおりの理由で、分筆登記を担当課が中心になって、粘り強く誠意を持って相手と話し合いを行ってまいりましたが、なかなか応じてくれなかったことのほか、これまでの話し合いの経過の中で、最終的に水路の占有料の要求がありましたが、市としてはこれに応じるわけにできなかったということでもあります。しかしながら、145の水田耕作の地元農家のことを考えると、地元水利組合長からいつまでもトラブルが続くという不安定なことでは困るので、早く解決してほしいといったことも訴えの提起の背景の一つにあるという説明がありました。

委員からは、水利権は實際上、とめることはできないことであるので、時間を置いて話し合いを続けるべきである。相手に非があるとわかっている、現状は担当職員では話し合いができない状況にあるので、市のトップ等が出向き、理解を得る努力をすべきではないかといった意見がありました。

これに対し、当局としては先述のとおり、担当課を通し、誠意を示し、話し合いを十分重ねてきましたが、最終的にこれ以上の交渉は難しく、このままでは解決に至らないと判断したということでもあります。

このほか、委員からは、この訴えの今後の市全体への影響を考えると、今回、このようにオープンになったことから、話し合いの余地はまだ残されているので、協議を続けるべきではないかといったことから、継続にすべきであるといった意見もありました。

本件については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号馬追川浄化に関する陳情について、申し上げます。

本陳情は、かつて、馬追川は清流であったにもかかわらず、現在はどぶ川へと化しており、川を浄化するのに一刻の猶予もないので、行政と市民が一丸となって馬追川浄化に取り組むよう、枕崎市中央町262、清流に取り戻す会会長、酒匂明彦氏から提出されたものであります。

委員から、現地を視察したが、本当に汚い状況で、これまでの行政の取り組みはどのような対応をとってきたのかただしましたところ、平成21年に海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会を設立し、関係業者を含め、畜産業者、水産加工業者等と一緒にやって対応を図ってきているほか、環境整備としては、河川の水質検査等をする中で、逐次、指導を行ってきているということでもあります。

これに対し、委員から、汚染の原因として、生活排水や工場などからの排水が考えられる中で、特に加工業者等の下水道接続には下水道計画区域内ではあるものの、まだ時間がかかるとすれば、ますます汚染が進むことも予想されるので、まず汚染原因の現状分析をしっかりと行い、新たな対策を図ることが大事である。また、この陳情書にもあるとおり、河川愛護のもと、行政と地域住民がこぞって行動を起こすべきであるといった意見がありました。

本件については、全会一致で、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 議案第55号の訴えの提起について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

この争いの最大の原因は、市の事務の怠慢にあります。市は、平成5年にこの土地を購入したと言っています。ところが平成11年、訴えの相手である_____氏が購入するまで、登記の手続を行っていませんでした。事の発端は、市が買い上げて土地の登記手続を速やかに行わなかったことにあります。訴えの相手方は、購入後すぐに登記手続を済ませています。一般的には、これが普通のことです。市は、この土地を平成5年の7月5日、_____氏から購入したとする土地売買契約書を議会に提出しました。しかし、この契約書には幾つかの疑問点があります。1つは土地売買契約書の文字と日付の部分が、契約書内の文字とは一致せず、時間的なずれがあることです。そして、契約書の日付は、平成5年7月5日となっていますが、この日付は契約者の記載したとされる筆記用具の文字と明らかに違う筆記用具で記載したものであることは、字体の線の細さでわかります。これは、契約書本文の記載と時間的な違いを示すものです。この細かい字

体は、契約書第3条の土地の引き渡し期限、平成5年7月20日にも使われています。

そして2つには、登記前支払申請書に日付がないことです。土地売買日契約書第6条2では、売買代金の70%以内の前金払いの請求をしたときは、遅滞なくこれを甲・_____に支払うものとするがあります。この条項に基づき、提出された登記前支払申請書には、申請の日付が書かれていません。土地代金の支払いを求める重要な申請書に申請した日付がないということはあり得ないことです。日付がない公文書が、枕崎市ではまかり通っていることとなります。このような事務処理が、なぜ行われなかったのか。市はきちんと調査し、報告することを強く求めるものです。

平成13年に訴えの相手方が病に伏されたことにより、話は中断したままになっていました。この10年間も放置されていたものが、今ここにきて、十分な話し合いも手だても尽くさぬうちに、なぜ裁判で解決ということになったのか理解しがたいものです。

委員会の審査で明らかになったことは、当時、登記手続は各課で処理していたために、専門の職員がいなかったのをおこなっていたということですが、到底考えられないことです。また、こじれてしまった関係を正常に戻すには、誠心誠意を尽くす必要があったと思います。何年もかかって、担当課が訪ねても事が進まないときには、仲介人を立てるとか、最高責任者である市長が担当課の苦勞も分かち合い、みずから相手に出向き、長きにわたる不手際をわび、改めて協力をお願いするという極めて常識的な行為ができていない。このことは、市がいかに弱い立場にいる市民に対して、上から目線で物事を片づけようとしているかということなのです。

どんなに固く閉ざされた心も、誠意を尽くせば道は開けるはずです。あらゆる手立てを尽くした上で、それでも解決できないというのなら、最終的には裁判で決着をみるということになるかと思いますが、市長が一度も相手方に顔を見せていないという段階です。このような一般常識を欠いた判断で、わずか5坪の土地を巡って一市民を訴えるなど、前代未聞の出来事です。この水路となっているその土地は、水田耕作をする方々にとって必要なものです。安心して耕作できるようにすることは、市としての責任、重大です。市は、相手方を訴えるなどということではなく、18年という長きにわたる不手際を謝罪し、市長自ら話し合いの場をつくり、解決の道を探るべきです。

最後に、当局の議会に対する態度について申し上げます。

私は、委員会の審査に先立ち、現地の草払いを要請しました。ところが調査当日、現地に行くと草払いは行われておらず、草に覆われていました。そのため、争いの現場の確認はできませんでした。まじめに問題の解決を図る態度ではありません。この市の態度は、議会そのものを軽視するものだと言わなければなりません。

以上の点から、私は日本共産党を代表して、反対討論を終わります。

○**依積田義信議長** 次に、沖園強議員。

○**12番沖園強議員** 私は、ただいま報告がございました日程第7号、議案第55号、訴えの提起について賛成の立場で討論を行います。

委員長報告では、問題となっている水路部分の分筆登記について、行政の手続が滞ったことの経緯と行政の責任の所在を報告されました。確かに、平成5年、7年、そして12年には、未曾有の豪雨災害が発生しました。しかし、数多くの災害によって分筆登記が遅れたことは理由にはならないことを、まず指摘しておきたいと思います。

それでは、その分筆登記が今日までできなかった原因は何であるかということですが、委員長報告でもありましたように、市が移転登記の手続を開始した平成11年の前後に、訴えの相手方が当該土地と関係する残地の土地を買い受けたことがトラブルの始まりで、市が水路部分の経緯を説明したが、訴えの相手方が応じてくれなかったということでもあります。

しかしながら、当時の市と土地所有者との間で取り交わされた水路部分の土地売買契約書の第

7条には、この土地を第三者に譲渡し、または、この土地について所有権以外の権利を設定し、若しくは乙・市の同意なくしてこの土地の形質を変更しないものとするとしてあることです。この契約書では、当時の土地所有者は水路部分を売買できないことを意味しており、水路の所有権は、訴えの相手側ではなく市にあるということでもあります。

さらに第9条では、第三者から異議の申し出があったときは、甲、すなわち当時の土地所有者は責任をもってこれを解決しなければならないとなっています。この契約内容からいえることは、第三者である訴え相手方が異議あるときは、甲、すなわち当時の土地所有者が、解決すべきものとなっていることです。たとえ、市当局の分筆登記がおこなわれているとはいえ、問題解決の責任が一方的に市当局にあると言えないことでもあります。すなわち、第三者である訴えの相手方が異議を申し立てるのは市ではなく、第一義的にはその土地を売った当時の土地所有者へ申し立てる事案であります。それでは、なぜ市は訴えの提起をしなければならないかということでもあります。

まず1点目にいえることは、問題となっている用水路は法定外公共物であることでもあります。枕崎市法定外公共物管理条例第2条に規定してある法定外公共物とは、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により譲与を受け、市がその権限を有するものをいい、水路・河川法の適用を受けない河川、湖沼、ため池、水路等の堤防、水門、水管、堰など当該河川等と一体となす施設、工作物となっています。その、枕崎市法定外公共物管理条例第3条では、何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてならないとしており、第1項第3号において、法定外公共物の機能、構造等に支障を及ぼす恐れのある行為をすることを禁ずることを規定してあることでもあります。

また、法定外公共物管理条例第10条では、法定外公共物の占有許可を得た者に関しても、占有者等は、占有に基づく権利を他人に譲渡し、もしくは転貸し、または担保に供してはならないと国県の上位法に基づいて公共物として厳しく規定してあることです。これらのことから言えることは、訴えの相手方は、異議を申し立てる相手が市ではなく、土地を売った当時の土地所有者であるにもかかわらず、法定外公共物である用水路について、水を流すなど主張し、ましてや、市に占有料を求めてきたことは、法令に基づく議会や行政として容認できない問題であるということでもあります。

さらに言えることは、今回の訴えの提起は、東鹿籠地区の組合員145名でなる非常に重要な用水路としての法定外公共物の管理機能を侵害する行為に対しての説得、交渉に理解が得られなかったために、市は行政の責任として市民を訴えるという手法を議会に諮り、議会の判断を仰いで対処するという非常に民主的な議案であるということでもあります。法令を遵守し、市民の権益を保護する立場の議会としては、当然、本議案に賛成すべきものであるという観点から、賛成の討論といたします。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号については、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第9号から第22号までの14件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めます。

茅野勲議員。

[茅野勲予算及び決算特別委員長 登壇]

○茅野勲予算及び決算特別委員長 ただいま議題となりました日程第9号から日程第22号までの14件について、予算及び決算特別委員会の審査並びに結果について、御報告いたします。

本委員会は、委員長に茅野勲、副委員長に城森史明委員を選任いたしました。

審査の経過における当局説明及び各委員から出された意見、要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程9号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は歳出、歳入それぞれ2億5,190万円を追加し、予算総額を103億4,360万円にしようとするもので、当初予算に対して2.8%の伸びとなります。

債務負担行為の補正は、臨空工業団地造成地取得事業の変更によるものであります。

地方債の補正は、補助災害復旧事業債の追加及び臨時財政対策債の変更によるものです。

補正予算の主なものは、財政調整基金及び減債基金の積み立て、国民健康保険特別会計繰出金、プレミアム付き商品券発行事業補助、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧事業費、臨空工業団地取得事業などであります。

なお、今回の補正財源については、繰越金1億5,328万8,000円、繰入金3,942万5,000円、市債1,990万円、財産収入1,879万2,000円、県支出金931万6,000円、諸収入872万1,000円、国庫支出金412万5,000円、分担金及び負担金12万8,000円の増、地方特例交付金179万5,000円の減で措置したとのことあります。

総務費中、訴えの提起の訴訟費用に関し、平成5年に市が購入した土地の分筆登記事務が、登記精通職員がいなかったこと等を理由に、行われていなかったといった当局の説明がありました。

これに対し、委員から、登記事務は当然に行政の責任として行われるべきであり、それが放置されてきたことが今回のトラブルの原因である。行政の怠慢というより過失に近いといった意見がありました。

当局としては、当然に、登記を適正に行うことは行政の責任であり、必要な人的配置をすべきであったといった説明がありました。なお、登記事務のあり方については、平成8年から新たな体制のもと一元化して、対応を整備したということあります。

また、委員から、当時の土地売買契約書や名義人の確認及びそれらの回復作業においても一つ一つ手順を踏んでおらず、それらが大きく膨らんで、今回の訴訟の提起に至っているといった意見や、これまで約10年間対応を放置したことは、まさしく行政の怠慢であるといった意見がありました。

このことについて当局から、10年間放置したことは市の業務として不適切であったが、相手方がしばらく待つてほしいということで、時間を経過させてしまったことによるところが大きい。

また、水利の問題においても、これ以上不安定な状態で水利組合の方々に迷惑をかけるわけにいかないことから、現時点で交渉、協議による解決を見出すことは難しいことから、最終的な手段として裁判で決着をつけたいといった考えが示されたところあります。

次に、外国人住民に係る住民基本台帳システム等の改修は、住民基本台帳の改正に伴うもので、

現在の住民基本台帳としては日本人を対象としているが、これを新たに3カ月以下の短期滞在者を除いた外国人も基本台帳の適用対象に加えて、各種行政事務の基礎とすることによるものであるとのことであります。

農業振興費中、771万7,000円の減額は、融資主体型補助事業が当初で772万1,000円の予算を計上してあったが、その補助金は、これまで国から市、そして担い手協議会を通して、それぞれ事業を実施される農家の方へ流れていくようになっていたが、ことしから制度が変わり、国から直接、担い手協議会へ補助金が流れるということで、減額補正をしたとのことであります。

労働費中、魅力あるまち再活性化プロジェクト調査事業は、中心市街地の活性化と観光交流拡大プロジェクトで、中心市街地を活性化するため、講演会並びにワークショップ等を行った後、中心市街地の活性化企画コンペを実施して、さらに中心市街地の実態調査並びに空き店舗の実態調査、先進事例の検証等を行う予定であるとのことであります。

消防費中、南薩地区消防組合の負担金786万5,000円は、南薩地区消防組合本部の防水工事の負担金ということであります。

委員から、基金事業での雇用対策は、雇用対策と言いながら非常に見えにくい。市議会としてもきちっとチェックする必要があるので、NPO法人等がどういった状況で事業実施しているのかを、事業が終わった段階で報告をすべきであるといった意見がありました。

本件については異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ410万9,000円を追加し、予算総額を42億0,565万7,000円にしようとするものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療制度の平成23年度の確定通知に基づく変更で、後期高齢者支援金60万1,000円の増額及び前期高齢者納付金2万3,000円の増額であります。

ほかには、償還金及び還付加算金86万円及び直営診療施設勘定への繰入金262万5,000円の増額であります。

以上の財源として、繰入金1,665万円の増と国庫支出金1,254万1,000円の減で措置したとのことでした。

交付税は、最近になり国ベースの配分が若干変わってきて、21年度、22年度では応能割の保険料負担能力が特に不足しているところに傾斜配分が多くなり、本市は負担能力が高いので、その分で算定額が落ち込んできたと分析しているとのことであります。

次に、日程第11号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ356万2,000円を追加し、予算総額を2億8,188万1,000円にしようとするものです。

歳出の主なものは、22年度決算に伴う精算分で後期高齢者医療広域連合納付金105万7,000円、諸支出金250万3,000円の増額であります。

以上の財源として、諸収入3,000円、繰越金355万9,000円の増で措置したとのことです。

日程第10号及び日程第11号は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本件については、本日お手元に配付のとおり、当局から訂正の申し出がありました。

歳入歳出の補正は、1億1,885万6,000円を追加し、総額を21億2,171万2,000円にしようとする

るもので、当初予算額より約5.9%の伸びとなっています。

補正予算の内容は、介護給付費準備基金積立金4,063万3,000円、第1号被保険者の保険料還付金40万1,000円、平成22年度の決算確定に伴う精算返納金、介護給付費負担金等返納金、このうちの国庫支出金、県支出金、支払基金交付金分、合わせて4,110万1,000円と、一般会計繰り出し分3,672万1,000円は、平成22年度の決算確定に伴う精算返納金であります。

以上の財源として、繰越金1億1,845万5,000円と介護給付費準備基金繰入金40万1,000円の増で措置したとのことです。

22年度末基金積立額残額は1億7,280万1,119円で、23年度予算で3,116万3,000円を取り崩し、今回、基金積立計上額4,063万3,586円を合わせると、今回の補正後による積立金額は1億8,227万1,705円になるとのことです。

本件については、全会一致で、訂正を承認し、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に日程第13号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は5,431万3,000円を減額し、総額を8億0,802万4,000円にしようとするもので、当初予算額より6.3%の減となります。

債務負担行為の補正は、終末処理場水処理設備工事の変更に伴うもので、地方債の補正は、事業債の変更に伴うものであります。

補正予算の内容は、人事異動等に伴う人件費等の増額、国庫補助内示額減額に伴う管路施設工事、終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定事業の減額並びに公債費の借入利率の変更に伴う減額で、一般管理費で70万円の減、処理施設管理費で6万6,000円の減、排水施設管理費が116万1,000円の増、下水道整備費が5,445万1,000円の減、公債費が25万7,000円の減であります。

以上の財源として、繰越金73万7,000円の増、国庫支出金3,255万円及び事業債2,250万円の減で措置したとのことです。

下水道整備費の減は、国からの内示額が大幅に削減されたことに伴い、減額したもので、おそらく東日本大震災への予算配置になったのではないかとのことです。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において人事異動等に伴う給与費1,069万1,000円を追加するとともに、新病棟消耗備品等購入費の増額及び看護師委託料の減額に伴い、経費を1,022万1,000円減額し、また平成22年度許可債の借入額及び借入日の確定による企業債利息39万3,000円の減額に伴い、総費用を7万7,000円追加しようとするもので、補正後の収益的収支は1億9,645万2,000円の純損失となる見込みであります。

資本的収入及び支出においては、財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金事業に係る往診車と器械備品購入費500万円の追加及び医療機器購入額確定による更新事業費1,250万円の減額に伴い、収入額を750万円減額し、収入額が支出額に対して不足する額3,521万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,221万7,000円、建設改良積立金1,300万円で補てんしようとするものであります。

医療機器購入費は、平成23年度の購入予定として全身用CT装置、さらにX線テレビジョンと画像システムと、この大型機器を予定し、予算計上していたが、1,850万円の減額で、購入できたということになります。

今後の経営計画は、医療施設の耐震化整備補助金を導入した病棟のすべての建て替え事業の進

捗は予定どおりであるが、その中で、平成23年度、24年度については財産台帳に残っているものをすべて損失として財産処分しなければならないため、少なくともこの2年間は赤字決算をせざるを得ないということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号から日程第22号までの認定事項について、報告いたします。

委員会は、審査に先立ち、平成22年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

まず、認定事項第1号平成22年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について、申し上げます。

平成22年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況については、歳入総額は108億3,373万8,000円で、前年度に比べ6,156万円の増となっています。

また、歳出総額は105億7,728万8,000円で、前年度に比べ1億0,851万4,000円の増となっています。

なお、歳入歳出決算規模がともに前年度を上回ったことについては、定額給付金交付金事業の皆減や、国、県等の経済対策事業が減となったものの、子ども手当の創設、学校給食センター建設事業、地域総合整備資金の貸し付けなどが主な要因となっています。

歳入歳出差引額である形式収支は、2億5,645万円で前年度に比べ4,695万4,000円の減であります。

平成23年度への繰り越し事業にかかわる翌年度に繰り越すべき財源は、633万3,000円となっており、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億5,011万7,000円で、前年度に比べ3,148万8,000円の減となっています。

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、実質収支が前年度に比べ3,148万8,000円の減となったことで、同額の赤字となっています。

財務調整基金の積み立てである積立金は4億1,875万円で前年度に比べ2億0,515万円の増となっています。

実質単年度収支は3億8,726万2,000円で、前年度に比べ7,897万1,000円の増となっています。歳入決算額の目的別構成比は地方交付税38.5%、市税19.9%、国庫支出金11.5%、市債10.0%の順となっています。

また、前年度決算額との比較で増減額の大きなものについては、市債が学校給食センター建設事業及び地域総合整備資金貸付にかかわる借り入れが皆増するとともに、臨時財政対策債、退職手当債などについても増となったことから、3億9,210万円の増となったのを初め、地方交付税が雇用対策地域資源活用臨時特例費の創設や国の補正による増額などにより1億6,231万6,000円の増、繰越金が8,462万4,000円の増、県支出金が5,915万6,000円の増となっております。

また、国庫支出金が子ども手当の創設や、学校給食センター建設事業などの増要因もあったものの、定額給付金交付事業を初めとする平成20年度からの繰り越し事業の皆減、国、県等の経済対策事業の減などにより、4億8,070万円の減、市税が9,918万8,000円の減、財産収入が6,890万8,000円の減となっています。

歳出決算額の目的別構成比については、民生費32.2%、総務費16.3%、公債費15.2%、教育費10.2%の順となっております。

財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当がなく、実質公債比率は前年度より0.7ポイント低い17.8%、将来負担比率についても前年度より21.8ポイント低い171.1%となっており、いずれの健全化判断比率も早期健全化基準を下回る比率となっています。

次に、審査された主な点のみ報告いたします。

まず、総務費中、持ち家に対する住居手当については、国に準じて廃止をするということで、

今年度の重要課題として職員組合のほうに提示をして現在協議中であり、今年度中の廃止に向け、協議を進めているということでもあります。

企画費中、地方バス路線維持費補助は、生活路線については鹿児島・川辺・枕崎間と伊集院高校・加世田・田ノ野・枕崎間の2路線で、地方バス路線は道野・金山線であります。

次に、騒音規制法に基づく工場または事業所に設置される施設は、対象となる施設が省令等で決められており、その中で県が定めている騒音規制法に基づく指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場に係る規制基準を遵守しなければならないということでもあります。

また、諸費の女性特有のがん検診推進事業については、子宮頸がん検診と乳がん検診を特定の年齢に達した方に無料クーポン券を配布して、検診を受けていただく事業で、22年度の受診率については、24.3%ということでもあります。

公害対策費中、市内の河川の水質検査、海域の水質検査、それにウミガメ保護監視員の委託、自然保護監視員の委託、河川浄化推進員の委託、海岸漂着物地域対策の推進事業等を行っているとのことでもあります。

児童措置費中、子ども手当については、9月分までが暫定的措置として22年度分と変わりなく支給されていますが、10月分以降については0歳から3歳未満が一律1万5,000円、3歳から小学校終了前までが1万円、ただし、第3子以降については1万5,000円、中学生が一律1万円ということで、23年度の暫定的な措置になるということでもあります。

また、児童福祉費中、保育所等のAED設置事業は、市内の7保育所と2幼稚園、それとNPO法人自然花の計10カ所に設置してあるとのことでもあります。

公害対策費中、馬追川水系等における河川の水質汚濁については、地域住民等の通報や職員による現地調査等を行いながら、特に上流を川沿いに調査を行い、途中、川に流入する道路側溝等を中心に排水検査を行っているということですが、主な汚濁の原因は、現在では特定できていないとのことでもあります。

また、労働費中、水産のまちによる地域ブランド事業は、今年度も取り組み中ではありますが、かつおマイスター検定の準備や、ことし11月13日に予定しているかつおフォーラム in 枕崎、観光資源発掘調査等を行い、最終的にパンフレットをつくっていききたいとのことでもあります。

また、畜産業費中、畜産基盤再編総合整備事業は、メイン事業は酪農牛舎の建築であります。荒地、耕作放棄地を利用するという条件のもとで、家畜、乳牛用の飼料畑を造成したということでもあります。

口蹄疫対策支援事業は、口蹄疫により子牛市場が閉鎖されて出荷できなかつたため、えさ代相当分の助成、消毒液等を多く使うことなどを勘案して、見舞金を農家に支出したとのことでもあります。

消防の広域化については、4市で何回も協議を重ねてきましたが、最終的に本部の位置を譲ってまで広域化するメリットを見出しがたいということで、協議の休止を申し入れ、その結果、協議会の解散に至ったということでもあります。

体育施設費のグラウンドキーパー委託は、現在2人のグラウンドキーパーがおり、野球場もしくは運動場のグラウンド整備を行っているが、中でも深浦運動場の整備については、競技団体との協議を含めて、今後、長期的に調査・研究を進めていきたいとのことでもあります。

また、就学援助については、22年度からクラブ活動費、生徒会活動費、PTA会費を支給対象項目に加えてもよいということになりましたが、当局の調査においては、国からの手だての見込みがなく、すべて市の持ち出しになり、他市町村との兼ね合いを考え、今のところ、早急にすることはないと判断し、支給項目から外しているとのことでもあります。

次に、避難所のあり方については、収容人員も含めて、実際、災害がどういうかたちになったときに対応・機能できるのか、早急に検討、見直しを行っていききたいとのことでもあります。

次に、歳入では、収納率は、安定的な収納を確保するために、口座振替の推進を図るため、納税通知書の送付、あるいは窓口に来られたときに口座振替を推奨しているとのことです。また一方で、収納率の低下は、公平な課税、公平な負担ということからも問題があるので、滞納処分を含めた法に基づいた対策をさらに強化していきたいとのことであります。

また、実質公債比率、将来負担比率、経常収支比率とも県内で最も高くなっていることについては、共通の要因として地方債残高の増高にあることから、起債を抑えながら現在の地方債残高をできるだけ減らしていきたいとのことであります。

委員からは、学校施設の修繕等は来年度予算でもきっちりした予算を確保して、子供たちの教室らしい学校をつくっていくべきであるといった意見や、養豚場の排水問題については、施設改善のためにお金も要ることなので、どのような手だてをとっていくべきかなど、しっかりした具体的な方法について、関係者とも話し合っていくよう要望がありました。

本件については異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定事項第2号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、申し上げます。

平成22年度の当初予算は、38億5,213万8,000円で前年度当初予算と比較して約6.7%の増となり、その後3回の補正を行い、最終予算額は41億6,916万1,000円となりました。

歳入においては、調定総額38億5,249万7,000円に対して、収入済額37億6,584万8,000円となり、不納欠損額が720万3,000円、収入未済額が7,944万6,000円となりました。

歳出については、予算現額41億6,916万1,000円に対し、支出済額が39億9,806万6,000円で、不用額が1億7,109万5,000円となり、歳入歳出不足が2億3,221万8,000円となりましたが、翌年度繰上充用金で措置したとのことであります。

国庫支出金の療養給付費等負担金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として、予算現額5億9,643万6,000円に対して、5億9,348万7,203円の交付となりました。また、国庫補助金については、特別調整交付金の中で特別事情分として22年度においても収納率向上や保健事業への取り組みが認められ、3,200万円が交付され、合計では3億1,730万3,246円となっております。

保健事業については、特定健診等の事業に要する経費として850万4,865円支出し、そのほかに健康づくり体験教室、市民健康教室等を実施したとのことであります。

また、人間ドックについては、一日ドックが116名、脳ドックをあわせた一日ドックが29名、脳ドックが21名の計166名が受診したとのことであります。収納率については、県下19市とも年々下がっており、本市は22年度で現年、過年合計で86.2%、19市平均では62.5%となっているとのことであります。

委員からは、国保財政の安定化のために、ジェネリック薬品の普及で効果を上げている呉市、宮崎市に実情を聞いて、取り組んでほしいという意見がありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定事項第3号平成22年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算について、申し上げます。

平成22年度の当初予算は233万9,000円で、前年度当初予算と比較して66.6%減となり、その後2回の補正を行い、最終予算現額は728万円となりました。

これに対し、収入済額は634万1,539円で、前年度と比較して48.8%減となり、支出済額が634万1,539円となり、前年度と比較して49.3%の減となり、歳入歳出差引額は0円となりました。これは、平成22年度末で老人保健特別会計を廃止するための措置であります。

本件については、全会一致で、認定すべきものと決定しました。

次に、認定事項第4号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、申

上げます。

平成22年度の当初予算は2億7,884万7,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は2億8,209万1,000円となりました。

歳入においては、調定総額2億7,601万9,000円に対して、収入済額2億7,522万円となり、不納欠損額2万7,000円、収入未済額77万2,000円となりました。

歳出については、予算現額2億8,209万1,000円に対し、支出済額が2億7,166万円と不用額が1,043万1,000円となり、歳入歳出繰越額が356万円となりました。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として9,070万6,113円の繰り入れとなりました。

歳出の主なものとしては、総務費の事務経費として184万3,186円を支出しています。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞料を合わせて、1億8,095万6,800円と基盤安定負担金8,640万2,113円の合計2億6,735万8,913円を納付したとのことであります。

平成22年度予算は、総体で1億8,737万5,000円を計上し、収入済額は1億8,111万0,200円で、全体では99.6%となり、県下19市の中で4位の収納率を確保できたということでもあります。

なお、次期の保険料改定については、24年度改定の予定になっているとのことであります。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定事項第5号平成22年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について、申し上げます。

平成22年度当初予算は20億5,919万3,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算額は21億6,442万3,000円となりました。

歳入においては、調定額20億1,123万9,000円に対し、収入済額20億0,505万5,000円、不納欠損額173万4,000円、還付未済額11万9,000円、収入未済額618万4,000円となりました。なお、保険料については、調定額2億8,621万9,000円に対して、収入済額2億8,003万1,382円で、収納率97.8%となり、前年度より0.2ポイント低下しています。

歳出においては、予算現額21億6,442万3,000円に対し、支出済額18億8,659万8,000円で2億7,782万5,000円の不用額となり、収支残額は1億1,845万7,000円となりました。

歳入総額20億0,505万5,000円に対して、歳出総額18億8,659万8,000円で、差し引き1億1,845万7,000円の黒字となっています。

保険給付費が計画よりも減っているのは、介護保険計画策定時における高齢者数の見込みは7,575名だったが、22年度実績において7,503名で72名の減となったこと、また認定者数についても計画時に1,381名を見込んでいたが、実績は1,285名で96名の減となったということでもあります。

また、平成22年度の居宅介護サービス給付費は、4億8,900万円ほどを見込んでいましたが、22年度決算の給付費は4億3,650万ほどであったとのことであります。

また、来年度の介護保険制度改革の方針は、保険料の上昇緩和のための財政安定化基金の取り崩しが可能となる法改正が行われましたが、この部分については平成24年度に限ると説明を受けているとのことであります。

委員からは、不納額を減らす努力をしていただきたいという要望がありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定事項第6号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、申し上げます。

平成22年度の予算は当初8億8,060万1,000円で、前年度比約13.8%の減となり、その後4回の補正を行い、8億7,852万9,000円となり、前年度からの繰越明許費繰越額2,800万円を加算して、最終予算現額は9億0,652万9,000円となります。

歳入においては、調定総額 9 億 2,345 万 3,000 円に対して、収入済額 9 億 0,891 万 1,000 円、収入未済額 1,454 万 2,000 円となり、収入割合は約 98.4%であります。

歳出においては、支出済額が 8 億 9,479 万 3,000 円であり、形式収支は 1,411 万 8,000 円となりました。

平成 22 年度の整備状況としては、大堀汚水幹線管路施設工事 111 メートル、大堀補助支線汚水管路施設工事 346.1 メートル及び単独事業の立神北町地区汚水管路施設工事 194.8 メートル、並びに平成 19 年度から着手している施設の老朽化に伴う改築更新事業は、水処理設備工事と電気設備工事それから汚泥処理設備工事と電気設備工事を行ったとのこととあります。

当該年度の汚水管路延長は 651.9 メートルとなり、平成 22 年度末現在の汚水管路総延長は、10 万 1,386.16 メートルとなったとのこととあります。また、当該年度工事実施区域 5.4 ヘクタールが新たに整備され、平成 22 年度末現在の整備済面積は 388.9 ヘクタールとなり、現認可区域面積 408.4 ヘクタールに対して、95.2%の整備率で、水洗化戸数は 65 戸増の 5,220 世帯で、水洗化率は 84.7%となります。

水産加工場等の下水道への未接続については、1 次区域で 7 工場、2 次区域で 1 工場、3 次区域で 7 工場、4 次区域で 2 工場、合計 17 工場であるとのこととあります。

委員からは、きちんとした下水道事業に対する市の財政支援を行いながら、住民の暮らしを守ることを基本にやっていくべきで、全く下水道にかかわりのない地域、山林、田畑まで受益者負担金を求める方針は考え直すべきであるといった意見や、かつおぶしの地域ブランドを打ち出すのであれば、本当に地域がこぞって PR できる特産品をつくるためにも、事業所にも産業振興もあわせたかたちでの協力を求めて、接続を進めるべきであるといった意見が出されました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定事項第 7 号平成 22 年度枕崎市立病院事業決算について、申し上げます。

地域医療が崩壊の危機にあると言われる厳しい医療環境の中で、今年度はこれまでの経営改善等が評価され、全国自治体病院開設者協議会及び社団法人全国自治体病院協議会の両協議会会長表彰を受けることができました。

経営面においては地方公営企業法の全部適用に移行後、企業としてさらに迅速かつ効率的な病院経営を目指す中で、鹿児島大学から常勤医派遣があり、常勤医 3 人、非常勤医 6 人での診療体制で医師の充足率については 123%となり、院長への負担を軽減することができたとのこととあります。しかし、看護師の確保については随時募集しましたが、目標とする人員の確保に至っていない状況であります。

入院患者数は 2 万 0,835 人で、前年度より 466 人増、病床稼働率は 2.1 ポイント増の 95.1%となり、外来患者数は 1,672 人減の 1 万 8,260 人、診療実日数ベースの 1 日平均患者数は 10.5 人減の 71.9 人となり、外来実患者数も 116 人少ない 1 万 0,585 人となっております。

収益については、入院収益が 3 億 8,540 万 1,965 円、外来収益が 1 億 2,786 万 2,637 円で、入院、外来とも前年を若干上回る結果となり、一般会計負担金として、普通交付税の基準財政需要額に算定された救急医療の確保に要する経費 3,629 万 4,000 円が繰り入れられたことで、総収益は前年度より 1,397 万 3,658 円増の 5 億 7,226 万 5,648 円となっております。

一方、費用については、前年度を 1,598 万 1,038 円上回る 5 億 3,255 万 9,849 円となっております。

病棟建替事業は、1 期工事は 6 月末に完成して、7 月 1 日から運用を開始し、同時に旧病棟の解体を 8 月 23 日に終了し、現在、2 期工事に入っているということとあります。

2 期工事は 11 月ぐらいまでに建物ができ上がり、2 月下旬以降、全体の病床の配置の手直しを行い、来年 4 月 1 日からすべて新しい建物での診療開始になるということとあります。

委員からは、全国自治体病院開設者協議会並びに全国自治体病院協議会の会長賞を受賞したこ

とをもっとアピールして今後に活かしてほしいといった意見がありました。

また、小児科の設置については、有識者会議の中でも設置に向けて提言をいただいているが、今すぐに招へいできるような状況にはないということでもあります。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定事項8号平成22年度枕崎市水道事業決算について、申し上げます。

平成22年度末における給水戸数は、1万0,901戸、給水人口は2万0,809人で、前年度に比べて給水戸数で9戸減、給水人口で220人の減となりました。

年間配水量は306万1,617トン、有収水量は279万4,549トンでありました。前年度に比べて、配水量で3万4,049トンの減、有収水量でも6万0,498トンの減となり、有収率は91.3%、前年度に比べて0.9ポイントの減となりました。

平成22年度の建設改良費の決算額は6,899万6,616円となり、主な事業内容としては、塩屋火之神線や街路1号線の配水管改良工事等を行い、配水管の新設改良を1,096メートル、導水管の改良を171メートル施工したとのことでもあります。また、片平山配水池の発電機室築造工事や金山浄水場の送水ポンプ取替えなど、施設の改修を進め、災害に強い施設づくりと有収率の向上に取り組んだところであるとのことでもあります。

収益的収入及び支出では、税抜きで総収益4億5,598万1,245円、総費用4億1,537万1,141円で、4,061万0,104円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金1,449万2,399円を加えると、平成22年度末における未処分利益剰余金は5,510万2,503円となります。

資本的収入及び支出では収入額1,333万3,782円に対し、支出額1億5,390万8,823円で、差し引き1億4,057万5,041円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金7,441万6,677円、当年度分損益勘定留保資金6,370万0,943円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額245万7,421円で補てんしたとのことでもあります。

平成21年決算で繰越利益剰余金年度末残高は1,449万2,399円となっていました。当年度純利益が4,061万0,104円となり、当年度未処分利益剰余金は5,510万2,503円となり、平成22年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書(案)に記載のとおり、減債基金と今後の建設改良に充てるため建設改良積立金に新たな積み立てをしようとするものであります。

委員からは、事業的に4億5,000万円ぐらいの事業をやって、大体1億円ぐらいの人件費というのは、あまりにも多いので、検討する余地が多分にあるといった意見がありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

また、認定事項8号中、平成22年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書についても異議があり、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、今回の審査を通じ、当局の議会審査に臨む姿勢について、一言申し上げます。

今回、本委員会すべての審査の終了後、当局から議案等の訂正の申し入れがあり、委員会としての再審査を余儀なくされたことは、大変遺憾なことであります。

このことは、本定例会に提案された議案等の信頼性を損ないかねないものにもなると言わざるを得ません。しかるに、今後、これらを教訓として、このようなミスが繰り返し発生しないよう、一歩踏み込んだ庁内の体制づくりに、さらに努めるよう要望し、委員長報告といたします。

以上で、報告を終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間、休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第45号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

先ほどの訴えの提起に伴う弁護士費用として、17万5,000円を補正予算で組み込んであります。誠意を尽くせば話し合いで解決できるものを、市民の税金を使って一市民を相手に市が裁判を起こすなど聞いたこともありません。いろいろ調べてみましたが、どこにも見当たりませんでした。

市は、口を開けば金がない、財政難で大変だから御理解くださいと事あるごとに言ってきました。そして、先日の所管事務調査で、枕崎小学校の荒れ果てた教室を見たとき、唖然としました。初めは使用されていない教室だろうと思うほど、壁は黒いひび割れが全体に走り、床は反り返りガムテープで押さえられていました。子供も、教師も、親も、市は財政が苦しいのだからと長いことじっと耐えてきているんだと思いました。

そして、国保税の大幅値上げにも、多くの市民が今度怒りの声を上げています。そんなさなかに、このような予算を組むこと自体、市民感情への配慮のかけらもないものと言わざるを得ません。今後、市が誠心誠意を尽くし、腹を決めて取り組めば無駄な出費と労力を使わなくても済むはずです。お金をかけ、裁判という長い闘いを起こさなくとも解決の道はあるはずです。

以上の点から、私は日本共産党を代表して反対討論といたします。

○依積田義信議長 次に、牧信利議員。

○15番牧信利議員 私は、認定事項第1号平成22年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成22年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第7号平成22年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第8号平成22年度枕崎市水道事業決算について、日本共産党市議団を代表して、反対の立場から討論を行います。

これらの決算を通じて言えることは、住民の福祉、教育を切り捨て、暮らしに一層の犠牲を押しつける、そういうことをやってきた市政であるということでもあります。

自治体の仕事は、地方自治法第1条にうたわれた基本理念、住民の福祉を増進することです。枕崎市政においては、集中改革プランの推進によって、住民の長年の運動によってつくり上げられてきた教育や福祉などの成果が切り捨てられてきました。敬老祝い金のカット、市立保育所、養護老人ホームの民営化は市の唯一持っていた福祉施設そのものを民間に委託すると。公務サービスを放棄することです。

これらの暮らしや福祉切り捨て政策、これは神園市長の1期目に策定した計画に基づく実行であります。今日においても、市民への大きな犠牲と痛みを与えています。

具体的な問題点について、指摘をしてみたいです。まず第1は、教育の切り捨てです。枕崎小学校の1年生、3年生、5年生などが使っている校舎の教室の修理、これが放置されて劣悪な教育環境であるばかりでなく、子供たちの学校生活の安全が軽視されているということでもあります。その1つが、荒廃した教育環境の整備を怠り、放置していることです。教室の壁に黒ずみ、割れ目が走っている。人間の人格形成にとって最も大事な時期を過ごす学校が、このような荒廃した状況に置いておくことが許されないことでもあります。

2つには手洗い場、タイルがはがれています。子供たちに対する衛生的な習慣を身につけさせる。これもまた学校教育の重要な目的です。こういう場で、タイルのはがれた手洗い場。これは、直ちに改善すべきであり、清潔な施設と環境を提供すべきであります。

次に、安全安心の学校づくりに反する危険いっぱい学校の現状を放置していることでもありま

す。校舎入り口の階段の破損の放置、教室の床タイルの補修が放置されています。はがれたタイルに足をとられたら、重大事故になるような状況であります。子供たちが1日の大半を過ごす学校として、安心安全の学校をつくること、これは最優先すべき課題である。

第3は、就学援助の問題です。文部科学省は平成22年度から、就学援助の支給項目に、新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を加えましたが、枕崎市はこれらについては支給していません。文部科学省は支給項目を拡大した理由について、新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置づけられたことを上げました。拡大した対象項目が地方交付税の最低算定基準に含まれている、このことも明らかにしています。市が新たに加えられたクラブ活動費などを支給しないということは、教育に交付されたお金を横取りする、ほかのものに使ってしまっている。このようなことになっていきます。直ちに新たな支給項目についても支給を実施すべきであります。

第4は、奨学金制度のカットであります。奨学金制度は、もともと6,000万円だったものです。現在は、3,200万円と半減しています。経済的理由で就学の機会を断念せざるを得ない状況にある青年たちに、まさに希望を捨てさせるような、そういう行政が行われていることは問題であります。

次に、福祉とくらしの問題について述べます。国民健康保険では、払いたくても払えない高すぎる国保税で、多くの市民が苦しんでいます。その結果、資格証明書、14世帯に発行されています。短期保険証は、89世帯です。このような状況は、国民皆保険、こういう制度の中で住民の命まで脅かしている。こういう点でも法の趣旨に反することです。

また、後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区分けして、75歳以上の高齢者に医療差別を行うとともに負担増を押しつけています。まさにこの制度は、うば捨て山制度であります。介護保険制度は利用料の負担が多すぎて、介護の必要な人たちがサービスを利用しようとしてもサービスが受けられない、そういう現状となっております。特別養護老人ホームの待機者は、119名もいます。施設、病院、自宅とたらい回しになって老後を過ごさなければならない悲惨な状況に置かれています。長年にわたって社会の発展に尽くしてこられた方々に、このようなひどい仕打ちをする政治は許されません。

下水道事業では料金の値上げが行われ、住民の暮らしを一層苦しめています。下水道事業においては、加工業者の未接続問題が解決されていません。これは、まさに市の責任であります。下水道料金の値上げは、そのつけを住民に押しつけたものであります。また、枕崎市政においては、正規職員の非正規化を推し進めてきました。学校用務員、図書館職員、学校給食センター職員、市立病院職員などの委託職員化は公務サービスの低下、安上がりの市政と進めるものであります。その結果は、市民への犠牲を強いる市政となっております。

最後に、市長の政治姿勢について指摘をしておきます。1つは、市長みずからが追求の先頭に立ってきた社会福祉協議会にかかわる不正問題解明にふたをしたことでもあります。市長は、市長選挙の中で行われた青年会議所主催の公開討論会で、福祉給食の裏金問題。これに対する報告書にもいっばいそれが書かれていることを指摘して、証拠もあるからと市のほうに教えたが、証拠を見せてくれという話は一切ございません。そのほかに3,000万円という金が社会福祉協議会の中で闇に消えたという問題がありますと述べ、それも私が調べたものを市のほうに差し出して、市のほうでしっかり調べてくださいと市のほうに申し上げましたが、調べた形跡もない。本当の意味で市民協働で枕崎を立て直さなければならないときに、まず市民の皆さんに本当のことをお話申し上げることがなければ、市民協働というのは絵に描いたもちに過ぎないと危惧しておりますと述べました。

ところが、その舌の根も乾かないうちに広報まくらざき2月号で「なお再調査を求める声もあります」が、証拠書類など既に破棄されている可能性が高く、私としてはこのことに労を費やすよ

り、枕崎の再生に全力を尽くしてまいりたいと考えております」と市長選挙で声高に叫んだ福祉給食不正問題の解明を、また、みずから持ち出した闇に消えた3,000万円の問題までにもふたをしたのであります。

市長は、市民の皆さんに本当のことを申し上げることがなければ、市民協働というのは絵に描いたもちに過ぎないと選挙戦では相手候補を非難しました。しかし、自分が市長になったとたん、みずから絵に描いたもちを実践しているではありませんか。まさに、市民を愚弄する行為と言わなければなりません。市長はこの問題について、市民に対して事の経過をきっちりと説明する責任があると考えます。この点についても強く求めるものであります。

2つ目は、東木材の不法投棄について、行政として何らの行動も起こさず、黙認してきているところであります。市内には、枕崎市と枕崎警察署の連名で不法投棄防止の看板が立てられています。看板には、法的罰則まで具体的に書かれています。ところが、東木材の大きかりな不法投棄については何一つやろうとしません。公務員は、犯罪行為を知った場合は告発の義務があります。刑事訴訟法では、何人でも犯罪があると思慮するときは告発することができ、また、告発するか否かは本人の自由であると述べています。しかし、公務員については239条2項において、官吏または公吏がその職務を行うことにより、犯罪があると思慮するときは告発しなければならないと規定されており、告発が義務づけられているわけであります。

一市民に対して行政の怠慢に反省もしないで、裁判にかける市長が東木材の不法投棄には何らの行動もしない。これは一体どういうことか。このようなことが平成15年9月9日、第1期目の神園市政の時代に火之神町290番地の国土調査の修正申し出としてあらわれています。このときのこの土地の地籍調査は、平成2年に行われたものであります。平成15年になって修正を行うという異常なことを行っているわけであります。現地は、この火之神町290番地だけ市道に沿ってありますが、この290番地の部分だけは側溝部分が市道部分に張り出し、市が設置した側溝は290番地と修正されました。そのため、側溝の上に現在でもコンテナが設置されています。市長は、このような重大な問題を決裁する案に当たって、内容の説明は受けていないなどと言っていますが、このような重大な問題を課長だけの判断でできるはずはない。決裁印を押したのは市長自身である。これらのことを見ますと、弱い者には強く、強い者には道理を曲げてでも言いなりになる、そういう市政の姿がはっきりと示されています。

我が党は、住民が主人公の立場に立ち、市政の監視を一層強めるとともに住民の命と暮らしを守るために、住民の皆さんと力を合わせて全力を尽くして頑張っていくことを述べまして、討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず日程第9号については、起立により採決いたします。

日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第10号から第14号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号、第47号、第48号、第49号及び第50号の5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15号及び第16号の2件については、順次、起立により採決いたします。

まず日程第15号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第17号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第18号から第22号までの5件については、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第18号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第19号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第20号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第21号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第22号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、認定事項第8号は、認定することに決定いたしました。

次に、平成22年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、平成22年度枕崎市水道事業利益剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23号及び第24号を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○12番沖園強議員 ただいま議題となりました議案第57号地方財政の充実・強化を求める意見

書、並びに議案第58号川内原発増設計画の中止などを求める意見書について、提案理由を述べさせていただきます。

お手元に配付してありますように、意見書を読み上げることで提案理由にかえさせていただきますと思います。

まず、地方財政の充実・強化を求める意見書。東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けた。今後は、自治体を中心となった復興が求められる。

また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2011年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に対策を求める。以下、要求項目については、議案のとおりであります。お目通し方をお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月30日。鹿児島県枕崎市議会。

次に、議案第58号川内原発増設計画の中止などを求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

九州電力は、2011年1月12日、国へ川内原子力発電所3号機の増設等に係る原子炉設置変更許可申請を行い、2013年度着工、2019年度運転開始を目指している。

しかし、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島第一原発などによる原発震災は、いまだ収束のめどが立たず、空や海や陸地へ大量の放射性物質が放出され、多くの人々が故郷を追われ、多くの国民が被曝におびえ、多くの農業や水産業などの従事者は、放射能汚染被害とその風評被害に苦しめられ、国際社会からも強い批判を受けている。

原子力安全・保安院は、史上最悪とされるチェルノブイリ原発事故と同じ国際評価尺度のレベル7と暫定評価した。政府は、福島「原発震災」を受け、川内原発などの原発新增設を盛り込んだエネルギー基本計画を白紙に戻すとともに、再生可能エネルギーを基幹エネルギーと位置づけ、省エネ社会の構築を打ち出し、脱原発・減原発へ進もうとしている。

第一に、これまで原子力発電所は、「止める・冷やす・閉じ込める」という多重防護によって絶対に過酷事故は起きないと言われてきたが、この安全神話はもろくも崩壊してしまった。原発事故被害の大きさと甚大な経済的損失は、人類が原子力と共存できないことを示している。

第二に、安全性や核兵器拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなどの多くの問題を抱えている原子力発電中心のエネルギー政策を転換し、地球にやさしい温暖化対策のためにも、再生可能エネルギーを軸にした地域分散型小規模発電ネットワークづくりが求められている。

以下、要請事項については、議案のとおりであります。お目通し方をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月30日。鹿児島県枕崎市議会。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の2件については、会議規則第36条第2項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第23号及び第24号の2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号及び第58号の2件は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第25号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続調査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会において、議決されました案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成23年第8回定例会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算及び決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成23年 第8回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
立石 幸徳	財政健全化について	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公会計改革による本市の財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の公表について 2 連結財務書類の作成目的は何であると認識しているのか 3 本市の歳出削減策について 第2次行財政集中改革プランによる平成22年度財政効果は 4 歳入の確保について 売却可能資産の管理など公的不動産の合理的な所有・利用に関する対策は、どのようになっているのか 5 本市の財政指標の推移をどのように分析しているのか（将来負担比率、経常収支比率など） 	市長 課長
	公共施設の整備について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市役所本庁舎の改築並びに検討はどのようになっているか 2 消防無線デジタル化の本市の対応について 	市長 課長
禰占 通男	国民健康保険の医療費抑制について	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療費抑制策はどのようにされているのか 2 高齢者対策はどのようにされているのか 3 国保の財源を今後はどのように確保するのか。 	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>税だけで済みますのか</p> <p>4 国保財政の安定化のため、保険税収入以外の財源も必要ではないのか</p> <p>5 今後、医療関係者と行政はどのような構図を描いていくつもりか</p>	
	東日本大震災後の現実について	<p>1 東日本大震災後の現実をどう受けとめるのか</p> <p>2 東日本大震災で学んだことを、本市は後世へどのように伝え、語り継いでいくのか</p>	市 長 課 長
牧 信利	教育行政について	<p>学校施設整備について</p> <p>1 学校現場の現状についての市長の認識はどうか</p> <p>(1) 学習環境は整備されているのか</p> <p>(2) 安全な学校となっているのか</p> <p>2 教育委員会は学校の状況をつかんでいるのか</p> <p>3 教育委員会の独立性は保障されているか</p> <p>(1) 各学校からの当初予算に対する要求書を議会に資料の提出をすることを拒むのはなぜか</p> <p>(2) 各学校の予算要求書を議会に提出することは、「行政を進める上で妨げになる」と本気で考えているのか</p> <p>(3) この資料を提出するかどうかの判断をするの</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="371 1178 560 1252">国保制度について</p>	<p data-bbox="632 221 932 253">は、市長か、教育長か</p> <p data-bbox="587 353 1294 427">4 必要な整備予算を確保し、安心して学校生活ができる環境の整備を</p> <p data-bbox="600 441 1294 560">(1) 枕崎小学校の周囲の土手は、「急斜面で草刈りをするのは危険だ」との声がある。現在、だれが草刈りをするのか。</p> <p data-bbox="632 573 1294 647">このようなところの草刈りは、市として行うべきではないか</p> <p data-bbox="600 745 1294 864">(2) 市役所側の入り口右側の校舎の出入り口階段は、2棟とも壊れて危険であるが、補修計画はあるのか</p> <p data-bbox="600 963 1294 1037">(3) 校庭の砂ぼこり対策はどのようになっているのか</p> <p data-bbox="587 1178 1294 1431">1 今回の国保税の値上げの通知書に同封された「国民健康保険の税率改定（引き上げ）にご理解ください」との文書に、「国保制度の趣旨である『相互扶助』をご理解いただき、ご協力をお願いいたします」とある。国保制度が「相互扶助」制度だという法的根拠を示せ</p> <p data-bbox="587 1529 1294 1693">2 40歳代夫婦、子供2人（小・中学生）の家族構成での年間所得200万円世帯の国保税は38万7,700円である。同じ家族構成での生活保護世帯の年間支給額は幾らか</p> <p data-bbox="587 1792 1294 1910">3 生活保護の給付は「健康で文化的な最低限度の生活を保障」するための最低生活費である。現実には、「健康で文化的な生活」とはほど遠い。</p> <p data-bbox="612 1924 1294 2042">ところが、一般世帯の国保税はその生活保護世帯の所得状況と同じである。「最低生活」の200万円世帯に対して、国保税は約2割の保険税がかか</p>	<p data-bbox="1326 1178 1422 1344">市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>っている。その上、月1万5,020円の年金保険料が夫婦で年間36万0,480円、そのほかに税金である。国保税と年金保険料で74万8,180円(37.40%)である。</p> <p>200万円世帯の生活状況について、市長はどのように受けとめているか</p> <p>4 国保財政安定化支援事業について、市長は総務省自治体局からの通知を挙げて、「市町村が独自に判断すべきもの」と答弁された。しかし、厚生労働省は国保財政安定化支援事業を国保財源として位置づけている。また、県の担当課にもそのように説明している。健康課には、どのような説明がなされているのか</p> <p>5 このような市民の生活を見るとき、国保税は値上げどころか値下げをするべきものである。市長は国保税の値下げをする考えはないか</p>	
	市立病院の整備について	<p>1 新病棟の玄関への車の乗り入れが以前と比べて大変不便になっている。改善が必要だと考えるが、どうか</p> <p>2 病院駐車場については、どのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	原発問題について	<p>1 川内原発3号機増設をやめさせる取り組みをすべきではないか</p> <p>2 川内原発周辺でもセシウムが測定されている。市として放射線量の測定をしたことがあるか</p> <p>3 放射線量測定器を備え、市民の要望にこたえる</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	道路整備について	<p>考えはないか</p> <p>1 広域農道のコスモス交差点から野村電機間について</p> <p>(1) 田代自動車そばの交差点付近では、雨が降ると平田町側の市道へ水が流れ込み、宅地まで水が流れ込んでくる。広域農道の排水処理の改善が必要だと考えるが、どうか</p> <p>(2) 野村電機付近は、路面が沈下して水たまりができる。補修すべきだと考えるが、どうか</p> <p>2 花渡川沿いの道路は、穴ぼこができた、水たまりができるなど利用者が困っている。ランニングコースにもなっていて、毎朝、市民が散歩している道路でもある。この道路全体について調査を行い、補修すべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
豊留 榮子	地域経済の活性化対策について	<p>1 住宅リフォーム助成制度は、地域経済の活性化に大きな効果があると6月議会で市当局も答弁された。地域の活性化に役立つには、市民が利用しやすい制度にしていくことが大切である</p> <p>(1) 対象工事を広くした制度の実現を</p> <p>先進地では、住宅改造、浴室、キッチン、トイレ、外壁、床、壁、ふすま、畳の張りかえ、バリアフリー改装、耐震工事など幅広い工事を助成の対象にしている。本市の住宅リフォームも住民の要望にこたえる利用しやすい制度にすべきと考えるがどうか</p> <p>(2) 助成額について</p> <p>工事の助成について、工事費の10%、15%として限度額を30万円にしているところがある。本市の助成は、どのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	高齢者や障害者の足の確保について	<p>(3) 利用しやすい制度を 住民が、気軽に利用しやすい制度にするために助成の額を低くすることが求められている。南九州市の制度は、工事費を200万円以上としているが、これでは住民は気軽に利用できないし、地域活性化の目的から見ても効果を上げることはできない。5万円、10万円などの工事も対象にすべきだと考えるがどうか</p> <p>(4) 工事申し込みも1年に1度ではなく、何期かに分けて申し込みができる制度にすべきだと考えるがどうか</p> <p>1 6月議会で、巡回バス、乗り合いタクシーの取り組みについての方向が示されたが、その後の取り組みはどのようになっているのか</p> <p>2 巡回バス、乗り合いタクシーは、市内周辺部だけでなく、市街地でも交通弱者、買い物弱者への配慮が必要だと考えるが、市街地での取り組みはどのようになっているか</p>	市 長 副市長 課 長
	津波対策について	<p>1 災害情報の全市民への伝達について 防災無線の放送は、風向き、場所によって聞き取れないことが総務文教委員会の所管事務調査で明らかになった。 災害時にすべての市民へ情報を伝えるための方策の具体化を急いで取り組むべきだと考えるがどうか</p> <p>2 避難場所の設定は、まだ行われていないが、急いで設定し、市民に知らせるべきだと考えるが、どうか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>3 避難経路についても、現在配布されている防災マップには書かれていない。避難経路の設定と道路への避難経路案内板の設置をすべきだと考えるが、いかがか</p> <p>4 海岸線地域の住民の状況調査を行い、それに基づいた避難計画をつくるべきだと考えるが、具体化はいつになるのか</p> <p>5 ことしの避難訓練は、立神本町で行うとのことであるが、いつ起こるかわからない地震や津波に対応するために、すべての海岸地域での避難訓練を早く実施すべきだと考えるが、どうか</p> <p>6 災害時の食糧などの物資の備蓄は、どのようになっているのか</p>	
	環境整備について	<p>1 総合グラウンドテニスコート横の駐車場の白線が消えている。整備が必要と考えるが、いかがか</p> <p>2 市営プール付近から花渡川堤防を北へ、国道270号を渡り、湯穴入り口付近までのランニングコースに設置された立て看板が、朽ちて支柱だけが無残なかたちで残っている。最近になって、残された支柱に距離が書かれた札がつけられたが、草を刈り、もう少しきちんとした整備ができないか</p> <p>3 国道225号は、樹木が伐採され峯尾峠が明るくなり、見通しもよくなった。今まで隠れていた看板も目につくようになった。ところが「枕崎市平和都市宣言」の看板には、かずらが絡みつき、何も見えない状態になっている。改善を</p> <p>4 ヤンバルトサカヤスデの駆除について、ことし</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	道路の整備について	<p>の大雪で少しは減ったようにみえたが、最近、また活発に動き出している。</p> <p>(1) 人海戦術での山際作戦の効果は</p> <p>(2) 湿気の多い側溝は、ヤスデの好む場所である。個人の努力にも限界がある。山際同様に側溝の駆除ができないか</p> <p>1 瀬戸公園前の県道の改良が中断しているが、今後の計画はどのようになっているのか</p> <p>2 総合グラウンド横、花渡川沿いの道路の中央線が消えている。商工会議所から国道226号の信号までの白線は残っているが、安全に通行できるように白線を引くべきと考えるが、いかがか</p> <p>3 県営住宅前、向かい側は本市弓道場の駐車場前の道路に大きなへこみがある。通学のバイクや大型トラックの交通量も多く危険である。早急な手立てが必要と考えるが、いかがか</p>	市 長 副市長 課 長
沢口 光広	親善大使について	<p>1 本市には、親善大使はいないのか</p> <p>2 親善大使は、必要だと思わないか</p>	市 長
	ふるさと納税について	<p>1 本市の、昨年のふるさと納税額は幾らであったのか</p> <p>2 ふるさと納税のお金はどのように使われているのか</p> <p>3 今後、枕崎出身者等にさらなるふるさと納税を</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	お魚センター について	<p>PRしていく必要があるのではないか</p> <p>1 昨年と比較して、経営状況についてどのように把握しているか</p> <p>2 今後の経営方針を、どのように把握しているか</p>	市 長 課 長
	コミュニティ バスの試験運 行について	<p>1 現在、試験運行に向けてどのように取り組んでいるのか</p> <p>2 バス及びタクシー業者等との協議・検討は大丈夫か</p> <p>3 国や県からの補助金はもらえるのか</p> <p>4 バス利用者の条件は、どのような人がバスを利用できるのか</p> <p>5 試験運行は、いつごろに始めて、いつまで行う予定でいるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	学校教育関係 について	<p>1 本市の小・中学生の体力（身長・体重）や運動能力は、全国・県平均と比較して上回っているのか、それとも下回っているのか</p> <p>2 本市の小・中学生の学力（国語・数学・英語・社会・理科等）は、全国・県平均と比較して上回っているのか、それとも下回っているのか</p>	課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	給食センターについて	<ol style="list-style-type: none"> 1 立派な給食センターが完成しオープンしたが、施設・設備等の概要を説明してほしい 2 給食費は、1人月額幾らなのか 3 小・中学生のカロリーは、それぞれ幾らなのか 4 児童生徒への食育の指導は、どのように行っているのか（学級担任は、生徒たちと一緒に食事をしているか） 	所 長
	医療関係について	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政と本市医師会との連絡会議は、年1回は行うべきではないか 2 行政と医師会、薬局、消防署（救急隊）及び保健所との合同連絡会議は、定期的に開催されているのか 3 市民に生活習慣病の予防、健康体操、心肺蘇生法及びAED電気ショック操作要領等の指導は計画的に行われているのか 	市 長 課 長
城森 史明	再生エネルギー特別措置法案について	<ol style="list-style-type: none"> 1 再生エネルギー特別措置法案が施行されるが、これに対する市長の見解は 2 本市は再生可能エネルギーに対する取り組みをどうするのか 3 太陽光発電におけるメガソーラーの誘致についての見解は 	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	枕崎空港について	1 枕崎空港の現在の使用状況について 2 枕崎空港の今後の方向性と活用策について	市 長 課 長
	お魚センターについて	1 平成23年4月から6月の3カ月収支決算の状況及び7月から9月の3カ月収支の予測をどのように把握しているか（それぞれ過去3年との比較） 2 稚内コーナーの月別売上高とセンターにおける波及効果をどのように把握しているか 3 平成24年度から債務返済の予定であるが、債務返済スケジュールをどのように把握しているか 4 健全経営のための今後の対策をどのように把握しているか	市 長 課 長
	耕作放棄地の問題について	1 地区ごとにおける現状の耕作放棄地の箇所数、面積はどうなっているか 2 お茶、花卉、カンショ、その他に区分したときの年代ごとの農家数はどうなっているか 3 農地・水保全管理支払交付金及び中山間地等直接支払制度について 4 耕作放棄地減少のための今後の対策は	市 長 課 長
清水 和弘	本市の活性化について	1 6月定例会の一般質問で係長以下で構成するプロジェクトチームにより、活性化対策案が報告さ	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>れたと言うが、その内容はいかがか</p> <p>2 企業誘致のプロジェクトチームをつくる考えはないか</p> <p>3 福島県矢祭町へ職員を派遣する考えはないか</p> <p>4 三島村ヨットレースについて、本市は歓迎セレモニー等をするべきだったと思うが、市長の考えはどうか</p>	
	河川の悪臭、汚染対策について	<p>1 河川、施設に対し、これまでにEM菌を使用し、悪臭・汚染対策を進めているが、今後のさらなる対策はどうか</p>	市 長 課 長
	国民健康保険税について	<p>1 健康課が、これまで市民に対し実施してきた国民健康保険税の抑制対策はあったのか</p> <p>2 本市の後発医療薬品の使用率はどのくらいになっているか</p> <p>3 今日までに、市内薬剤師会、医師会と意見交換会をしてきたことがあるのか。あれば国民健康保険税の抑制対策について、協議をしたことがあるか。 また、今後、薬剤師会や医師会との意見交換会を実施する考えはないか</p> <p>4 国民健康保険税の今後の推移はどうなるのか</p>	市 長 課 長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	サッカー競技場の設置について	<p>1 深浦グラウンドをサッカー競技場とする場合、車の駐車場がないが、対策はどのように考えているか</p> <p>2 競技場が狭いが、周囲の土地購入状況はどのように進展しているのか</p> <p>3 グラウンド整備への協力体制について、市内サッカー協会メンバーによれば、グラウンドを平らに整地してくれればメンバーにより、芝の種をまくと言っている。芝が生育するまでの期間（6カ月ぐらい）グラウンドの使用を禁止できないか</p>	教育長 課長
	神園川河口堆積物問題について	<p>1 現在、神園川河口は土砂等が多量に堆積し、遊漁船の方から夜間は転覆などの危険があるので、ドレージングしてもらえないかとのことであるが、当局の考えはどうか</p>	市長 課長
沖園 強	ごみ行政について	<p>1 資源ごみを売却するに当たって、逆有償による支出はないのか</p> <p>2 資源ごみの分別にかける収集コストやペットボトルの中間処理手数料と、資源ごみの売却した換金化との関係はどのようになっているのか</p> <p>3 ダンボールや古新聞を無料で収集する事業者がいる。外部委託によって市が回収している資源ごみを無償で収集する事業者はいないのか</p> <p>4 内鍋清掃センター焼却場の延命化と今後の建設計画の協議はどのようになっているのか</p>	市長 副市長 課長
	教育行政につ	<p>1 各小中学校で児童・生徒の減少が進行している</p>	市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	いて	<p>が、向こう5年間の推移を示せ</p> <p>2 望ましい児童・生徒数や学校の規模をどのように考えているのか</p> <p>3 学校再編の検討はどのようになっているのか</p> <p>4 金山小学校区のアンケート調査はやらないのか</p>	副市長 教育長 課 長
	防災対策について	1 防災無線の難聴区が確認されている。エリアトークを設置している公民館と難聴区解消策との公平な行政運営はどうあるべきか	市 長 副市長 課 長
	行財政運営について	<p>1 臨時財政対策債の発行に当たって、後年度における交付税措置は100%確保できるのか</p> <p>2 集中改革プランによる電子自治体の推進の取り組みは、どうなっているのか（電算システムの導入）</p>	市 長 副市長 課 長
吉松 幸夫	生活環境について（枕崎市総合振興計画）	<p>1 安全で潤いのあるきれいなまちづくりの中で、快適な住まいづくりの推進とあるが、快適な住まいとはどういうものを考えているのか</p> <p>2 良質な住宅の整備の中で、公営住宅建替事業の推進とあるが、進捗状況はどうか。また、街中居住の誘導とあるが、具体的な対策は</p> <p>3 少子・高齢社会に対応した多様なタイプの住宅供給の内容は</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>4 収入基準の緩和された住宅の建設とあるが、どういうことか</p> <p>5 公的融資制度に関する情報提供とあるが、どのようにしているのか</p> <p>6 地域にふさわしい緑空間の整備とあるが、枕崎にふさわしいと思われる緑空間とはどのようなものか</p> <p>7 きれいな水環境の整備について、市上水道施設の改良整備の進捗状況はどうなっているのか</p> <p>8 地域水道等の施設整備の状況はどうか</p> <p>9 暮らしの水環境を支える下水道等の整備について、合併処理浄化槽設置事業の推進とあるが、現状はどのようになっているのか。その対策は</p>	
	小中一貫教育について	<p>1 今年立神地区で行われているが、現状はどのような状況なのか</p> <p>2 アンケート調査をしたということだが、結果はどうか</p>	市長課長
	都市整備について	<p>1 日之出・宮前の踏切改良のその後の状況はどうか</p> <p>2 市街地の道路及び側溝整備について、中心部の下水が老朽化し、破損している箇所が数カ所あるが、改良計画はあるのか</p>	市長課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
新屋敷 幸隆	本市の観光について	<p>3 桜木町の歌留多前交差点で交通事故が多く発生しているが、信号機等の設置はできないか</p> <p>1 本市の歴史・文化をひもとけば、まだあまり知られていない名所、旧跡、伝説が存在する。歴史、文化、食等を洗い出し、新たな観光資源、スポットを見出せないか</p> <p>2 他市の観光資源をみるとき、その地に伝わる伝説をもとに、それを膨らませプロデュースし、大々的にメディアに載せることによって、経済、産業、商業にインパクトを与え、成功に導いている。本市も伝説を創造し、新たな観光の起点とするのはどうか</p> <p>3 市内のプール、キャンプ場、観光案内所等の利用率は</p>	市 長
	三島村と稚内との交流について	<p>1 本市と三島村を結ぶフェリー「みしま」の試験運航が平成20年に始まり、現在、実証運航が実施されているが、これを早く定期航路とするために市としても大いに交流を図り、航路にもっと力を注いでもいいのではないか</p> <p>2 稚内との今後の経済、産業、商業、人的交流は</p>	市 長 課 長
	防災訓練について	<p>1 平成23年9月25日に実施される本市防災訓練では、本市に津波が襲来すると想定されているが、情報伝達、避難誘導、避難所開設等、具体的にどのような訓練をするのか</p> <p>2 大変重要な訓練であると思うが、市民に多く参</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	塩屋地区の道路について	<p>加してもらうために市民にどのように周知させ、参加を促すのか</p> <p>3 毎年、防災訓練に参加しているが、どうも全体的にばらばらで間延びしている。参加者全員が一丸となり、一極集中型の訓練の方法はないか</p> <p>1 今回の防災訓練は、立神地区で実施されるが、塩屋地区は海岸に沿った集落であり、真っ先に被害を受けることが想定されることから、以前、陳情があった緊急車両の進入ができない道路の拡張、拡幅の問題を考慮すべきではないのか</p>	市 長 課 長
	平成23年度国民健康保険特定健康診査について	<p>1 健康診査、複合診査において各会場、何人の市民が健診を受けたのか</p> <p>2 平成24年度の特健診の受診率により、平成25年度の後期高齢者医療制度への支援金の額が増減されるということだが、どういうことか。その対策は</p>	市 長 課 長
中原 重信	枕崎市クリーン堆肥センターについて	<p>1 今の状況は、その後悪臭対策に対しては進展があったのか</p>	市 長 課 長
	災害対策について	<p>1 東日本大震災から学ぶべき教訓として市長が一番考えていることは何か</p> <p>2 東日本大震災規模の地震、津波が来た場合、被害を受ける地域、学校は</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		3 防災教育について 4 自主防災組織の組織率は 5 女性消防隊の育成について	
	お茶振興法について	1 主な目的は何か 2 本市の茶業にどのように生かしていくのか	市 長 課 長
	別府小学校の防球ネット設置について	1 設置について検討はなされているのか	市 長 課 長

平成23年第8回定例会予算及び決算特別委員会における
ける当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第45号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,190万円を追加し、予算総額を103億4,360万円にしようとするもので、当初予算に対して2.8%の伸びとなる。
債務負担行為の補正は、臨空工業団地造成地取得事業の変更によるものである。地方債の補正は、補助災害復旧事業債の追加及び臨時財政対策債の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、財政調整基金及び減債基金の積み立て、国民健康保険特別会計繰出金、プレミアム付き商品券発行事業補助、南薩地区消防組合負担金、補助災害復旧事業費、臨空工業団地取得事業などである。
以上の財源として、繰越金1億5,328万8,000円、繰入金3,942万5,000円、市債1,990万円、財産収入1,879万2,000円、県支出金931万6,000円、諸収入872万1,000円、国庫支出金412万5,000円、分担金及び負担金12万8,000円の増、地方特例交付金179万5,000円の減で措置してある。
- ・ 財政管理費中、地方公会計の整備で、31万5,000円減額補正は、委託契約を結んだ執行残である。
- ・ 新公会計制度に伴い、取得した年度から減価償却を行うのが今までの総務省モデルであったが、新会計モデルにおいては1年置いた翌年度から償却を行うことになった。
本市の一般会計のバランスシートにおける純資産の部の現象は、旧総務省方式で平成12年度から19年度まで作成したバランスシートの状況を見てみると、7年間で30億円を超える純資産の減少があった。しかし、新たな総務省方式改定モデルによって作成した平成20年度と21年度のバランスシートの純資産の部の状況を比較してみると、経済対策事業等の実施、財政調整基金の積み立ての増、地方債残高の減などにより約5億円の純資産の増加が見られた。
- ・ 総務費中、訴訟費用に関連し、産業厚生委員会の現地調査で、事前に草を刈って現場を見ていただくのが当然だったが、現在、裁判になろうとしている相手方のちょうど水路に面しており、その辺に立ち入って伐採するということはまたトラブル等があったら困るということで、草を刈らなかった。
- ・ 平成5年に市が土地を購入して、当然そのときに登記すべきことであったが、499番の1の登記名義人の相続人が実際の土地所有者と異なっていたため、登記承諾を得ることが困難であった。当時は各課で登記事務を行っており、当時の耕地課においては登記事務に精通した職員がいなかったことや、平成5年は未曾有の災害が発生した年であり、そちらに業務が集中して登記事務が取り残されてきたということである。いかなる理由であれ、登記を怠ったのは市の責任である。
- ・ 登記の未処理状況は、今現在、平成5年分が残っているのが、未処理件数として耕地課、平成5年度13件、6年度9件、7年度13件、8年度1件、9年度以降は0件、農政課については5年度0件、6年度12件、7年度12件、8年度44件、9年度10件、10年度46件、11年度0件になっている。土木課は、その当時、登記専門の職員がいた。
- ・ 当然、登記を適正に行うというのは行政の責任でやらないといけないことなので、職員がいた、いないという話ではなくて、もし、いないということであれば、必要な人的な配置をすなりして、対応すべきことであった。
- ・ このような手続の処理として、当時、平成7年度までは各課で掌握していた。その後、全課統一した処理として各課の分を掌握するため、5年度から7年度については、各課ヒアリン

グで資料を作成した。

- ・ 相手方との話し合いは、市役所であったり、相手方の整備工場の事務所だったり、外で立って話をしたり、場合によっては整備工場のいすに座って話し合いをしている。
- ・ 行政事務のミスによる相手方への謝罪は、指摘のとおり、平成5年の時点で登記をきちんと市に直しておけば、こういう問題に発展しなかった。市としては大変申し訳なかったと考えている。謝罪についても、当然、相手方の自宅とかに行き農政課長等が話をする中で、お詫びを申し上げた上で、分筆登記をお願いしている。
- ・ 平成5年の時点で購入して、分筆登記がなされなかった理由として大きなものとして1つは、担当課が非常に忙しかったこと、また、実際の土地所有者と名義人が違ったということである。実際の土地所有者は、売買契約書に出ている名前の方であるが、名義がこの方とは関係のない方の名義になっている土地であり、その方が亡くなって、娘に相続をされている土地であった。
- ・ 実際の所有者と土地の名義人と違う場合は多々あることだと思っており、この土地がまさしくそういう土地であった。当然、該当する土地の隣の方とか公民館長が、その土地はだれが普段から所有して、だれが管理しているというのは十分承知しているということで、間違いなくこの売買契約書に載っている方の所有であるという判断で購入したものである。
- ・ 未処理案件の課税台帳は、7年間の保存期間後処分している。現所有者の確認の一つとして、過去の地籍の当時の境界の立会人に17558-1については、____さんが立会人をしているようである。市の課税台帳については、税の時効の関係など十分な期間ということで7年の保存期間後、廃棄するのが適正な処理である。またこの土地については、当時は田であるので、この土地自体が課税標準以下でかかっているのかもしれないし、課税台帳そのものはなかった可能性もある。
- ・ 名義等、実際の所有者が違うという状況ではあったことではあるが、最終的に平成11年8月に私どもが購入した方に登記が時効取得というかたちで登記が直っており、その後、その方の子供が相続して、今回の訴訟の相手方に売買されているということであるので、もともとの私どもが契約をした方が所有者であった。名義は違うが、所有者であったことは誤りがなかった。
- ・ 平成11年当時の原因は、昭和44年4月21日時効取得というかたちで、昭和44年ごろ____さんの家督相続人____さんから____さんに時効取得がなされたということで、登記の経緯に載っている。今の時点で、昭和44年に____さんが取得されたものだということで判断されると思う。
- ・ 登記とかすべての書類が整った上で手続をとっていくのが正式なやり方である。ただ、工事など事業を進めていく中で、登記名義が古いままで修正されていないような土地が出てくることもある。そのときは、実際、ずっと耕作しているというような事実を関係者の方々から確認をした上で、名義とは違うけど実質的な所有者の方を特定して契約を結ぶ。本来は登記とか全部先にできれば一番いいが、事業を進める中で、その登記はその後補正するという手続を進めることは、事例によっては出てくる。
- ・ 平成8年以降は、事業をする中で名義人と契約者が違う場合は、県の事業も一緒であるが、その名義人から契約及び支払いについては、現所有者としてもいいということで委任状及び登記のときも使うが印鑑証明書を添付したのを確認した上、現所有者、契約者と契約するように指導している。現在は、委任状制度を県と同じようなかたちで用いて、対応している。
- ・ 当時の手続に登記を直していなかったこと、名義人が変わっていた場合の委任状の関係部分について不備があった。
- ・ 土地代金は、当時、登記前支払申請書というのが提出されており、それによって支払っている。登記が時間を要するような案件については、支払いは、登記前支払申請書を出してもらっ

て、それに基づいて支払っていた。

- ・ _____さんが、この土地について譲渡をしたということではないと思っているし、最終的に_____さんの相続人である息子さんは、この水路の用地を含めて売買をしたという認識はない。あくまでもこの水路部分の用地を除いた水田の部分売却したと認識されていると聞いている。譲渡禁止の条項に違反して譲渡があったとは考えてはいない。
- ・ 訴えの理由は、売買による取得を理由に真正な登記の名義の回復をしたいということだ。今の登記の状態が正しくないということを裁判の中で主張をして、登記を改めたい。
- ・ 平成5年当時の名義については、_____名義であったので、まず、その名義からその家督相続人である_____さんへ名義変更する必要があった。その後、時効取得というかたちで、_____さんから_____さんへ名義変更する、そういう手続が当時、普通であったと考えられる。
- ・ この件を含めた登記事務のあり方については、体制も含めて、不適切な部分があったので、平成8年から新たな体制をとって、一元化して、未登記の解消というかたちで体制を整えている。
- ・ 現在、分筆移転登記に応じていただけるという状況が全くなく、水路の占用料を支払うようにというような要請がある中で、現時点では、なかなか交渉、協議の中で解決を見出すことは難しい。水田の利用者の方々にこれ以上、不安定な状態で迷惑をかけることはできないと考え、最終的な手段として、裁判で決着をつけたい。
- ・ 平成13年2月、相手方が分筆及び移転登記の承諾の約束は口頭の約束だった。
口頭での約束なので、書面があるということではない。ただ、記録というかたちで、証明をしていくということをせざるを得ない。
- ・ 平成11年9月、相手方が土地所有者より買い受けて、登記の手続を開始したと思われるがあるが、同時期に相手方が農地転用申請等を手続中なので、そういう事務は待ってくれという申し入れがあったということから、この時期に手続を開始したのではないか。
このことは、記録していると聞いている。相手方との交渉の内容の具体的な記録を、当然、当時の担当者に経過を作成してもらった。
- ・ 平成11年の相手との交渉についても、相手方の登記が完了したため、市は登記の手続を再開するうえで、測量の必要があり、協力等を求めて話し合いをしたが、協力は得られなかった。
- ・ 災害で業務が多忙になって、その影響が平成5年、6年、7年ぐらいまであったと聞いているが、当然、やっぱり、現場は忙しくても登記はすべきであった。
- ・ 10年間放置したことは、やはり市の業務の執行の仕方として不適切だったと考えている。当然、相手方がしばらく待ってほしいと言われてそれを受け入れたということはあっても、ある程度の期間が経った時点でもう一度働きかけをして登記をするという努力をせずに時間を経過させてしまったことについては、市の対応としては誤っていたと考える。
- ・ 裁判費用は17万5,000円お願いしてある。今後、裁判が終わった時の成功報酬として15万7,500円以内で弁護士に報酬を支払うことを予定している。
- ・ 筆界特定制度については、境界には2つの種類、公法上の境界と所有権界があることになっている。この筆界特定制度は、公法上の境界すなわち筆界を特定するための行政制度であり、今回のような所有権界については、該当しない。
- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度から地方財政の不足分を国と市が折半するというかたちで、国については一般会計からの加算、市については借り入れを行うというかたちの実質的な交付税であって、後年度その償還については交付税に算入される。
- ・ 現在の市の償還状況と交付税の状況を見てみると、実際償還を上回ったかたちで交付税措置がなされているような状況である。臨時財政対策債の残高も一般会計の地方債残高の4分の1

程度を占めるようになってきている。今後もこの措置がずっと継続していかなければ逆に財政運営は成り立っていかない。法で保障されたものであるので、今後とも交付税の措置がなされていくものと考えている。

- ・ 外国人住民に係る住民基本台帳システム等の改修は、住民基本台帳の改正に伴うもので、現在の住民基本台帳としては日本人を対象としているが、これを新たに3カ月以下の短期滞在者を除いた外国人も基本台帳の適用対象に加えて、各種行政事務の基礎とすることによるものである。平成23年9月1日現在の外国人登録者数は、367名となっている。
- ・ 農業振興費中、771万7,000円の減額は、融資主体型補助事業が当初で772万1,000円の予算を計上してあったが、その補助金は、これまで国から市、そして担い手協議会を通してそれぞれ事業を実施される農家の方へ流れていくようになっていたが、ことしから制度が変わり、国から直接担い手協議会へ補助金が流れるということで、減額補正した。
- ・ 林業振興費中、土地購入費136万8,000円は、これまで、地主の方から借りていた瀬戸桜公園の入り口の駐車場を、今回、1,052平方メートル購入するものである。
- ・ 魅力あるまち再活性化プロジェクト調査事業は、中心市街地の活性化と観光交流拡大プロジェクトである。主な事業は、中心市街地を活性化するため、講演会並びにワークショップ等を行った後、中心市街地の活性化企画コンペを実施する。さらに、中心市街地の実態調査並びに空き店舗の実態調査、先進事例の検証等を行う予定である。
観光交流プロジェクトは、火之神公園の海幸、山幸等、新たな地域資源の掘り起こしを検討し、それに付随する観光商品づくり、モデルツアーを考えている。
- ・ まちなか賑わい創出事業は、今回、駅前通りのアートストリート事業が完成したので、それに伴うまちなかの展示スペースとして、まちなか美術館を設置し、くつろぎ茶屋、ミニショップ等を考えている。場所の候補地は、ふるさと雇用事業をやっている事業所の隣に考えている。
- ・ 新規雇用は、魅力あるまち活性化プロジェクト事業は3名、まちなか賑わい創出事業は、新規に雇用する失業者5名が全員、このにぎわい創出事業の中に専業として雇用される。これは失業対策事業であるので、ハローワークに登録をした失業者の方を新たに雇用することが条件になっている。
- ・ 力みなぎる南薩農山漁村活性化対策事業（南薩クリーンアップ促進事業）は、振興局事業の2分の1補助事業で、本市が事業主体となって取り組む。内容は、畜産農家を集めて悪臭を中心とした臭気対策の研修会を10月に開く。
- ・ 消防費中、南薩地区消防組合の負担金786万5,000円は、南薩地区消防組合本部の防水工事の負担金である。昭和55年に枕崎地区消防組合で本部として消防署も一緒に建てるときに、一部組合債を借りて建てたという経過があり、南薩地区消防組合の財産になっている。消防本部の取り扱いは、本部はそれぞれの所在する市が無償貸付をするというのが慣例であるということを組合本部の中で確認をしており、消防本部の建物については、枕崎市が全額負担すべきであることの確認がされているので、本市が全額負担をするものである。

○委員からの意見・要望

- ・ 現地確認のための委員会調査である。（議案第55号関係）当然、現地がどうなっているかというのはきちっとわかるようにしておくのが当然のことである。議会の調査を市が妨害しているようなものである。これは、議会軽視以外の何ものもない。
- ・ 登記事務は、社会に対する公的な手続として市として責任があるわけだから、耕地課に専門の職員がいなかったから、できなかったでは済ませられない。
- ・ 各課でやろうが、統一してやろうが、法的手続を済ませるといえるのは、市全体として市長の責任である。それが放置されてきたというところに、今回の最大のトラブルの原因がある。こ

のような事務的な怠慢が、実際には市民にも大きな被害を与えてきている。こういう行政の怠慢から起こった問題については、相手方に対してきちんとした謝罪をしていくのが筋である。

- ・ 災害が起きて忙しくてできなかったとか、全然関係ない話を理由として言っている。きちんとした登記事務をするという姿勢に行政自体がなっておらず、いいかげんに物事を進めてきている。この契約書を見ても、登記前の支払申請書にしても、事務的なミスがいっぱいある。登記を終了した後、金を払うということについても、日付なしの文書で払っている。
何でこんなことがまかり通ったのか、どこに責任があるのか、もう少しきちんとした調査をすべきである。みずからの行政事務のあり方について、総括も調査もしないで、そのツケを一市民に全部吹っかけて裁判を起こすとは、とんでもないことである。
- ・ なぜ、このことが起きたのかを明らかにして、市民、社会に対して報告する義務がある。それをやってこそ、まず、相手と話し合いをするとなるべきだ。
- ・ 行政事務の怠慢によって引き起こされた今回の事件だが、このようなトラブルを引き起こしたという点では、相手方に対して、市の最高責任者がきちんとして正式に謝るとするのは当然だ。
- ・ 市は、相手が強いところには物を言わない。相手が大きい市民に対しての対応が全く違う。力の弱い一市民を相手に権力を使って裁判でもって押しつぶそうとしている。これは全く間違った市政のあり方である。
- ・ 問題を抱えながら、10年間ぐらいは動きが全然なく、今年、3月に入って紛糾してきて、3月から半年も経たないうちに裁判という状況になっていることは理解に苦しむ。
- ・ 立法権、司法権、行政権という中で、行政が当初からきちんとしておけば、おかしな展開にならなかった。その後も10年間に及ぶ行政の怠慢から考えると、むしろ、本市の行政の失態を司法の場にゆだねて、逃げの格好になっていると考えられなくもない。今一度、この辺のみずからのやってきたことも、きちんとして反省をすれば、話し合いの余地は全然ないとは思わない。話し合いできちんとできればむだな経費もいらぬ。今一度、話し合いをしていただきたい。この弁護士費用の執行については、保留していただきたい。
- ・ 基金事業での雇用対策は、雇用対策と言いながら、非常に見えにくい。市議会としても、きちんとしてチェックする必要がある。NPO法人等がどういった状況で事業実施しているのかを、事業が終わった段階で報告をいただきたい。

◎議案第46号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ410万9,000円を追加し、予算総額を42億0,565万7,000円にしようとするものである。
歳出の主なものは、後期高齢者医療制度の23年度の確定通知に基づく変更で、後期高齢者支援金60万1,000円の増額及び前期高齢者納付金2万3,000円の増額である。ほかには償還金及び還付加算金86万円及び直営診療施設勘定への繰出金262万5,000円の増額である。
以上の財源として、繰入金1,665万円の増と国庫支出金1,254万1,000円の減で措置した。
- ・ 直営診療施設勘定は市立病院の機械購入にかかわる繰出金、CTの購入である。今回の計上は、内示があったためである。
- ・ 国保の財政安定化支援にかかわる繰出金は、当初予算においては、平成22年度の交付税の措置額を計上していた。8月5日付で交付税が決定されたことに伴い、財政安定化支援事業にかかわる事業費分、交付税措置分が決定したことに伴い、今回、計上する。
- ・ 今回の一般会計の補正財源は、繰越金の余剰があったこと、臨時財政対策債等の一般財源で措置している。
- ・ 国保安定化支援事業の算定額及び措置額は、平成18年度までは1億代の金額であった。一

番多いときで、平成12年で1億5,300万円余りである。その後19年度の算入額だが、9,100万円台、20年度が6,500万円台、21年度が6,100万円台、22年度が5,400万円台、今回が若干復活して5,700万程度になっている。

平成20年度から極端に減ってきているが、これは、後期高齢者が始まったという制度改正や、対象人員の問題、医療費総額の問題がある。

- ・ 交付税の算定項目は、従来、保険料の応能割の保険料の税負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと、高齢者が特に多いことという3つの大きな項目があり、従来、本市はこの高齢者が多いこと、病床数が多いという項目で、支援金の算定が高く出ていた。だが、最近になり、国ベースの配分が若干ずつ変わってきたということで、制度改正とその後、21年度、22年度あたりでは、応能割の保険料負担能力が特に不足しているというところに傾斜配分が多くなり、本市は負担能力が高いので、全体的にいくと、その分で算定額が落ち込んできたと分析をしている。

◎議案第47号平成23年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ356万2,000円を追加し、予算総額を2億8,188万1,000円にしようとするものである。

歳出の主なものは、22年度決算に伴う精算分で後期高齢者医療広域連合納付金105万7,000円、諸支出金250万3,000円の増額である。

以上の財源として、諸収入3,000円、繰越金355万9,000円の増で措置した。

◎議案第48号平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 当局説明

- ・ 今回の補正は、1億1,885万6,000円を追加し、総額を21億2,171万2,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.9%の伸びとなっている。

内容は、介護給付費準備基金積立金4,063万3,000円、第1号被保険者の保険料還付金40万1,000円、平成22年度の決算確定に伴う精算返納金、介護給付費負担金等返納金、このうちの国庫支出金、県支出金、支払基金交付金分、合わせて4,110万1,000円と、一般会計繰り出し分3,672万1,000円は、平成22年度の決算確定に伴う精算返納金である。

以上の財源として、繰越金1億1,845万5,000円と介護給付費準備基金繰入金40万1,000円の増で措置している。

- ・ 22年度末基金積立額残額は、1億7,280万1,119円であり、23年度予算で3,116万3,000円を取り崩し、今回、基金積立計上額4,063万3,586円を合わせると、今回の補正後による積立金額は、1億8,227万1,705円となる。
- ・ 一般会計繰出金3,672万1,000円の理由は、給付費負担金、地域支援事業費補助金、事務費それぞれに一般会計からの負担がある。給付費負担金と地域支援事業費補助金は、市の負担金割合は12.5%で、事務費は、全額が一般会計からの繰入金によって賄われている。

給付費負担金は、市の22年度の交付決定額が2億4,696万3,000円であったが、給付実績が2億1,351万0,977円で、返納額3,345万2,023円、地域支援事業費補助金は、市の負担金の交付決定額は596万2,000円であったが、事業実績として、462万3,007円で返納額133万8,993円、事務費の繰入金は、交付決定額が4,525万4,000円で、事業実績4,332万3,308円で、返納額193万692円となり、合わせて3,672万1,708円の返納額が生じている。

- ・ 次期計画の策定は、国、県からワークシートが示され、それに基づいてサービスの予想量あるいは給付費の予想額を出し、第5期の施設あるいは整備等の予想を立てていくことになるが、

まだ現在県から示されているワークシートが、サービス料見込みの部分までしかまだ示されていない。

実際、市議会等に諮るのは、11月あたりになってからで、2月ぐらいまでには市議会等の意見を聞いて計画を立てて、3月末の計画策定となる見込みである。

- ・ 介護保険料は、サービス料の見込みとして被保険者の見込み数をあわせて計画し、どれくらいの保険料になるかというのを予想しないとイケない。

まず、特別養護老人ホームの待機者解消の問題がある。この前の調査は119名という待機者がいる中で、どのように解消していくのか。今まで施設整備に国の37%基準があったが、撤廃された。施設整備の兼ね合いと保険料との兼ね合いが出てきている。

保険料は、本市は県内各市町の中でも最低水準、一番低い。国あたりが5,000円を超すと、あまりにも負担が重いんじゃないかということで懸念はされている。

本市の場合は、幸いなことに県の中でも最低水準のところの保険料で維持できているし、また基金積立の額もあるので、保険料の上昇を抑えるために使っていないとイケない。

- ・ 特別養護老人ホームに限らず、いろんな社会福祉施設、保育園等を含めて、一般企業の参入を認めようという流れはあるが、未だ審議の段階であって、まだ法的にどこまで整備されているか、正確な情報はまだ伝わってきていない。

◎議案第49号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、5,431万3,000円を減額し、総額を8億0,802万4,000円にしようとするもので、当初予算額より6.3%の減となる。債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場水処理設備工事の変更に伴うものである。地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。主な内容は、人事異動等に伴う人件費等の増額、国庫補助内示額減額に伴う管路施設工事、終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定事業の減額並びに公債費の借入利率の変更に伴う減額で、一般管理費で70万円の減、処理施設管理費で6万6,000円の減、排水施設管理費が116万1,000円の増、下水道整備費が5,445万1,000円の減、公債費が25万7,000円の減である。

以上の財源として、繰越金73万7,000円の増、国庫支出金3,255万円及び事業債2,250万円の減で措置した。

- ・ 下水道整備費の減は、当初の要望額が、5,970万、3,255万円減額の内示があったので、それに伴って減額をしたものである。

この理由は、おそらく東日本大震災への予算の配置になったのではないかと考えている。これだけ減額されると、整備が若干、遅れるということは間違いない。

- ・ 長寿命化に関する策定をしなければ、補助事業を取り込めないなので、今年度より策定事業をお願いしている。長寿命化計画のフローを出しているが、基礎調査などの詳細調査、健全度の評価といったものを行うが、そんなに大きな影響は出ないのではないかと。
- ・ 事業債の比率と公債費の比率が他の会計と比べ、公債費の割合が大きくなっているのは、初期から投資額が大きいため、返済分が後へ押してくるため、その分で大きくなってきている。

◎議案第50号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は収益的支出において人事異動等に伴う給与費1,069万1,000円を追加するとともに、新病棟消耗備品等購入費の増額及び看護師委託料等の減額に伴い、経費を1,022万1,000円減額し、また平成22年度許可債の借入額及び借入日の確定による企業債利息39万3,000円の減額に伴い総費用を7万7,000円追加しようとするもので、補正後の収益的収支は

1億9,645万2,000円の純損失となる見込みである。

資本的収入及び支出は、財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金事業に係る往診車と器械備品購入費500万円の追加及び医療機器購入額確定による更新事業費1,250万円の減額に伴い、収入額を750万円減額し、収入額が支出額に対して不足する額3,521万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,221万7,000円、建設改良積立金1,300万円で補てんしようとするものである。

- ・ 医療機器購入費1,850万の減は、平成23年度の購入予定として全身用CT装置、さらにX線テレビジョン、それと画像システムと、この大型機器を予定し、予算計上していたが、この執行額が1,800万ほどの減額で購入ができたということである。

全身用CT撮影装置は、当初予算3,000万が最終的に2,415万円で購入し、585万円の減額である。X線テレビジョンは、1,000万の計上に対し、最終的にベッドの昇降式に変更し、1,050万円となり、50万円ほど不足が生じ、既定予算の中で調整をした。

画像システムは、2,100万円で計上していたが、735万円で契約ができ、1,365万円の減額で済んだ。この3点のトータルが1,800万程度になった。

- ・ 長寿社会づくりソフト事業費交付金は、地域医療の充実、発展を図り、健全な長寿社会を構築していく地方公共団体等を財団法人地域社会振興財団が支援するというものであり、たまたま今年5月に自治体病院として総務大臣表彰を受けたということで、その総務大臣表彰を受けた病院に対しては、この財団のほうから一病院あたり500万ずつの交付をするということで、通知をいただいた。
- ・ 今後の経営計画は、医療施設の耐震化整備補助金を導入して、病棟のすべての建てかえをやるという段階で、総事業費9億程度ということであった。その中で、平成23年度、24年度については少なくともこの2カ年間は赤字決算せざるを得ないということは、予算を計上したときに申し上げたとおりである。これについては、財産として台帳に残っているものをすべて損失として財産を処分しなければならない。ただ、現金支出は伴わないので、数字上の赤字決算を少なくとも2カ年間は続けていくということで、予定どおりである。

◎認定事項第1号平成22年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成22年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況は、歳入総額は、108億3,373万8,000円で前年度に比べ6,156万円の増となっている。
- ・ 歳出総額は105億7,728万8,000円で、前年度に比べ1億0,851万4,000円の増となっている。なお、歳入歳出決算規模がともに前年度を上回ったことは、定額給付金交付金事業の改減や国、県等の経済対策事業が減となったものの、子ども手当の創設、学校給食センター建設事業、地域総合整備資金の貸し付けなどが主な要因となっている。
- ・ 歳入歳出差引額である形式収支は、2億5,645万円で前年度に比べ4,695万4,000円の減となっている。
- ・ 平成23年度への繰り越し事業にかかわる、翌年度に繰り越すべき財源は633万3,000円となっており、形式収支からこの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2億5,011万7,000円で、前年度に比べ3,148万8,000円の減となっている。
- ・ 実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、実質収支が前年度に比べ3,148万8,000円の減となったことで同額の赤字となっている。
- ・ 財政調整基金の積み立てである積立金は4億1,875万円で、前年度に比べ2億0,515万円の増となっている。
- ・ 財政調整基金の取り崩しである積立金取崩し額、地方債繰上償還金についてはない。

- ・ 実質単年度収支については、3億8,726万2,000円で前年度に比べ7,897万1,000円の増となっている。
- ・ 歳入決算額の目的別構成比は、地方交付税38.5%、市税19.9%、国庫支出金11.5%、市債10.0%の順となっている。
- ・ 前年度決算額との比較で増減額の大きなものについては、市債が学校給食センター建設事業及び地域総合整備資金貸付にかかわる借り入れが皆増するとともに、臨時財政対策債、退職手当債などについても増となったことから、3億9,210万円の増となったのを初め、地方交付税が雇用対策地域資源活用臨時特例費の創設や、国の補正による増額などにより1億6,231万6,000円の増、繰越金が8,462万4,000円の増、県支出金が5,915万6,000円の増となる一方で、国庫支出金が子ども手当の創設や、学校給食センター建設事業などの増要因もあったものの、定額給付金交付事業を初めとする平成20年度からの繰り越し事業の改減、国・県等の経済対策事業の減などにより、4億8,070万円の減、市税が9,918万8,000円の減、財産収入が6,890万8,000円の減となっている。
- ・ 歳出決算額の目的別構成比については、民生費が32.2%、総務費16.3%、公債費15.2%、教育費10.2%の順となっている。
 また、前年度決算額との比較で増減額の大きなものについては、民生費が子ども手当の創設や子ども医療費の無料化の拡大などにより、3億2,592万8,000円の増となったのを初め、教育費が学校給食センター建設事業や、風の芸術展の開催などにより1億7,995万9,000円の増、農林水産業費が平成21年度から繰り越した森林環境保全整備事業の実施や、地域総合整備資金の貸付などにより9,697万8,000円の増、労働費がふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の増などにより、4,165万円の増となる一方で、土木費が経済対策事業による市道整備事業の改減に加え、地域活力基盤創造交付金事業や下水道事業特別会計繰出金の減などにより、1億7,401万3,000円の減、総務費が財政調整基金の積み立てなどが増となったものの定額給付金交付事業の改減などにより、1億1,196万8,000円の減、衛生費が内鍋清掃センター建設にかかわる南薩地区衛星管理組合特別負担金の減などにより、8,684万7,000円の減、公債費が公的資金保証金免除繰上償還の改減などにより、6,767万円の減となっている。
- ・ 財政力指数は0.377で、市税の減などにより基準財政収入額が減少してきているのに加え、特別枠の創設などで基準財政需要額が増加してきていることにより、前年度に比べ0.019ポイント低くなっている。標準財政規模は、67億7,249万円で標準税収入額は減となったものの普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が増となったことにより、前年度に比べ1億9,227万2,000円の増となっている。
- ・ 経常一般財源収入額は、63億0,451万円で市税や地方贈与税などは減となったが、普通交付税の増などにより前年度に比べ、2,593万5,000円の増となっている。
- ・ 標準財政規模に対する実施収支の額の割合で示される実質収支比率は3.7%で、実質収支額が減となったのに加え、比率を求める算式の分母となる標準財政規模も大きくなったことにより、前年度に比べ0.6ポイント低くなっている。標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示されている経常一般財源比率は100.7%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっている。
- ・ 財政の弾力性を示す経常収支比率は95.6%で、前年度に比べ2.7ポイント低くなったものの依然として高い水準にある。地方債残高は、118億4,253万9,000円で計画的に借入額を抑制してきたことから、前年度末に比べ3億1,055万2,000円の減となっており、平成16年度から7年連続で減少してきている。
- ・ 積立金残高は、11億5,771万5,000円で財政調整基金の積み立てなどにより前年度末に比べ、

4億2,824万6,000円の増となっている。

- ・ 歳入決算額の財源構造については、自主財源は28.5%で市税などの減により前年度に比べ0.9ポイント低くなっている。依存財源は71.5%で、逆に前年度に比べ0.9ポイント高くなっている。
- ・ 歳出決算額の性質別経費の構成比については、義務的経費は56.1%で子ども手当の創設や子ども医療費の無料化の拡大などによる扶助費の増などにより、前年度に比べ2.5ポイント高くなっている。
- ・ 投資的経費は9.0%で、学校給食センター建設事業の実施などにより前年度に比べ0.1ポイント高くなっている。
- ・ その他の経費は34.9%で、定額給付金交付事業の改減や南薩地区衛星管理組合特別負担金の減などにより、前年度に比べ2.6ポイント低くなっている。
- ・ 市税の徴収率は94.5%で、雇用情勢や景気が依然として低迷する中で前年度に比べ、0.5ポイント低くなっている。
- ・ 財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率については、報告事項第4号で報告したとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債比率は前年度より0.7ポイント低い17.8%。将来負担比率についても前年度により21.8ポイント低い171.1%となっており、いずれの健全化判断比率も早期健全化基準を下回る比率となっている。
- ・ 22年度の時間外勤務手当の額は、1,637万6,000円である。21年度については、1,928万円ちょうどである。
- ・ 22年度の時間外勤務手当の多い課は税務課682万5,204円、財政課151万3,727円、教育委員会文化課126万1,463円、水産商工課90万0,211円、市民生活課82万3,190円である。
- ・ 持ち家に対する住居手当については、国に準じて廃止をするということで、今年度の重要課題ということで職員組合のほうには提示をして現在協議中であり、我々の今年度中に廃止をするという目標で協議を進めている。
- ・ 企画費の中の地方バス路線維持費補助は、生活路線については、鹿児島・川辺・枕崎間、それと伊集院高校・加世田・田ノ野・枕崎間の2路線である。地方バスのほうは、道野・金山線になる。
- ・ 地域活性化センター負担金は、財団法人地域活性化センターが、昭和60年10月に全地方公共団体と多くの民間企業が会員となって設立された財団法人であり、地域活性化の情報提供、調査研究、コンサルタント事業、それと地域づくり助成等の支援事業を行う財団として設立されたものである。この財団の運営負担として支出している負担金である。
- ・ この電子計算組織については、基幹系住民情報システムといい、市民課でメインで使用している住民基本台帳システム、これに付随して税情報、福祉情報すべて含んで基幹系住民情報システムというが、これのシステムについてこの金額を計上している。
- ・ 夜間の外灯点検調査業務は道路照明灯のことだと思うが、道路照明灯を毎月点検していたが、それより住民の通知のほうの方が早いということで、これは毎月巡回するのをやめた。
- ・ 特定施設の設置の届け出については、騒音規制法に基づく届け出である。
- ・ 騒音規制法による特定施設の設置届ということで、工場、事業所の名称いろいろ記載された事項について事業所のほうから該当する事業所については、そうやってこのようなかたちで機械等の稼動とか、そういうのを設置しますということの届け出である。
- ・ 特定施設の設置届け出の中には、使用時間ということで使用開始時間、終了時間ということで記載されているが、これに関しては会社側の就業時間等を加味した中での届け出であるということであり、この時間の規制等については、法的に時間に対する規制等の効力関係について

は記載されていないところであり、その中ではあくまでも騒音規制法によると、就業時間における事業所の稼動に伴う騒音がどれくらい出るのかということで、それを規制するための届け出であると認識している。

- ・ 操業時間は、午前8時から午後5時という時間帯ではあるが、国の騒音規制法に基づく事業活動に伴う騒音の規制というものを設置しているので、その時間帯において騒音等に対する測定、その基準値を超えているのかということもあるし、また時間帯による騒音測定の調査や、騒音がうるさくて市民の生活環境に影響を及ぼす状態であれば騒音測定をしながら事業所のほうには改善対策、防音対策等をとるように指示するし、また極端な操業時間等になると我々もそういうところで事業者に対して、操業時間の遵守についてお願いをしている。
- ・ 東木材の特定施設設置届出書は、平成22年5月24日に市に届け出ている。
- ・ 騒音規制法に基づく特定施設の設置届出書については、平成6年2月4日に届け出ている。
- ・ 平成22年度におが粉工場設置に伴い、すべての施設を改めて再度全部新しい施設を含めたかたちでの指定施設の設置の届け出が最終的に出されたのが、平成22年5月24日のこれが最終の特定施設の設備関係であった。
- ・ 東木材の騒音測定については、平成22年8月末に検査をしたが、その結果基準値を超えていたために防音対策の措置を講じるよう指導勧告をしており、その後、東木材において防音対策等を行いそれが完了して、平成23年5月11日に周辺住民も一緒に立会いをして騒音測定を実施した。その調査結果は基準値以内ということで、結果についても周辺住民の方々にも説明をした。その後、測定は実施してはいないが、また騒音がかなり出ているという通報があったら測定を行っていききたい。
- ・ 東木材の国有地に対する不法投棄は、市も産業廃棄物の不法投棄ということで作業状況等やダンプ等を調査していたので、市のほうでダンプ等や処理については、産廃としては木くず、金属くず、廃プラ類、建設残土とか残渣とか、そういうものでダンプにして287台というのは把握している。
- ・ 不法投棄の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金に処し、または併科するとうたわれている。
また、企業の不法投棄は同じく法に基づくと、第32条に法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が違反行為をした場合については、3億円以下の罰金がうたわれている。
- ・ 産業廃棄物等の不法投棄については県が行っており、市民に看板設置をして不法投棄の推進をしているというのは、一般ごみ等の不法投棄は市の責任になるので、その辺の市民に対する啓発ということで、看板設置をしている。また、何で市がということだが、今回の事業所の不法投棄については、県のほうが警察と一緒にあって、調査をしていたために、警察のほうも動いているということで、市のほうは同席、立ち会いということで対処したところである。
- ・ 女性特有がん検診の関係であるが、子宮頸がん検診と乳がん検診を特定の年齢に達した方全員に郵送による通知を行いその中に無料クーポン券を同封し、検診を受けていただく事業である。そういう中で、22年度の検診率については、対象者1,411人に対して、受診者が343人、受診率が24.3%ということである。
- ・ 子宮頸がんについては、対象年齢が20歳から40歳までの5歳刻みの年齢の方が対象である。乳がん検診については、40歳から60歳まで、5歳刻みの方が対象となっている。
22年度の子宮頸がんについては、対象者が531名で113名、21.4%。乳がんについては、対象者880名で230名の方が受診されて、26.1%となっている。
- ・ 女性特有のがん検診推進事業の212万6,000円については、21年度事業分の返納額である。
- ・ 公害対策費については、市内の河川の水質の調査、市内の海域の水質調査、それにウミガメ

保護監視員の委託、自然保護監視員の委託、河川浄化推進員委託、海岸漂着物地域対策の推進事業等を行っている。

- ・ 庁舎建設の検討は過去に行っており、最終的に報告を出したのが平成8年の3月ということになっている。このときの報告の結論は、今後については、建設場所を含め、新庁舎建設に至るまでの将来計画を具体的に検討を加えつつ、庁舎建設基金積立を不退転の決意で行っていくことが重要であるといった報告がされており、この報告を受けて、その後、基金積立をしようということで努力をしてきたが、結果として基金積立ができずに、庁舎建設の年度のめどがいまだに立っていない状況である。
- ・ 子ども手当は、22年度、3億2,800万ぐらい手当が出たが、22年の3月当初にいただいた積算資料では3億4,100万ぐらい、1,300万ぐらいの差額になっているが、公務員については、その地方公共団体なり国家公務員の場合は国のほうから手当が支給されるということで、ただ、当初においては、その数が不明であるので、公務員の分まで含めた数で当初予算では計上していたので、その差額分が出てきた。

今までの分は9月分までが暫定的措置として22年度分と変わりなく支給されているわけだが、それが、暫定措置が本年の9月で切れて、その10月分以降については、ゼロ歳から3歳未満が1万5,000円で一律、それから、3歳から小学校終了前までが1万円、ただし、第3子以降については1万5,000円と。中学生が一律1万円ということで、これが23年度の暫定的な措置になるということであり、24年度以降分については、ただいま所得制限制度を含めて、平成24年度税制改正までに総合的に検討するというので、24年度以降については、まだ検討中である。

- ・ 保育所等のAEDの設置事業は、市内の7保育所、それから2つの幼稚園、本年からカトリック幼稚園がやっていないので、ほかの2幼稚園、それと、子供が集まるところだとNPO法人の自然花、ここの合計10カ所に設置完了している。
- ・ それぞれの枕崎会があるときには、県のかごしま応援寄附金も含めて、枕崎のふるさと応援寄附の分も含めて広報させていただいているが、内容がしっかり、応援をお願いする先のほうに御理解いただける様式になっているかどうか、もう一度見直しをして、十分に趣旨を御理解いただけるようなチラシにまた見直すというのが一つ。それと、先ほどのいろんな控除等についても、御案内は入れているつもりだが、しっかり具体的に数字を入れてこうなりますよとか、見直しが必要なようであれば、もう一回、内容を検討して、いいものができるように努力をしたい。
- ・ 市で自衛官募集事務を行うのは、広報紙やお知らせ版に掲載をして、自衛隊のほうからこういった広報をしてくださいますという書式が来るので、それを載せていたり、あるいは自衛隊の父兄会の方々との交流とか、そういった方々の会と一緒に持ったりとか、そういったかたちでやっている。
- ・ ウミガメ保護の監視員は、主に別府地区の白沢地区の海岸を中心にして活動している。
- ・ 東白沢の海岸線は、補助金の関係、松の植樹について、防潮保安林に個人有林があるのかどうか、また、国有地が多いんじゃないのかなという感じはしているが、対応できるかどうか、調べてみたい。
- ・ 新予防給付マネジメント事業は、介護保険で要支援1、2と認定された方々のサービス給付に当たって、ケアマネジメントするという事業である。対象者は月によって変動はあるが、約300名程度いる。
- ・ 馬追川水系等における河川の水質汚濁については、地域住民等の通報等や職員による現地調査等をしながらか、白濁等があれば、その上流を川沿いにずっと調査を行い、途中途中で川に流入する道路側溝等の排水調査等を行いながらやっている。水域に流入する加工場、水域のすぐ

近くではなくても、側溝上等を通して、馬追川、棧敷川、牧園川に流入する工場については、14工場と把握している。

- ・ 馬追川河口におけるBODだが、平成16年までの資料があるが、平成18年、19年においては、基準値は超えているが、若干超えている程度であったが、20年、21年、22年度にかけてかなり基準をはるかに超過している状況である。
- ・ 水産加工場及び畜産施設等の事業所については、水質汚濁防止法に基づく特定事業所でありまた、枕崎市民の環境を守る条例に基づく指定施設となっており、水質汚濁防止法に基づく排水基準が適用される事業所、並びに条例に基づく50トン未満の排水基準値を守らなければならない事業所とあるが、これについては、逐次、立ち入り調査、立ち入り指導を続けている。
また、公共下水道区域内の事業所については、水産加工場等については、下水道に接続するよう、立ち入り調査、指導を続けている。また、今後、議員の方々から指摘があった件については、保健所並びに県の機関等とも協議しながら、協力的に河川の浄化に向けて事業所の指導に努めてまいりたい。
- ・ 馬追川流域で公共下水道区域内の工場は、立神地区で13工場であり、現在、下水道に接続しているところは、1工場である。
- ・ 水産加工施設において、公共下水道区域内が整備されて接続した場合は、工場から出される排水等については、公共用水域には流れないのできれいになると思うが、公共下水道区域外の加工場については、きちんとした排水処理施設を設置していただいて、工場から出る排水の浄化に努めなければ、全体的な河川浄化にはつながらないと見ている。
- ・ 一つの水産加工場が公共下水道事業に接続する場合、まちまちであるが、大体40万円程度から一番大きいところで190万近くになる。
- ・ 環境の設備促進をするために、下水道に接続していただくための補助金ということで、設備費の20分の3、上限50万までということで、助成事業を設けている。そして、加工組合のほうにも、下水道に接続していただくための専務理事を筆頭とする特定のチームをつくって、その方々も下水道をつないでいない会社のほうに接続していただくようお願いをしたり、下水道課と一緒にあって、市民生活課、下水道課と一緒に工場を回ったりして、お願いをしている。
- ・ 特に馬追川周辺の水質汚濁については、大きな課題だと思っており、市内、ほかの水域も含めて汚染について、何らかの新たな対応をする必要があるのではないかと考えている。
これまでも、水質の検査をし、その結果が悪い場合には、事業所への指導等もしてきているが、なかなか改善につながっていないという現状があるので、そこを考えたときに、何らかの新たな取り組みをしていく必要があると考えており、今、担当課のほうにもそういう具体的な方策をほかの県の事例とか、そういった例も参考にしながら、検討をするようにという指示も出している。
特に、先日の陳情の中でも、地元の地域の方々もああいうかたちで組織をつくって、地元の気運というか、そういうところも盛り上がっているような状況も見えるので、そういう地元の方々の気持ち、行動をうまく私どもの事業ともつなげながら、何か取り組みができないかということで、今後、検討をして、対応を考えていきたい。
- ・ 市道の中でも交通量の多い市道については、6メートル50の幅員があるとラインを引くようにしているが、6メートル50に満たないところでも交通量の多いところではセンターラインを設けているところも確かにある。塩田グラウンドの花渡川部分については一般交通量が頻繁に通って、通過交通量が多い、対面交通が多いと感じていないので、そういう意味でラインは引いていない。
- ・ 緊急雇用創出事業の海岸・河川等環境保全推進事業は、事業の目的としては海岸や河川等の水質汚染状況やごみ放置等の公害に対し、海岸、河川等の自然環境保全の調査やそういった啓

発に努めることを目的として、作業内容としては海岸や河川等の水質状況調査、また不法投棄ごみ放置等の現地調査や回収、監視パトロールなどを実施した。

- ・ 水産のまちによる地域ブランド事業は、今年度も取り組み中であるが、かつおマイスターの検定の準備や、今年11月13日に予定しているかつおフォーラム in 枕崎の準備、それから観光資源発掘調査としてよその調査員の方に来ていただき、枕崎を見ていただき、その状況からパンフレットをつくっていただいたところである。それから、その人たちの意見を入れながら、なおかつ、委託しているエコリンクの皆さんの意見を聞きながら、まち歩きマップを作成しているところであり、ブランドというか枕崎を水産のまちとして世の中に知らしてもらうというもののブランド化を考えている。
- ・ 漁港使用料は、着岸料というか枕崎の場合は係留施設使用料ということで、委託人の方に集めていただいている。それから、東防のところで採石場の方とか、砂砕石の方とか野積場を利用されているので、その使用料を集めていただいている。
- ・ 経営財務改善計画の進捗状況ということで、これは23年の1月26日に開催された改善委員会の中でお示しをされたものであり、この中で実際には、下のほうに示しているが、税引き前の当期利益が2億1,227万円の計画に対し、11月末実績がマイナスの1億5,533万円ということであり、その額については、経常利益の下のところの実績のところを見るとわかると思うが、実績としては税引き前当期利益を2億1,227万円見込んでいたところが1億5,532万8,000円の赤字ということである。事業利益としては、その上であるが計画として全体的に2億3,065万2,000円を見込んでいたところ、1億4,215万9,000円の赤字ということである。その主たる原因は、その自営事業の漁業自営事業が1億5,475万円の赤字を出している。
- ・ お魚センターについては、市が半分以上を出資している第三セクターである。漁協については、お魚センターとはそういった意味で違っているので、市職員が漁協の指導監督をするというかたちにはなりにくいのかなと考えている。
- ・ 緊急雇用創出事業の中の家屋全棟調査事業は、自主財源の確保及び現在課税されている家屋等の公平性を期すために、全棟調査を実施し、未調査あるいは調査後、その後増築された建物、そういったものの課税漏れ等を調査することにより、課税の適正化を図ろうとするもので実施したところである。実際、行った事業の内容としては、枕崎地区の家屋配置図をまだ未作成の部分だった6町分を作成し、それから1次調査、外観調査であるが9,000棟程度を行ったところである。その結果として、この調査により課税漏れというかその部分が37棟ほど確認できたので、税額として45万円程度新たに適正な課税を行った。
ビニールハウスについては、農業用施設であるので償却資産で課税されている。
- ・ 畜舎については、登記をされていれば家屋というか建物として課税であるが、そうでない場合には限定で償却資産として課税される。
- ・ 体験型観光ブランド化で、枕崎における地域資源調査を実施したとあるが、その結果は報告書をいただいている。いろいろ体験型の開発等を行っていただき、今実際に取り組んでいただき、パンフレットをつくって、各学校等にも配っていただくようお願いしている。
- ・ 新幹線の効果については、極端に言って鹿児島では鹿児島中央駅と指宿市の一人勝ちというかたちであり、新幹線効果活用プランというのを全県でつくり、南薩地域もいろいろやっている。枕崎もそういう活動の中で、駅前観光案内所を整備したりしたが、なかなかその効果が期待したほどよりはなく、ただ、今観光案内所等の意見等を伺うと、毎日マニアの方とかが指宿枕崎線の最終駅、枕崎を目指して来られる方がおられる聞いている。それと、今私どもの取り組みとしては、それほど大きな効果がないということから、JR九州と指宿市を核に地域推進事業を活用して指宿に宿泊をされた方を枕崎を始め、南薩地域へ運ぶためのモデルツアーを実施したりして取り組んでいるところであるが、今のところ、これといった効果がないので、今

後引き続き努力していきたい。

- ・ 新幹線開業に向けての市の対応が十分であったかという点、確かに不十分な点はあったのではないかと考えている。ただ、過去のことを反省しつつも、将来に向けてどうやっていくかということが、また次のステップとして大事だと思うので、市長が本会議でも答弁いただいたように、観光についてはやはりストーリー性を持って、アピールして行って皆さんに来ていただくというのが一つの鍵になるのかなと思っているので、神話であったりとか伝説であったりとか、それから稚内との友好都市盟約というかたちで北と南のJRの始発駅、終着駅が結ばれるというかたちでのアピールをするなど、そういったかたちでいろんな枕崎の地域資源を活用して、どういうかたちで取り組んでいくかというのを、早急に詰めながら対応を取っていく必要がある。
- ・ きばらん海の負担金の割合は、平成22年度の決算書においては、枕崎市が385万7,000円、漁協が60万円、水産加工業協同組合が30万円、商工会議所が40万円、JANさつまが36万円、ロータリークラブが20万円、青年会議所が20万円である。
- ・ 企業誘致の業務にあたっていると、どうしても皆さん工場の進出、工場を動かすということになると、非常に大きな動きになるから、会社の方も会社名も伏せてほしいと、実際そういう話がある程度のかたちが見えるまで、このような動きをしていること自体をちょっと伏せてほしいという状況であり、皆さんに報告するときには、ある程度姿が見えた時点でぽんというふうな発表になってしまうが、その辺は先方の企業の御希望もあるので、ちょっとあまり深くは答弁できないが御容赦をいただきたい。
- ・ 屋外広告物調査事業は、屋外広告物法に基づき屋外広告物及び屋外広告業について、必要な規制を行うため市内の現地を調査して、屋外広告物の集約を行っている。
市街地地区21町の中に953件あり、手数料は毎年毎年出るわけではなくて、更新時期で、1回1回の更新をする際に手数料というのが出る。これが22年度については20万2,095円ということである。なお、更新期間は3年である。
- ・ 畜産基盤再編総合整備事業は、メインの事業については酪農牛舎の建築である。この事業の中で荒地、耕作放棄地を利用するという条件があって、家畜、乳牛用の飼料畑を造成したということである。場所については、大塚集落の北側のあたりである。
- ・ 口蹄疫対策支援事業は、まず口蹄疫により子牛市場が閉鎖されて出荷できなかったことで、えさ代相当分の助成、それから肉用牛、酪農、養豚農家などが口蹄疫防疫対策で、消毒液等を多く使うということで、その見舞金というかたちで61万7,000円、関係の農家に出した。
もう一点は、畜産の環境衛生、また悪臭問題等もいろいろ問題になっているので、簡易臭気測定器の購入ということで1台入れている。
- ・ 鳥インフルエンザでは、市の独自の事業は組んでいないが、国のほうから養鶏農家の方に消毒資材等の配布がなされた。
- ・ 畜産農家に対し、口蹄疫もそうだし、鳥インフルエンザもそうであるが、本市で発生するようなことがあれば、本当に地域経済に多大な影響を及ぼすということで、常日頃から人の出入りとか車両の出入りとか、また自分の畜舎内の消毒の徹底とか呼びかけている。
- ・ 企業情報の収集については、県の産業立地課との情報交換とその中で、これはというような情報がつかめたときには、県の大阪事務所それと県の東京事務所、こちらの方に県が置いている企業誘致の専門の職員がいるので、そちらの方にまず連絡を入れ、このような情報等が入ったが、まずはそちらに尋ねて行ってもらえないかということで、県の職員の専門の方にまずは接触をしていただき、情報をいただくというような方法も取ったりしながら本市だけで動くのではなくて、一つは企業誘致というのは鹿児島県の産業立地課や東京、大阪事務所の加勢もいただきながら動いているので、さらにそれらの機関との協力体制の構築等々も必要になってく

るし、今、先ほどからもっと努力をというところもいただいているので、努力はさらに重ねていきたい。

- ・ 企業立地については、本市の現状の補助金要綱では、限度額が4,000万である。一番大きい10億以上の設備投資がされた場合である。

県下の他市の状況を見ると、平均すると限度額は6,500万程度になるんじゃないかと。大きいところの並びが。それを少しでもいいから優位に立ちたいという市長の意向もあり、その辺を目指して他市よりも少し、ほんの少しでも同じ並びになったときに補助金を理由に立地がだめだったということがないような体制にしたいという意向を持っているので、その辺のところを目指して今、見直しをしている。

この限度額についても、すべての補助金を精一杯で全部取ったときにこれだけである。いろんなユニークなメニュー等を持っているところがあるので、その辺のところも企業がどのようなものを望んでいるのかというようにも考えながら、今、検討を進めている状況である。

- ・ 木原の美初から通っている広域農道であるが、雨が降ると水溜りが数カ所できる。あの地点については、下から湧水があるみたいで、ずっと以前から補修の繰り返しをしているが、また最近そういう穴が見受けられているのを確認しているので、早急に補修をしたい。
- ・ 大雨の場合は、常にその後に市内の市道の見回りを行っている。高校前のところについては雨でなくても通常のパトロールの段階でも確認するようにしている。
- ・ 経営体育成交付金の事業については、平成22年度、6つの事業主体があり、トラクターの購入が1台、フロントローラーの購入が1台、農産物直売所の建設が1カ所。荒茶加工施設の蒸し器の導入が1台、ニンジン収穫機の購入が1台、自走式のカンショ収穫機が1台、トラクターが1台、この事業で購入している。
- ・ 補助事業をやるときには、経営診断というかたちではしていないが、当然計画についての収支等がどうなっていくのか、検討されて取り組んでいく。
- ・ 山口農場の補助事業は、農産物加工直売所であるので、当然その補助の目的に沿って利用されるということであれば問題ないと考えている。ただし、あの施設を売却ということになると、当然補助金返還が出てくるのではないかと考えている。
- ・ 平成23年3月16日について、南薩家畜保健衛生所が山口農場に対して、ふん尿処理状況について現地調査及び指導を行ったところであるが、市も同席して一緒に立ち会っている。
- ・ ふん尿処理については、荒れた土地をもう1回畑にするためにふん尿等を堆肥化するという目的で不適切に放流していたという点と、堆肥の発酵等で堆肥舎ではなくて別なところに野積み等をしてきた等の不適切な処理があったために、これについて適正に処理するようにということで県のほうが指導をしている。
- ・ 山口農場に対して、市としては家畜ふん尿の適正な処理と環境汚染防止対策の実施に対する改善勧告で、家畜ふん尿の適切な処理、また堆肥の適切な処置をし、悪臭等やそういった処理を適正にするようにと勧告をしている。その結果については、畑としてふん尿等を不適切に肥料ということでした土地については、堆積したふん尿等が混じった土砂を撤去し、適切な畑地となるような土を混ぜて、レモンをつくるようなちゃんとした農地に戻すということが提出されている。
- ・ 4月15日、山口農場の県立入調査指導（県・警察・市）は、3月16日、県の家畜保健所等や加世田保健所等が現地調査をした中で、今後の対応としてどのような処置をするのか、県のほうと持ち帰り協議して、再度現地を確認するというようになった。

4月15日に県の廃棄物リサイクル対策課並びに枕崎警察署ほか県の関係機関等が、現地のふん尿が不適切な農地還元として埋められたところを掘削等しながら現地確認をした。

- ・ 美原農場においては、下流の木原地区から水質汚染に関する苦情とか、悪臭に関する苦情等が多くあり、立入指導の回数的にもほかの農場と比べて多くある。また、河川の汚濁に関する苦情があるたびに事業上の排水調査を実施しているのので、この農場にかかわる排水検査の回数が多くなってきている。また、それに対して農場の排水検査結果の基準超過という回数もふえてきている。
- ・ 美原農場は5回検査をして、すべてどの項目かは基準を超えている状況である。ここは養豚農家として一貫生産をしているが、ここにかかわる汚水処理施設、浄化処理施設の能力並びに管理状況、これらについて多少問題があり、汚水処理にかかわる専門化等を交えて協議し、改善をするように指導してきている。浄化処理施設の能力的には、容積的には処理能力に適應しているが、動かす管理、施設の管理・運営等にも多少問題があり、独自で運営しているのので浄化処理施設の専門家の意見も交え、そういう人たちの指導を仰いで浄化をなささいという指導を行っている。
- ・ 尿タンク貯留畑地還元の1件については、馬追川上流の大塚地区に1件あり、ここが川に放流できないと、浄化処理施設もないし、畑地還元もできないということで、自分の持っている農場が荒ノ口にあり、その施設にバキューム車で運んでいる。
- ・ 今の豚舎においては、雨水と汚水と分離するようになっていて、雨水が混入しないようになっている。雨水等が混入して尿タンクから溢れ出すというような施設はないようになっている。
- ・ 畜産施設だけではなく、加工施設も含めてそういう特定施設であるとかというかたちで、市が検査をしてその数値が基準を超えている。前には当然改善勧告をして計画を出していただいて、その上で計画どおりなされているかチェックしていくかたちを取ってはいるが、その先の手段というかたちは、現状ではなかなかとれていない。であるから、その先の、今、罰則という話があったが、何か強制力のあるような手段を設けるべきなのかどうか。そこも含めて検討していかないといけないと考えているが、ただ当然産業振興という部分も頭に置きながら、環境を守るといふところとどう調整をしていくかというのも考えながら、新たな対応をそういう点まで含めた総合的な対応を検討していきたい。
- ・ 消防の広域化については、平成22年の2月18日に南薩地域消防広域化運営協議会を設立して協議をしてきたが、この正式な消防広域化運営協議会の前にも1年ぐらいかけて広域化の準備委員会というのを設置して検討してきた。
- ・ 消防広域化の具体的なそれぞれの市にとってのメリット、デメリットについては、全般的なメリット、デメリットはイメージとしてはわかっていたが、具体的な部分は実際検討を始めてわかったというような状況であり、何回も協議を重ねた結果、本部の位置を譲ってまで広域化するメリットを見出しがたいということで、協議の休止を申し入れ、その申し入れを受けて4市の協議会が解散という経過である。
- ・ 経費については、南薩地区消防組合のほうは、枕崎市の消防署にある車両とか、そういった機材については、枕崎市が自前で負担をする。南さつまにあるのは、南さつまが負担をするような経費負担をとっているが、指宿の消防組合は、それぞれの基準財政需要額によって負担割合を決めて負担をするという方式をとっている。
指宿の主張をそのまま当てはめたとすると、枕崎にとっては、現在の基準財政需要額の負担でも、やや現在の負担より超過をするような試算となるが、将来的に合併算定が終わって、一本算定になったときには、さらに枕崎だけが合併していないので、負担がふえてしまうことで、経費負担の問題を説明した。
- ・ 本市としては、消防の広域化については、単独がいいと言って、協議をやめたということではない。協議の結果、南薩地区の消防組合と指宿地区の消防組合の意見が合わなかったため、統合できないということであれば、今の組合のかたちを維持したい。

- ・ 水防費の22年度予備費充当24万8,000円については、田畑の排水機場の発電機がラジエーターの水漏れがわかり、予備費で対応した。
- ・ 体育施設費のグラウンドキーパー委託については、現在、2人のグラウンドキーパーがいるが、野球場、もしくは運動場のグラウンド整備の事業を行っている。
- ・ 深浦運動場の整備については、競技団体等との協議も含めて、今後、長期的に調査・研究を進めていきたい方向で検討している。
- ・ 就学援助については、22年度から新しくクラブ活動費、生徒会活動費、PTA会費を支給対象項目に加えてもよいということだが、私たちの調査の面では、国のほうからこれに対しての加算というか、それについて見込みがなく、すべてが市の持ち出し等になると。それから、このクラブ活動、生徒会活動、PTA活動費等の補助、これを他市町村等との兼ね合い等も考えながら見てみたところでは、今のところでは、早急にやる状況にはないのではないかと判断し、支給項目からは外している。
本年度についても、昨年度の実績等も踏まえて、本年度のこの3つの費目については、支給対象としないことで、予算等組んでいる。
- ・ 準要保護の補助制度については、国としての補助が平成17年度に市町村のほうへ委譲され、それが、地方交付税措置としてなされて、市として要綱を定めて、この補助事業を引き継いでいくようなかたちになった。この補助の範囲、あるいは補助の適用の基準、そういったものについては、市として要綱を定めて、実施をしている。
その要綱を変更して、国からの通知等に基づき、準要保護に対する補助の範囲を広げるということについては、市の要綱等の内容の変更等を図りながら進めなければならないため、近隣の市の状況、あるいは、今後の必要性、そういったものを調査等しながら、対応していく。
- ・ 就学援助の支給項目については、市としてどのような対応がよいのか、これまでの状況や今後の近隣市等の動き等も踏まえながら、できるだけ就学の困難な状況が解消されることを基本に置きながら、対応していこうと考えている。
- ・ がけが崩れ等の危険箇所については、21年の3月30日現在だが、急傾斜地の崩壊危険箇所が151カ所、土石流危険区域が13カ所である。
地元からの急傾斜地の要望があった場合には、例えば農地があったら農政課、それ以外だったら建設課であるとか、そういった事業に当てはめて工事に着手することになっている。
- ・ 現在、地元からの要望としては、農政課の関係では、本年度、林地荒廃防止事業で2カ所あり、この事業実施については、1カ所は済んでおり、もう1カ所はこれから取り組んでいく。来年度も1カ所要望が来ており、それも県の承認等がとれれば実施していきたい。
建設課の関係では、松下地区が1地区、木場が1地区、既に始まっているところで、合わせて2地区である。
- ・ 現在の塩屋区域の避難場所は、大雨、台風のときには第一避難所は立神地区公民館になっている。津波に対しては、今現在は市の指定はしていないが、地元との話し合いでは、薩摩酒造の火之神工場付近まで逃げてほしいということは話をしている。
- ・ 避難所のあり方については、これでいいのかということも論議をしており、津波の避難所の指定と一緒に、今の第一避難所、第二避難所についても、指定を考えていけないといけないという論議をしているので、今後、次の防災計画を見直す中で考えていきたい。
- ・ 川があふれて避難所に行けない場合には、その都度、安全なところを指定するというのもあるので、水のつからない公民館であるとか、そういったところを臨時に指定して、そこに避難していただくことになる。
- ・ 避難所の指定については、収容人員も含めて、災害がどうかたちになったときに、機能できるのかどうか、実際に対応できるのかどうかというところを、早急に検討をして見直さな

いといけないと思っている。できるだけ早くするように、担当課にも指示をしたい。

- ・ 市民会館の休館日については、第3日曜日、家庭の日となっており、家庭の日の趣旨を尊重して、これまでどおり月1回の休館日のままいきたい。

今後、市民の声を聞きながら、家庭の日の趣旨を尊重して、これまでどおりとするのか、休館日をなくするか、休館日を平日にずらすのかという対応をまた考えていきたい。

- ・ 視聴覚のライブラリーの利用者数の減少については、22年度は21年度に比較して多くの人が集まる研修会、講演会等のプロジェクター等の利用が少なかったことが減少した理由であると考えている。また、これまで活用していた外部団体がみずからプロジェクター等を購入したということも聞いている。
- ・ 市民会館の視聴覚ライブラリー室については、少人数であれば、DVD、ビデオ等をご覧いただけるようなかたちにはなっている。現状のところでは、今後、ライブラリー室を変更する等の検討はしていないが、昨年度もライブラリー室については、いろいろ模様がえをしたところであるので、より多くの人が入って来られてもご覧いただけるようなライブラリー室に完備を進めたい。
- ・ 現状では図書館のほうも視聴覚ライブラリーのほうも改築等の計画はないところであるが、今後、図書館等の改築等を検討する際には、文化課とも連携をして、書籍も読めて、視聴覚教材も一緒に見られるような施設という体制ができないかどうかを検討していきたい。

(歳入)

- ・ 不納欠損処分については、税法の規定によって消滅時効の完成したもの等について、法に基づき徴収権のなくなったものについて、不納欠損処分をしている。

市民税については、平成22年度に合計で20件の43万9,693円を地方税法の規定に基づき、不納欠損処分した。総額で、普通税総体167件の875万5,211円を不納欠損処分している。

- ・ 今回の公金にかかわる盗難事故については、公金の管理はもとより、個人情報の管理及び取り扱いについては、厳正を期するよう税務課ばかりでなく、市職員全員に再度、管理を徹底するように、通達がなされた。
- ・ 市民税の収納率については、21年度に比較して、実績として1.1ポイント低下している。この原因は、いろいろな要素があると思うが、低迷する雇用情勢、景気、こういったものの影響からなかなか収納実績につながっていかないと考えている。
- ・ 収納率については、安定的な収納を確保するために、口座振替の推進を図るということで、納税通知書の送付、あるいは窓口で市民の方が来られたときとかに、口座振替をしてくださるよう推奨をしている。また、一方で収納率の低下というのは、公平な課税、公平な負担ということからも問題があるので、滞納処分を含めた法に基づいた対策をさらに強化していこうと考えている。
- ・ 現在の住宅戸数と入居戸数については、市営住宅が400戸、それから、特賃というところが10戸あり、合わせて410戸、そのうち実際、利用しているのは326戸である。
- ・ 長い間、空き家状態になっている住宅については、家賃が1カ月1万とか、そこら辺の家賃で、年間合わせても10数万とかという家賃になるが、1戸当たりの修繕料というのが50万、60万と現在はかかる状況であるので、今のところそういう関係で空き家になっている。
- ・ 住宅全体の改修等については、市営住宅の長寿命化計画を整備する中で方向性を出していきたいと思っている。また、入居者が行方不明になっているような住宅については、当然、法的な措置も含めて、どうにかたちで対応ができるのか、検討していきたい。
- ・ 火之神住宅の防潮林の伐採の影響については、住宅に雨戸がついているので、もし雨戸が台風等で損傷するようであれば補修をかけたい。

- ・ 防潮林にかわる構造物をつくるということについては、県と話をしていきたい。
- ・ 税の調定額については年々減少している状況にある。例えば、市民税で見ると個人の市民税でみても、21年度の実績に比べて、大体所得割の部分で3,000数百万程度落ちていることから、所得状況の低下というか、経済情勢の低迷に伴う所得の伸び悩みとか、そういったものがこういった税収の調定減の大きな要因の一つであると考えている。
このように、税収については景気動向等にも左右されるが、今後の動向についてはなかなか予測は難しいが、東日本大震災の特殊事情は別として、それまで全国ベースでは景気は底を脱してだんだん上向きと言われていたが、地方にはまだそれが届いていないような感覚もあるので、当面はこういった状況が続くのではないかと思っている。
- ・ 基準財政需要額の伸びについては、地方財政計画の歳出における特別枠として地域活性化雇用等臨時特例費の創設などに伴って、増加している。
- ・ 交付税についての今後の見込みとしては、基準財政需要額の伸びの要因である特別枠の加算については、平成25年度まで継続するということが、また中期財政フレームでも同様の措置を行うという方向性は出ているが、平成23年度から測定単位の中で一番大きな要因を占める人口が平成22国調に塗り変わったことによって、23年度の交付税は減少しているが、その辺の要因を除いた場合は、同程度の措置が平成25年度までは措置されるものと考えている。
- ・ 基準財政収入額が22年度7,300万円ぐらい落ち込んでいるが、これは個人市民税の所得割の減少による。
- ・ 固定資産税の関係で、固定資産税の現年課税分については22年度が97.5%、21年度が97.9%と減っているが、要因としてはこういった経済情勢の低迷、雇用情勢の低迷の影響が出ていると考えている。
- ・ 固定資産税の滞納繰越分の収納率については、前年度8.7%が今年度14.0%と2倍近く回収率が伸びているが、20年度を見ると16.8%、22年度は通常の収納リストが変わらないような状況で、21年度が極端に低くなっている状況である。
- ・ 固定資産税の収納率の推移の見通しについては、景気動向の影響も受けやすく、それによって、世帯の経済情勢が変動するので、収納率にも影響してくるかと思う。今後の動向としても、なかなか今後景気がどうなるかといったものが、底を脱したと言われるが、まだ地方までそういったものが実感できないような状況でもあり、なかなか現時点でこういったふうに推移するのかというのは予測をしがたい。

(総括)

- ・ 本市の人事評価の平成22年度の評価の結果の人数については、平成22年12月期の管理職の人事評価をしているが、管理職28名中、良好が22名、優秀が5名、休職中で支給されていないのが1名、合計28名という評価結果であった。
- ・ 一般職への人事評価については、現在の県内の人事評価の状況を説明すると、本市を含めて試行的段階的に実施している市が7市あり、そのうち勤勉手当に反映しているのが2市である。それから、全職員対象にしているのが阿久根市1市あるが、なかなか人事評価を勤勉手当に反映させるのが進んでいない状況である。
本市についても他市と相談しながら、一般職への導入は今後検討して取り組んでいきたい。
- ・ 平成6年2月4日付の特定施設設置届出書については、平成22年に新しいおが粉工場の設置計画により、当初の機械設備等も含めたかたちでの事業所にある全施設を改めて、特定施設設置の届け出を提出した。
- ・ 東木材の国有地への不法投棄については、平成22年6月4日に設置された新しいおが粉工場が設置に対する騒音測定調査を行った際、周辺住民の方から国有地に建設廃材を埋めていた

のではという情報があり、この時点では産業廃棄物等が埋められているかどうかについて判明できない状態であったため、加世田保健所に連絡をとり、現地調査をお願いした。その後、県の廃棄物リサイクル対策課と加世田保健所の指導により、同年7月20日に現地の実態調査を実施することについて、枕崎警察署にも通報し、埋立地の掘削による現場検証を行った。

その中で、木くずやコンクリート殻等の産業廃棄物等が埋められていることが判明したため、県による撤去作業の指導がなされ、8月9日に作業が完了し、国有地に埋められていた産業廃棄物の種類、数量について、東木材が県に報告し、県はこれを受理したと伺っている。

以上の経緯により、県は現地調査において警察に通報し、警察と現場での実証検証を行ったことや埋め立てていた事業所による産業廃棄物処理等の報告書が提出されていることなどから、改めて告発はしないということ伺っている。

市としても、県が行った現地確認調査や埋立地の撤去作業にも現地立会いの確認を行っており、市の考えとしては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物は県の責務となっていることから、市として告発する必要はないものと思う。

- ・ 漁協の改善計画の最近の状況については、改善計画進捗状況という資料の中で年間計画57億6,137万円に対し、11月末実績43億7,316万円で達成率75.9%、標準達成率100%をクリアしている部門は、資材のみである。

新しい年度計画の最新の状況は、これまで何回か委員会でも指摘を受けており、5カ年の長期計画と乖離の状況が生じているということで、漁協のほうでも最近、単年度の見直しをやっており、その見直しの状況では当初の5カ年計画の23年度11月末の通年計画では、事業総利益が当初計画では11億4,308万円程度であったが、これを9億5,038万7,000円に修正をしている。

税引き前利益については、2億1,056万8,000円の5カ年計画であったが、単年度では7,279万5,000円に修正している。

これに基づいて、最近では8月に改善委員会が開催されたが、これで報告された実績については事業総利益が4億2,944万8,000円で、前年に対して578万円の減、計画に対して1億3,973万2,000円の減である。

経常利益は、実績がマイナス4,639万3,000円で、対前年比で2,961万4,000円の増で、計画に対しては1億2,424万1,000円の減という状況である。

なお、現在は水揚げ状況が非常にカツオのほうは例年より少なめで、カツオの水揚げについては対前年比で97%、金額で97.8%、青物アジ、サバ類については水揚げ量で234%、金額で207.7%、近海魚で水揚げ量が126.1%、金額が87.2%、輸入を含めた合計で水揚げ量が総体で113.8%、金額で100.1%となっている。

損失補償契約については、平成19年12月20日に契約をしている。融資日も同日である。融資金額は、御承知のとおり10億円で、弁済期限が29年12月20日で、毎年、予算書に記載しているが、これについてはこの日から3カ月の期間が満了して支払いがない場合というところまで、本市が補償しなければならない。

- ・ 馬追川水系における水質汚濁等については、養豚場施設の排水、水産加工施設の排水等について、さらに踏み込んでどういったかたちで対処していくべきか、今後さらに調査研究しながら、また、加世田保健所等の意見や指導を仰ぎながら、改善策に努めていきたい。
- ・ 市民税収入の落ち込みについては、市民税を調定額ベースで見ると、個人市民税が5,100万程度落ちている。これについて、課税標準となる所得額が21年度に比べて、7億5,300万程度落ち込んでいる。

また、納税義務者数が前年度に比べて182人減少していることで、所得割の部分が調定額で5,236万、均等割の部分が71万3,000円程度落ちていて、調定額が総体で5,177万落ちている。

- 法人市民税については、21年度に比較して、調定額で3,864万程度落ちているが、これについては市内の大口事業所について業績の伸び悩み等によって、大口事業所に係る法人税割が4,320万程度減少している。そういったことで、その他事業所に係る伸びと相殺しても総体で3,800万程度減少している。
- 固定資産税については、調定額で1,790万程度前年度より落ちているが、これは21年度の税制改正において、22年度から市内の2社会医療法人が実施する救急医療等確保事業に係る固定資産税が非課税措置とされた影響が2,500万程度ということで、他の増加分を差し引いて1,790万程度調定額が減少している。
- たばこ税の値上げ前後の影響については、昨年10月からたばこ税が引き上げられたが、その前後の月平均の課税本数を比較して見ると、一般分と旧3級品総体で比較しても、月平均で133万本程度落ち込んでおり、率にすると4割程度消費が落ち込んでいる。
ただ、税率改定前の駆け込み需要の影響が含まれているので、特に影響が大きいと想定される部分を除いた月平均で見ても、月平均70万本程度の減少、率にすると20数%程度消費が減少している。税率改定については、市たばこ税の税率について40%引き上げられているが、こういった消費本数の減少の影響が大きいことから、税収としては前年度に比較しても439万程度、3.4%増にとどまっている。
- 市内養豚場排水水質検査については、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量のBOD、SSと大腸菌群数の4項目について検査をしている。
- 本市の河川をきれいにする条例施行規則に排水目標値については、水濁防止法に基づく特定施設の50トン以上と全く同じ数字を持ってきており、排水水を浄化して、環境保全に努めるようなかたちでの設定となっている。水質汚濁防止法に基づく、今現在の養豚施設の50トン以上適用される施設はない。
- 基準値を超えた場合については、排水の50トン以下の場合は県の公害防止条例に基づく小規模排水対策指針並びに本市の場合は、河川をきれいにする条例施行規則の目標値に基づいて、基準を超えている場合には改善をするように勧告をしたりしている。
- 罰則規定については、事業所から出される50トン以下の排水の基準については県の小規模事業所等排水対策指導指針があるが、この中では罰則規定は載っていないところで、本市としては河川をきれいにする条例と枕崎市民の環境を守る条例の中で第36条にあるが、指定工場に関する規則及び公害防止ということで、公害防止対策である第36条、37条に基づいて指導勧告あるいはそういう措置を行っている。
- 芫ノ口浄化処理施設利用組合については、クリーン堆肥センターに汚水処理施設をつくっているわけであるが、そこを利用する畜産農家の利用組合ということで、芫ノ口浄化処理施設利用組合をつくっており、現在3軒の農家がいる。
- 畜産施設の汚水処理状況については、養豚施設が24カ所あって、浄化処理施設設置箇所が15カ所、堆肥センター浄化施設利用が3カ所、尿タンク貯留をして畑地還元するのが4カ所、尿タンクに貯留してバキューム車による汲み取りをしているのが1カ所、それとおがくず吸着蒸発堆肥をして堆肥化する施設が1カ所の計24カ所である。
- 将来負担比率の県内43団体の状況については、21年度の単純平均で96.7ということで、県内の状況については100%を割っている状況である。
- 実質公債比率、将来負担比率、経常収支比率とも県内で最も高くなっていることについては、共通の要因として地方債残高の増高にある。
地方債残高については、枕崎空港、立神中学校などの大型プロジェクトの実施また平田潟、田畑排水機場の改修、深浦排水路の改修、神園川の改修など台風の常襲地帯であることなどから、地域の特性として進めてきた災害に強いまちづくり事業の実施、また早くから下水道事業

等に取り組んできたことなどが要因になっている。

- ・ 実質公債比率、将来負担比率、経常収支比率が県下の市の中で一番悪いということは、どう下げていくか事業を峻別しながら、起債を抑えるようなかたちで、現在の地方債の残高をできるだけ減らしていきたい。
- ・ 高齢化社会等の進展により、社会保障費といわゆる扶助費という部分が非常に増加してきているという中で、義務的な経費、どうしても支出していかなければならない経費はふえていく中で、なかなか改善する努力で生まれた財源がすべて活性化策に、政策的な施策に向けられていない。向けられるような状況になっていないところで、今後とも行財政改革を中心として、経費の削減等に努めながら、財政の健全化を進めていくことは、これまで以上に続けていく必要がある。
- ・ 養豚場の水質検査で排水検査が3件ほど行われていないという指摘があるが、この3件については松崎地区の2件の養豚場、火之神地区の1件の養豚場、合計3件の養豚場である。
これについては、昨年、口蹄疫が発生し、また、豚が下痢をすとか調子が悪いということがあったので、この3養豚場については事業所の排水検査を見送った。なお、本年は3養豚場とも実施している。
- ・ 養豚場の排水水質検査で、結果的に数値がよくなりかえって悪くなっている部分があるが、当然それは確認をしながら改めて改善の指導をしている。
ただ、改善の指導をするかたちをとっても、なかなか強制力もない中で限界があるのは事実なので、どうにかたちで改善の効果を出せるか、今後、対応を検討していきたい。
- ・ 市内養豚場の排水水質検査の大腸菌群数については、美原農場と茅野一美養豚が4,600と2万2,000という数字が出ているが、市の河川浄化条例に基づく排水目標値並びに水質汚濁防止法に基づく排水基準も1立方センチ当たり3,000個以下となっている。これは、一般家庭もそうであるが浄化槽もカルキと言われる滅菌装置を通して放流することになっている。このカルキ等による滅菌装置が不十分だったために、こういう結果になった。
- ・ 今後の対応については罰則の強化、改善をするための費用、地域全体の監視、そういったものを総合的にどういう対応をするか庁内でも議論をし、関係団体、機関、地域とも話をしながら対応を検討していきたい。
- ・ 枕崎小学校の校舎の大規模改修については、計画は今のところない。ただ、指摘をいただいた段階の件は、今、見積もりを出していただいて部分的な改修になるかと思うが、そういった対応をとっている。
- ・ 平成23年度の修繕要望等については、22年度中に要望が来た分は予算計上している部分もあるし、年次的に先生方のほうで対応していただいている部分も相当たくさんあると確認しているが、修繕要望があった分の確認はすべてしている。
ただ、年度途中で学校からの報告がない、特に教室等は頻繁に私どもが行けないという部分もあるので、そういった事態が発生したらすぐ連絡をくださいということをお願いしている。今回、指摘をいただいた分は、すべて確認をとって、教室のめぐり部分については応急的であるが、対応をとっている。
- ・ 水産振興資金については、現在ここ数年は借り入れる方はいないが、償還中の方はいる。商工振興資金については、平成21年度末の残高が1件ある。最近の借り入れはない。
- ・ 農業振興資金の預託金は、18年度が7件で7,866万、19年度が22件の2億2,173万、20年度が11件で1億1,196万、21年度が3件で687万、22年度が6件で4,651万の貸し付けがされ、この預託金が利用されている。
- ・ 各預託金は、市の預託金額が直接融資の原資となっているわけではなく、年度初めに銀行に預託して、また年度末に回収するかたちで、一般財源としては全く充てられていないので、こ

れを取りやめても継続しても、金融機関が貸し付ける場合の信用預託であるので、財源が生まれるというわけではない。

- ・ 金融機関が預託制度を活用しない原因は、水産振興資金並びに商工資金については、現在政府のほうで、セーフティネット等があり、そちらから先に利用されている状況である。水産振興資金についても、沿岸漁業振興資金とか、県の資金があるので、そちらが優先的に使われるということもあり、今、信用漁連の枕崎支店とも話をし、利率を県の沿岸漁業資金と同じパーセントにして、会合があるごとにこちらの活用もお願いしたいところである。
- ・ 水産振興資金は、年に2～3回程度、担当を含めて利用促進を行っているところである。商工資金については、セーフティネットではかなりのやりとりはあるが、これについてはそれほどないので、再度金融機関とも協議をしていきたい。
- ・ 枕崎市立図書館の冷房機器の故障は、機械の型式が非常に古いので、1からすべてポンプ自体をつくるということになったが、発注先の工場が東日本大震災の影響で本稼働の状態にないこともあり、納期にかなりの期間を要した。

8月5日に取りかえ工事を完了し、8月6日に冷房運転の試運転をして、7日から本格稼働したが、9月2日に冷房機器から異常音が発生し業者の点検を受けた結果、冷温水ポンプ4カ所のうち、1つが壊れているということで、今のところ冷房機器は使用不能という状況である。

今後、財政当局とも協議をし、できるだけ早い時期に市立図書館の冷房機器をエアコンに切りかえるように検討していきたい。

- ・ 滞納繰越分の現在の収納状況は、普通税総体で8月末現在、913万程度収納している。収納率でいくと7.8%であり、前年同月と比べ0.1ポイントのプラスといった状況である。
- ・ 各小中学校の耐震関係については、対象となる昭和56年以前の建物が37棟あり、そのうち耐震性がないと判断されたのが11棟あった。そのうち22年度は立神小学校、21年度は桜山小学校の耐震化の工事が完了している。ほかの小中学校は、年次的に国、県へ補助金を要請していく。
- ・ 自然環境保全対策の推進については、環境教育の一環として市内小中学校6校の児童生徒がEM団子を約7,000個作成し、市内の河川に投入を行っている。これに対する材料代を3万2,538円支出している。また、海の環境汚染防止と沿岸漁業を守る対策協議会が主になり、海域や河川等にEM菌を使用して、環境浄化の実証実験を行っているが、これについても15回協議会のほうでEM活性液を放流している。これに対する材料として2万4,990円を支出している。

その後の効果は、時間的に相当かかると想定され、もとをたさないといつまでも河川浄化は図れないということで、事業所等の排出水の対策等、今後いろいろ検討しながら浄化とあわせて、関係機関や市民団体等と連携を図りながらEMによる環境浄化に取り組んでいきたい。

- ・ 空港使用料の中の着陸料は、652回の着陸に関して発生した着陸料である。条例に基づき、1回につき1,050円というかたちが基本になっている。
停留料は、1日6時間を超えた場合に発生する。平成22年度決算で、69件である。
- ・ 県の防災ヘリの着陸料は減免、免除という取り扱いである。着陸回数の652回は、グライダーとはほかに営業目的、または仕事の途中で立ち寄られるなどの外来機が飛んできているので、そちらの着陸料も含めた数値である。回数としてはグライダーの着陸回数は多いが、これが大半を占める状況ではない。
- ・ 燃料については、当該航空機から本市の枕崎空港で給油をしたいという希望があれば、枕崎空港で給油をしていただいている。
- ・ 航空燃料の譲与税は、着陸回数等で譲与分担されるので、こちらで給油があったから譲与税がふえるといったような分配の仕組みではない。

- 海上保安庁の訓練については、枕崎空港を使っていたのは、毎月決まって使っているのではなく、海上保安庁の訓練計画で年にこの時期にこの期間を使わせていただきたいという話で来ている。その中で着陸回数がふえてくれば、確かに譲与税の分配には資する回数にはなっていく。
- 住宅資金貸付金は、以前、悪い環境に置かれてきた地域改善対策対象地域の住環境の改善をしていくために住宅の改築、新築及び宅地の取得をする場合に必要な資金を貸し付ける制度があった。現在の滞納者については8名である。改築資金が7名、改修資金が1名となっており、本人死亡が4名、所在不明が1人、保証人死亡が4名となっている。
- 収入未済額の住宅資金貸付金元利収入1,715万4,615円、滞納者8件については、本人死亡が4名、所在不明が1名、保証人死亡が4名となっている。現在、市内在住者が7名おり、そのうち請求できる方は3名である。
- 住宅資金貸付金は、全体で3,410万円。うち未償還の元金が1,532万9,397円となっている。当時の契約時、延滞金徴収条例がなかったということで、その徴収はできない。
- 住宅資金貸付金の22年度の返済は、請求の受け取りを拒否されている状況である。こういう方々の財産の確保は、税外収入についてはそれぞれの自治体で、いろんな権利関係とかそういった住宅貸付や災害援護とか権利関係が違う債権があるので、法的な整備を自治体で行って徴収をして強制的に滞納処分をしないといけないもの、あるいは不良債権となってどうしても徴収ができないものについては、不納欠損という処分をやむなくしないといけないと思うが、それについてもできるような整備をしていかないとならないということで、現在こういった債権を持っている各課が協議をして、税外収入検討委員会を立ち上げてその整備について検討中であるが、その中で早い機会に徴収努力を行っていきながら、整備するものは整備をしていくということで取り組んでいる。
- 災害援護資金貸付については、竜巻災害による災害のときに、援護資金として貸し付けたものであるが、現在の滞納者は、平成22年中に1名の返済が完了しているので、13名が滞納となっているところである。そのうち破産宣告された方、あるいは市外転出している方がいて、13名の滞納のうち納付に依じている方が9名、納付がない方が4名で、破産宣告して免責が決定している人が1名である。
- 東木材の補助事業者の適否の判断については、主に補助金適化法の第11条の補助金を他目的に使用してはならないということで、補助金の目的におがくず工場というのが建設目的であるので、それを建設したということで法的に補助事業の遂行義務に違反していないので補助金返還を求める法的な根拠がない。
- 今回の東木材の事業は、非公共事業といわれる部分の事業であり、この補助事業を導入する時点で不法投棄の事実を私どもが知り得なかったということであって、取り組む時点でそういうのがわかっていたら、またそれなりの検討がなされたのではないかと考えている。
この補助金適化法に関連しては、法令等は逐条解説でいくと補助金関連の法令を指しているという解説であるので、県の見解として今回のケースは補助金返還の対象にはなり得ないという見解をしている。
- 公共事業と非公共事業の違いについては、公共事業というのは、国、県、市等が事業主体となって実施する事業であって、非公共事業というのは、例えば農業関係でいうと、農家等が実施する事業と認識している。
- 補助事業については、それぞれの補助事業の実施要綱であるとか、法律で定めてある場合もあり、実施要綱とか、そういったもので定めがある。全般的な話としては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて補助をするのかしないのかという判断がある。
その後、補助の目的等に違反した場合には、そういう法律等に基づいて補助金の返還を求

められる場合があり、基本的な基準としては、こういう法令とかに基づいて判断をする。

- ・ 当初の補助金の交付が決定される前の段階で、直接この補助事業にかかわるものではなく、ほかの案件でそういう法令違反、今回の場合は不法投棄が見つかった場合は、補助事業自体の要項には直接抵触しないにしても、法令違反があった事業者に対して補助金を交付することが適当かどうかという、その時点での判断が当然出てくるものではないかと考えている。
- ・ 特定施設の設置の届け出は、法による就業時間等の規制は原則設けていないが、その事業所の操業する時間帯により法に基づく規制基準が設けてあるので、その中で基準以上の騒音が出された場合は、即刻、改善勧告を行うことを必要としているので、そのような対応をしていきたい。また、事業者等が常識を超えた範囲で作業等をする場合は、事業者に対して指導等を行っていきたい。
- ・ 債権回収のマニュアルは、既に作成をして実際、督促とかいろんな徴収の取り組みを強化し、実績を上げている債権もある。ただ、マニュアルだけでは強制的な滞納処分であるとか、どうしても取れない不良債権の処分であるとか、そういったのが法的にできないので、それらについての整備を今後やっていこうということで、そちらの協議、検討をやっている。
- ・ 貸付金等については、災害等のいろんな事情がある方々を支援する制度であるので、強制的な手段を取る前に、任意のかたちで働きかけて、徴収努力を行っている。
しかし、どうしても限界があるので、その次のステップとしては、強制的な手段に移れるのかどうかということで、今検討している。
- ・ 強制力のない債権については、例えば裁判所に支払督促申立とかというかたちで、強制的な手続ができるようなものを認めていただくような手続を取らないといけなく、それにはある程度の費用もかかるし、その効果がどうなるかということも十分検討しないといけない。県内でも具体的な強制的な手段をやっているところがまだ見られない状況で、一部手をつけ始めているような状況であるので、そういった先進の事例のところも勉強しながら、一つの方向性として今年度末をめどにそういう対応が好ましいのかを方向性として見出したいと委員会で検討をしている状況である。

○委員からの意見・要望

- ・ 時間外をやることで、市職員の健康状態を悪化する可能性があると思うので、健康状態も配慮して、できるだけ定時で仕事は終わるようにお願いしておく。
- ・ タイヨーの出入り口については、大きな事故が起きないうちにチェックして対応すべきだと思う。タクシーの運転手ははっきり言うには、入り口の門の片側だけでなく、別の入り口の柱にもここからは出られないということをちゃんとしたお知らせの標識には当たらないと思うが、そういったものを設置すべきだということまで言っているのだから、要望しておく。
- ・ 漁協経営については、本来あるべき姿に戻していくという努力をしていただきたい。私どもも市議会の中で、いろいろ言うこと自体が場合によっては干渉がましい、内部干渉的なものの言い方をしているような気持ちにもなる。特殊事情でもって損失補償というのが10億円なされたが、それはある時点には解消しないと、もとどおりしないといけない話であるので、そういった立場だけは踏まえておいていただきたい。
- ・ 消防の広域化については、現在の体制を望むのであれば、そのための努力をしていただきたい。
- ・ 予備費充当というのは、原則的には行政執行上、めったにしてはならない部分だと思う。やはり、かねてのいろんな機器のチェック体制がどうだったのかというのを問われるので、きっちりと予算化して対応できるような普段の機器のチェックをお願いしておきたい。
- ・ 深浦運動場はサッカーもできないような状態だと思う。けがが続出するのは、もう目に見え

ている。これからも気をつけて整備するように願います。

- ・ 深浦運動場の整備については、10年ぐらい前から話が出ていることで、今の段階で調査、研究の段階ではないと思う。早急に、もっとスピードを高めて、次の機会には、その方向性的なものが紙で出るようなかたちにしてほしい。
- ・ 災害については、起こってからどうだったのかと問われてくる行政の責任があるわけだから、それは十分考えておいてほしい。
- ・ 立神センターのトイレは使えないトイレがある。指定された避難場所がそういう状況なので、早急な改善が必要だと考えている。
- ・ 市民税の収納率が下がっている。これは公平じゃないと思うから、もっと真剣に取り組んで、財政が不足しているということだから、行政が一生懸命汗を流してやってもらいたい。
- ・ 本市の歳入部門の40%近くが交付税である。ダントツで地方交付税が本市の歳入面の一番の財源である。交付税そのものも一般財源ではあるが、こうやってどうしても国の動向等によって左右されるものが、本市の一番の財源であるというのは非常に不安定である。あまりにも、本市には交付税の占める割合というのは大きいという気がしてならない。
- ・ 本市より後に建築された出水市役所庁舎が今度新しく改築する予定だという中で、なお一層本市も庁舎の改築、新築については検討を急がなければならないというのは、はっきりしていると思う。
- ・ 学校施設の修繕等は、来年度予算でもきっちりした予算を確保して、子どもたちの教室らしい学校をつくっていただきたい。
- ・ 養豚場の排水問題については、各施設の問題がどこにあるのかというのをきちんと抑えないといけない。そして、施設改善をするのに金も要ることなので、どういう方法でやるのかと、そういう具体的な取り組みをしていかないと、実際には進まない。基本的には市が畜産業振興について、どういう方針を打ち出しているのかと。振興という言葉は施政方針でも出てくるが、実際、振興すると同時にその反面、こういう問題がついてくる。
実際上、施設改善のためにはお金も要るわけなので、そういう手だてをどう取るかというの、きちんと具体的に関係者とも話し合っていくということをやっていただきたい。
- ・ 市立図書館については、子どもたちがいい環境で本を読む、勉強をしてもらおう、そういった状態が望ましいと思う。学校もそうであるが、いかなる理由があっても勉学の妨げにならないように、何とか設備を1日も早くいい状態にしていきたい。
- ・ 深浦グラウンドの芝の植えかえも早急をお願いしておく。
- ・ 航空燃料の譲与税について、こういう財源を確保するためにも、少しでも努力するよう要望しておく。
- ・ 住宅資金貸付金の未回収については、出来るだけ早い時期に市の方針を明らかにしていきたい。

◎認定事項第2号平成22年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成22年度の当初予算は、38億5,213万8,000円で、前年度当初予算と比較して約6.7%の増となり、その後3回の補正を行い、最終予算額は41億6,916万1,000円となった。
- ・ 歳入においては、調定総額38億5,249万7,000円に対して、収入済額37億6,584万8,000円となり、不納欠損額が720万3,000円、収入未収額が7,944万6,000円となった。
- ・ 歳出は、予算現額41億6,916万1,000円に対し支出済額が39億9,806万6,000円で、不用額が1億7,109万5,000円となり、歳入歳出不足が2億3,221万8,000円となったが、翌年度繰上充用金で措置した。

- ・ 歳入の主なものは、国庫支出金の療養給付費等負担金については、医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として、予算現額 5 億9,643万6,000円に対して 5 億9,348万7,203円の交付となった。
- ・ 国庫補助金は、特別調整交付金の中で特別事情分として22年度においても収納率向上や保健事業への取り組みが認められ、3,200万円が交付され、合計では 3 億1,730万3,246円となった。
- ・ 退職者分の保険給付費等に介して交付される療養給付費等交付金については、2 億1,893万2,000円の予算現額に対して、2 億0,293万7,000円の交付となった。
- ・ 後期高齢者の医療費等の財源調整として、平成20年度から新設された前期高齢者交付金は、予算現額12億3,291万1,000円に対して、12億3,291万1,187円の交付となった。
- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額、1,145万1,192円が国・県負担金としてそれぞれに交付された。
- ・ 共同事業交付金は、1 件80万円以上の高額な医療費と、1 件30万円以上80万円未満の医療費に対する交付制度であり、予算現額 5 億6,109万5,000円に対して、5 億1,343万2,889円の交付となっている。
- ・ 他会計繰入金は、予算現額 2 億0,403万7,000円に対して、2 億0,403万5,999円の繰り入れとなっている。
- ・ 歳出予算の構成については、保険給付費が68.7%、後期高齢者支援金7.9%、介護納付金が3.7%で合わせて80.3%を占めているところである。
- ・ 保険給付費は、27億2,224万4,472円になり、21年度と比較して一般被保険者の療養給付費が0.2%、療養費も0.2%、高額療養費は3.9%の増となっている。
- ・ 退職被保険者等については、療養給付費で7.3%、療養費で15.4%、高額療養費で14.1%の増となっているところであり、これを被保険者一人当たり療養給付費で比較してみると、昨年度より一般被保険者が0.5%増の30万4,099円、退職被保険者が11.9%増の25万5,119円となっている。
- ・ 被保険者数は年間平均で、一般被保険者が前年より23人減の7,200人に、退職被保険者等は28人減の653人に、全体では51人減の7,853人となった。
- ・ 後期高齢者支援金は、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であり、支援金 3 億2,812万0,490円及び事務費拠出金 4 万0,778円の合計、3 億2,816万1,268円を支出した。
- ・ 老人保健拠出金については、事務費拠出金 2 万4,233円を拠出した。
- ・ 介護納付金については、40歳から64歳までの第2号被保険者数の概算3,173人に一人当たり負担額 5 万2,107円を乗じた 1 億6,533万5,511円に、平成20年度の精算額953万6,303円を減算した 1 億5,579万9,208円を納付した。
- ・ 共同事業拠出金については、国保連合会が事業主体となる高額医療費に対する再保険事業で平成18年10月より 1 件80万円以上の医療費を対象とし、あわせて30万円以上80万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、それらをあわせて 4 億7,905万7,858円拠出した。
- ・ 保険事業については、特定健診等の事業に要する経費として、850万4,865円支出した。
その他に健康づくり体験教室、市民健康教室等を実施した。また、人間ドック補助では一日ドックが116名、脳ドックをあわせた一日ドックが29名、脳ドックが21名の計166名が受診した。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健事業費では、従来からのレセプト点検の充実強化、看護師嘱託員 2 名による、重複・頻回受診者の訪問指導のほかに、特定健診の受診率向上を目的と

して、追加検診等を実施し、保健事業費全体では2,319万5,787円を支出した。

- ・ 基金積立金は、平成20年度に借り入れた鹿児島県国民健康保険広域化等支援基金の償還財源として2億5,000万を積み立てて、年度末残高は2億5,028万4,000となった。
- ・ 諸支出金については、保険税還付金256万2,400円と還付加算金7,300円、療養給付費等交付金精算返納金1,633万5,487円、療養給付費等負担金精算返納額297万6,045円及び出産育児負担金精算返納金16万円の合計2,204万1,232円である。
- ・ 国民健康保険税については、一般被保険者分として現年課税分、滞納繰越分、合計で4億8,289万2,000円、退職被保険者等分として現年課税分、滞納繰越分、合計で7,787万7,000円、国民健康保健税合計で5億6,076万9,000円を予算計上した。
- ・ 収入済額については5億4,034万3,573円となり、収納率については、現年分が94.8%と前年度より0.3ポイント低下したものの、滞納繰越分は18.6%と前年度より1.3ポイント上昇したことから、全体では86.2%と前年度に比べポイントでは1.2ポイント低下してはいるが、厳しい納税環境において引き続き県下19市の中でトップを維持できたところである。今後とも税の負担の公平という観点からも収納率の向上に向け職員一丸となって取り組んでいく。
- ・ 高額療養費の伸びが若干大きいというようなことであるが、一般の方で4.2%程度であり、これは高度医療等の発達によるもので、私どものほうとしては詳細についてはわからない。心臓とか脳出血の関係とか、そちらのほうの病名が多いように感じている。
- ・ 高額の共同事業の交付金と拠出金があるが、歳入のほうから高額の共同事業の交付金については、5,966万1,171円となっている。それに対し拠出金が4,580万4,771円で差し引き1,385万6,400円のプラスの効果になっている。保険財政共同安定化事業は、交付金が4億5,377万1,718円で、それに対して拠出金が4億3,325万3,087円で、差し引き2,051万8,631円のプラスとなっており、合計でプラスの効果額として3,437万5,031円という金額になっている。
- ・ 全体の医療費中の高額療養費分については、国保の一般被保険者分の給付率は70%、自己負担は30%である。前期高齢者分で2割になる部分があるが、70から75歳の分が、基本70%であり、総体の医療費を払っている金額等計算してみると、平均給付率というのがあり、それが80%を超えている状態にあり、基本的に10%以上の部分がかぶってきている。基本は70%が保険給付費であるが、現実の高額やら全部入れて給付率を出すと80%を超える。1割ぐらい高額分が上に乗っかっている状態で、保険のほうで払っている。

決算額でいくと7割分の療養給付費が一般、退職あわせて28億9,000万弱である。高額療養費が3億2,000万程度であるので、10%ぐらいの金額である。高額共同事業というのが創設されており、その部分に追加で助成されている部分がある。以前の共同事業というのがない時代からすると、かなり負担は軽くはなっていると考えている。

- ・ 去年5月診療分の健康保険のほうで払った金額は、1カ月分で2億1,751万円払っている。その中の循環器系、俗に言う生活習慣病的な部分であるが、これが全体の18.4%を占めており、3,992万円ぐらいかかっている。次に、精神及び行動の障害が18.1%で3,927万円、あと新生物、がんであるが、これが率で14.7%で3,203万円。4番目が消化器系の疾患として9.38%、2,031万円というようなことで、この中で固定的な費用としてかかっていくと思われるものが、循環器系の生活習慣病的な継続的な治療の必要な方。そして精神及び行動の障害、この辺のところは固定的な経費として非常に大きなウェイトを占めている部分がある。生活習慣病的な部分が非常に多いということで、本市の健康づくりの体制を再構築してやっていかなきゃいけないというようなことを考えているのは、こういうところである。
- ・ プロジェクトチームの活動については、今始まったばかりであるので、まだ具体的な成果というかたちで示せるものはないが、当然、健康づくりを進めていくという中で、枕崎の市民の方々がそういう疾患に他の地域と比べてかかりやすくなっているのかというような数値の分析

に立った上で、それを少なくするためにそういう取り組みが必要なのかというのを検討していかないといけないと考えている。それにあつては当然、医療機関であるとかそういった方々の専門的な意見等も聞きながら具体的な取り組みにつなげていきたい。

- ・ 一人当たりの医療費が0.5%、21年度に比べたら増加になっているが、この原因は生活習慣病の方が継続しており減らないということで、対前年比で増加にある。
- ・ 生活習慣病対策として、基本的には平成20年度から始まっている特定健診。これで異常値のある方たちをチェックするというようなことも含めての特定健診が、今一番のメインの事業になっている。その中でチェック項目に引っ掛かった人たちに対しての保健指導ということで、活動をしている。他にも市民健康教室、ウォーキング大会を毎年やっている。直接的に国民健康保険の事業ではないが、介護保険の事業の中で、簡単筋トレ教室も一年間を通じて指導している。
- ・ 国民健康保険税のことし8月末の収納率の状況であるが、現年分が28.1%、滞納繰越分は9.9%となっており、前年同期と比べると現年課税分で4.9ポイント下がっている。滞納繰越分については、0.4ポイント上がっている状況である。
- ・ 国民健康保険税については、8月本賦課ということで、今年度分新しい税率で賦課をしているところである。この改定についての被保険者の反応ということであるが、本賦課をして納税通知書を発送し、その後10日間ほどはだいたい一日10件ちょっとぐらいの、電話なり窓口対応なり問合せがあった。内容としては、なぜ改定することになったのかとか、あるいは前年と所得が変わっていないのに、なぜ上がるのかとか、そういったことでのお問い合わせが主だつてであるが、それについては今回、国保財政の状況も考えて改定するに至つたと、それぞれ個々に説明をさせていただいて御理解をいただいている。
- ・ 今後の徴収率の見込みをどう予想をするかということであるが、今月末の時点の徴収率、現年分について4ポイントちょっと下がっているが、まだ本賦課して8月末現在であるので、口座振替分もすべてきている状況ではないし、一概になかなか改定の影響でどのようになるのかというのは難しいと思うが、ただ臨時会するときにも答えたと思うが、経済情勢、雇用情勢とかそういったものというのは、なかなか枕崎においては依然として厳しい状況にあるというふうに認識しているので、私どもとしては徴収率を維持できるように、確保できるように今後とも徴収に努めてまいりたい。
- ・ 不納欠損については、地方税法の規定に基づき、消滅5年間の時効が完成したもの、それについて不納欠損処分をするわけであるが、あくまでも公平公正な負担をしていただくという観点から徴収に努力をしている。ただ、例えば納税義務者が死亡して相続人等がないとか、所在不明で手の施しようがないといった、限られた場合に債権の回収の見込みがないという時に不納欠損処分をしているので、どのぐらいの割合でというのは、その年度の状況によっても違うのでなかなか一概には言えないところである。
- ・ ジェネリックのPR活動は、国保事業としては公民館等でやっていなかったが、これは去年あたりから、南薩の薬剤師会が各公民館で、お薬手帳のこととかジェネリック医薬品のこととかをあわせてPR活動をやりたいということで、私どものほうに、枕崎の薬剤師会の方からも問い合わせがあった。教育委員会の成人講座等でもやっており、去年から少しずつ始めてことしは大体軌道にのってだいぶあちこちでやってらっしゃるということを知っているのので、そういう意味でもジェネリックについては、これから一生懸命私どももPRをやりたい。
- ・ 来年、さらに国民健康保険料が上がるということがあり得るのか、あり得ないのかということについては、23年度もまだ半分ぐらいしか実際に動いていないので、何とも言えない。
24年度以降のことについては、前年の決算状況とか、医療費の状況等を見比べながら、どうしてもやらなければならないときには、お願いをすることもあり得るとは思うが、今のと

ころ、ことし税改定をさせていただいて、どういうふうな決算になるのか、そこら辺もまだ見極めがついていないので、現段階では何とも申し上げられない。従前から申し上げているように、国保会計はある意味単年度会計みたいなかたちで、ことしの決算を見て、来年の計画を立てるといようなそういうような仕組みになっているので、そういうやり方で今後もやっていきたい。

- ・ 国保税の収納額が下がった理由については、まず調定額を見ると、21年度の決算と比べて所得割の課税標準額が4億円程度落ちている。その関係で、所得割の調定額自体が1,200万程度減少と、こういったことにもなっているので、主たる要因とは、こういった所得の減少といったことが大きなものかと考えている。
- ・ 22年度の税収の件数的な増減について、国保税の課税データで21年度決算と比べた場合においては、被保険者数で100名程度、世帯数で141世帯程度ふえている状況である。
- ・ 収納率の推移については、県下19市の収納率についても年々下がっており、本市の場合でいくと22年度は現年過年合計で86.2%という収納率だったが、19市平均では62.5%というふうになっており、大分本市とは差がある状況である。確かに現年度分については、順位が平成21年度3位、22年度5位というふうに落ちてきてはいるが、これをもって本市が特に影響が大きいとかといったことは、必ずしも言えないと思っている。
- ・ 収納率について、19年度97.3だったのが、95.7に20年度はダウンしているが、これは、平成19年度と20年度の国保制度上からいくと、後期高齢者の制度が平成20年度にできたので、75歳以上の方々が国保の被保険者じゃなくなったというのが一つの大きな原因だと思う。
- ・ 繰入金のところの財政安定化支援事業繰入金5,469万9,000円は、平成21年度に普通交付税において措置された額、満額である。
- ・ 平成22年度における資格証明書発行数は、14世帯である。
- ・ 短期の被保険者証については、有効期間期限を1カ月としたところが49世帯、2カ月が37世帯、3カ月が3世帯、6カ月はいない。総体で89世帯である。
- ・ 国保の広域化については、話はいろいろ出ているが、実際的な動きは全くなくて、従前のままである。
- ・ 資格証明書は22年度と21年度の比較であるが、どちらも14世帯で同数である。
- ・ 資格証明書で病院に行ったような事例等であるが、そういう事例はない。
- ・ 短期被保険者資格証等を交付している方々の健康状態等は、納税相談をこまめに行っている中で、そういった中で、医療機関への受診の必要性とか健康状態、そういった中で把握しているところである。また、特に相談は、22年度は保険医療系のほうにはなかった。
- ・ 特別調整交付金で、22年度の新しい制度分、非自発的失業分。これは、具体的にはどうかたちで対象者に軽減がなされていくのかということについては、この非自発的失業というのは、一般的にリストラ等で退職される方、その離職表にある離職事由の記号番号というか理由が幾つかあるが、その番号が指定されており、その番号の事例で退職された方は、基本的に2年間だが、収入を70%カットした上で、保険税の計算をやる特例措置がかかっている部分である。
- ・ 特別調整交付金で14万円交付されるが、実際対象者にはどれほど軽減されてくるのかということについては、国民健康保険が70%所得収入カットをして、税額計算したので、その分のはね返し分の補てん分ということである。本人は、収入を70%カットして30%の残りの金額を所得として計算をして、7割軽減をまずやってもらえると。ただし、退職時期等にもよるが、退職時から2年間ということである。2カ年間だけ、その70%カットというのが継続されていくということである。3年目にはもとに戻る。
- ・ この特別調整交付金だが、経営姿勢良好ということで国から3,200万円、県からは420万円

交付されているが、本市の場合、22年度赤字になっているのに経営姿勢が良好ということになるのかということについては、いろんなほかの保健施設事業とかいろいろ事業もやっているもので、そういうものの取り組みが評価されたということで、私どものそういう事業活動に対しての評価がよかったということである。これも県と国の分があるが、3分の1程度のところには、こういう経営姿勢の交付金というのが配分はされていない。

- ・ 本市の国保運営上、かつて2億円以上の赤字を出したことがあるのかということについては、全部は記憶にはないが、平成になってからで一番金額が大きかったのは9,000万程度が一番大きかったと記憶している。
- ・ さまざまな要因によって2億3,200万円の赤字決算となったが、このさまざまな要因とは、歳入面において国保税が景気低迷や被保険者数の減等を理由に、21年度と比較して、約2,400万円減収となっていること。2つ目に、財政安定化支援事業繰入金が21年度と比較して、約600万円の減額となっていること。3つ目に、歳出面において、保険給付費の合計額が21年度と比較して、約2,900万円の増額となっていること。4つ目に、22年度中に新たに基準超過費用額が発生したことである。これは、前々年度、20年度の地域差指数が1.17を超える分、その超えた部分について2分の1を国、県、市の一般会計で均等に負担し、残りの2分の1を国保税で賄うという制度である。これにより、国保税で負担すべき約1,700万円が新たな負担増となっている。5番目に、その他ということだが、22年度国保財政が悪化した大きな要因としては、国庫支出金が1億5,200万円、高額共同事業についても減額となったことが挙げられる。この高額共同事業は、国保連合会が実施している事業であり、県内全国保被保険者における80万円以上の医療費に対する高額医療費共同事業と30万円以上、80万円未満の医療費に対する保険財政共同安定化事業に分けられているが、それぞれ各被保険者からの拠出金と国保連合会からの交付金で運営をしている。全体的には、拠出金と交付金の合計は同額となるが、各被保険者においては、交付金から拠出金を差し引いた金額が実質の影響額となってくる。

本市においては、従来から医療費が高いために、この影響額は22年度では、約3,400万円のプラスとなっているが、21年度は約1億0,300万円のプラスであったため、22年度と21年度を比較すると、約6,900万円の減額となっている。そういう原因が交錯して、全体で2億3,221万8,200円の赤字決算となったわけである。

- ・ 2億を超える赤字の見通しが立たない原因は、補助金とか負担金等の交付決定が4月にずれ込むというのがほとんどであり、その段階で見込みがなかなかつかない。
- ・ 22年度の予想はつかずに、結果として2億3,000万の赤字が発生した。23年度においても、そういう状況が起こるのではないかという指摘であるが、その可能性は十二分にあるというふうに考えている。なぜならば、今回の税率改正については、今年度の予定の金額を算定して、今回、値上げをしていただいたわけだであるが、不確定な部分というのはやはり残っているので、非常に難しい状況である。来年度以降の税率改正の問題の質問も受けたが、そのときには、ことしであれば23年度の決算の状況等を見ての24年度の運営になっていくというふうにお答えしたのは、そういうものを含んでの話である。
- ・ 23年度末にどういった変化要因があるかということについては、不確定な要素ということで、療養給付費等の医療費の負担金部分がかなり変動する。予算額自体も5億9,000万、約6億あり、ここの動きによっては、かなり影響がある。これも例年、1,000万単位で動いたりするところであるので、ここも非常に苦しいところである。

あと、特別調整交付金の関係、それと、今度は高額の共同事業関係がこの2つ、高額共同事業と保険財政安定の部分と、この2つの共同事業関係の部分等が非常にわかりづらくなっている。これは、当該年度の医療費及び年度内の医療費の見込額等をベースに計算するものだから、非常に難しいところがある。歳入で言うとそういうところが非常にわかりづらい。

- ・ 医療費通知の122万5,000円は、各家庭に配られる通知の経費のことで、国民健康保険の加入者に対して2カ月に1回、はがき大のやつで、何年何月の医療費は幾らかかっていると診療をした医療機関の名称まで入れた通知を年に6回通知している。
 - ・ 国保会計は特別調整交付金の部分を空財源にして、最終的には支援事業のお金を繰り入れて会計上処理をするということを長年やってきたが、今それをやらない理由については、20数年前から当初予算を組む段階で不足財源というのを国庫補助金の特別調整交付金の中に億単位で計上しながら、それで予算書というのを作成し、それで運営をした結果として赤字にたまになったことはあるが、大体それで20数年間どうにか運営をしてきた。それが従来、どうにかして埋まってきたわけである。埋まった理由は、補助金がたくさん入ってくる部分と医療費の部分に若干の余裕があって、残額が出るのと相殺されて、歳入がふえた分と費用が残った分を足したのが財源不足額と大体見合うようになっていき、赤字にならずにきたというのが今までの推移であると私どもは考えているが、18年、19年、今度22年と赤字になったわけだが、同じような方法を講じて運営してきたわけだが、それが回らずに赤字になったと。9,000万とか2,200万とか、今回は2億3,200万という金額だったが。これは、種々の制度改正とか、そういうのがあって、交付金補助金等の増減がいろいろあったのが一番の原因だろうと思っている。
- 今回の22年度については、20年度に借り入れた県の貸付金の償還財源2億5,000万を、23年度からの償還が始まるということで、一応そういう約束で借りてきていたお金があったので、そのお金を積み立てたのが大きな原因だったと思っている。

- ・ 国保財政の安定化については、これまでも県の市長会で要望をしている。単独の市でどうこうというよりも、やはり、市町村一体となってそういうような財政安定化に対する国の財政措置については、要望をしていくべきだと思っているので、今後とも関係市と連携しながら取り組んでいくべきだと考えている。
 - ・ 国保の財政安定化支援事業に対する一般会計繰り出しは、あくまでも地方交付税、一般財源として各地方公共団体がその使い道を決定できる交付税として、算定されているものである。一般の補助金とかというものではないので、当然、どうかたちでその交付税の中から財政支出をしていくかというのは、それぞれの地方公共団体が判断すべきものであると考えている。過去、その交付税で算定された額について、すべてを国保の会計のほうに繰り出していないということについては、それぞれの会計の一般会計であり、国保会計の状況を踏まえた上での判断であるので、その時点での判断として行われたものである。昨年度の国保についての赤字について、過去の繰出金の分が赤字につながったというふうには考えていない。
- ただ、平成23年度については、税率の引き上げをしないといけないというような厳しい状況であったので、私どもとしても交付税の算入額ではなくて、それを超えて算定額の部分に上乗せするかたちでその部分も含めて繰り出しをするとかたちで財源不足の圧縮に努めたものである。

○委員からの意見・要望

- ・ ジェネリック薬品の普及について、広島県の呉市役所、宮崎市役所に、どうしたらそうして高まったのか、そのような影響があったのか実情について連絡を取り合っていただきたい。
- ・ 私は非常に残念だと思うのは、22年度末にこういった不確定要素が予想されると、その説明がほしかった。もう済んで、本当に何回も言うように、年度を過ぎてから2億数千万の赤字、本市の国保運営上、記憶にないと課長も認めているわけだから、その見通しを立てられなかったということは反省をしていただきたい。

◎認定事項第3号平成22年度枕崎市老人保健特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成22年度の当初予算は233万9,000円で、前年度当初予算に比較して66.6%減となり、その後2回の補正を行い、最終予算現額は728万円となった。これに対して、収入済額は634万1,539円で、前年度に比較して48.8%減となり、支出済額が634万1,539円となり前年度に比較して、49.3%の減となり歳入歳出差引額は0円となった。これは平成22年度末で老人保健特別会計を廃止するための措置である。
- ・ 歳入の主なものであるが、医療諸費等については、それぞれの負担割合に基づき交付されている。支払基金交付金72万9,882円、国庫支出金6万1,298円、県支出金1万5,324円、繰入金40万2,000円及び諸収入513万3,035となった。
- ・ 歳出については、総務費が26万2,372円となり、諸支出金の一般会計操出金が21年度精算返納金67万7,239円、22年度精算分527万2,663円の合計594万9,902円及び繰上充用金12万9,265円となった。

◎認定事項第4号平成22年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成22年度の当初予算は2億7,884万7,000円で、その後1回の補正を行い、最終予算現額は2億8,209万1,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額2億7,601万9,000円に対して、収入済額2億7,522万円となり、不納欠損額2万7,000円、収入未済額77万2,000円となった。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金については、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として9,070万6,113円の繰り入れとなった。
- ・ 歳出は、予算現額2億8,209万1,000円に対し、支出済額が2億7,166万円で、不用額が1,043万1,000円となり、歳入歳出繰越額が356万円となった。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は事務経費として184万3,186円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞料を合わせて1億8,095万6,800円と基盤安定負担金8,640万2,113円の合計2億6,735万8,913円を納付した。
- ・ 平成22年度の予算については、対象者を4,199人と見込んで、現年度特別徴収分を1億3,400万3,000円、普通徴収分を現年度分5,315万1,000円、滞納繰越分を22万1,000円の計5,337万2,000円と見て、総体で1億8,737万5,000円を計上した。収入済額は1億8,111万0,200円となり、収納率については、現年度分が99.6%と前年度より0.2ポイント低下したものの、滞納繰越分については84.9%と、前年度より8.1ポイント上昇した結果、全体では99.6%となり、県下19市の中で4位の収納率を確保できた。
- ・ 後期高齢者の資格証明発行者については、本市にはいない。鹿児島県の広域連合の方針として、資格証明書は交付しないという取り決めがなされている。
- ・ 滞納があっても、保険証を発行しているのかということについては、資格証明書の発行はしないということで取り決められているので、期限付きの短期の保険証で対応するということになる。なお、本市において、期限付きの保険証発行に該当する者はいない。
- ・ 次期の保険料改定については、24年度改定の予定になっている。

◎認定事項第5号平成22年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成22年度の当初予算は、20億5,919万3,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算額は21億6,442万3,000円となった。
- ・ 歳入においては、調定額20億1,123万9,000円に対し、収入済額20億0,505万5,000円、不能

欠損額173万4,000円、還付未済額11万9,000円、収入未済額618万4,000円となった。なお、保険料については、調定額2億8,621万9,000円に対して、収入済額2億8,003万1,382円で、収納率97.8%となり、前年度より0.2ポイント低下している。

- ・ 歳出においては、予算現額21億6,442万3,000円に対し、支出済額18億8,659万8,000円で2億7,782万5,000円の不用額となり、収支残額は1億1,845万7,000円となった。
- ・ 歳入総額20億0,505万5,000円に対して、歳出総額18億8,659万8,000円で、差し引き1億1,845万7,000円の黒字となっている。
- ・ 平成22年度事業の成果について、総務費は介護保険の事務経費であって、4,351万6,000円の事業費の大部分を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。
- ・ 保険給付費は、平成22年度の計画額19億7,570万7,000円に対して、17億0,843万3,000円の支出となり、計画額を2億6,727万4,000円下回ったが、平成21年度と比較すると約2.4%の増となっている。地域支援事業費は、要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費である。
- ・ 基金積立金は、介護給付費の財源等としての準備基金積立金である。
- ・ 諸支出金は、介護保険料の返還金並びに平成21年度介護給付費負担金等の国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金及び一般会計繰入金の精算返納分である。
- ・ 保険給付費が計画よりも減っているのは、介護保険計画策定時における高齢者数の見込みは7,575名だったが、22年度実績においては7,503名。計画からすると72名の減となっている。
また、認定者数についても、計画時において1,381名を見込んでいたが、22年度実績で1,285名ということで96名の減。予想認定率18.2%に対して実際の認定率が17.1%にとどまっております。予想よりも認定者数が少なかったということが一番の要因ではないかと考えている。
- ・ 認定率の推移であるが、計画時には18.2%と予想をしていたが、平成18年度で認定率16.4、平成20年度15.6、平成22年度は実績が17.1で、認定率自体はそんなに推移が変わらない。ただし、計画を見込むときには同じくらいの認定率でくると財源不足を生じる可能性があるため、ある程度高めに設定しているが、その設定をやや高めにしていたことから実際の認定者数との乖離が生じたと判断している。
- ・ 平成22年度の居宅介護サービス給付費は、4億8,900万円ほどを見込んでいたが、22年度決算の給付費は4億3,650万円ほどであった。地域密着型サービス給付費は、2億1,180万円程度を見込んでいたが、実際は1億6,050万円程度である。施設介護サービスにおいては、8億6,740万円程度を見込んだが、実際の給付費は7億7,670万円程度である。そのほか大きな乖離があるのは、施設系の介護サービスが16億3,730万に対して14億4,700万、介護予防サービスでは、計画額が2億0,040万円に対して実際の給付額が1億3,140万円程度である。
- ・ 介護予防サービスの利用者については、平成21年度と平成22年度を比べると給付費は、平成21年度が1億3,115万5,000円に対して平成22年度は1億3,145万円ほどで、大体横ばいになっているところである。ただし、件数については、21年度が7,858件から22年度は7,537件と件数については減っている。
- ・ 平成21年の介護予防サービスの利用者が993人に対して、22年度決算においては830人で163人の利用者の減となっている。
- ・ 介護予防サービスの給付費用、件数は、21年度と比較したときに大差はないが、利用者のみが163人減少している。このことについては、介護予防のケアマネジメントをしている立場から言うと、大体要支援の認定を受けている方が更新の時期に3割は悪化しているという現状がある。月によって変動はあるが、大体3割ぐらいは悪化、要支援の認定から要介護の認定という状況がある。それは1つには加齢、それから高齢者であるので途中で病気を併発することもある。

- 平成21年度決算と平成22年度決算を施設介護サービス給付費、介護老人福祉施設それから介護老人保健施設、介護療養型医療施設でそれぞれ見ると、介護老人福祉施設においては、延べ人数であるが17名の減。それから、介護老人保健施設で3名の減。それから介護療養型医療施設は逆に14名の増である。
- 特養ホームの入所希望者数であるが、市内の2カ所に対して入所申込者は何人かというとならえ方はしていないが、待機者数でいうと119名の方が待機者ということで登録している。
- 特養ホーム待機者の現在の状態は、在宅で待機されている方が20名、医療機関への入院中の方が28名、老人保健施設で待機されている方が51名、介護療養型病床待機者が2名、グループホーム13名、その他不明、わからない方5名ということで、そういう内訳になっている。
- 特養施設の定員の拡充はどうすればできるかであるが、これは平成22年10月に厚生労働省が出していた37%という参酌基準というのがあるが、その部分が撤廃された。
今まではそういう総量規制、施設の定員をふやすと、結局そこの部分は給付費が大きくなり介護保険料に跳ね返ってくる。そういう部分も十分考慮しながら、介護関係の施設をふやすことによって雇用も新たに生まれることを考えながら現在の次期計画に向けて計画策定中である。今、120名の定員に対し、ふやしていくことを計画に盛り込むことによって、施設の定員増は可能になってくる。しかし、市の財政負担もあることなので、そういうところを総合的に考えながら慎重に検討しなければいけない問題だと考える。
- 基金積立額の累積額は、平成22年度末基金積立額残額が1億7,280万1,119円で、そのうち23年度予算で取り崩す額が3,116万3,000円である。これにこの前補正をお願いしてあるので、この補正後の積立額が4,063万2,586円、合計で1億8,227万1,705円になる。
- 平成21年の4月に新たな基準に基づいて、厚労省が示した介護認定部分は、地方自治体からもそうであるが、いろんなどころからあまりにもばらつきが多いということで、新基準が10月1日より新たな基準として設定された。それ以降、修正後の部分は特段ばらつきとか、そういう部分について全国的にまだまだばらつきが大きいとか、そういうことはなくなっていると理解している。
- 居宅介護支援事業所は、市内に6カ所ある。それから、居宅サービス事業所は、デイサービス、通所介護サービス事業所が4カ所、訪問介護事業所が3カ所、通所リハビリの事業所が4カ所、ショートステイ、短期入所については特養の施設が2カ所と老健が2カ所、状況によっては介護療養型の病床でショートステイを使う場合もある。
サービス担当者会議は新規でサービスを開始するときと更新のとき、そしてまた、本人に変化があってサービス内容の見直しが必要なときは臨時的にというかたちであるので、何回とは言えない。その人によって1年に1回だけの方もいれば、1年に2度、3度とする場合もある。
担当者会議の構成メンバーであるが、本人そして本人を取り巻く親族の方、息子とかお嫁さんとか都合のつく方には出させていただいて、あとサービスを提供する事業所の担当者、そして担当ケアマネ、そういった構成メンバーでやる。
- 介護保険料の徴収に当たっては、負担の公平というものを基本においているので、可能な限り徴収に努めているところであるが、不能欠損処分については21年度と比較して、40万弱ふえているところである。介護保険料は、介護保険法において時効が2年間で、こちらとしてもなかなか納付が滞る方にも納付誓約とか、きめ細かに対応しているわけであるが、こういった経済情勢であるので納付が思うようにならないということで、やむなく必要な財産調査あるいは必要な徴収停止とか手続をとった上で、それでも徴収不能といったものについて22年度は、57件の173万を処分したところである。今後、やはり負担の公平という観点から、さらに徴収努力を図っていきたい。
- 来年度の制度改革の方針については、保険料の上昇緩和のための財政安定化基金の取り崩し

が可能となる法改正が行われたことで、この部分は平成24年度に限るということで、説明会で説明を受けている。

- ・ 給付費の負担割合は、公費が50%、保険料で50%となっている。そして、公費が50%のうち国が25%、県が12.5%、市が12.5%である。保険料は、1号被保険者保険料と2号被保険者保険料で50%を賄うことになっている。
- ・ 今後3年間ぐらいの財政状態は、今度5期計画を立てる中でサービスの見込量を立てる。その給付見込量に対して保険料の負担が決まる。それで保険料が月額幾らになると算定されていくので、あとは法定ですべて入ってくるお金、言えばサービスがふえていけば国、県、市の負担額もふえてくる仕組みになっている。

なので一番赤字になる可能性としては、保険料を安く見積もった場合である。その算定をいかにするかというのは3年間のサービス見込量をしっかり把握しないと、保険料を低く見積もりすぎると赤字になる可能性が出てくるので、そこら辺は今後、計画を策定するときにサービス見込量の給付見込みについては、しっかりとした算定をやっていきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ この介護保険を使う方たちが肩身の狭い思いをして、自分たちが使うから、また保険料がまた上がるんじゃないかという話もあったが、来年がまた改定の年でもある。利用者の方が肩身の狭い思いをしなくても済むような改定になってほしい。
- ・ 不納額があるのは、いたし方ないとしても、3.7%も増加しているところが気になるので、次年度においてはこのパーセンテージを減らしていただく努力をしていただきたい。

◎認定事項第6号平成22年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○当局説明

- ・ 平成22年度の当初予算は、8億8,060万1,000円で、その後4回の補正を行い、最終予算額は、9億0,652万9,000円となった。
- ・ 歳入においては、調定総額9億8,060万1,000円に対し、収入済額9億0,891万1,000円、収入未済額1,454万2,000円となり、収入割合は約98.4%である。
- ・ 歳出においては、支出済額が8億9,479万3,000円であり、形式収支は1,411万8,000円となった。
- ・ 平成22年度の整備状況は、大堀汚水幹線管路施設工事111メートル、大堀補助支線汚水管路施設工事346.1メートル及び単独事業の立神北町地区汚水管路施設工事194.8メートルとなった。
- ・ 平成19年度から着手している施設の老朽化に伴う改築更新事業は、水処理設備工事と電気設備工事それから汚泥処理設備工事と電気設備工事を行った。
- ・ 当該年度の汚水管路延長は、651.9メートル敷設をしており、うち補助汚水管路が457.1メートルで汚水管路総延長は10万1,386.16メートルとなる。
また、当該年度の整備区域は5.4ヘクタールを新たに整備して、22年度末現在では整備済面積388.9ヘクタールとなり、現認可区域面積408.4ヘクタールに対して95.2%の整備率である。水洗化戸数は65戸増の5,220世帯で、水洗化率は84.7%である。
- ・ 現在、認可をとって整備を進めているのが立神中学校のグラウンドの一番北側の通りをまっすぐ東のほうに引いた区域を現認可区域として整備を進めている。現認可区域が100%近くになると、今度はその北側、広域農道までの区域をまた認可をとっていく計画である。
- ・ 認可申請は、全体計画というのは当初の下水道計画区域であるが、その区域内において概ね5年から7年の計画で、整備計画を立てる。補助対象となるために、大体5年から7年に1回、

整備率が100%に近くなった時点で、次の認可をとっていくことになる。

今の区域についてはまだ整備面積があり、26年度までの計画で認可をとっているの、すき間が出ないように前年度あたりにとっていく計画である。

- ・ 現在、全体で供用開始をしている中にある世帯数が6,163で、そのうち5,220世帯が接続をしている。

枕崎市の中心街の1次区域は、3,529世帯中、3,329が接続している。その中心街の脇、例えば岩戸、木原、平田、明和の2次区域は、1,305世帯のうち1,177世帯が接続している。

中央町から塩屋までの3次区域は、1,225世帯中、641世帯が接続をしている。4次区域は、今、整備を始めたばかりなので、37世帯が対象で6世帯が接続している。そのほかには、供用開始区域の区域から一筆目は接続ができるため、67世帯が接続をしている。
- ・ 水産加工場は、現在、供用開始区域内で操業をしている工場が47工場ある。そのうち、30工場が接続しており、接続率では63.8%である。
- ・ 汚水処理量が前年度と比較すると5,795立米、0.4%減少している。この原因は、1つに考えられるのが節水型の機器が多く出回ってきたことと、住民一人ひとりが風呂の残り湯を利用して、できるだけ節水をしていると分析している。平均として、20トン前後が1世帯当たりの平均的な使用水量である。
- ・ 料金値上げをした影響は、総費用のうち29.6%が使用料を当初占めていたが、22年度決算では、32.9%となり、約3.3ポイント改善できた。23年度当初予算での計画では、約38.2%と試算している。25年で40%を超える値になっていければと考えている。
- ・ 25年度以降の再度の料金改定は、3年から4年のスパンで試算の検討はしていく。要するに、25年度で検討し、26年度からの改定が予想はされる。
- ・ 22年度で新たに接続した戸数は、65戸である。
- ・ 収入未済額は、前年度と比較すると、下水道使用料では154人から134人と減少している。受益者負担金は、155人から177人とふえている。
- ・ 区域ごとの収納率では、1次区域での収納率は99.7%、2次区域においては99.1%、3次区域は95.6%、4次区域については91.8%の収納率である。
- ・ 市からの繰入金は、18年度当時からすると、現在、約半分ぐらいまで落としてきている。
- ・ 地方交付税は、22年度で一般会計の繰り入れを2億5,121万3,000円行っているが、そのうち交付税措置された額が1億3,397万7,000円で、1億1,723万6,000円で交付税で措置された額を超過している状況である。
- ・ 動力費は、光熱水費なので主には電気代である。
- ・ 大塚、田畑、田中地区で、供用開始区域内にある工場としては、牧園川沿いが4工場のうち下水道区域内が2工場、未供用区域内が1工場、計画外が1工場ある。栈敷川流域に3工場あるが、下水道からすると区域外である。馬追川では、3工場、馬追川の河口に出て行くのが3工場である。工場毎にそれぞれ戸別訪問をしながら接続のお願いをし、また水産商工課、加工組合に接続推進委員会を設け、加工組合からも組合員に対して、早期接続の依頼をしていただくなど連携をとりながら、接続の促進を行っている。
- ・ 事業認可申請書を作成する中で、財政計画も添付をして国に提出し、許可をもらっている。26年度からの5カ年計画の新たな認可区域を申請する場合は、31年度までの財政計画をつくる。
- ・ 料金改定のときに出された建設投資費の縮減については、現在では、社会情勢、特に人口の増減が変わっているなかで、計画的なものは、約5年を原則として計画をなさいとなっており、今回、全体計画の見直しを計画している。
- ・ 管理運営費の経費削減は、施設が27~28年経過しており、今、効率的には悪い状況である。

19年度からの改築更新事業によって、電気代や処理用の薬品代で機械の効率が上がってきている。水処理においても、当然、投資費がいるが、老朽化したものをかえることによって、維持管理費の効果が出る。

- ・ 一次区域で未接続は7工場、2次区域が1工場、3次区域が7工場、4次区域が一部供用開始をしたので、2工場、合計の17工場である。一次区域内の未接続工場にも、工場毎にお願いに回っているが、約半数は後継者がいないという状況だ。
- ・ 接続が進んでない理由は、やはり一番大きなのは、単独浄化槽にしる、合併浄化槽にしる、浄化槽を利用しているということで、まだ下水道への接続の不便を感じていないというようなことだろうというふうに分析している。
- ・ 管理運営費の削減は、今まで老朽化した部分の修繕が、附属機器の中でも故障が発生してきて、修繕費がかなりあった。改築更新によって機器が更新されていくので、修繕費が計画よりもだんだん少なくなっていくというので、今年度の決算においても約174万程度を不用額で落とし、効果が出た。
- ・ 不明水への対応は、現在、どうしても最終マンホールからの若干の雨水の浸入もあり、検討しないとイケない。かつおぶし工場にも、雨水が入らないような改善をお願いしている。
- ・ 下水管の施設費で、自分の工場まで引くとしたら、メーター当たり普通に持ってくると大体、平均的には4万円ぐらいである。しかし、遠くなればなるほど深く掘らないとイケなくなるので、メーター単価は変わってくる。

○委員からの意見・要望

- ・ 市立病院裏の健康センターの段々畑があるところもいまだに区域的に入っている。当然、除外すべき場所だ。事業が発足以来、いまだに現地はそのままの状態である。本人から見ると強制的に区域内に入らされて、受益者負担金を取られている。そういう状況になられた方々がまだ枕崎地区にも残っていらっしゃる。また、立神地区の場合は、料金自体が枕崎と比べると安くしてあるが、行政の公平さという点から問題である。
- ・ そもそも下水道事業を始めたきっかけは環境保全だった。そういう点では行政が指導して取り組んできた事業である。住民ももちろん利便になったが、それと同時に行政としての環境対策の一環がこの中には入っている。事業を運営する上で、住民に負担をかけるとか、下水道区域外の住民との均衡をとるとかいうのはおかしい。やはり、きちんとした下水道事業に対する市の財政支援を行いながら、住民の暮らしを守ることを基本において、やっていくべきだ。全く下水道にかかわりのない地域、山林、田畑まで受益者負担金をかけるという現在の市の方針は、考え直すべきである。
- ・ 水産加工場の未接続の加工場が全部接続した場合には、1割程度使用料がふえる。ただ、料金改定するとき、公衆浴場と水産加工場の水質料金は、産業振興等に配慮するというので、据え置いた。これをずっと将来的にも水質料金を据え置くことは、非常に難しくなっていく状況にある。水質料金を上げてからでは、なおさら接続しにくいので、将来的には、手をつけなければならないようになることを含めて、加工場に言うべきだ。
- ・ 使用料だけに負担を持っていくというのも制約がある。10カ年ぐらいのスパンの計画を持ち合わせるべきだ。
- ・ 実際には未接続が残っている。改定時の当局の説明でも2,200万の水道料が徴収できない。これは行政の責任だと思う。住民の責任ではない。下水道事業を始めるとき、この加工場の汚水を入れるために実験プラントまでつくって研究した。そして、加工場汚水という全国にも例のないような処理場をしようということで、加工業界も当然、同意をされてやってきた。だから、これがスタートしてもう終末処理場が壊れて、新たに補修しないとイケないような状況に

なっても、まだ未接続が残っていることは、行政の責任である。

- ・ 高いお金で下水道をつくっているのに、その費用対効果という意味でぜひ、接続率を上げてほしい。
- ・ かつおぶしの水産加工場については、供用開始以来26年、あまりにも長い期間になっている。実際は組合内で下水道につないでいる人、つないでいない人と感情的におかしなものも発生している。つないだ人の中には、非常に後ろ向きの発言も耳にする。
今、かつおぶし関係は地域ブランドを打ち出すのであれば、本当に地域がこぞってPRできる特産品をつくるためにも、事業所にも産業振興もあわせていろんなかたちでの協力を求めていく上での接続を進めていくべきである。

◎認定事項第7号平成22年度枕崎市立病院事業決算

○当局説明

- ・ 国の医療費抑制政策は、平成22年4月の診療報酬改定は10年ぶりにプラスに転じたものの、中小医療機関への収益増は少なく、また、全国的な勤務医不足に加え、医療従事者の不足も依然として続いている。
地域医療が崩壊の危機にあると言われる厳しい医療環境の中で、今年度はこれまでの経営改善等が評価をされ、全国自治体病院開設者協議会及び社団法人全国自治体病院協議会の両協議会会長表彰を受けることができた。
- ・ 経営面は、地方公営企業法の全部適用に移行後、昨年11月には鹿児島大学から15カ月ぶりに常勤医派遣があったことで常勤医3人、非常勤医6人での診療体制になり、医師の充足率については123%となり、院長への負担をわずかではあるが軽減することができた。
しかし、看護師確保は、平成22年6月から市ホームページや市報での募集広告に加え、ハローワークへの募集登録など随時募集をしたが、目標とする人員の確保に至っていない状況が続いている。
- ・ 入院患者数は2万0,835人で前年度より466人増、病床稼働率は2.1ポイント増の95.1%となり外来患者数は1,672人減の1万8,260人、診療実日数ベースの1日平均患者数は10.5人減の71.9人となり、外来実患者数でも116人少ない1万0,585人となっている。
- ・ 入院収益が3億8,540万1,965円、外来収益が1億2,786万2,637円で入院、外来とも前年度を若干上回る結果となり、一般会計負担金として普通交付税の基準財政需要額に算定された救急医療の確保に要する経費3,629万4,000円が繰り入れられたことで、総収益は前年度より1,397万3,658円増の5億7,226万5,648円となった。
一方、費用は常勤医増に伴う給与費を初め材料費、経費等も増加したため前年度を1,598万1,038円上回る5億3,255万9,849円となった。
- ・ 医療施設耐震化整備費補助金を活用して、平成23年度までの2カ年事業で昭和50年度及び昭和58年度に建設している老朽病棟の建てかえに着手したが、既設病棟給排水管敷設替え作業、建築確認申請書作成及び資材調達等に不測の日数を要したため、契約額の一部を翌年度に繰り越すとともに、有形固定資産については超音波診断装置や血液分析装置の更新のほか、新たに電気メスや无影灯なども購入をした。
- ・ 経常収支比率は前年度を0.6ポイント下回る107.5%、医業収支比率も0.6ポイント下回る106.7%となり、前年度をわずかに下回ったものの、収支状況は純利益が3,970万5,799円で、6年連続の黒字決算となった。
- ・ 事業収益では、医業収益が5億6,173万2,030円で、前年度より1,393万6,262円、率にして2.5%の増、医業外収益は1,053万3,618円で3万7,396円、率にして0.4%の増となっている。
一方、病院事業費用では、医業費用が5億2,668万2,762円で、前年度より1,606万5,000円、

率にして3.1%の増、医業外費用が587万7,087円で、前年度より8万3,962円、率にして1.4%の減となった。その結果、純利益は3,970万5,799円となったが、前年度より200万7,380円、率にして4.8%の減となっている。

- ・ 資本的収入は、病院建替事業に伴う企業債5,960万円、医療施設耐震化整備費補助金1億1,367万7,000円及び医療用有形固定資産購入に伴う一般会計負担金356万2,000円の計1億7,683万9,000円となっている。
- ・ 資本的支出は建設改良費として超音波診断装置等の有形固定資産購入費742万1,295円、病棟建替事業費1億9,122万1,000円の計1億9,864万2,295円及び企業債償還元金1,712万5,693円の合計2億1,576万7,988円で、収入額が支出額に対して不足する額3,892万8,988円は過年度分損益勘定留保資金2,192万8,988円及び建設改良積立金1,700万円で補てんをした。
- ・ 未処分利益剰余金は、平成21年度の決算での繰越利益剰余金は、5,801万1,528円となっているが、22年度純利益が3,970万5,799円となったことで、当年度未処分利益剰余金は9,771万7,327円となったので、その一部を法第32条第1項の規定に基づく法定積み立てとして減債積立金に290万円を積み立てるもので、その結果、翌年度への繰越利益剰余金は積立金額を差し引いた9,481万7,327円となっている。
- ・ これまで建設改良費の財源の一部とするために、任意に建設改良積み立てをしていたが、現在、建てかえ事業を実施中であること、平成23年度中に台帳上の財産処分をしなければならないことなどから、本年度の任意積み立てについてはしないこととした。
- ・ 今後の財政需要に対応するため、平成21年度からの修繕引当金及び退職給与引当金もそれぞれ引き当てを行い、22年度末で修繕引当金が500万円、退職給与引当金が536万2,000円となっている。
- ・ 今の病院の職員体制は、8月1日現在で正規職員は常勤医師が2名、事務が3名、放射線技師が1名、薬剤師が1名、理学療法士が1名、管理栄養士が1名、看護師が16名、準看護師が1名、合計26人である。

非正規職員は、常勤医師が1名、非常勤医師が6名、事務が1名、看護師が4名、準看護師が10名、看護助手が16名、医療事務が4名、駐車場整理員が2名、守衛が4名、厨房業務の企業委託分が6名、合計54名となっている。正規職員と非正規職員の合計額は、現在80人である。
- ・ 非正規職員の看護師の賃金は、経験年数によっても違うが、最も経験の長い方で基本給が17万2,500円である。
- ・ 現在、看護師の勤務体制は、外来は通常の日勤のみであるが、病棟については一般病棟、療養病棟ともに看護師自身の希望により2交代制で、夜勤については16時間勤務になっている。2交代制の場合は、夜勤入りが午後4時30分から翌朝の9時30分までである。
- ・ 看護師の健康の関係については、夜勤をする看護師については年2回健康診断をすることになっており、勤務が長いということでのミスについては、聞いていない。
- ・ 以前の病棟は3交代制であったが、患者の立場から見て2交代制になったということで逆に夜間の急患等があった場合も、その看護師がそのまま引き続いて翌朝までいるので、状況がわかっているということで、メリッ的には病院のほうもあると考えている。
- ・ 勤務体制から見ると3交代のほうが緊張時間も短くて、きちっとした作業ができるんじゃないかと思うが、16時間の夜勤をすると次の日は夜勤明けで、完全に1日休みである。

さらに、指定休があり、実質的に2日連続の休みが出てくることになり、体調管理の上では看護師もゆっくりと休める。
- ・ 勤務体制のあり方として、夜間看護手当とか夜間勤務に対する手当類が2交代制の場合、3交代制の場合、それぞれあるが、3交代制の場合だと準夜、深夜ともに3,300円程度、16時間

の場合は6,800円である。

- ・ 新しい病棟の推進状況と今後の取り組みは、一期工事は6月末に完成し、7月1日から1,633平米で運用を開始している。運用を開始すると同時に、昭和50年度と58年度に建設をしていた旧病棟トータル2,005平米を解体した。その解体は8月23日に終了し、今、二期工事に入っている。建物の形が11月ぐらいまでには完全にでき上がる。2月下旬以降、一期、二期全体での病床の配置の手直し後、来年3月末までにすべてを完成させたい。来年4月1日からすべて新しい建物での診療開始ということになる。
- ・ 外来の患者数の減は、ここ10年間、患者数自体は外来では減っていく。その理由は、外来のほとんどは枕崎市内の方が多いということで、やはり人口の減少の影響もある。
- ・ 病床の削減は、昭和56年度以前に旧耐震基準で建てられた建物は、現在の耐震基準 I S 値が0.6未満であれば補助の対象にすることでスタートした。強度を計算したら、0.55であったため補助の対象になった。ただ、南薩二次医療圏での病床過剰の地域においては、補助採択の要件として、18床は平成16年度に建てかえをして、残り42床が残っていたので、この改築する42病床の10%以上の5床は削減しなければならず、来年4月からは55床の病院でいかざるを得ない。
- ・ 病床数の内訳は、今回の二期工事の部分16床、一期工事の分21床、合計37床と、平成16年度に完成した分が18床で、合計55床である。
- ・ 経営上は、現在の60床で大体平均95%の55床から57床が運用をしているが、55床となった場合には、53床前後で動かざるを得ない。そうすると、若干、入院収益は減少するのではないか。
- ・ 現在の看護師の平均年齢は、正規職員で38歳である。ボーナスは、6月と12月に年間で3.85月分を支給している。
- ・ 入院面の診療報酬改定は、現在、一般病棟20床については、看護基準を10対1ということをとっているので、平均在院日数21日未満というかたちで動いている。その13対1より10対1のほうが当然、診療報酬点数は高くなってくるので、そういう面では収益の増にはつながってくると思うが、改正そのものによってふえたというようなことではないと思っている。
- ・ 自治体病院あるいは開設者協議会の両協議会から会長表彰を受けるに当たっての評価は、まず、特殊な医療という低温サウナ、和温療法という鹿児島大学の旧第一内科で確立をされたものをやっていること（地域医療）と、高齢者の方が多いため、在宅医療を目指す訪問診療、往診に重点を置いている（在宅医療）ことだ。そのため、経営の状況が、昨年5年連続の黒字となったこと等に対する市立病院としての施策が評価をされた。
- ・ 小児科設置は、平成20年度に設置をした有識者会議の中でも、将来的には小児科についても検討をしていくべきであろうという提言をいただいている。8月下旬に鹿児島大学の小児科医局長とも相談しているが、今のところすぐ小児科医を招聘できるというような状況にはない。

○委員からの意見・要望

- ・ 若い主婦の人たちから、子供たちが風邪になったといった病気でもすごく困っている。できるだけ小児科を設置できるようにお願いしておく。
- ・ 自治体病院あるいは開設者協議会の両協議会から会長表彰を受けたことは非常に素晴らしいことだ。病院系も大変な状況が予想されるので、せっかくの表彰をやはりアピールすべきだ。アピールが足りない気がする。これだけの表彰を受けた病院ということであれば、お世話になる患者さんも安心・信頼して、患者がいっぱいふえてくると思うので、ぜひ、この表彰は生かしていただきたい。
- ・ 市立病院の環境はよくなって、患者さんたちも非常に従前と違って待合での表情も違ってき

ている。また、看護師さんの対応もなかなかきばきとなっているんじゃないかなという印象を受けた。

◎認定事項第8号平成22年度枕崎市水道事業決算

○当局説明

- ・ 業務量は、平成22年度末における給水戸数は、1万0,901戸、給水人口は2万0,809人で前年度に比べて給水戸数で9戸の減、給水人口で220人の減となった。
年間排水量は306万1,617トン、有収水量は279万4,549トンであった。前年度に比べて排水量で3万4,049トンの減、有収水量でも6万0,498トンの減となった。また、有収率は91.3%となり、前年度に比べて0.9ポイントの減となった。
- ・ 建設改良工事等は、建設改良費の決算額は、6,899万6,616円となった。主な事業内容は、塩屋火之神線や街路1号線の配水管改良工事等を行い、配水管の新設改良を1,096メートル、導水管の改良を171メートル施行した。また、片平山配水池の発電機室築造工事や金山浄水場の送水ポンプ取替え並びに薬注設備の取替えなど、施設の改修を進め、災害に強い施設づくりと有収率の向上に取り組んだ。
- ・ 収益的収入及び支出では、税抜きで総収益4億5,598万1,245円、総費用4億1,537万1,141円で、4,061万0,104円の純利益となった。これに前年度繰越利益剰余金1,449万2,399を加えると、平成22年度末における未処分利益剰余金は5,510万2,503円となる。
- ・ 総収益のうち、給水収益は4億3,860万1,686円で、前年度に比べ850万8,217円の減、営業外収益は前年度に比べて153万7,634円の増となった。また、総費用では前年度に比べて営業費用が1,762万8,546円の減、営業外費用が11万9,063円の減で合計1,774万7,609円の減となった。
- ・ 資本的収入及び支出では、収入額1,333万3,782円に対し、支出額1億5,390万8,823円となり、差引で1億4,057万5,041円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金7,441万6,677円、当年度分損益勘定留保資金6,370万943円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額245万7,421円で補てんした。
- ・ 平成22年度枕崎市水道事業剰余金計算書の利益剰余金は、平成21年度決算で繰越利益剰余金年度末残高は1,449万2,399円となっていたが、当年度純利益が4,061万0,104円となり、当年度未処分利益剰余金は5,510万2,503円となったので、その一部を地方公営企業法第32条第1項の規定に基づく減債基金と今後の建設改良に充てるため、建設改良積立金に新たな積立てをしようとするものである。
- ・ 営業収益のマイナスの主なものは、給水収益の減である。
- ・ 平成21年度末をもって老朽管更新事業として、石綿セメント管更新事業の終了に伴い、職員を前年度に比べ4名減にした。当然、業務に支障はあるが、係を3係から2係にして、機動性のあるかたちにした。
- ・ 給水人口で220人の減、戸数で9の減であるが、1戸当たりの人数が、これまでの3人から2人家族に、あるいは、一人だけになったことが要因であるとみている。
- ・ 営業収益の減、いわゆる給水人口減は、相対して人口減少に伴い、またライフスタイルの変更、節水機器等によるものと考えている。
- ・ 下水道料金値上げによる使用量への影響は、調べる術がないので正確に出てくることはないが、平成22年度の月別の料金では、4月から10月まではずっと前年度よりも減である。11月以降はとんとんか、少し持ち上がったという状況ではある。
これまでの給水収益の推移では、平成8から平成22年度までの5年間で積算すると、年間大体700万程度減少を続けているという計算になる。これは、平成21決算でも平成22決算でも大体同じような傾向を示しているため、傾向的にはそこまで顕著に現れていないと考えている。

- ・ 今年の1月以降については、給水量は持ち直しているということであるので、下水道料金を値上げした以降、水道の使用量が去年と比べて減っているという事実はないと思っている。ただ、節水の意識で水が減っているのか、それから他の要因があって増えているのかを数字として把握するのは難しい。
- ・ 年間有収率は、原因が、まず一つ目が漏水、二つ目が使っているメーターの誤差、三つ目がただで利用したということがある。中でも、漏水が大きな原因だと考えている。
この有収率は、全体使用量がさほど大きくない本市では、一箇所多く漏れただけでも、すぐ影響を及ぼしてくるため、0.9ポイント下がったところである。ちなみに、この91.3%は県下19市中3番目の数字になる。
- ・ 常時、夜間流量等でどこかで漏水が起こっていないか監視をしている。漏水が疑われるような状況の場合、ブロック分けして、漏水調査をする。
- ・ 老朽管更新事業は、石綿セメント管の改修事業が平成21年度で終わったが、平成22年12月から、20年間の総事業費12億で、H I V P、耐衝撃性の菅に変える計画を策定し、本年度から実施に入っている。
- ・ 市の水源地の貯水量は、基本的にその水量がいつまで維持できるかは、はっきり分らない。ただ、枕崎の水は、花渡川の河川水を浄化して使っている。花渡川の河川水を汚さないように、上流の市、町には毎年水道週間の時をお願いをし、また、常々水源は監視をしている。
- ・ 水質検査は、水道法によって年間、延べ39回、69カ所分の水を検査している。その費用は、原水及び浄水費の手数料322万4,081円である。
- ・ 原水の管理は、水道法に基づき水質検査を行なっている。原水の時点では、飲料水としては不適というものがあるが、浄水になる前に一般細菌とか除去して水道水を提供している。原水で日常的に出ているものは、硝酸性窒素や大腸菌が検出されている。
- ・ 給水収益が毎年700万程度減になっていく。今後、行財政改革の更なる推進により、少しずつでも解消できると考えている。
- ・ 給水原価と供給単価の比較で、供給単価はほとんど変わらない。問題は給水原価であるので、職員の若返り策とか、職員の減、人事交流も含めて歳出を抑えていきたい。
- ・ 緊急時の対応として、平成22年度に枕崎市水道工事業協会と災害時における水道の応急活動に関する協定書を締結している。これまで水道事業として、災害時には、大規模災害は別として、通常は現経費の中で職員が対応している。
- ・ 片平山の配水池が、停電で配水できなくなった場合は、大規模災害というかたちになると思うが、水は各配水池で最大設計上1万トン貯水できるということになっている。ただ、毎日8,000トン近くを使うので、そのまま使えば、1日分しかもたないということになる。ただし、それを3時間ごとの時間給水をした場合でも、2日分がいっぱいではないかと考えている。
- ・ ことしを見ると、今までは考えられないような災害があるので、そういう意味では二重三重のそういう設備をもう1回考えていただいて、設備費を、投資的なあれを考えてほしい。

○委員からの意見・要望

- ・ 枕崎の暮らしと地域経済という点から考え、下水道料金値上げによる使用量への影響などの分析のための具体的な資料など報告してほしい。
- ・ 公共下水道事業の料金値上げ、水道使用量の減というように、行政の中で利害が対立している。これは悪循環である。行政全体の中で起こる問題として、水道料金が住民負担として跳ね返るような事業を市がやるべきでない。
- ・ 給水戸数がマイナス9、人口で220人減っている中で、4,000万ぐらいの収益を上げていることは、事業としては好成績である。

- ・ 人件費は、ここ数年、大体1億円かかっている。事業的には4億5,000万ぐらいの事業をしている。これは、普通、民間企業を考えてもあまりにも人件費が多いので、検討する余地は多分にある。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 畠 野 宏 之